

那覇市公報

第 1 8 3 4 号 その 4

毎月 2 回 1，1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇監査委員公表◇

○令和 4 年度包括外部監査の結果について（公表）…………… 512

◇監査委員訓令◇

○那覇市監査委員個人情報保護に関する法律施行規程…………… 691

◇監査委員告示◇

○那覇市監査委員監査基準の一部を改正する基準…………… 693

◇農業委員会告示◇

○那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程の一部を改正する告示…………… 694

○那覇市農業委員会個人情報保護に関する法律施行規程…………… 696

監査委員公表

那 監 公 表 第 11 号

令和 5 年 3 月 27 日

掲 示 済

那覇市監査委員	宮 城	哲
同	城 間	貞
同	奥 間	亮

令和 4 年度包括外部監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告書の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 度

包括外部監査結果報告書

「出資団体及び財政的援助団体に係る
財務事務の執行について」

那覇市包括外部監査人

公認会計士 木戸秀徳

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 表示数値

報告書の表の合計（又は差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（又は差額）とが一致しない場合がある。

2. 省略用語

本文中に使用している略語は次のとおりである。

略称	正式名称
第三セクター等に関する総務省指針	第三セクター等の経営健全化等に関する指針（総務省）

3. 語句の説明（指摘と意見）

本報告書においては、監査人の発見事項を「指摘」と「意見」に区分して記載している。「指摘」及び「意見」の内容は次のとおりである。

指摘	合規性に違反する事項（法令、条例、規則、定款、規程、要綱等に抵触する事項）、あるいは社会通念上著しく適切性を書いていると判断される事項
意見	「指摘」以外で、有効性・経済性・効率性・正確性の観点から、監査人が改善を要望する事項

目次

第1章 監査の概要	1
第1. 監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
第3. 監査の根拠となる法令等	1
第4. 監査対象期間	3
第5. 監査実施期間	3
第6. 監査対象部署等	3
第7. 監査従事者	3
第8. 利害関係	3
第2章 監査の方針	4
第1. 監査の要点	4
第2. 監査の視点（個別事業の監査）	5
第1. 第三セクター等	5
第2. 地方独立行政法人（那覇市立病院）	8
第3. 出資団体	10
第4. 補助金、負担金、交付金事業	11
第5. 委託事業	12
第6. 指定管理事業	13
第3. 監査手続	14
第3章 監査の対象となる事業	15
第1. 監査対象事業の選定	15
第1. 第三セクター等	15
第2. 出資団体	15
第3. 財政的援助等の事業	16
第4章 市における第三セクター等の取扱い	19
第1. 第三セクター等の定義	19
第2. 総務省が推進する第三セクター等の抜本的改革の概要	19
第3. 市における第三セクター等の取扱い	29
第5章 市における出資団体及び財政的援助事業の取扱い	31
第1. 地方公共団体による出資	31
第2. 地方公共団体による財政的援助	31
第3. 市における出資団体及び財政的援助事業の取扱い	32
第6章 監査の結果及び意見（総論）	34
第1. 全般的意見及び提言	34

全般的意見1. 第三セクター等の範囲に限りがある	34
全般的意見2. 第三セクター等に関する総務省指針の適用が不十分	37
全般的意見3. 出資に関する出口戦略の明確化	40
全般的意見4. 第三セクター等によさわしい役職員の選任	42
全般的意見5. 法令遵守体制の強化	46
全般的意見6. 財政的援助は真に必要なものに限定すべき	47
全般的意見7. 成果指標の設定及び事業評価に改善の余地がある	48
第2. 個別事業の監査結果まとめ	50
第1. 第三セクター等に関する問題点	50
第2. 出資団体に関する問題点	57
第3. 財政的援助事業に関する問題点	58
第4. 発見事項の個数	65
第7章 監査の結果及び意見（個別事業）	66
第1. 第三セクター等	66
第1. 沖縄都市モノレール株式会社	66
第2. 泊ふ頭開発株式会社	91
第3. 公益財団法人那覇市育英会	111
第4. 公益社団法人那覇市シルバー人材センター	126
第5. 那覇市土地開発公社	141
第6. 地方独立行政法人 那覇市立病院	146
第2. 出資法人	172
第1. 那覇空港ビルディング	172
第2. 那覇新都心株式会社	177
第3. 財政的援助事業	181
第1. 協働によるまちづくり推進事業	181
第2. 指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業	186
第3. 那覇市社会福祉協議会補助金事業	191
第4. 那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業	196
第5. 軽費老人ホーム補助金事業	201
第6. 安謝こども園園舎建設補助事業	208
第7. 渡瀬水島・廻地センター管理運営協議会負担金事業	211
第8. 離島漁業再生支援事業	216
第9. 水産物の新たな販売手法構築事業（新型コロナ関連）	221
第10. 那覇商工会議所事業費助成事業	225
第11. 指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業	232
第12. NABA マラソンコロナ対策支援事業	237

13. 沖縄都市モノレールインフラ外整備事業建設補助金.....	240
14. 那覇市育英会運営補助金.....	244
15. 那覇市シルバー人材センター運営補助金.....	248
16. 病院事業運営費負担金.....	253
17. 病院事業運営費交付金（新型コロナウイルス関連）.....	258
18. 救急診療事業補助金.....	262
19. 沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託.....	266
20. 那覇市市制 100 周年記念沖縄都市モノレール（おいレール）ラッピング車両運行等業務.....	272
21. 都市公園維持管理業務委託.....	276
22. 「広報なは市民の友」配布業務委託.....	281
23. スプリング入りマットレス等解体業務委託.....	284
24. 那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業.....	288
25. がん検診・肝炎ウイルス検診（個別・集団検診）業務.....	294
26. 新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務.....	299
27. 新型コロナウイルスワクチン接種に係る基本型医療機関業務.....	304
28. 那覇市職員定期健康診断業務.....	308
29. 那覇市ぶんかテンプルス館管理運営事業.....	312
30. 那覇市総合福祉センター管理運営事業.....	319
31. 老人福祉センター管理運営事業.....	329
32. 児童館管理運営事業.....	342

第 1 章 監査の概要

第 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項の規定に基づく包括外部監査

第 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

出資団体及び財政的援助団体に係る財務事務の執行について

テーマの選定理由

（1）出資法人は市にとって重要な位置付けである可能性が高い
市が出資している法人及び当該法人の実施する事業については、市の行政運営上、重要である可能性が高いものと考えられる。

また、そのような出資法人には、補助金、交付金、負担金、貸付金等により、市から財政的な援助が行われている場合があり、また、市の職員や元職員の派遣等による人的支援が行われている場合もある。

このように、市にとつて重要な位置付けの法人であり、かつ、財政面や人事面で市との関与が認められる法人について、法人運営の状況、市のモニタリング体制、財務事務の執行状況、等の観点から監査を実施することは有用である。

（2）過去の包括外部監査の監査テーマになっていない

出資団体に対する監査は、過去の那覇市包括外部監査において監査テーマになっていない。

（3）令和 3 年度の監査において補助金交付事業に係る発見事項が散見された

令和 3 年度の那覇市包括外部監査において、補助金交付事業に係る指摘や意見が散見されたため、補助金や負担金等により市が財政的援助を行っている団体のうち、令和 3 年度の監査対象となっていない団体についても、令和 3 年度と同様の指摘や意見をすべき状況にあるかを確かめることは有用である。

第 3. 監査の根拠となる法令等

出資団体に係る監査において、監査対象には、市の担当部署のみならず市が 25%以上出資する団体も含むこととする。

市の出資団体を監査対象に含むことができる理由は、以下の通りである。

（1）地方自治法第 252 条の 37 第 4 項において、市の出資団体のうち“政令”で定めるものについては、“条例”の定めにより監査対象にできるとされている。

【**地方自治法第 252 条の 37 第 4 項より抜粋**】
(包括外部監査人の監査)
第二百五十二条の三十七
4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要であると認めるときは監査することができる。
(下線は監査人による。)

(2) “政令”（地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項）において、包括外部監査の対象となり得るのは、市が 1/4 以上出資している法人であるとされている。

【**地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項より抜粋**】
第百四十条の七
地方自治法第百九十九条第七項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人とする。
(下線は監査人による。)

(3) “条例”（那覇市外部監査契約に基づく監査に関する条例 第 2 条）において、出資団体も監査対象とすることができる。

【**那覇市外部監査契約に基づく監査に関する条例 第 2 条より抜粋**】
(包括外部監査契約に基づく監査)
第 2 条
法第 252 条の 29 に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。
(1) 市が法第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の

事務の執行で当該財政的援助に係るもの
(2) 市が出資しているもので法第 199 条第 7 項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
(3) 市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
(4) 市が受益権を有する信託で法第 199 条第 7 項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
(5) 市が法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの
(下線は監査人による。)

第 4. 監査対象期間

原則として、令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

第 5. 監査実施期間

令和 4 年 9 月 9 日～令和 5 年 3 月 31 日

第 6. 監査対象部局等

1. 監査対象として選定した出資法人又は財政的援助事業を所管する部局
総務部、企画財務部、市民文化部、経済観光部、環境部、福祉部、健康部、こどもみらい部、都市みらい部、まちなみ共創部、生涯学習部
2. 監査対象として選定した出資法人のうち、第三セクター等に該当する法人
沖縄都市モノレール株式会社、泊ふ頭開発株式会社、公益財団法人那覇市青英会、公益社団法人那覇市シルバー人材センター、那覇市土地開発公社、地方独立行政法人那覇市立病院

第 7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	木戸 秀徳
監査補助者	公認会計士・税理士	友利 健太
	公認会計士・税理士	原田 泰人
	弁護士	高塚 千恵子

第 8. 利害関係

包括外部監査人及び監査人補助者は、外部監査の対象とした事件に関して、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 章 監 査 の 方 針

第 1. 監 査 の 要 点

包括外部監査の趣旨が、「自治体が最少の経費で最大の効果を挙げようとするべく事務処理をしているか（地方自治法第 2 条 14 項）」を検証することであることを踏まえ、主に、以下の事項を監査重点に設定した。

(1) 合 規 性

- ・ 第三セクター等に係る行政手続は、第三セクター等に関する総務省指針に準拠しているか。
 - ・ 補助事業の事務手続は、法令、規則、補助金交付要綱及び市が定める補助金の運用ルール等に準拠しているか。
 - ・ 委託事業の事務手続は、法令、規則、契約及び仕様書等に準拠しているか。
 - ・ 指定管理事業の事務手続は、法令、規則、「指定管理者制度に関する運用指針（那覇市）」及び契約等に準拠しているか。
 - ・ 予算の執行に係る承認、検査確認は、正しく行われているか。
 - ・ その他、事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。
- #### (2) 有 効 性
- ・ 事業の目的を達成するために、適切な成果指標が設定されているか。
 - ・ 事業の実施内容が、目的を達成するために適切な内容となっているか。
 - ・ 事業が事業計画にそって実施されているか。
 - ・ 事業実施後に、効果の測定を適切に実施しているか。
 - ・ 事業の実施により把握された課題について、次年度以降の事業計画に適切に反映しているか。
 - ・ コロナウイルスの流行等、事業環境の変化に対応して適切に事業内容を修正しているか。
 - ・ 他部署や県との連携は適切に実施されているか。
- #### (3) 経 済 性 ・ 効 率 性
- ・ 事業予算の見積りは適切かつ、効率的な金額となっているか。
 - ・ 事業費について費用対効果を分析しているか。
 - ・ 事業の評価結果について、次年度以降の事業計画や事業予算に適切に反映しているか。
 - ・ 成果が見込まれない事業が継続していないか。
 - ・ 他事業との重複や、合理的でない細分化はないか。
 - ・ 予算執行率に異常点はないか。
- #### (4) 正 確 性
- ・ 資料は事実に基づき正確に作成されているか。

第 2. 監 査 の 視 点（個別事業の監査）

1. 第三セクター等

第 1. に記載した監査重点、「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例（公会計委員会研究報告第 11 号 日本公認会計士協会）」、第三セクター等に関する総務省指針、等を参考として、個別事業の監査における主な視点を以下の通りに整理した。

① 出 資

- ・ 出資の目的及び必要性が、明確かつ合理的であるか
- ・ 出資にあたって、条例又は議会の決議を経ているか（地方自治法第 237 条 2 項参照）

② 第三セクター等のガバナンス

- ・ 中長期的目標及び中期経営計画が策定されているか
- ・ 年間計画が策定されているか
- ・ 事業実施後に中期経営計画や年間計画の達成度を測定し、自己評価を行っているか
- ・ 役員の人数の頻度は法令及び定款を遵守しているか
- ・ 取締役会等の頻度は法令及び定款を遵守しているか
- ・ 取締役会等の会議体において、重要な経営上の課題が共有され、対応方針が決定されているか
- ・ 監査役監査又は監事監査は有効かつ適切に実施されているか
- ・ 取締役又は理事との利益相反取引への対応は適切か

③ 人 事

- ・ 市職員を第三セクター等に派遣している場合、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律や那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に準拠しているか
 - ・ 市長や市職員が第三セクター等の役員を兼務している場合、その職責を果たしているのかについて十分に検討を行っているか
 - ・ 市職員出身者が第三セクター等の役員となつている場合、必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分に検討を行っているか
- #### ④ 第三セクター等への財政支援
- ・ 市が財政支援を行っている場合には、やむを得ない理由によるものか、また、支援額は過剰ではないか
 - ・ 市が複数年に渡って財政支援を行っている場合、支援を継続と継続していないか
 - ・ 第三セクター等が借入を行っている場合に、市が債務保証を付していないか

- また、滞留債権への対応方法は適切か
 - ・ 資産項目の評価方法は適切か
 - ✓ 棚卸資産の評価減方法
 - ✓ 固定資産の減損方法
 - ✓ 債権に対する貸倒引当金算定方法
 - ・ 引当金は漏れなく適切に計上されているか（賞与引当金、退職給付引当金、等）
 - ・ リース取引は会計基準に従い会計処理されているか
 - ・ 当年度に計上すべき費用科目は漏れなく計上されているか
 - ・ 経過勘定（前払費用、未払費用、等）は適切に計上されているか
 - ・ 会計監査人が設置されている場合、会計監査人からの指摘事項に適切に対応しているか
- ⑧ 議会への説明・住民への情報公開
 - ・ 市は、議会や市民に対して、第三セクター等の財務諸表、経営指標、将来負担額等を公表し、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行っているか
- ⑨ 過年度の包括外部監査や監査委員監査における発見事項への対応状況
 - ・ 過年度の包括外部監査や監査委員監査で監査対象となった第三セクター等については、過年度の監査における発見事項に対して、適切に対応しているか

- ・ 市が補助金等を交付している場合の規点は、P.11 の記載と同様
- ・ 市が委託費を交付している場合の規点は、P.12 の記載と同様
- ・ 市が貸付を行っている場合、第三セクター等のキャッシュ・フロー獲得能力に照らして、回収に懸念はないか
- ・ 市の財産を第三セクター等を使用させている場合、その理由及び賃借料水準は合理的か
- ⑤ 第三セクター等の効率的な運営
 - ・ 第三セクター等において、効率的経営のための具体的な施策が講じられているか
 - ・ 役職員の給与水準が過度に高額になっていないか
 - ・ 外協との契約に際し、入札や相見積り等、費用を削減する規定が設けられているか
- ⑥ 市による第三セクター等のモニタリング
 - ・ 市は、第三セクター等の運営状況について適切に評価しているか
 - また、評価にあたっては、以下の事項を考慮しているか
 - ✓ 事業の公益性、公益性、採算性及び将来見通し
 - ✓ 出資の出口戦略
 - ✓ 第三セクター等以外の事業手法との比較
 - ✓ 費用対効果
 - ✓ 存続の前提となる条件（ゴーイング・コンサーン）の明確化
 - ・ 市は、毎期第三セクター等の決算書を入力し、経営状況及び財務状況を適切に把握しているか
 - 経営状況が悪化し経営健全化方針を策定している第三セクター等については、市が主導して経営健全化に取り組んでいるか
 - ・ 市は出資者として、第三セクター等において選任された役職員が、民間の経営ノウハウを有する等の職責に相応しい人物であるかどうかを確かめているか
 - ・ 市は、第三セクター等の役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化に取り組んでいるか
 - ・ 株主総会の議案の賛否を決定するにあたり、市は株主として十分に検討しているか
 - ・ 市は、インフラ事業を行う第三セクター等の施設更新計画や修繕計画を入力し、適切に助言しているか

- ⑦ 財務情報の適切性
 - ・ 第三セクター等が適用すべき会計基準に従い、財務諸表、注記、附属明細等を適切に作成しているか
 - ・ 現預金、棚卸資産、固定資産等の資産管理状況は適切か
 - ・ 債権管理状況は適切か

2. 地方独立行政法人（那覇市立病院）
- 地方独立行政法人である那覇市立病院は第三セクター等の範囲には含まれないため、第三セクター等に関する総務省指針は適用されないが、「市が出資する法人である」、「市と人的・財政的関係性を有している」、「市がモニタリングする必要がある」等の点では、第三セクター等に類似しているため、(1)を参考として、個別事業の監査における主な視点を以下の通りに整理した。
- また、監査実施時には、那覇市立病院が地方独立行政法人法を遵守しているかどうかという視点にも留意した。
- ① 出資
- ・ 出資の目的及び必要性が、明確かつ合理的であるか
 - ・ 出資にあたって、議会の決議を経ているか
- ② 那覇市立病院のガバナンス
- ・ 中長期の目標及び中期経営計画が策定されているか
 - ・ 年間計画が策定されているか
 - ・ 事業実施後に自己評価を行っているか
 - ・ 役員の数及び定款を遵守しているか
 - ・ 理事会等の会議体において、重要な経営上の課題が共有され、対応方針が決定されているか
 - ・ 監事監査は有効かつ適切に実施されているか
 - ・ 理事との利益相反取引への対応は適切か
- ③ 人事
- ・ 市職員を那覇市立病院に派遣している場合、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律や那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に準拠しているか
- ④ 那覇市立病院への財政支援
- ・ 市が財政支援を行っている場合には、やむを得ない理由によるものか、また、支援額は過剰ではないか
 - ・ 市が補助金等を交付している場合の視点は、P.11 の記載と同様
 - ・ 市が委託費を交付している場合の視点は、P.12 の記載と同様
 - ・ 市が貸付を行っている場合、那覇市立病院のキャッシュ・フロー獲得能力に照らして、回収に懸念はないか
 - ・ 市の財産を那覇市立病院に使用させている場合、その理由及び貸借料水準は合理的か

- ⑤ 那覇市立病院の効率的な運営
- ・ 那覇市立病院において、効率的経営のための具体的な施策が講じられているか
 - ・ 役職員の給与水準が過度に高額になっていないか
 - ・ 外部との契約に際し、入札や相見積り等、費用を削減する規定が設けられているか
- ⑥ 市による那覇市立病院のモニタリング
- ・ 市は、評価委員会を設置し那覇市立病院の運営状況について適切に評価しているか
 - ・ 市は、那覇市立病院の決算書を毎期入手し、経営状況及び財務状況を適切に把握しているか
- ⑦ 財務情報の適切性
- ・ 地方独立行政法人会計基準に従い、財務諸表、注記、附属明細等を適切に作成しているか
 - ・ 現預金、棚卸資産、固定資産等の資産管理状況は適切か
 - ・ 債権管理状況は適切か
 - また、滞留債権への対応方法は適切か
 - ・ 資産項目の評価方法は適切か
 - ✓ 棚卸資産の評価減方法
 - ✓ 固定資産の減損方法
 - ✓ 債権に対する貸倒引当金算定方法
 - ・ 引当金は漏れなく適切に計上されているか（賞与引当金、退職給付引当金、等）
 - ・ リース取引は会計基準に従い会計処理されているか
 - ・ 当年度に計上すべき費用科目は漏れなく計上されているか
 - ・ 経過勘定（前払費用、未払費用、等）は適切に計上されているか
- ⑧ 議会への説明・住民への情報公開
- ・ 地方独立行政法人法に従い、市の評価結果を議会に報告しているか
 - ・ 地方独立行政法人法において公表が義務付けられている情報について、適切に公表しているか
- ⑨ 過年度の包括外部監査や監査委員監査における発見事項への対応状況
- ・ 過年度の包括外部監査や監査委員監査における発見事項に対して、適切に対応しているか

3. 出資団体

市が出資している団体のうち、第三セクター等以外の団体については、第三セクター等に
関する総務省指針は適用されないが、市が株主として、出資団体の企業価値を最大化するた
めに適切なモニタリングを行う必要がある。また、市が出資する目的が完了した場合、また
は目的が消滅した場合には、市が出資を継続する理由が無くなるため、出資団体の株式を売
却する等の措置を講じる必要があると考えられることから、市は出資の出口戦略を検討す
る必要がある。

以上を踏まえ、個別事業の監査における主な視点を以下の通りに整理した。

① 出資

- ・ 出資の目的及び必要性が、明確かつ合理的であるか
- ・ 出資にあたって、条例又は議会の決議を経ているか（地方自治法第 237 条 2 項参照）

② 人事

- ・ 市長や市職員が出資団体の役員を兼務している場合、その職責を果たし得るのかについ
て株主として検討を行っているか
- ・ 市職員出身者が出資団体の役員となっている場合、必要とする能力・知見を有する人材
であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、株主として検討を行ってい
るか

③ 出資団体への財政支援

- ・ 市が財政支援を行っている場合には、やむを得ない理由によるものか、また、支援額は
過剰ではないか
- ・ 市が複数年に渡って財政支援を行っている場合、支援を漫然と継続していないか
- ・ 出資団体が借入を行っている場合に、市が債務保証を付していないか
- ・ 市が補助金等を交付している場合の視点は、P.11 の記載と同様
- ・ 市が貸付を行っている場合、出資団体のキャッシュ・フロー獲得能力に照らして、回収
に懸念はないか
- ・ 市の財産を出資団体に使用させている場合、その理由及び賃借料水準は合理的か

④ 市による出資団体のモニタリング

- ・ 市は、株主として出資団体の運営状況について適切に評価しているか
- ・ 市は、出資団体の出口戦略を検討しているか
- ・ 株主総会の議案の賛否を決定するにあたり、市は株主として十分に検討しているか

10

4. 補助金、負担金、交付金事業

令和 3 年度の包括外部監査と同様に、個別事業の監査における主な視点を以下の通りに
整理した。

① 成果指標、PDCA サイクル

- ・ 成果指標の目標値は合理的に設定されているか
- ・ 成果指標に基づき事業の効果を測定しているか
- ・ 成果指標について目標値と実績値の差異理由を分析しているか
- ・ 効果測定結果を次年度以降の事業計画に反映しているか

② 予算の積算・執行

- ・ 予算積算方法及び予算積算額は、事業を効果的・効率的に実施するという観点から適切
か
- ・ 予算執行率に異常点は無いか

③ 補助金、負担金、交付金

- ・ 交付対象が要綱等に定める交付目的に合致しているか
- ・ 補助金等の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか
- ・ 補助金に係る事務は「那覇市の補助金に関するガイドライン」に準拠しているか
- ・ 補助金等の算定方法及び交付時期について、要綱等を遵守しているか
- ・ 事業実施後に適切に実施報告がなされているか
また、市が実施報告を適切に検査しているか
- ・ 事業の効果測定を行っているか
また、効果測定結果を次年度以降の事業計画に適切に反映しているか
- ・ コロナ禍において臨機応変な対応ができているか

11

6. 指定管理事業
那覇市の「指定管理者制度に関する運用指針」等を参考に、個別事業の監査における主な視点を以下の通りに整理した。

- ① 成果指標、PDCA サイクル
 - ・ 成果指標の目標値は合理的に設定されているか
 - ・ 成果指標に基づき事業の効果を測定しているか
 - ・ 成果指標について目標値と実績値の差異理由を分析しているか
 - ・ 効果測定結果を次年度以降の事業計画に反映しているか
- ② 予算の積算・執行
 - ・ 予算積算方法及び予算積算額は、事業を効果的・効率的に実施するという観点から適切か
 - ・ 予算執行率に異常点は無いのか
- ③ 指定管理
 - ・ 指定管理制度の導入理由に合理性があるか（市が自前で実施する場合のコストや効果と比較分析した上で指定管理制度を導入しているか）
 - ・ 指定管理者の選定は原則として公募により行われているか
また、公募内容が指定管理施設に関する条件に合致しているか
 - ・ 指定管理予定候補者は選定委員会により選定されているか
 - ・ 指定期間が不合理に長期間に及んでいないか
 - ・ 指定管理者との契約事務手続は適切に実施されているか
 - ・ 指定管理者との間で協定を締結しているか
 - ・ 指定管理料は「指定管理者制度に関する運用指針」に基づき、適切に算定されているか
 - ・ 指定管理の費用は毎年精算し、収支の余剰額の 1/2 は市へ返納しているか
 - ・ 指定管理者によるセルフモニタリングが適切に実施されているか
 - ・ 市による指定管理事業のモニタリングが適切に実施されているか
 - ・ コロナ禍において臨機応変な対応ができているか

13

5. 委託事業
令和 3 年度の包括外部監査と同様に、個別事業の監査における主な視点を以下の通りに整理した。

- ① 成果指標、PDCA サイクル
 - ・ 成果指標の目標値は合理的に設定されているか
 - ・ 成果指標に基づき事業の効果を測定しているか
 - ・ 成果指標について目標値と実績値の差異理由を分析しているか
 - ・ 効果測定結果を次年度以降の事業計画に反映しているか
- ② 予算の積算・執行
 - ・ 予算積算方法及び予算積算額は、事業を効果的・効率的に実施するという観点から適切か
 - ・ 予算執行率に異常点は無いのか
- ③ 委託
 - ・ 委託理由に合理性があるか（市が自前で実施する場合のコストや効果と比較分析した上で委託しているか）
 - ・ 委託者選定が適法、かつ、妥当であるか（指名競争入札や随意契約の場合、その理由が妥当であるか。また、一般競争入札ではない契約であっても、相見積もりを取る等、効率的な予算執行の努力を講じているか）
 - ・ 委託料の予算積算額は適切な水準になっているか。
 - ・ 契約にあたって必要な手続が全て実施され、作成が必要な書類が全て作成されているか
 - ・ 契約変更が生じている場合、変更内容が妥当か
 - ・ 目的に沿った契約内容となるよう、仕様書が作成されているか
 - ・ 契約の履行は、仕様書等に基づき適切に実施されているか（実施報告書の検査を適切に実施しているか）
 - ・ コロナ禍において臨機応変な対応ができているか

12

- 第 3 ． 監 査 手 続
実施した主な監査手続は、以下のとおりである。
- (1) 第三セクター等の監査

・ 第三セクター等へ往査し、ヒアリング、資料の閲覧、関連数値に基づく分析の手続、等の監査手続を実施した。

・ 市の関連部署に対し、ヒアリングや資料閲覧等の監査手続を実施した。
- (2) 出資団体及び財政的援助団体の監査

・ 市の関連部署に対し、ヒアリング、資料の閲覧、関連数値に基づく分析の手続、等の監査手続を実施した。
- (3) その他

・ その他、必要に応じて、関連する部署への質問や資料閲覧を行った。

- 第 3 章 監 査 の 対 象 と な る 事 業
- 第 1 ． 監 査 対 象 事 業 の 選 定
- 1 ． 第三セクター等
- 第三セクター等に関する総務省指針第 1 ． によれば、地方公共団体が 25% 以上の出資（一般社団法人及び一般財団法人に対する出捐を含む）を行っている法人について、地方公共団体は、当該指針に基づき第三セクター等に適切に関与する必要があるとされている。
- そこで、市の企画調整課に対し、市の出資法人について出資額及び出資割合の調査を依頼した。
- なお、一般社団法人及び一般財団法人に対する市の出捐割合の算定方法についてであるが、過去の公益法人会計基準においては「基本金」という概念が存在し、貸借対照表に計上されていたため、当該基本金残高に占める地方公共団体の出捐割合を算定することが可能であったと考えられる。しかしながら、現行の「平成 20 年改正 公益法人会計基準」においては、基本金という概念が無いため、『市の出捐金÷基本財産』の算定式により出捐割合を算定してもらうよう企画調整課に依頼した。

その後、企画調整課より令和 4 年 3 月 31 日時点における市の出資団体一覧表を入手し、そのうち、出資割合が 25% 以上となっていた法人を第三セクター等としての監査対象として選定した。

No.	法人名
1	沖縄都市モノレール株式会社
2	泊ふ頭開発株式会社
3	公益財団法人那覇市育英会
4	公益社団法人那覇市シルバー人材センター
5	那覇市土地開発公社
6	地方独立行政法人 那覇市立病院

- 2 ． 出 資 団 体
- 前述の出資団体一覧表において、出資割合が 25% 未満であるものの、出資額が 1 億円以上である法人を出資団体としての監査対象として選定した。

No.	法人名
1	那覇空港ビルディング株式会社
2	那覇新都心株式会社

業務				
27	新型コロナウイルス感染症に係る基盤型医療 機関連業	地方独立行政法人那覇市立病院 他、市内 20 の医療機関	委託	27, 630
28	那覇市職員定期健康診断業務	地方独立行政法人那覇市立病院 健診センター 他、県内 5 医療機関	委託	14, 139
29	那覇市ふんかテンプス船管理運営事業	株式会社沖繩コンテナ・株式会 社 PB コミュニケーションズ共同 企業体	指定管理	42, 296
30	那覇市総合福祉センター管理運営事業	社会福祉法人那覇市社会福祉協 議会	指定管理	40, 975
31	老人福祉センター管理運営事業 (金城老人園の家) (小禄老人福祉センター) (鹿名老人福祉センター) (末吉老人福祉センター) (部川老人福祉センター) (辻老人園の家)	社会福祉法人那覇市社会福祉協 議会 社会福祉法人那覇市社会福祉協 議会 社会福祉法人那覇市社会福祉協 議会 社会福祉法人那覇市社会福祉協 議会 社会福祉法人那覇市社会福祉協 議会	指定管理	6, 447 10, 325 10, 661 11, 130 12, 139 10, 635
32	児童館管理運営事業 (金城児童館) (小禄児童館) (鹿名児童館)	社会福祉法人那覇市社会福祉協 議会 社会福祉法人那覇市社会福祉協 議会 社会福祉法人那覇市社会福祉協 議会	指定管理	9, 705 12, 249 11, 959

第 4 章 市における第三セクター等の取扱い

第 1．第三セクター等の定義

第三セクター等に関する総務省指針第 1．（注 1）によれば、第三セクター等の定義は以下の通りである。

【第三セクター等の定義】
・ 第三セクター及び地方公社
【第三セクターの定義】
・ 地方公共団体が出資を行っている一般財団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む）
・ 地方公共団体が出資を行っている会社法法人
【地方公社の定義】
・ 地方住宅供給公社
・ 地方道路公社
・ 土地開発公社

第 2．総務省が推進する第三セクター等の抜本的改革の概要

1．第三セクター等の経営健全化等に関する指針の概要

総務省では、各地方公共団体が第三セクター等の効率化・経営健全化と地域元気を創造するための活用の両立に適切に取り組むことを要請しており、そのための第三セクター等の経営改革に関するガイドラインとして「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、各地方公共団体に同指針に基づく適切な対応を依頼している。（「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（総務省自治財政局長 総財公第 102 号通知 平成 26 年 8 月 5 日）参照）

そのため、市も第三セクター等に関する総務省指針を適用して行政手続を行う必要がある。

第三セクター等に関する総務省指針の概要は以下の通りである。

第 1．本指針の基本的な考え方

- ・ 第三セクター等の経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、地方公共団体は自らの判断と責任により、第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化等についての取組を進める必要がある。
- ・ 一方、人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化等を始めとする現下の社会経済情勢においては、民間企業が実施することが難しい公共性、公益性の高い事業の実施が強い

く期待されるところであり、第三セクター等はそれらを実現するための有効な手法となる場合がある。	
第 2. 地方公共団体の第三セクター等への関与	
1. 経営状況等の把握、監査、評価	
(1)	地方公共団体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の趣旨を踏まえ、関係する第三セクター等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について、適切に把握を行い、また、当該第三セクター等に関する地方公共団体の現在及び将来における財政的リスクも適切に把握を行う必要がある。 第三セクター等の経営状況等の正確な把握を行うためには、当該第三セクター等の財務諸表の適正性の確保が前提となるため、当該法人の形態等に応じた適切な会計基準を適用することが重要である。
(2)	地方公共団体の長は、第三セクター等に対する各種監査の実施により、第三セクター等の経営や公的支援の実態を把握し、監査結果については議会・住民に対して説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。
(3)	地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。 評価に当たっては、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採索性及び将来見通し等を十分に精査するとともに、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要である。 なお、地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うことが望ましい。
(4)	第三セクター等の経営状況等について把握、監査、評価を行った結果、現在又は将来における経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。
2. 議会への説明と住民への情報公開	
地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成した上で分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。	

3. 経営責任の明確化と徹底した効率化等	
(1)	第三セクター等は、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であるため、第三セクター等の経営者は、第三セクター等の経営が悪化した場合には、民事・刑事上の法的責任追究が行われる可能性があり得ることを十分に認識する必要がある。
(2)	地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要である。 第三セクター等の事業内容、他の出資者及び利害関係者との関係等により、地方公共団体の長や職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るのか、十分に検討を行うことが求められる。 また、地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合にあっては、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。 (3) 地方公共団体は、第三セクター等の役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要不可欠である。 (4) 地方公共団体は、第三セクター等の経営において、民間の資金やノウハウを可能な限り活用するように留意するべきである。このような観点から、当該第三セクター等の経営が設立当初から良好である場合はもとより、設立当初には収益が上がらなくとも、将来的には収支が均衡し、継続的に自立した経営を行う見込がある場合には、完全な民営化（地方公共団体からの出資の解消）を視野に入れた経営のあり方についても検討することが望ましい。 (5) 地方公共団体は、第三セクター等の資金調達について、地方公共団体の信用力に依存するのではなく、自立的に行われるように留意するべきである。
4. 公的支援（財政支援）の考え方	
(1) 基本的な考え方	
第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人である。その経営は原則として当該第三セクター等の自助努力により行われるべきであるが、性質上当該第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。 公的支援を行う場合であっても、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大	

大することがないようにすることが特に重要である。	
(2) 損失補償（債務保証を含む。）	地方公共団体が第三セクター等に対して公的支援を行う場合には、債務について損失補償を行うべきではない。
(3) 短期貸付け	短期貸付けは、損失補償と同様に、当該第三セクター等が経営破たんした場合に、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、避けるべきである。
(4) 長期貸付け	地方公共団体が第三セクター等に対して行う長期貸付けについては、一般的に、損失補償や短期貸付けと比べれば地方公共団体の財政的リスクは低いものと考えられる。
(5) 出資（増資を含む。）	地方公共団体が第三セクター等に対して行う出資（増資を含む。）は、公的支援の手法としては、地方公共団体には既に行なった出資が毀損すること以上の財政負担が生じることはないという特性を有し、また、出資額に応じた権利等が生じる場合が多い。このため、公と民の役割やリスクの分担の考え方と公的支援としての意義の双方を勘案して、出資の是非・規模等を判断することが必要である。
(6) 長等の私人としての債務保証	地方公共団体の長等が私人としての立場で第三セクター等の債務を保証することは、公職としての立場での契約と混同されるおそれがあるため、行うべきではない。
第 3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化	
地方公共団体が経営状況等の把握に努めた結果、現在又は将来の経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。	
1. 第三セクター等の経営健全化についての役割分担	
(1) 第三セクター等の経営は、地方公共団体から独立した事業主体として、自らの判断と責任に基づいて遂行することが原則であるが、経営が悪化した場合の経営健全化、特に、抜本的改革については、地方公共団体が主導することが必要である。	
(2) 地方公共団体は、第三セクター等が経営悪化に至った主たる要因が、公共性、	

公共性が高い事業を行ったことにより生じた損失以外である場合には、財政支援は行うべきではない。	
また、第三セクター等が公共性、公益性が高い事業を行っていたとしても、財政支援の前に経営の効率化、合理化の余地について検討し、速やかに取り組むことは当然である。	
2. 抜本的改革を含む経営健全化	
(1) 以下の基準に該当する第三セクター等については、地方公共団体が抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべき対象とすることが適当である。	
① 公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したものの。	
② 他の事業手法（例えば、地方公共団体の直営、民間企業への委託等）と比べて費用対効果が乏しいものの。	
③ 実質的に債務超過であるもの。	
④ 地方公共団体が多大な財政的リスクを有するもの。	
⑤ 「存続の前提となる条件」を満たさなくなったもの。	
(2) 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化について、地方公共団体は、別紙 2 のフローチャートの手順により検討を行うことが適当である。	
(3) 地方公共団体の長は、第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化の検討に当たり、関連予算の議決等の局面で議会の議決が行われることに留意の上、議会・住民等に対して十分な説明を行う必要がある。	
(4) 地方公共団体は、第三セクター等の抜本的改革を行った結果、第三セクター等が行っていた事業を地方公共団体又は別の第三セクター等に引き継ぐ場合には、経営状況、資産管理状況等を議会・住民等に明らかにすることが必要である。	
3. 債務調整を伴う処理策	
第 4. 第三セクター等の設立	
第三セクター等の設立等については、事業を行うために最も適切な手法・法人形態等を選択し、実施体制を構築することが必要である。	
第 5. 第三セクター等の活用	
人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化等を始めとする現下の社会経済情勢においては、民間企業が実施することが難しい公共性、公益性の高い事業の実施が強く期待される場所であり、第三セクター等はそれらを実現するための有効な手法となる場合がある。	
第 6. その他	

2. 「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」の概要

第三セクター等に関する総務省指針第3.2(1)に記載されている通り、第三セクター等の経営状況が悪化したり、公益性が著しく低下した場合には、地方公共団体は第三セクター等の根本的改革を含む経営健全化に取り組む必要があるが、総務省は経営健全化方針を定める際、指針として、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」(総務省自治財政局公営企業課長 総財公第26号通知 平成30年2月20日)を定めて各地方公共団体担当者宛に通知している。

「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」の概要は以下の通りである。

1. 策定する経営健全化方針の内容

以下の事項を盛り込んだ経営健全化方針を策定することが求められる。

また、経営健全化方針の様式例を別添のとおり作成しているので、方針の策定に当たって参考とされたい。

(1) 法人の概要

(2) 経営状況、財政的なりすくの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

法人の経営状況、財政的リスク（下記2の（1）から（4）までのいずれかのことをいう。以下同じ。）の現状、財政的リスクが高くなった要因などを分析すること。

また、これまでの地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与についても盛り込むこと。

(3) 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討を行うこと。

(4) 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応や地方公共団体による財政的なリスキへの対応のための具体的な対応を記載すること。

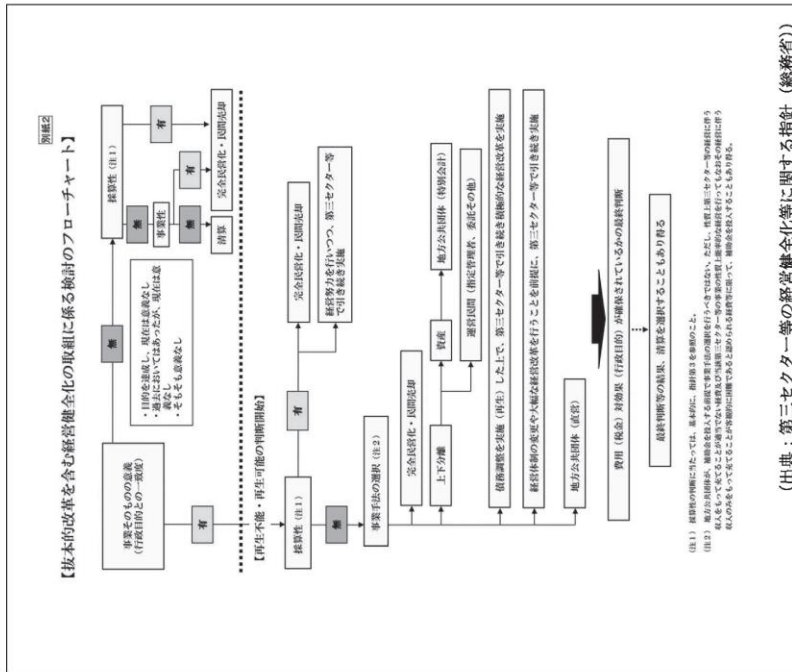
対応の記載に当たっては、財政的なリスクを解消させるまでの具体的なスケジュールを立てること。ただし、今後5年間で財政的なリスクを解消できない場合には、その理由と今後5年間で財政的なリスクをどのように改善していくか明記すること。

(5) その他必要な事項

2. 策定する必要がある地方公共団体

第三セクター等の中で、地方公共団体が出資（原則として 25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の（１）から（４）までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体は、経営健全化方針を策定するものとする。

- (1) 債務超過法人



なお、第三セクター等に関する総務省指針第1.によれば、同指針の適用対象は以下の通りであるものと解される。

【第三セクター等に関する総務省指針の適用対象】

- ・ 25%以上を出資している第三セクター等
- ・ 損失補償等の財政援助を行っている第三セクター等
- ・ その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる第三セクター等

- ・ 損失補償等の財政援助を行っている第三セクター等

- ・その他経営に実質的に主導的な立場を確保している第三セクター等

- (2) 実質的に債務超過である法人

(3) 地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人

(4) その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人
3. 経営健全化方針の策定に当たっての留意事項

(1) 経営健全化方針の策定主体は地方公共団体であるが、当該法人、当該法人の他の出資者及び利害関係者と調整を行った上で策定すること。

(2) 地方公共団体は、当該法人の経営・資産債務の状況を把握した上で、当該法人が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等についての評価を行う必要があるが、評価にあたっては、外部の専門家等から構成される委員会等を設置することも検討されたいこと。

(3) 一つの法人について複数の地方公共団体が出資している場合には、経営健全化方針の策定に当たって、地方公共団体間で調整し、整合性を確保すること。

(4) 議会への説明と住民への情報公開を行い、経営健全化方針の内容について理解を得ることが必要であること。
4. 策定した方針の進捗管理

策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要がある。
5. 経営健全化方針の策定・公表期限
6. 国における策定状況等の取りまとめ

第二セクター等経営健全化方針（参考様式）

別添

この方針は、当該年度の財政的なリスクを低減する第三セクター等と関係する地方公共団体は、当該第三セクター等との関係改善を図る経営健全化のための方針を定めたものである。

1. 当該地方公共団体の経営健全化の取組

作成年月日

作成担当部署

法人名

代表者名

所在地

設置年月日

業種

業種コード

2. 方針の策定に当たっての留意事項

3. 方針の策定に当たっての留意事項

4. 方針の策定に当たっての留意事項

5. 方針の策定に当たっての留意事項

6. 方針の策定に当たっての留意事項

項目	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
1. 経営健全化の取組					
2. 経営健全化の取組					
3. 経営健全化の取組					
4. 経営健全化の取組					
5. 経営健全化の取組					
6. 経営健全化の取組					

注：法人の経営に当たっての留意事項を定めた。

（出典：「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（総務省））

3. 第三セクター等の状況に関する調査結果の概要

総務省では、全国の第三セクター等について、その出資・経営等の状況を把握することを目的に調査を実施しており、その調査結果は総務省のウェブサイト上で公表されている。（令和元年度からは隔年で実施）

（総務省 HP：
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei/06_030000041.html）

なお、本調査において公表が求められている第三セクター等については、以下の通りとされており、地方独立行政法人が含まれている点において、第三セクター等に関する総務省指針で定義される第三セクター等とは範囲が異なっている点に留意が必要である。

1. 第三セクター
① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに特別民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
② 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
2. 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。）
3. 地方独立行政法人

※ 出典：総務省 HP に掲載されている「第三セクター等の状況に関する調査結果」（令和 3 年 3 月 31 日時点）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000784114.pdf

4. 第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果公表の概要

「第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果の公表について」（総務省自治財政部公営企業課 各地方公共団体担当課短事務連絡 平成 28 年 6 月 10 日）によれば、総務省は、第三セクター等に係る地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果（平成 27 年度分）を公表した。

その後、当該調査結果は毎年実施され、総務省のウェブサイト上で公表されている。

（総務省 HP：
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei/06_030000041.html）

第 3. 市における第三セクター等の取扱い

1. 第三セクター等の状況に関する調査結果の公表

上記、第 2. 3. で述べた通り、総務省は、第三セクター等の出資・経営等の状況を把握することを目的に隔年で調査を実施し、調査結果を総務省のウェブサイトで公表している。

市は、令和 3 年度の調査において、以下の 3 法人を第三セクター等として総務省に報告している。

- ・ 泊ふ頭開発株式会社
- ・ 那覇市土地開発公社
- ・ 地方独立行政法人那覇市立病院

2. 第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果の公表

上記、第 2. 4. で述べた通り、総務省は、第三セクター等に係る各地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関して毎年調査を実施し、調査結果を総務省のウェブサイトで公表している。

市は、令和 3 年度の調査において、債務超過となっている沖縄都市モノレール株式会社を総務省に報告している。

3. 経営健全化方針の策定

上記、第 2. 2 で述べた通り、経営状況が悪化したり、公益性が著しく低下した第三セクター等が生じた場合には、市は、経営健全化方針を策定し、策定した方針の進捗状況を管理する必要がある。

この点、市の第三セクター等のうち、沖縄都市モノレール株式会社については、債務超過に陥っていることから、平成 31 年 4 月 26 日に「沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針」を策定し、その後、経営健全化方針に基づく取組状況を毎年作成し進捗管理を行っている。

なお、沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針及びその取組状況については、市のウェブサイト上で公開されている。

（那覇市 HP：

<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitotuduki/collabo/tosi/seisaku/keieikenzenka.html>）

4. 第三セクター等への関与指針の有無

他の地方公共団体において、第三セクター等に対し適切に関与するにあたり、第三セクター等に関する総務省指針のみならず、独自の関与指針を策定している事例が複数あった。

地方公共団体	管理指針
--------	------

第 5 章 市 における出資団体及び財政的援助事業の取扱い	
第 1．地方公共団体による出資	
地方自治法第 238 条 1 項 7 号において、出資による権利が地方公共団体の公有財産に含まれていることが記載されている。	
【地方自治法第 238 条 1 項より抜粋】	
（公有財産の範囲及び分類）	
第二百三十八条	
この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。	
（中略）	
七 出資による権利	
また、地方自治法施行令によれば、出資とは「資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資」することとされており、会社のみならず、一般社団法人及び一般財団法人に対する基本金に準ずるものとしての出捐も出資に含まれる概念であるとされている。	
【地方自治法施行令第 152 条 1 項より抜粋】	
（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）	
第五百十二条	
地方自治法第二百一十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。	
一 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人	
二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社	
三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの	
	（下線は監査人による。）

第 2．地方公共団体による財政的援助

地方自治法第 199 条 7 項において、地方公共団体による財政的援助とは、「地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの」とされている。

米沢市	「第三セクター等に関する指針」に関する基本運用事項
唐津市	第三セクター等への関与に関する指針
柏崎市	第三セクター等に関する指針
浜田市	第三セクター等に関する指針
日向市	第三セクターに関する指針
横手市	第三セクター等への関与に関する指針
山口市	第三セクター等の自立的経営に関する指針

一方、那覇市では、現状独自の関与指針は作成されていない。

5．過去における第三セクター等の経営健全化事例

那覇市議会歳費検算システムによる検算結果によれば、過去において、那覇市土地開発公社の塩漬け土地問題が生じていたものの、公社の経営健全化に関する計画を策定し、計画を実行した結果、平成 22 年頃には塩漬け土地問題を全て解消したとのことであった。

【市議会議事録平成 22 年（2010 年）1 2 月定例会－12 月 07 日－02 号 より抜粋】

◎翁長雄志 市長

山城誠司議員の再質問にお答えをいたします。

この塩漬け用地は、やはり市長就任時に大変重くのしかかっておりました。当時、沖縄県は県とそれからほかの市町村合わせて塩漬け用地は 600 億円、そのうちの 260 億円を那覇市が占めていたものですから、この問題を放置いたしますと、177 億円借りて 86 億円の利息がくっついていくわけですから、10 年、20 年ほったらかしますと 300 億、400 億という形で大きくなっていきますので、これを解決するというのは、当時はごみ問題もありましたし、とまりんの問題もございましたし、ISO9001とかいろいろあるありましたけれども、やっぱりこの土地開発公社の問題は、しっかりとやらねえと子や孫に大きなついでを残すなどということでありましたので、本当にある意味では奮勇を振るってという形になりましたけれども、結果的に塩漬け用地を全部解消いたしました。土地開発公社も近々に閉鎖も可能だというふうなことも踏まえまして、本当にたくさん仕事はありましたけれども、こういう形で結末ができますと、大変ありがたかったなと、感慨深く、きょうの私とは関係のない質疑を聞きながら、側から聞きながら、よかったです、私自身も結果的にそういうふうな思いながら聞いておりました。

（下線は監査人による）

このように、市は問題が生じていた第三セクター等の経営を健全化した実績を有しているものと考えられる。

3. 株主総会での議決権行使
市が株式会社へ出資し、当該会社の株主となっている場合、市は株主総会において議決権を行使している。

4. 監査
地方自治法第 199 条 7 項において、財政的援助及び出資のうち政令で定めるもの、について、監査委員の監査対象とすることができるとされている。

【地方自治法第 199 条 7 項より抜粋】
第百九十九条
7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設を管理を行っているものについても、同様とする。
(下線は監査人による。)

また、上記の“出資のうち政令で定めるもの”とは、地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項によれば、「地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人」であるとされている。

【地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項より抜粋】
第百四十条の七
地方自治法第百九十九条第七項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人とする。

以上を踏まえ、市の監査委員は、必要に応じて財政援助団体等監査を実施し、監査結果を市のウェブサイトで公開している。
(<https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/kausanin/kausakekka.html#mzsaizen>)

【地方自治法第 199 条 7 項より抜粋】
第百九十九条
7. 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行っているものについても、同様とする。
(下線は監査人による。)

第 3. 市における出資団体及び財政的援助事業の取扱い

1. 出資
地方自治法によれば、地方公共団体が出資する場合、条例又は議会の決議による必要があるとされており、市も、出資時においては原則として議会の決議を経ている。

【地方自治法より抜粋】
第百九十六条
普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
(中略)
六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
(財産の管理及び処分)
第二百三十七条
2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けなければならない。
(下線は監査人による。)

2. 財政的援助
補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行う場合、地方自治法及び那覇市予算決算規則に従い、予算編成及び予算執行を行っている。

第 6 章 監査の結果及び意見（総論）

第 1. 全般的意見及び提言

全般的意見 1. 第三セクター等の範囲に限りがある

総務省は、第三セクター等の出資・経営等の状況を把握することを目的として、隔年で「第三セクター等の状況に関する調査」を実施し、全国の地方公共団体から得た情報に基づき、調査結果を公表している。

（令和 3 年度の調査結果： https://www.soumu.go.jp/main_content/000784114.pdf）

総務省が公表している「第三セクター等の状況に関する調査結果（令和 3 年 3 月 31 日時点）」によれば、調査対象となる第三セクター等は以下の通りに定めている。

- | |
|---|
| 1. 第三セクター |
| ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに特別民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人 |
| ② 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人 |
| 2. 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。） |
| 3. 地方独立行政法人 |

ここで、令和 3 年度の「第三セクター等の状況に関する調査」において、市が総務省に第三セクター等として報告しているのは、以下の 3 法人であった。

（令和 3 年度の調査結果全国集計は総務省 HP に掲載されている。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/koue/02zaisei06_03000041.html）

- ・ 泊ふ頭開発株式会社
- ・ 那覇市土地開発公社
- ・ 地方独立行政法人那覇市立病院

また、総務省は、相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対しては、経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針を策定・公表するよう要請すると共に、毎年、各地方自治体における経営健全化方針の策定状況及び当該方針に基づく取組状況を調査し、「第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査結果」として公表している。

（調査結果は総務省 HP に掲載されている。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/koue/02zaisei06_03000041.html）

ここで、令和 3 年度の「第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査結果」において、市が経営健全化方針取組中として挙げているのは、沖縄都市モノレール株式会社の 1 法人であった。

以上より、従前、市が第三セクター等として把握していたのは、泊ふ頭開発、那覇市土地開発公社、那覇市立病院、沖縄都市モノレールの 4 法人であった。

しかしながら、第三セクター等に関する総務省指針第 1. によれば、第三セクターには地方公共団体が原則として 25%以上の出捐を行っている一般社団法人及び一般財団法人も含まれることが明記されている。

【第三セクター等に関する総務省指針 第 1 より抜粋】

第 1. 本指針の基本的な考え方
公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社（注 1））は、…（以下、中略）

各地方公共団体におかれては、これらの点を踏まえて、出資（原則として 25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人を対象として、効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組みられるよう留意されたい。

（注 1）

本指針において、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えん（以下単に「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。）並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとする。

（下線は監査人による。）

この点、市に対し 25%以上の出捐を行っている一般社団法人及び一般財団法人の有無について質問したところ、公益財団法人那覇市青年英会及び公益社団法人那覇市シルバークセンターが該当することであり、当該 2 法人が第三セクター等の範囲から漏れていることが判明した。

市は、第三セクター等に関する総務省指針等の記載内容を踏まえ、改めて第三セクター等の範囲の正確性について、部署横断的に調査すべきである。

その上で、第三セクター等に該当する法人については、総務省が実施する「第三セクター等の状況に関する調査」や「第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査」において、漏れなく情報が記載されるよう留意する必要がある。

なお、第三セクター等の範囲を特定するにあたり、一般社団法人及び一般財団法人に対する市の出捐割合の算定方法を、どのようにするかについて検討が必要になると考えられる。

過去の公益法人会計基準においては「基本金」という概念が存在し、貸借対照表に計上されていたため、当該基本金残高に占める地方公共団体の出捐割合を算定することが可能であった。

しかしながら、現行の「平成 20 年改正 公益法人会計基準」においては、基本金という概念が無いため、「市が 25%以上の出捐を行っている一般社団法人及び一般財団法人」に該当しているか否かの判断基準については、市において検討が必要になると考えられる。

「市が 25%以上の出捐を行っている一般社団法人及び一般財団法人」の判断基準として、例えば以下のような方法が考えられるため、参考にとされたい。

(判定方法例)

- ・ 「平成 20 年改正 公益法人会計基準」適用前に設立済みの一般社団法人及び一般財団法人については、設立時の基本金残高に占める市の出捐割合が 25%以上であれば第三セクター等とする。
- ・ 基本財産が計上されている法人については、事業年度末の基本財産残高に占める市の出捐割合が 25%以上であれば第三セクター等とする。
- ・ 設立時に基本財産が計上されている法人については、設立時の基本財産残高に占める市の出捐割合が 25%以上であれば第三セクター等とする。

全般的意見 2. 第三セクター等に関する総務省指針の適用が不十分

「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成 26 年 8 月 5 日付総財第 101 号・総務大臣通知)によれば、総務省は各地方公共団体に對し、第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創出するための第三セクター等の活用との両立に適切に取り組むことを要請している。

このような、第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創出するための第三セクター等の活用との両立、という目的を達成するために、総務省は、第三セクター等に関する総務省指針を策定し、各地方公共団体が当該指針の内容を十分留意し、適切に対処することを要請している。

しかしながら、今回監査を実施した結果、市の第三セクター等に関して、多数の指摘又は意見が発見されており、第三セクター等に関する総務省指針に沿った行政手続が適切に実施されているとは言えない状況であった。発見事項の詳細は、個別事業の監査結果まとめ(P. 50 以降)や第三セクターごとの個別監査意見(P. 66 以降)に記載するが、主な発見事項としては以下の事項が挙げられる。

発見事項	該当する第三セクター等	第三セクター等に関する総務省指針における該当箇所
第三セクター等による事業の自己評価に改善の余地がある	沖縄都市モノレール (意見②) 泊ふ頭開発 (意見②) 那覇市育英会 (意見①) 那覇市シルバー人材センター (意見①)	第 2. 1 (3)
市による第三セクター等のモニタリングが不十分	泊ふ頭開発 (指針②、意見⑦、意見⑧) 那覇市育英会 (指針③、意見③) 那覇市シルバー人材センター (指針③、意見③)	第 2. 1 (3)
第三セクター等の役職員が適任かどうか疑問	沖縄都市モノレール (意見③、④) 泊ふ頭開発 (意見④、指針①) 那覇市育英会 (意見②)	第 2. 3 (2)
会計処理や内部管理体制に関して改善すべき点がある	泊ふ頭開発 (意見⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、指針③) 那覇市育英会 (意見④、⑤、⑥、⑦、指針④) 那覇市シルバー人材センター (意見⑤、⑥、⑦、⑧)	第 2. 1 (1)
情報公開が不十分	沖縄都市モノレール (意見⑩) 泊ふ頭開発 (意見⑭)	第 2. 2

	那覇市育英会（意見⑩） 那覇市シルバー人材センター（意見⑪） 沖縄都市モノレール（意見⑫、⑬）	第 3. 2
経営健全化方針の作成内容について 改善の余地がある		

監査実施過程において、市の第三セクター等に運営に対する関与度合いは比較的低く、法人任せの運営になっているケースが多いという印象を受けた。

第三セクター等に関する総務省指針第 2. によれば、「地方公共団体は第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である」とされていることから、市は、第三セクター等の運営に関して法人任せにするのではなく、当該指針に従い適切に関与する必要がある点に、十分留意する必要がある。

一方で、第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行するべき法人であるため、地方公共団体は第三セクター等に対する財政的又は人的支援は必要最小限に留め、第三セクター等の自立的な経営を促す必要がある点にも留意が必要である。

また、市が第三セクター等に適切に関与するにあたり、市独自の第三セクター等関与指針を策定することを検討されたい。他の地方公共団体において、第三セクター等の関与指針を策定している事例が存在するが、第三セクター等に関する総務省指針の記載事項に加え、独自の指針項目を記載しているものもあり、参考になる。

他の地方公共団体における第三セクター等の管理指針のうち、監査人が特に参考になると考えた事例について、以下の通り紹介したい。

(1) 地方公共団体によるモニタリング

- ① 湯然と第三セクターを存続させるのではなく、場合により、対象法人の廃止・統合も選択肢に入れることとする
- 米沢市 「第三セクター等に関する指針」に関する基本運用事項 4. (1) ④
- 唐津市 第三セクター等への関与に関する指針 3. (1)
- 柏崎市 第三セクター等に関する指針 3.
- 浜田市 第三セクター等に関する指針 第 3

(2) 財政的支援

- ① 財政的支援は必要最小限とする
- 米沢市 「第三セクター等に関する指針」に関する基本運用事項 4. (1) ③
- 日向市 第三セクターに関する指針 4. ①

(3) 人的関与

- ① 地方公共団体の長や市職員は、原則として第三セクター等の役員に就任しない
- 柏崎市 第三セクター等に関する指針 4. 1
- 浜田市 第三セクター等に関する指針 第 4 2. (3) ①
- 日向市 第三セクターに関する指針 4. ②
- ② 市職員が退職後に第三セクター等の役職員に就任することには、慎重に判断する
- 唐津市 第三セクター等への関与に関する指針 3. (3) イ
- 柏崎市 第三セクター等に関する指針 4. 1
- 浜田市 第三セクター等に関する指針 第 4 2. (3) ①
- 日向市 第三セクターに関する指針 4. ②
- (4) 情報公開
- ① 財務諸表以外の情報も積極的に公開する
- 横手市 第三セクター等への関与に関する指針 5. (7)
- 山口市 第三セクター等の自立的経営に関する指針 5. (8)、別紙 2

那覇市においても、他の地方公共団体における事例を参考にして、第三セクター等の関与指針を作成することを検討されたい。

市は、上記の趣旨を踏まえ、出資の出口戦略について適切に検討する必要がある。その上で、出口戦略の方針を定めたら、その方針に向けた取り組みについて、市と出資団体との役割を分担しながら進めていく必要がある。

全般的意見3．出資に関する出口戦略の明確化
第三セクター等に関する総務省指針第2．3（4）において、地方公共団体が出資している第三セクター等が将来的に自立した経営を行う見込みがある場合には、完全な民営化（地方公共団体からの出資の解消）を視野に入れた経営のあり方についても検討することが望ましい、と規定されている。

【第三セクター等に関する総務省指針第2．3（4）より抜粋】
(4) 地方公共団体は、第三セクター等の経営において、民間の資金やノウハウを可能な限り活用するように留意するべきである。このような観点から、当該第三セクター等の経営が設立当初から良好である場合はもとより、設立当初には収益が上がりながらも、将来的には収支が均衡し、継続的に自立した経営を行う見込みがある場合には、完全な民営化（地方公共団体からの出資の解消）を視野に入れた経営のあり方についても検討することが望ましい。

したがって、市は継続的に第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査した上で、第三セクター等への出資に関する“出口戦略”を明確化する必要があると考える。

また、市の限られた財源を有効活用するという観点からも、自立した経営が可能な法人に對しては、出資を継続するのではなく、出資を解消し他の事業に財源を振り向けることも検討すべきである。そのため、出口戦略を明確化する必要があるのは第三セクター等に留まらず、市の出資団体についても同様である。

この点、以下の通り、現状では出口戦略や将来展望について再検討の余地があると考えられる第三セクター等及び出資団体が存在する。

法人	意見／指摘	内容
泊ふ頭開発	意見① 意見⑧	・事業の公益性の有無について再検討が必要。 ・出資に関する出口戦略が検討されていない。
那覇市育英会	意見⑨	貸与者数が減少し育英会に余剰金が積み上がっている状況や、市が直営で実施する給付型奨学金との共同運営の可能性、等の現状の経営陣営を踏まえた将来展望の検討が必要。
那覇市土地開発公社	意見①	休職状態となっている公社の存続の可否について、検討が不十分。
那覇空港ビルディング	意見①	完全民営化も選取肢の一つに含めた第三セクターの中長期的な出口戦略についても、県とともに検討すべき。
那覇新都心	意見①	第三セクター方式の継続と民間事業者への株式譲渡を比較検討すべき。

全般的意見 4. 第三セクター等にふさわしい役職員の選任
第三セクター等に関する総務省指針第 2. 3（2）において、第三セクターの役職員の就任に関して、地方公共団体が留意すべき事項を、以下の通り記載している。

【第三セクター等に関する総務省指針第 2. 3（2）より抜粋】
(2) 地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要である。
第三セクター等の事業内容、他の出資者及び利害関係者との関係等により、地方公共団体の長や職員が役員に就任する場合には、その職責を果たし得るのか、十分に検討を行うことが求められる。
また、地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合にあっては、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。

したがって、第三セクター等に関する総務省指針を踏まえ、第三セクター等の役職員を選任する際、市は、民間出身者を含めて広く人材を求めるよう努め、また、市の長や市職員（元職を含む）が第三セクター等の役職員に就任する場合は慎重を期し、他の選拔肢を含め十分に検討する必要があるものと考えられる。

第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行すべき法人であるため、地方公共団体は第三セクター等に対する人的支援は必要最小限に留め、第三セクター等の自立的な経営を促す必要があるのである。

しかしながら、市の長や市職員（元職を含む）が第三セクター等の役職員に就任する際、他の選拔肢を含めた検討が十分に実施されていないと判断される事例や、実際の業務状況が職責を果たしているとは言えない事例が発見された。

法人名	指摘/意見	概要
沖縄都市モノレール㈱	意見③	市長が取締役を兼務しているが、取締役会の全てに欠席しており、取締役としての職責を果たしているか疑問。
	意見④	協定に基づき市の元職員が総務部長職に就任しているが、中期協定には民間企業出身者等、多様な候補者から適任者を登用するよう努めるべき。
	意見④	市長が取締役を兼務しているが、取締役会の全てに欠席しており、取締役としての職責を果たしているか疑問。
泊ふ頭開発㈱	指摘①	市の元職員が常務取締役就任しているが、民間企業出身者等のよりふさわしい人材はいないかどうかについて、泊ふ頭

那覇市有英会	意見②	開発㈱と共に十分に検討すべき。 過去に市の元職員が常務理事に就任していた際、理事報酬と比較して業務日数が過少であり、理事としての職責を果たしていたか疑問。
--------	-----	--

また、元市長や市の元職員が、市退職後すぐに第三セクター等の役職員に就任することは、適材適所による就任ではなく、いわゆる天下り目的での就任であるとの認識を市民に与えてしまう可能性があると考えられるため、このような観点からも、元市長や市の元職員が第三セクター等の役職員に就任することは慎重に判断すべきである。

なお、他の地方公共団体における第三セクター等の管理指針で、地方公共団体と第三セクター等との人的関与に関する方針を記載している事例があるため、参考にされたい。

【柏崎市 第三セクター等に関する指針 4. 1 より抜粋】

1. 人的関与の在り方

第三セクター等に対して行う職員派遣については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）の趣旨を踏まえ、必要最小限に抑える必要があります。また、その必要性も定期的に点検・検証し、目的が達成された場合等においては、引上げを行うなど適切な関与に努めます。

（役員の就任）

市の職員は、原則として新たに第三セクター等の役員に就任しないものとします（法令等で定めがある、他の出資者との関係等で地方公共団体の長等が役員に就任する、又は出資（出捐）法人からの特設の要請に基づき就任する場合を除きます。）。

また、市の職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任し、経営に参画することは慎重を期すとともに、関係法令等の規定を踏まえ、市と法人の適正・対等な関係を維持します。

（職員の派遣）

市の施策を推進するなどの特別な場合を除き、市の職員の派遣を行わないものとし、す。ただし、所管の団体の経営状況等の把握のため、役員会等については、担当職の職員がオブザーバーとして出席し、状況確認を行います。

（下線は監査人による。）

【那覇市 第三セクター等に関する指針 第 4 2.（3）より抜粋】 ③ 人的関与の在り方 市の人的関与については、法人の事業内容、経営状況及び役員就任の必要性等を精査して必要最小限とし、以下、具体的な方針を示します。 ① 役員 の 就 任 第三セクター等への市職員の役員就任は、法人に対する出資比率が 1/2 以上であることなど、市が法人の経営に関し主導的立場にあることが明確である場合に限り可能とします。 現在役員等に既に就任している場合は、その経緯や状況等を十分に考慮し、経営関与の必要性を検証した上で、可能なものは順次退任することとします。 また、市職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任することは、市と第三セクター等との適正な関係の保持という観点から抑制することとします。 ② 職員の派遣 第三セクター等のうち会社法法人については、市職員が出向し事務従事する派遣は、原則として行わないこととします。 なお、市職員が所管の法人の経営状況等の把握のため、オブザーバーとして役員会に出席すること等は、本来業務の範囲内とします。 （下線は監査人による。）

○ 職員の派遣 （1）市の関与についての適正化を図るため、現在の職員派遣については、今後は市の施策を推進するなど、特別な場合を除き市職員の派遣を行わないものとします。ただし、所管の団体の経営状況等の把握のため、役員会等については、担当課職員がオブザーバーとして出席し、状況確認を行います。 （2）第三セクター等の改革（平成 20 年 6 月 30 日総務省通知）により、経営悪化や再生、組織の変更などの理由によりやむやなく職員等を派遣する必要がある法人については、その目的と派遣・就任の期限を明確にし、必要最小限の関与に抑えることとします。 （下線は監査人による。）
--

【日向市 第三セクターに関する指針 4. ②より抜粋】 ② 人的関与の見直し 第三セクターに対して行う職員派遣については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成 12 年法律第 50 号）を踏まえ、適切に対応する必要があると見なされます。また、定期的に点検・検証し、目的が達成された場合などにおいては、引き上げを行うなどの確な運営に努めます。 ○ 役員 の 就 任 （1）市の二役（市長・副市長）又は職員（総務部長）が、第三セクターの役員（取締役・理事・監査役・監事・評議員等）に就任している場合、その経過・状況を十分検討した上で、退任が可能と判断されるものについては役員に就任しないものとします。 （2）市の二役及び職員は、原則として新たに第三セクター等の役員に就任しないものとします。（ただし、法令等で定めのある場合や、他の出資者との関係等で地方公共団体の長等が役員に就任する場合、又は出資（出捐）法人からの特段の要請に基づき就任する場合は除きます。） （3）市の一般職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任し、経営に参画することは慎重を期すとともに、市と法人の適正・対等な関係を維持します。

全般的意見 5. 法令遵守体制の強化

地域社会の中で活動している法人は、社会を構成する一員として、関連する法令等を遵守して活動する必要がある。法令等を遵守しなければ、「社会的な信用が低下し、地域社会で活動を続けることができなくなってしまうリスク」や「法人内のモラルが低下するリスク」等が生じる可能性がある。したがって、市が出資している第三セクター等において、法令を遵守した運営を行うことができるような体制を構築する重要であり、また、市は第三セクター等の法令遵守体制についてモニタリングする必要があると考える。

ここで、市の第三セクター等のうち、法令遵守体制について改善の余地があると考えられる事項が複数発見された。

法人	指摘／意見	内容	関連する法令等
那覇市シルバー人材センター	指摘①	会員資格の喪失について定数と異なる判断を行っている。	定款
那覇市シルバー人材センター	意見②	労働時間管理の適切性に疑義がある。	労働基準法
那覇市シルバー人材センター	意見③	反社チェック手続を強化すべき。	那覇市暴力団排除条例、沖縄県暴力団排除条例
那覇市育英会	指摘①	利益相反取引について理事会の承認を得ていない。	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
泊ふ頭開発	意見④	常勤監査役の職務日数が十分とは言えないため、監査役会の在り方を改めて検討すべき。	会社法

市は、第三セクター等に適切に関与する必要があることから、上記の記載内容を含め、第三セクター等の法令順守体制が適切かどうかについて、継続的にモニタリングする必要がある。

全般的意見 6. 財政的援助は真に必要なものに限定すべき

那覇市の補助金に関するガイドライン 3. (2) 1. ③において、補助金の交付は真に支援を必要とする団体に対するものに限定すべきであり、資金的余裕のある団体への補助は廃止を検討すること、とされている。

【那覇市の補助金に関するガイドライン 3. (2) 1. ③より抜粋】 ③ 真に支援を必要とする補助団体に対するものであること。
※ 補助金額を上回って翌年度への繰越金等が発生している団体への補助については、繰越内容も確認しながら、補助の必要性や補助金額の検討を行うこと。 ※ 本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基盤が安定しており資金的に余裕のある団体等への補助については廃止を検討すること。 (下線は監査人による。)

また、「財政的援助は真に必要なとする団体に限定し、資金的余裕のある団体への援助は慎重であるべき」という考え方は、補助金に限らず、負担金や交付金等も含めた、全ての財政的援助に共通しているものと考えられる。

しかしながら、監査を実施した結果、財政的援助が真に必要なであったかどうかについて疑問が生じた事業が複数発見された。

No.	事業名	指摘／意見	内容
5	経費老人ホーム補助金事業	指摘①	資金的に窮している兆候の無い団体に対し、通年度と同水準の補助金を交付している。
15	那覇市シルバー人材センター運営補助金	意見② 意見④	自己収入の増加に伴い資金残高が増加している団体に対し、通年度と同水準の補助金を交付している。
17	病院事業運営費交付金（新型コロナ関連）	意見①	資金的に窮している兆候の無い団体に対し、コロナ関連交付金を支出している。また、結果的に当該交付金はほとんど未使用のまま次年度に繰り越されている。

今後、少子高齢化が進行することにより、現役世代の減少に伴う税収の減少や高齢者の増加に伴う社会福祉費の増加も想定されることから、市の財政状況は一層厳しさを増すことも考えられる。市は、今一度、財政的援助事業についてゼロベースで見直し、援助の必要性及び事業廃止や援助額の減額の可能性について検討することが強く望まれる。

全般的意見 7. 成果指標の設定及び事業評価に改善の余地がある
令和 3 年度那覇市包括外部監査報告書の全般的意見 2. でも述べた通り、市は、実施する事業について、適切な成果指標を設定し事業を評価する必要がある。

事業の評価を実施しなければならぬ理由は、以下の通りである。
① 最少の経費で最大の効果を上げているかどうかを判定するため
地方自治法第 2 条 14 項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。

最少の経費で最大の効果を挙げているかどうかを判定するには、事業に投入した行政資源（財源や人員、等）に対してどれだけの成果が生じたのか、客観的かつ適切に測定し評価する必要がある。

そのためには、事業の評価基準となる成果指標を適切に設定し、成果指標の達成度に基づき客観的かつ適切に事業を評価する必要がある。

② 市民への説明責任が果たすため

市民は、納めた税金がどのような事業に投入され、その事業がどのような成果をあげたのか知る権利があり、市は市民に対して説明責任を負っているものと考えられる。したがって、市民への説明責任を果たすために、市は実施した事業を適切に評価し、事業の成果を明らかにしなければならない。

③ 事業成否の判断が適切に実施するため

事業というものは、単に「前年度も実施しているから」や「他の自治体も実施しているから」といった理由で実施の判断を行うべきではなく、成果が見込めるかどうかで判断すべきであり、成果が見込めるかどうかについては、当該事業の前年度の成果実績を参考にして決定すべきである。

④ 事業の継続的な改善のため

PDCA の観点から言えば、事業は実施して終わりとするのではなく、実施後に成果目標の達成度に基づき事業実績を適切に評価した上で、「成果目標が未達だった場合、未達原因を分析」「事業実施中に判明した、課題や要改善点を抽出」、等を実行し、翌事業年度以降の事業計画に反映させることで、事業の継続的な改善を図るべきである。

しかしながら、成果指標の設定及び事業評価に改善の余地がある事例が、監査対象数 40 件のうち、80%に相当する 32 件で発見されているところである。

区分	監査対象数	成果指標及び事業評価に改善の余地がある事例数
第二セクター等	6	4
出資団体	2	2
財政的援助事業	32	26
計	40	32

(80. 0%)

令和 3 年度から引き続き続きの意見となるが、市は、職員に対し、事業評価の重要性について理解を促進させ、効果的な事業評価を実施するための施策を講じられたい。

第 2. 個別事業の監査結果まとめ

1. 第三セクター等に関する問題点

(1) 出資手続に関する問題点

増資時の 1 株当たり出資額に合理性が不足している法人があった。(沖縄都市モノレール㈱)

また、第三セクター等に関する総務省指針によれば、第三セクターが実施する事業は高い公共性・公益性が求められるが、現状の事業の公益性について疑義が生じている法人があった。(泊ふ頭開発㈱)

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール㈱	意見①	増資時の 1 株あたり出資額についてより詳細に検討すべき
2	泊ふ頭開発㈱	意見①	第三セクター等が実施する事業の公益性の有無について再検討が必要

(2) 第三セクター等のガバナンスに関する問題点

① 事業に関する自己評価について

第三セクター等に関する総務省指針第 2. 1 (3) によれば、第三セクター等は自ら事業の評価をすることが望ましいとされているが、自己評価の方法に改善の余地がある法人があった。

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール㈱	意見②	第三セクター等による自己評価に改善の余地がある
2	泊ふ頭開発㈱	意見②	第三セクター等による自己評価が実施されていない
3	那覇市育英会	意見①	成果指標について改善の余地がある
4	那覇市シルバー人材センター	意見①	第三セクター等による自己評価が十分に実施されていない
6	那覇市立病院	意見①	事業に関する自己評価について改善の余地がある

② その他

- ・ 常勤監査役の勤務日数の十分に疑義がある法人があった。(泊ふ頭開発㈱)
- ・ 法令や定款等の遵守状況について、改善の余地があると考えられる法人があった。(那覇市育英会、那覇市シルバー人材センター)

No.	法人名	指摘/意見	概要
-----	-----	-------	----

2	泊ふ頭開発㈱	意見③	監査役会の在り方を改めて検討すべき
3	那覇市育英会	指摘①	利益相反取引について理事会の承認を得ていない
4	那覇市シルバー人材センター	指摘①	会員資格の喪失について定款と異なる判断を行っている

(3) 人事に関する問題点

- ・ 第三セクター等に関する総務省指針第 2. 3 (2) によれば、地方公共団体の長や職員が役員に就任する場合には、その職責を果たし得るのか、十分に検討を行う必要があるとされているが、市長が役員を兼任している第三セクター等において、役員としての職責を果たしているとは言い難い事例が発見された。(沖縄都市モノレール㈱、泊ふ頭開発㈱)
- ・ 第三セクター等に関する総務省指針第 2. 3 (2) によれば、地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合には、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行う必要があるとされているが、他の選抜段階についての検討が不十分なまま、市の元職員を採用してしまっている事例が発見された。(沖縄都市モノレール㈱、泊ふ頭開発㈱、那覇市育英会)
- ・ その他、那覇市立病院において、「人事評価を反映した給与体系の検討が望ましい」という意見が発見された。

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール㈱	意見③	取締役にあふさわしい人材が選任されているか疑問 (市長が取締役を兼務)
		意見④	第三セクターの部長職にあふさわしい人材が選任されているか疑問 (元市役所職員が就任)
2	泊ふ頭開発㈱	意見④	取締役にふさわしい人材が選任されているか疑問 (市長が取締役を兼務)
		指摘①	取締役にふさわしい人材が選任されているか疑問 (元市職員の取締役就任)
3	那覇市育英会	意見②	理事にあふさわしい人材が選任されていたか疑問 (元市職員の常務理事就任)
6	那覇市立病院	意見②	人事評価を反映した給与等の検討

(4) 財政支援に関する問題点
個別の事業ごとに、下記「3. 財政的援助事業に関する問題点」に記載する。

(5) 第三セクター等の効率的な運営に関する問題点

- ① 第三セクター等における契約手続について
- ・ 契約事務に関する内規を定めることで経営の効率化を図っている第三セクター等のうち、当該内規に従って運営が行われていない法人があった。(沖縄都市モノレール㈱、那覇市立病院)

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール㈱	意見⑤ 意見⑥ 指摘①	契約事務規程の記載内容に改善の余地がある 予定価格調書を作成しなかった場合の取り扱いに改善の余地がある 随意契約を締結する際の見積書入手方法が契約事務規程を遵守していない
6	那覇市立病院	意見③、⑥ ⑨、⑫、⑭、⑰ 意見⑦、⑩、⑬、⑮、⑲ 意見④、⑤ 意見⑧、⑪ 意見⑯	随意契約により事業者を選定する理由が不十分 随意契約の際の見積合わせが実施されていない 一般管理費の計上根拠が不明確 選及押印時の承認手続が不十分 請求書のチェック内容に改善の余地がある

② その他

- ・ 第三セクター等に関する総務省指針第2. 3 (3) によれば、地方公共団体は、第三セクター等の従業員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要不可欠であるとされているが、市が具体的な効率化の施策を把握していない事例が発見された。(泊ふ頭開発㈱)
- ・ 労働時間管理の適切性に疑義がある法人が発見された。(那覇市シルバー人材センター)

No.	法人名	指摘/意見	概要
2	泊ふ頭開発㈱	意見⑤	効率化施策について市が十分に把握していない

52

4	那覇市シルバー人材センタ ー	意見②	労働時間管理の適切性に疑義がある
---	-------------------	-----	------------------

(6) 市による第三セクター等のモニタリングに関する問題点

- ① 市によるモニタリングについて
- 第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (3) によれば、地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要であり、評価に当たっては、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し、等を十分に精査するとともに、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要とされているが、市によるモニタリング、投資の効果測定及び出口戦略の検討が不十分となっている事例が発見された。(泊ふ頭開発㈱、那覇市育英会、那覇市シルバー人材センター)

No.	法人名	指摘/意見	概要
2	泊ふ頭開発㈱	指摘② 意見⑦ 意見⑧	第三セクターに対するモニタリングを実施していない 第三セクター等への出資に関する効果測定が実施されていない 第三セクター等への出資に関する出口戦略の検討が不十分
3	那覇市育英会	指摘② 指摘③ 意見③	公益法人が第三セクター等に該当するか否かの判定に誤りがある 第三セクターに対するモニタリングを実施していない 第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない
4	那覇市シルバー人材センタ ー	指摘② 指摘③ 意見③	公益法人が第三セクター等に該当するか否かの判定に誤りがある 第三セクターに対するモニタリングを実施していない 第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない

② 経営健全化方針について

- ・ 第三セクター等に関する総務省指針第3. によれば、地方公共団体が経営状況等の把握に努めた結果、現在又は将来の経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、経営健全化方針を策定し経営健全化に取り組むことが必要であるとされているが、沖縄都市

53

モノレール側の経営健全化方針及びその取組状況の記載内容が不十分であった。

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール側	意見③	経営健全化方針の記載内容が十分でない
		意見⑨	経営健全化方針に基づく取組状況の記載が十分でない

③ 株主総会の議案に対する賛否の意思決定過程について
第三セクター等が株式会社である場合、市は株主として株主総会の議案に対して適切に賛否を決定する必要があるが、株主総会の議決権行使時における市内部の意思決定過程が起案書等に記録されていない事例が発見された。（沖縄都市モノレール側、泊ふ頭開発側）

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール側	意見⑦	株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が文書化されていない
2	泊ふ頭開発側	意見⑥	株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が文書化されていない

(7) 財務情報の適切性に関する問題点
第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (1) によれば、第三セクター等の経営状況等の正確な把握を行うためには、当該第三セクター等の財務諸表の適正性の確保が前提となるため、当該法人の形態等に応じた適切な会計基準を適用することが重要であるとされているが、会計処理や関連する内部管理体制に改善の余地がある法人があった。（泊ふ頭開発側、那覇市育英会、那覇市シルバー人材センター、那覇市立病院）

No.	法人名	指摘/意見	概要
2	泊ふ頭開発側	意見⑨	税効果会計が適用されていない
		意見⑩	退職金の算定方法が規程と一致していない
		意見⑪	小口現金の管理方法について改善の余地がある
		意見⑫	固定資産の減損判定方法に改善の余地がある
		意見⑬	貸倒引当金の計上方法について改善の余地がある
		指摘③	ファイナンス・リース取引の会計処理が誤っている

3	那覇市育英会	意見④ 意見⑤ 意見⑥ 指摘④	預金管理体制が不十分 貸付金管理台帳と財務諸表上の貸付金残高が一致していない 償還が遅延している貸付金の回収手続に改善の余地がある 貸付積立金に複数財源の資金が混在している
4	那覇市シルバー人材センター	意見⑦ 意見④ 意見⑤ 意見⑥ 意見⑦ 意見⑧ 意見⑨	指定正味財産に計上されている指定補助金の使途が不明確 現金管理体制が不十分 未収入金管理台帳と決算書上の未収入金残高が一致していない 回収が遅延している未収入金の回収手続が十分でない 財政運営資金信託預金の積立目的が不明瞭 貸倒引当金の計上が漏れている 固定資産の減損兆候を判定していない
6	那覇市立病院	指摘① 意見⑫ 指摘② 指摘③ 意見⑭ 指摘④	固定資産の現物確認が不十分 現物の無い固定資産が管理台帳に記載されていた（管理台帳と現物の不一致） 資産管理ラベルが貼付されていない 固定資産があった 実地たな卸当日における消費分が適切に処理されていない たな卸差異の改善のためのフィードバックが不十分 貸倒引当金の対象となる未収金が網羅的に集計されていない

(8) 議会への説明・住民への情報公開に関する問題点
第三セクター等に関する総務省指針第2. 2によれば、地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、現

在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要であるとされているが、情報公開方法に關して改善の余地がある事例が発見された。（沖縄都市モノレール㈱、泊ふ頭開発㈱、那覇市育英会、那覇市シルバー人材センター）

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール㈱	意見⑩	情報公開が不十分
2	泊ふ頭開発㈱	意見⑭	情報公開が不十分
3	那覇市育英会	意見③	情報公開が不十分
4	那覇市シルバー人材センター	意見⑨	情報公開が不十分

- (9) その他
- ・ 那覇市育英会については、経営環境の変化（新規貸与者数減少、市が直営で給付型奨学金事業を開始）を踏まえ、将来の展望を検討すべきである。
 - ・ 那覇市シルバー人材センターにおける反社チェック手続を強化すべきである。
 - ・ 那覇市土地開発公社は長期間休眠状態であるため、存続の可否について改めて検討すべきである。
 - ・ 那覇市民病院において、将来的な診療科別等の原価計算の導入を検討すべきである。

No.	法人名	指摘/意見	概要
3	那覇市育英会	意見⑨	那覇市育英会の将来的な展望について
4	那覇市シルバー人材センター	意見⑩	反社チェック手続の強化について
5	那覇市土地開発公社	意見①	休眠状態となっている土地開発公社の存続の可否について
6	那覇市立病院	意見②	原価計算制度の導入検討
		意見③	入札時及び契約時の起案について

2. 出資団体に関する問題点
- ① 出資に関する成果測定について
- 市が行った出資について、どのような成果が上がっているのか、また、出資目的はどの程度達成されているのか、について、測定が不十分となっている事例が発見された。

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	那覇空港ビルディング㈱	意見①	出資に対する成果を測定していない
2	那覇新都心㈱	意見①	出資の効果及び出資目的の達成状況について検証が不十分

- ② 監査役の選任について
- 市の出資団体からの常勤監査役推薦依頼に対し、市職員出身者以外でよりふさわしい候補者がいないのか、という観点から、市においてより慎重な検討が必要と考えられる事例が発見された。

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	那覇空港ビルディング㈱	意見②	監査役にふさわしい人材が選任されているか疑問（元市職員の監査役就任）

- ③ 株主総会の議案に対する賛否の意思決定過程について
- 出資団体が株式会社である場合、市は株主として株主総会の議案に対して適切に賛否を決定する必要があるが、株主総会の議決権行使時における市内部の意思決定過程が起案書等に記録されていない事例が発見された。

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	那覇空港ビルディング㈱	意見③	株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が起案書に記録されていない

- ② 予算の積算について
- 主な発見事項は次の通りである。
- ・ 予算積算方法に誤りがある、または、改善の余地がある事業があった。(No. 5、8、16)
 - ・ 予算積算方法が不明瞭な事業があった。(No. 7、17)
 - ・ 予算積算時には、補助金交付対象事業者の収支余剰額を確認の上、予算措置額は必要最小限の金額で積算すべき。(No. 15)

No.	事業名	指摘/意見	概要
5	経費老人ホーム補助金事業	意見②	予算積算方法に改善の余地がある
7	漫湖木鳥・廻地センター管理運営協議会負担金事業	意見③	予算の積算根拠が不明
8	離島漁業再生支援事業	指摘①	補助金予算積算額の算定方法に誤りがある
15	那覇市シルバー人材センター運営補助金	意見②	補助金予算積算時における団体の資金的余裕の有無の検証
16	病院事業運営費負担金	意見①	運営費負担金の交付対象となる経費の範囲について改善の余地がある
17	病院事業運営費交付金（新型コロナウイルス関連）	指摘①	運営費交付金の予算積算根拠が無い

- ③ 交付について
- 主な発見事項は次の通りである。
- ・ 補助金の交付額の算定基礎となる、補助対象経費や補助率について、補助金交付要綱において明確になっていなかったり、担当者の認識に誤りのある事業があった。(No. 3、10、14、15)
 - ・ 負担金の支出根拠となる協定書が作成されていない事業があった。(No. 7)
 - ・ 交付団体の収支に余裕がある場合、補助金交付額は予算措置額から減額することも検討すべきである。(No. 15)
 - ・ 交付金の交付要綱が作成されていない事業があった。(No. 16)

No.	事業名	指摘/意見	概要
3	那覇市社会福祉協議会補助金事業	指摘①	補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない
7	漫湖木鳥・廻地センター管理運営協議会負担金事業	意見④	負担金交付に係る協議書及び交付決定書の文書が作成されていない
10	那覇商工会議所事業費助成事業	指摘① 指摘②	補助対象経費の考え方が妥当でない 補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない

3. 財政的援助事業に関する問題点
- (1) 補助金、負担金、交付金事業に関する問題点
- ① 成果指標及び事業評価について
- 全般的意見7.で記載した通り、市は、実施する事業について、適切な成果指標を設定し事業を評価する必要があるが、成果指標の設定又は事業評価に改善の余地がある事業が多数発見された。

No.	事業名	指摘/意見	概要
1	協働によるまちづくり推進事業	意見①	成果指標が設定されていない
2	指定管理者制度導入施設運営安定化支援交付事業	意見①	事業の事後的評価について改善の余地がある
3	那覇市社会福祉協議会補助金事業	意見①	成果指標が設定されていない
4	那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業	意見① 意見②	活動指標に改善の余地がある 成果指標が設定されていない
5	経費老人ホーム補助金事業	意見① 意見②	成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていない
7	漫湖木鳥・廻地センター管理運営協議会負担金事業	意見②	成果指標が設定されていない
8	離島漁業再生支援事業	意見①	成果指標が設定されていない
9	水産物の新たな販売手法構築事業(新型コロナウイルス関連)	意見①	成果指標が設定されていない
10	那覇商工会議所事業費助成事業	意見①	成果指標が設定されていない
11	指定管理者制度導入施設運営安定化支援交付事業	意見①	事業の事後的評価について改善の余地がある
12	NAHA マラソンコロナ対策支援事業	意見①	成果指標に改善の余地がある
13	沖縄都市モノレールインフラ整備事業建設補助金	意見①	事業完了後における成果指標の達成度測定が必要
14	那覇市育英会運営補助金	意見①	成果指標が設定されておらず、事業の評価が不十分
15	那覇市シルバー人材センター運営補助金	意見①	成果指標が設定されておらず、事業の評価が不十分

14	那覇市育英会運営補助金	意見②	補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない
15	那覇市シルバーク人材センター運営補助金	意見③	補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない
		意見④	収支に余裕が生じた場合の補助金交付額の検討
16	病院事業運営費負担金	意見②	運営費負担金の交付要綱が作成されていない
18	救急診療事業補助金	意見①	医療提供体制の十分性について市が確認していない

④ 実績報告及び検査について

- 主な発見事項は次の通りである。
- ・ 事業報告書の内容に不備がある。(No.1)
 - ・ 補助対象経費の検査内容が不十分となっている事業があった。(No.3、4、14、15)
 - ・ 指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法を全庁的に検討すべき。(No.2、11)

No.	事業名	指摘/意見	概要
1	協働によるまちづくり推進事業	指摘①	事業報告書の内容に不備がある
2	指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業	意見②	指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化
3	那覇市社会福祉協議会補助金事業	指摘②	検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない
4	那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業	指摘①	検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない
11	指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業	意見②	指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化
14	那覇市育英会運営補助金	指摘①	検査において補助対象経費の確認漏れが生じている
15	那覇市シルバーク人材センター運営補助金	指摘①	検査において補助対象経費の確認漏れが生じている

⑤ その他

- 主な発見事項は次の通りである。
- ・ 事業実施主体について、補助事業者で実施するか、市直営で実施するかの検討を行うべき。(No.3)

60

- ・ 交付団体に資金的余裕がある場合に、補助金の廃止または減額を検討すべき。(No.5)
- ・ 補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する取り扱いが、補助金交付要綱に定められていない事業があった。(No.10)
- ・ 交付金の必要性について、検討が不十分である事業があった。(No.17)

No.	事業名	指摘/意見	概要
1	協働によるまちづくり推進事業	意見②	コロナ禍に対応した柔軟な予算執行が必要
3	那覇市社会福祉協議会補助金事業	意見②	重度心身障害者医療費等貸付事業の事業実施主体の再検討
5	軽費老人ホーム補助金事業	指摘①	資金的に余裕のある団体に対する補助金交付の妥当性検討が不十分
7	漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金事業	意見①	市民に向けた事業内容の周知活動の実施
9	水産物の新たな販売手法構築事業(新型コロナ関連)	意見②	補助金適正化チェックシート作成の運用ルールに改善の余地がある
10	那覇商工会議所事業費助成事業	指摘③	事業内容変更時に計画変更申請書類を入手していない
		指摘④	補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する取扱いの定めがない
17	病院事業運営費交付金(新型コロナ関連)	意見①	運営費交付金交付の必要性検討が不十分

(2) 委託事業に関する問題点

① 成果指標について

- 全般的意見7.で記載した通り、市は、実施する事業について、適切な成果指標を設定し事業を評価する必要があるが、成果指標の設定又は事業評価に改善の余地がある事業が多数発見された。

No.	事業名	指摘/意見	概要
19	沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託	意見①	成果指標が設定されていない
21	都市公園維持管理業務委託	意見①	成果指標が設定されていない
22	「広報なは市民の友」配布業務委託	意見①	成果指標が設定されていない
23	スプリング入りマットレス等解体業務委託	意見①	活動指標が設定されていない
24	那覇市津波避難ビルにおける	意見①	成果指標が設定されていない

61

	介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業	
25	がん検診・肝炎ウイルス健診（個別・集団検診）業務	意見① 受診状況の分析及びフィードバックについて
26	新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務	意見① 事業の事後的評価について改善の余地がある
27	新型コロナウイルス接種に係る基本型医療機関業務	意見① 事業の事後的評価について改善の余地がある
28	那覇市職員定期健康診断業務	意見① 定期健康診断の受診状況の分析及びフィードバック

- ② 予算の積算について
- 主な発見事項は次の通りである。
- ・委託金額決定時に入手する見積書の内容に改善の余地がある。(No. 19)
 - ・より合理的な算定方法について検討すべき。(No. 23)
 - ・一般管理費の算定ルールが不明確になっている事業があった。(No. 24)
 - ・予定価格決定の経緯に関する記録が作成されていない事業があった。(No. 25、26)

No.	事業名	指摘/意見	概要
19	沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託	意見②	委託金額決定時に入手する見積書の内容に改善の余地がある
23	スプリング入りマットレス等解体業務委託	意見②	より合理的な委託料積算方法の検討
24	那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業	意見②	事務費算定ルールが不明確
25	がん検診・肝炎ウイルス健診（個別・集団検診）業務	意見②	予定価格決定の経緯に関する記録がない
26	新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務	意見②	予定価格（医師時給）決定の経緯に関する記録がない

- ③ 委託先の選定について
- 随意契約により委託契約を締結した場合、市是那覇市契約規則第 21 条 1 項 3 号に従い、契約情報を公表する必要があるが、市の HP に契約情報が記載されていない委託契約があった。(No. 23、24)

No.	事業名	指摘/意見	概要
23	スプリング入りマットレス等	意見③	随意契約の契約内容が公開されていない

	解体業務委託		ない
24	那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業	指摘②	随意契約の契約内容が公開されていない

- ④ 契約手続について
- 主な発見事項は次の通りである。
- ・委託契約書に再委託禁止条項があるにもかかわらず、再委託を行っている事業があった。(No. 19、24)
 - ・随意契約における見積合わせ不要とした根拠が不明確になっている事業があった。(No. 26)
 - ・契約前に徴求する見積書に、「発行日付」及び「見積有効期限」の記載欄が無かった。(No. 26、28)

No.	事業名	指摘/意見	概要
19	沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託	指摘①	委託契約書に再委託制限条項が記載されているにもかかわらず、再委託を行っている
24	那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業	意見③	再委託禁止条項が委託先の業務実施形態と齟齬がある
26	新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務	意見③	随意契約における見積合わせ不要とした根拠が不明確
		意見④	見積書の様式について改善の余地がある
28	那覇市職員定期健康診断業務	意見②	見積書の様式について改善の余地がある

- ⑤ 事業報告及び検査について
- 主な発見事項は次の通りである。
- ・委託事業に係る経費の根拠資料の入手が不十分となっている事業があった。(No. 19)
 - ・仕様書に記載されていない業務を実施している事業があった。(No. 19)
 - ・検査方法を充実すべきと考えられる事業があった。(No. 20)
 - ・業務仕様書において提出することが定められている書類を入手していない。(No. 21)
 - ・委託した業務の一部が実施されていないにもかかわらず、委託料が全額支払われてしまっている事業があった。(No. 24)

No.	事業名	指摘/意見	概要
29	那覇市ぶんかテンプス館管理運営事業	意見②	一般管理費の計上根拠が不明確
31	老人福祉センター管理運営事業	意見③	指定管理料に積算時に利用料金を考慮していない
32	児童館管理運営事業	意見②	諸経費の算定ルールが不明確

・ 指定管理料積算時に、指定管理料収入を考慮していない事業があった。(No. 31)

③ 市のモニタリングについて

- 主な発見事項は次の通りである。
- ・ モニタリングにあたり、当該評価に至った理由が不明瞭となっている事業があった。
- (No. 30、31、32)
- ・ 事業実施後の検査方法に改善の余地がある事業があった。(No. 29)
 - ・ 仕様書に定める事業の一部が実施されていない事業があった。(No. 31)

No.	事業名	指摘/意見	概要
29	那覇市ぶんかテンプス館管理運営事業	意見①	指定管理事業に係る検査方法について明確化が必要
		意見③	モニタリングの内容について改善の余地がある
30	那覇市総合福祉センター管理運営事業	意見③	モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分
31	老人福祉センター管理運営事業	意見②	仕様書の内容が一部履行されていない
		意見⑤	モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分
32	児童館管理運営事業	意見④	モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分

④ その他

No.	事業名	指摘/意見	概要
29	那覇市ぶんかテンプス館管理運営事業	意見④	指定管理施設における備品の管理状況に改善の余地がある

4. 発見事項の個数

個別事業の監査において発見された事項の総数は、指摘 32 個、意見 142 個で、合計 174 個となった。

No.	事業名	指摘/意見	概要
19	沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託	意見③	委託費に係る根拠資料の入手が不十分
		意見④	精算報告書の提出時期について再検討の余地がある
		意見⑤	仕様書に記載されていない業務が委託されている
20	那覇市市制 100 周年記念沖縄都市モノレール（ゆいレール）ラッピング車両運行等業務	意見①	履行状況に関する検査方法に改善の余地がある
21	都市公園維持管理業務委託	指摘①	業務仕様書に定める書類の徴取に不備がある
24	那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業	指摘①	業務の一部が履行されていないにもかかわらず、委託料が全額支払われている

(3) 指定管理事業に関する問題点

① 成果指標について

全般的意見 7. で記載した通り、市は、実施する事業について、適切な成果指標を設定し事業を評価する必要があるが、成果指標の設定又は事業評価に改善の余地がある事業が多数発見された。

No.	事業名	指摘/意見	概要
30	那覇市総合福祉センター管理運営事業	意見①	成果指標が設定されていない
		意見②	成果指標に基づいたモニタリングを行っていない
31	老人福祉センター管理運営事業	意見①	成果指標が設定されていない
		意見④	成果指標に基づいたモニタリングを行っていない
32	児童館管理運営事業	意見①	成果指標が設定されていない
		意見③	成果指標に基づいたモニタリングを行っていない

② 予算の積算について

発見事項は次の通りである。

- ・ 指定管理料に含まれる一般管理費相当分の算定ルールが不明確となっている事業があった。(No. 29、32)

第 7 章 監査の結果及び意見（個別事業）

第 1．第三セクター等

1．沖縄都市モノレール株式会社

1．第三セクター等の概要

(令和 4 年 3 月 31 日現在)	
法人名	沖縄都市モノレール株式会社
所在地	那覇市字安次嶺 377 番地 2
HP	https://www.yui-rail.co.jp/
設立年月日	昭和 57 年 9 月 27 日
団体の代表者	渡慶次道俊氏（代表取締役社長）
出資の状況	【資本金及び資本剰余金】 100,000,000 円（※） 【那覇市からの累積出資額】 4,648,300,000 円 【那覇市の出資割合】 33.60％（自己株式を除く） ※ 沖縄都市モノレール株式会社は令和 4 年 3 月 7 日に無償減資を行っている。
主要株主	沖縄県（持株比率 38.06％） 那覇市（持株比率 33.60％） 沖縄振興開発金融公庫（持株比率 14.46％） 浦添市（持株比率 4.45％） ※持株比率は自己株式を除く
設立目的	沖縄県の政治・経済の中心である那覇都市圏において交通渋滞が顕著であったことから、これを解消する目的で設立された。
主な事業内容	モノレールの運行
組織	【機関】 株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人 【主な部署】 総務部（総務課、経理課） 運輸部（運転課、営業サービス課、） 技術部（車両課、施設課） 経営戦略室

	安全推進室 3 両化推進室
役職員の人数	【役員】 取締役：9 名、監査役：4 名 【従業員】 240 名
経営健全化方針の策定	有
会計監査人の有無	有

2．市と団体との関係

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

担当部課	都市みらい部 都市計画課
関連する主な計画	第 5 次那覇市総合計画…施策 48 那覇市交通基本計画 第二期 那覇市総合交通戦略
市から団体への主な財政的援助の概要	【累計出資額】 4,648,300,000 円 【補助金予算執行額（令和 3 年度）】 建設補助金：618,639,000 円 補助金：2,110,800 円 【貸付金残高（令和 3 年度末）】 6,619,412,500 円
市から団体への業務委託	委託費予算執行額：61,718,800 円
人的関係	【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】 ・取締役（非常勤）として、市長及び副市長の 2 名が就任 【団体の役職員のうち、市職員の退職者】 ・監査役（非常勤）のうち、1 名が市職員出身者 ・職員のうち、2 名が市職員出身者（総務部長、3 両化推進室室長代理）
市の財産の貸与等	変電所用地として、市所有の土地を賃貸している（有償）

3. 財務諸表の推移
(貸借対照表)

(単位：千円)			
科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	4,492,234	3,785,924	3,554,197 ※1
固定資産	17,240,792	16,735,250	17,201,442 ※2
資産計	21,733,027	20,521,174	20,755,640
流動負債	2,048,475	1,317,038	3,000,814 ※3
固定負債	18,332,702	19,232,157	18,955,765 ※4
負債計	20,381,177	20,549,195	21,956,579
資本金	10,720,000	10,720,000	100,000 ※5
資本剰余金	3,142,500	3,142,500	— ※5
利益剰余金	△12,510,649	△13,890,520	△1,300,938
純資産計	1,351,850	△28,020	△1,200,938
負債・純資産計	21,733,027	20,521,174	20,755,640

【決算概況】

※1：令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により2期連続大幅赤字となったことに伴い、保有する現預金残高も減少した。(現預金残高は、令和元年度末の3,513百万円から、令和3年度末は645百万円減少し2,868百万円となった。)

※2：固定資産には、モノレール車両や駅舎の構築物等の有形固定資産が多額に計上されている。

令和3年度は、3両化事業に伴う建設仮勘定が1,617百万円増加した。

※3：令和3年度は、3両化事業に係る県や市からの補助金受領に伴い、前受金が前期比で1,442百万円増加した。

※4：令和3年度末は、長期借入金金が18,674百万円計上されていた。

※5：令和3年度に欠損繰填のための無償減資を行ったことにより、資本金が100百万円に減少し、資本剰余金残高がゼロとなった。

(損益計算書)

(単位：千円)			
科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業収益	4,261,864	2,329,117	2,495,976 ※1
営業費	3,595,004	3,611,426	3,646,456

営業損益	666,859	△1,282,309	△1,150,479 ※1
営業外収益	42,627	36,657	36,084
営業外費用	137,294	130,008	63,192
経常損益	572,192	△1,375,660	△1,177,588
特別利益	6,737,225	1,079,244	12,350 ※2
特別損失	6,970,668	1,079,244	7,350 ※2
税引前当期純損益	338,749	△1,375,660	△1,172,588
法人税等	122,430	4,210	330
当期純損益	216,319	△1,379,870	△1,172,918 ※1

【決算概況】

※1：令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により売上が激減し、2期連続大幅赤字となった。

※2：令和元年度及び令和2年度は、補助金を財源とする固定資産の取得に伴い、補助金収入（特別利益）及び固定資産圧縮損（特別損失）が多額に計上されている。

4. 監査の結果及び意見

(1) 市の出資手続

P.5に記載されている観点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見①＞増資時の1株あたり出資額についてより詳細に検討すべき

那覇市は、平成28年度から令和元年度までの6事業年度に渡り、沖縄都市モノレール㈱へ増資しているが、当該増資時の1株当たり出資額はいずれも50,000円となっていた。

市は、沖縄都市モノレール㈱の旧定款において1株当たり額面額が50,000円であることを理由として挙げているが、現行の定款及び現行の会社法においては1株当たり金額の規制は行われていないため、市の主張は1株当たり金額を50,000円として増資したことの根拠として非常に弱い。

経済合理性の観点から言えば、増資時点における株式の時価をもって1株当たり金額を算定すべきである。株式の時価算定方法としては、以下のような手法が考えられる。

(株価算定方法の例)

インカム・アプローチ	・DCF法 ・収益還元法 ・配当還元法
マーケット・アプローチ	・市場株価法

ネットアセット・アプローチ	・類似会社比準法
	・簿価純資産法 ・時価純資産法

ここで、市の増資時点において沖縄都市モノレール㈱が債務超過であったことを踏まえ、1株当たり金額の時価が50,000円を下回ることも十分に想定されるが、仮に1株当たり金額の時価が50,000円を下回っていた場合、市は時価を上回る金額で割高に沖縄都市モノレール㈱の株式を取得したことになる。

市が沖縄都市モノレール㈱に増資する理由として、同社への財政的支援等の要素も含まれることから、時価を上回る金額で増資すること自体を否定するものではない。

この点、増資理由、増資総額、1株当たり増資額（＝50,000円）及び取得株式数については、市議会へ予算上程し、予算委員会にて説明を行った上で市議会の承認を得ており、増資の手続自体は適切に行われている。

しかしながら、増資手続の過程において、1株当たり出資額が時価を上回る金額で割高に増資することの可否について、詳細に検討されているわけではなかった。時価を上回る金額で割高に増資せざるを得ない場合には、割高で増資する事実及び理由についても明らかにした上で、増資の可否を検討し、増資の承認権限を有する市議会に対して、その理由を開示すべきである。

また、時価を上回る金額で増資した場合には、その結果として、「債務超過の会社に対して時価を超える価格で増資した際、子会社支援等でやむを得ない事情ある場合やその他経済合理性が認められる場合には税務上寄附金とはならないが、そうでない場合には、寄附金として認定される可能性がある。」との裁判所判例が存在する。（福井地裁平成13年1月17日判決（訟月48巻6号1560頁））

この点、市担当課に質問したところ、税務上寄附金認定されるリスクについて、沖縄都市モノレール㈱の顧問税理士からは特に意見は無かったとのことであるが、市及び沖縄都市モノレール㈱は、当該税務上のリスクを予め認識した上で、能動的に沖縄都市モノレール㈱の顧問税理士等の専門家の見解を確認する必要がある点に留意されたい。

(2) 第三セクター等のガバナンス
P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が見えられた。

<意見②>第三セクター等による自己評価に改善の余地がある
市の担当課によれば、沖縄都市モノレール㈱における事業の自己評価及び、それを受けた市のモニタリング評価は、<意見③>で後述する「沖縄都市モノレール株式会社経営健全化

検討委員会」で実施されているとのことであった。
そこで、「沖縄都市モノレール株式会社経営健全化検討委員会」における資料を入手したところ、事業実績の概要は、主に以下の方法によって沖縄都市モノレール㈱より説明されていた。

- ・ 営業収益及び営業費用について、中長期経営計画と実績数値との比較及び差異理由
- ・ 営業収益及び営業費用について、前期実績と当期実績との比較及び差異理由
- ・ 1日当たり輸送人数及び客単価について、前期実績と当期実績との比較
- ・ 主な設備投資の状況報告
- ・ 資金残高及び主な収支取引の概要報告

このように、事業実施概要については十分な説明が行われていたと考えられる。
一方で、沖縄都市モノレール㈱における事業の自己評価及び、それを受けた市のモニタリング評価はどのような結果だったのか、また、その評価過程において認識された課題についてどのように対処するのか、といった点については不明確であった。

第三セクター等の評価方法については、第三セクター等に関する総務省指針第2.1(3)において、以下のように記載されている。

地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。
評価に当たっては、外部の専門家の意見等も参考としつつ、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査するとともに、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要である。その際、当該第三セクター等の「存続（事業継続）の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）の明確化に取り組むことが望ましい。
なお、地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。

市は、第三セクター等に関する総務省指針第2.1(3)を踏まえ、例えば、以下のようなモニタリング評価を実施した上で、その評価結果について、記録保存することを検討されたい。

- ・ 予算未達や前期より数値が悪化した項目について、原因分析及び改善策について検討し、次年度以降、改善策の達成状況についてモニタリングする。
- ・ 沖縄都市モノレール㈱の事業実施上の課題（赤字解消、債務超過解消、過重な債務負担、等）に対する対応策について検討し、その達成状況をモニタリングする。
- ・ その他、利益増加施策や営業キャッシュ・フロー増加施策等の企業価値向上の施策につ

いて検討し、その進捗状況をモニタリングする。

- ・ 沖縄都市モノレール㈱が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。また、第三セクター方式以外の事業手法との比較を行う。

また、市は、沖縄都市モノレール㈱が事業実施後の自己評価を実施するように指導することが望ましい。

(3) 人事の状況

P.5 に記載されている観点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見③>取締役によさわしい人材が選任されているか疑問（市長が取締役を兼務）令和 3 年度における沖縄都市モノレール㈱の取締役のうち、1 名が那覇市長、1 名が副市長となっており、合計 2 名が那覇市長と兼務となっていた。（なお、取締役報酬はいずれも無償である。）

市の担当課に市の長が 2 名取締役に就任している理由を質問したところ、「経営状況を把握し、経営悪化等の際に市の支援が必要であるか判断するため」、「那覇市長は対外的な顔としての役割を担うため」との回答であった。

しかしながら、那覇市長については、令和 3 年度（令和 3 年 6 月～令和 4 年 5 月）の取締役会 5 回の全てにおいて欠席という状況であった。（副市長は全て出席。）

この点、取締役は取締役会の構成員として取締役会に出席した上で、会社法 362 条第 2 項に定める職務を遂行し、また、会社法 362 条第 4 項に定める重要決議事項の賛否を判断することにより、取締役としての職責を果たす必要があると考えられるが、取締役会を全て欠席している那覇市長がその職責を果たしているとは考え難い。

【会社法 362 条第 1 項、第 2 項及び 4 項を抜粋】

第三百六十二条

- 1 取締役会は、すべての取締役で組織する。
- 2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
 - 二 取締役の職務の執行の監督
 - 三 代表取締役の選定及び解職
 - ・・・
 - 4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
 - 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

- 四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 第六百七十六條第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項
- 六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 七 第四百二十六條第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三條第一項の責任の免除

また、市の担当課が那覇市長の取締役就任理由に挙げている「経営状況を把握し、経営悪化等の際に市の支援が必要であるか判断するため」という点については、取締役会に出席している副市長が 1 名居れば足りる。

確かに「対外的な顔としての役割」として那覇市長を取締役に就任させることは一定の意義がある可能性はあるものの、対外的な顔として、具体的にどのような局面において、どのように効力を発揮されたかについては明確でない。

第三セクター等に関する総務省指針第 2. 3（2）において、「地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任について、職務権限や責任によさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要である」、「第三セクター等の事業内容、他の出資者及び利害関係者との関係等により、地方公共団体の長や職員が役員に就任する場合には、その職責を果たし得るのか、十分に検討を行うことが求められる」と記載されている点を踏まえ、市は取締役としての職責を果たし得るのか、という観点から、沖縄都市モノレール㈱の取締役に市の長が 2 名就任する必要性について改めて検討すべきである。

<意見④>第三セクターの部長職によさわしい人材が選任されているか疑問（元市職員が就任）

市と沖縄都市モノレール㈱は人事に関する協定を締結しており、市は当該協定に基づき、令和 3 年度において、2 名の職員を沖縄都市モノレール㈱へ派遣した（市職員をいったん退職し、沖縄都市モノレール㈱へ転籍）。なお、転籍した 2 名は、沖縄都市モノレール㈱の総務部長と 3 階化推進室室長代理に就任している。

ここで、市職員出身者が総務部長候補として推薦された理由を担当課に質問したところ、「能力、知見、組織統括に当たった経歴を有しているため」及び「総務部は会社を統括する部署であり、行政との連絡役、または、行政からの派遣者としての監督的役割を期待しているため」とのことであった。

年度末時点での貸付金残高は 6,619,412,500 円である。

有利子貸付金については、「貸付後 5 年間は元本返済措置、6 年目以降 25 年間は毎期元本均等返済」の返済条件としていたものの、令和 3 年度において新型コロナウイルスによる沖縄都市モノレール線の経営状況悪化を踏まえ、年間返済額を軽減する条件変更を行っている。

沖縄都市モノレール線は新型コロナウイルスに伴う乗客数大幅減少により経営状況が一時的に著しく悪化しているため、返済額軽減措置はやむを得ないものと考えられる。

③ 委託

令和 3 年度における市から沖縄都市モノレール線に対する業務委託取引は以下の通りである。監査結果の詳細は、「第 3. 財政的援助事業」において後述する。

事業名	予算執行額	監査結果
沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託	50,127,000 円	P.266 に記載
那覇市市制 100 周年記念沖縄都市モノレール（ゆいレール）ラッピング車両運行等	11,591,800 円	P.272 に記載

④ 市の財産の使用

市は沖縄都市モノレール線に対して、変電所用地として市所有の土地を賃貸している。有償で賃貸しており、かつ、沖縄都市モノレール線の事業実施上の必要性が認められることから、特段の問題は無いと判断した。

(5) 効率的な運営手法

① 契約手続

【規程等の整備状況】

沖縄都市モノレール線では、地方公共団体の契約事務規程を参考に会社の契約事務規程を作成しており、外部事業者と工事請負契約や業務委託契約等を締結するにあたり、競争入札や見積合わせを実施することで、費用の削減に取り組んでいる。

契約事務規程の目次は次の通りであり、網羅的に規定されている。規程では、金額が多額なものは指名競争入札を原則とし、例外的に随意契約できる場合を列挙している。また、一般競争入札を実施する場合の手順についても定められている。

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 指名競争入札
- 第 3 章 随意契約
- 第 4 章 一般競争入札
- 第 5 章 契約の締結

この点、「行政との連絡役、または、行政からの派遣者としての監督的役割」を果たすという観点からは、市職員出身者が総務部長に就くことに一定の意義があると考えられる。

一方で、株式会社総務部長（経理課を含む）として要求される知識・経験が以下の通りであると仮定すると、このような知識・経験は、市役所での勤務経験によって獲得できるとは考え難い。

【株式会社の総務部長（経理課を含む）に要求される主な知識・経験（例）】

- ・民間企業総務部での職務経験
- ・会社法、民法、労働基準法等の基礎知識
- ・一般に公正妥当と認められる企業会計基準の基礎知識
- ・法人税法、消費税法、所得税法等の基礎知識

既述の通り、令和 3 年度においては人事に関する協定が存在するため、市職員出身者以外の人材を総務部長に充てることが事実上難しかったものと考えられる。

しかしながら、第三セクター等に関する総務省指針第 2. 3（2）において、「地方公共団体は、第三セクター等の役員員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要である」と記載されている点を考慮すると、市は、将来的には沖縄都市モノレール線に総務部長職を派遣する根拠となっている協定を継続する必要性を適宜見直すとともに、民間企業出身者や沖縄都市モノレール線のプロパー職員等、多様な候補者から最も総務部長職に相応しい人材を積極的に登用するよう努めるべきである。

(4) 市から第三セクターへの財政的援助等

既述の通り、市は沖縄都市モノレール線に対し、出資、貸付及び補助金交付という形で、多額の資金援助を行っているが、モノレール運営事業は駅舎や車両等の多額の固定資産取得資金が必要であることを踏まえ、市から資金援助することはやむを得ない。

なお、監査結果は以下の通りである。

① 補助金

市は、令和 3 年度において、沖縄都市モノレール線に関する補助事業を 2 件実施している。

このうち、金額的に多額な「沖縄都市モノレールインフラ外整備事業建設補助金」について監査を実施した。監査結果の詳細は、P.240 において記載する。

② 貸付金

市は、有利子貸付金及び無利子貸付金を沖縄都市モノレール線へ融資しており、令和 3

第 6 章 契約の履行

第 7 章 監督及び検査

＜意見⑤＞契約事務規程の記載内容に改善の余地がある
ここで、契約事務規程第 9 条には指名競争入札を実施する場合について、また、同第 22 条においては、随意契約が可能な要件について、それぞれ記載している。

【沖縄都市モノレール㈱ 契約事務規程第 9 条及び第 22 条を抜粋】 (指名競争入札)
第 9 条 予定価格が 500 万円以上の工事等の契約及び予定価格が 150 万円以上の物品の買入等の契約については、原則として指名競争入札によらなければならない。
(随意契約)
第 22 条 第 9 条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、随意契約によることができる。 (1) 予定価格が 500 万円未満の工事等の契約であるとき (2) 予定価格が 150 万円未満の物品の買入等の契約であるとき (3) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき (4) 緊急の必要により競争入札に適しないものであるとき (5) 競争入札に付すことが不利と認められるとき ・・・・・・(以下省略)

上記の通り、契約事務規程第 9 条が該当する取引は「予定価格が 500 万円以上の工事等の契約 又は 予定価格が 150 万円以上の物品の買入等の契約」であるから、「予定価格が 500 万円未満の工事等の契約 又は 予定価格が 150 万円未満の物品の買入等の契約」について随意契約とすることは、第 9 条の存在とは無関係に、第 22 条に従って随意契約が締結されているものである。

したがって、契約事務規程第 22 条における「第 9 条の規定にかかわらず」の箇所を削除すべきである。

【規程の運用状況】
沖縄都市モノレール㈱が令和 3 年度に外部事業者と締結した外部委託契約のうち、金額の高いものを中心に 5 件を抽出し、契約事務が規程に従い適切に運用されていることを確認するために監査手続を実施した。監査対象となった契約及び監査結果は以下の通り。

ア、車両保守業務委託

1. 委託契約の概要

契約名	令和 3 年度車両保守業務委託
契約内容	モノレールの安全・安定的かつ快適な運行のために、「鉄道運転規則」第 28 条に定められている「重要部検査」(詳細は、下記(2)①参照)を委託している。
契約先	株式会社日立沖縄
契約方法	随意契約
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
担当部課	技術部 車両課
落札率	100.0%
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴収して算定
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約とした理由	契約事務規程第 22 条第 3 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性
専門的知識が必要な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

随意契約により業者を選定している。
保守業務は、車両の製造業者以外に実施させることが困難であることから、1 者随意契約によることは、特段問題ない。

(3) 委託金額の決定方法

a. 予定価格調書の作成

＜意見⑥＞予定価格調書を作成しなかった場合の取り扱いに改善の余地がある
契約事務規程第 4 条において、「契約担当者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定し、これを記載した書面を作成しなければならない」と定められている。今回は、1 者随意契約のため、「契約の内容がこれを要しないもの」に該当するとの理由で予定価格調書は作成しなかったとのことであるが、その場合においても、予定価格調書を作成しなかった理由を書面等で残しておく必要があった。

なお、改正後の契約事務規程(令和 4 年 4 月 1 日以降適用)では、「ただし、契約の内容

がこれを要しないもの又は軽微なものについては、この限りではない」の箇所が削除されており、今後の契約事務においては、予定価格調書の作成は省略できないこととされている。

b. 見積書の徴取（見積り合わせ）

＜指摘①＞随意契約を締結する際の見積り書入手方法が契約事務規程を遵守していない

契約事務規程第 23 条によると、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として 2 者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、・・・特別な事情により 2 者以上から見積書を取ることが出来ない場合は 1 者から見積書を取るものとする」とある。当該契約は随意契約のために契約者が特定されていることから、1 者からのみ見積書を入力している点に特段問題はない。

しかし、入力していた見積書は予定価格算定のための参考見積書（令和 4 年 2 月 1 日付）であり、契約事務規程第 23 条に定める見積り合わせのための見積書を入力していない。契約事務規程第 23 条に従い、見積り合わせをするための見積書を入力すべきである。

(4) 契約締結、業務の履行確認

契約事務規程第 31 条の 3 によると、「検査に合格したときは、契約の相手方の請求により、所定の手続きに従い、契約代金の支払いを行うものとする」と定められている。

委託先による重要部検査作業完了後、技術部車両課の検査員が検査を行い、「車両定期検査成績書」を作成する。成績書は、最終的には技術部長の承認を受ける。

成績書に添付されている「中間検査チェック表」、「台車仕上がり検査表」「床下仕上がり検査表」、「完成仕上がり検査表」、「総合試験記録表」等を閲覧したが、担当者が個別項目検査後に手書きで検査結果を記入しており、履行確認は適切に実施されており、特段指摘すべき事項はない。

- イ. 沖縄都市モノレール駅舎改修工事監理業務委託 その 1
- 沖縄都市モノレール駅舎改修工事監理業務委託 その 2

1. 委託契約の概要

契約名	沖縄都市モノレール駅舎改修工事監理業務委託（その 1）
契約内容	沖縄都市モノレール駅舎改修工事の監理業務を委託している。
契約先	株式会社 トーニコンサルタント 沖縄事務所
契約方法	随意契約
契約期間	令和 3 年 9 月 17 日～令和 5 年 6 月 14 日
担当部署	3 画化推進室
落札率	100.0%
予定価格算定方法	参考見積書を 2 者から徴収して算定

委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約とした理由	契約事務規程第 22 条第 3 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」

契約名	沖縄都市モノレール駅舎改修工事監理業務委託（その 2）
契約内容	沖縄都市モノレール駅舎改修工事の監理業務を委託している。
契約先	八千代エンジニアリング株式会社 沖縄事務所
契約方法	随意契約
契約期間	令和 3 年 9 月 17 日～令和 5 年 6 月 14 日
担当部署	3 画化推進室
落札率	100.0%
予定価格算定方法	参考見積書を 2 者から徴収して算定
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約とした理由	契約事務規程第 22 条第 3 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」

2. 監査の結果

- (1) 外部委託することの妥当性
- 専門的知識が必要な業務であること理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

1 者随意契約により業者を選定している。

随意契約理由書によると、「設計業務と監理業務は一連の業者が行う必要がある」との理由で 1 者随意契約を締結している。担当者によると、設計業務発注段階では、監理業務は入札等も視野に入れていたが、工事の特殊性から同一業者にさせることを指名審査会で決定したとのことであり、特段指摘すべき事項はない。

(3) 委託金額の決定方法

a. 予定価格調書の作成

契約事務規程第 4 条において、「契約担当者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定し、これを記載した書面を作成しなければならない。」と定められている。

令和 3 年 8 月に参考見積書を入力し、これをもとに委託設計書（令和 3 年 8 月 26 日付）、予定価格調書（令和 3 年 9 月 8 日付）を作成しており、特段指摘すべき事項はない。

b. 見積書の徴取

契約事務規程第 23 条に従い、9 月 10 日に見積り合わせを実施しており、特段指摘すべき

契約に際して、1 者から見積書を徴取している。

契約事務規程第 23 条によると、「契約担当者は、随意契約によるうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として 2 者以上から見積書を徴さなければならぬ。ただし、1 件の金額が 10 万円未満の契約をしようとするとき、又は特別の事情により 2 者以上から見積書を取る事が出来ない場合は 1 者から見積書を取るものとする」とある。当該契約は随意契約のために契約者が特定されていることから、1 者から見積書を徴しており、特段指摘すべき事項はない。

(4) 契約締結、業務の履行確認

委託業務検査調査を閲覧したところ、令和 3 年度の出来高について検査を行っていることを確認した。

エ. 沖縄都市モノレール技術支援業務委託 R3 その 1

1. 取引の概要

(1) 事業の内容

3 両化事業の効率的な進捗を図るため、沖縄都市モノレール線の体制・能力の補完を目的として専門的技術者を配置し、専門的技術者により関連する工事等の設計・発注・施工及び工事監督を補助することを目的とする事業である。

<工事監督の補助対象業務>

新車両基地設計、インフラ外電気設備工事

(2) 委託契約の概要

契約名	沖縄都市モノレール技術支援業務委託 R3（その 1）
契約先	株式会社大東エンジニアリング
契約方法	随意契約（1 社随契）
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
担当部課	3 両化推進室
落札率	99.4%
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴収して算定
委託理由	専門的な知識・技術が必要のため
随意契約とした理由	新車両基地設計及びインフラ外電気設備工事について監督補助業務を実施するには、これまでの設計の経緯等を熟知している必要があるため、現に履行中の契約者以外に履行されること が不利となるため（契約事務規程第 22 条第 6 号）

事項はない。なお、1 者随意契約のため、見積書も 1 者からのみの入手である。

(4) 契約締結、業務の履行確認

設計業者からの工数実績に単価を乗じて計算し、委託出来高調査を作成していた。また、当該調査に基づき検査調査も作成・承認されており、特段指摘すべき事項はない。

ウ. 沖縄都市モノレール新車両基地建設工事発注者支援業務

1. 取引の概要

(1) 事業の概要

一部車両の 3 両化に伴い、沖縄都市モノレール線が新たに車両基地建設工事を実施する必要が生じたが、当該建設工事の設計・施工段階において、業務受託者の高度な専門技術やマネジメント能力を活用することで、工期短縮・コスト削減・工事品質確保を図ることを目的とする事業である。

(2) 委託契約の概要

契約名	沖縄都市モノレール新車両基地建設工事発注者支援業務
契約先	例建設技術研究所沖縄支社・例ホームページ設計 共同企業体
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	令和 3 年 4 月 30 日～令和 7 年 1 月 31 日
担当部課	3 両化推進室
落札率	99.4%
予定価格積算方法	受注予定者より見積書を徴収して算定
委託理由	プロポーザル参加者のうち、評価点が最も高かったため
随意契約とした理由	プロポーザル方式により選定しており、契約事務規程第 22 条第 3 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」に該当する

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

高度な専門的知識が必要な業務であることから委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

随意契約により業者を選定している。プロポーザル方式により、評価点が最も高かった相手先と契約を締結しており、特段問題は無い。

(3) 委託金額の決定方法

a. 見積書の徴取

契約先	株式会社協和建設コンサルティング
契約方法	一般競争入札
契約期間	令和 3 年 5 月 6 日～令和 5 年 4 月 30 日
担当部署	3 同化推進室
落札率	92.7%
予定価格積算方法	沖縄県が定める現場技術業務委託積算基準及び国土交通省の定める工事監督支援業務積算基準に基づき積算
委託理由	専門的な知識が必要のため

2. 監査の結果
- (1) 外部委託することの妥当性
- 専門的知識・技術が必要な業務であることから当初より委託しており、特段指摘事項はない。
- (2) 業者選定方法（契約方式）の妥当性
- 一般競争入札により業者を選定しており、特段指摘すべき事項はない。
- (3) 契約締結、業務の履行確認
- 業務完了通知書、検査調書を確認した。特段指摘すべき事項はない。
- (6) 市によるモニタリング
- P.5 に記載されている観点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見⑦＞株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が文書化されていない

市は、沖縄都市モノレール線の株主であるため、同社の株主総会における議案に対して、その賛否を意思決定する必要がある。担当課によれば、議案について市長及び副市長に説明し、異存が無い旨を確認しているとのことであったが、口頭での確認に留まっており、起案書等が作成されていなかった。

市の業務における意思決定過程を記録・保存することは重要であるから、株主総会の議案に対する賛否について起案書等を作成し、保存すべきである。

＜意見⑧＞経営健全化方針の記載内容が十分でない

「第三セクター等の経営健全化方針の策定について（総務省自治財政局公営企業課長通知 平成 30 年 2 月 20 日）」に従い、市は債務超過法人である沖縄都市モノレール線の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を平成 31 年 4 月 26 日に策定し、当該方針の進捗管理のために、年 2 回の頻度で『沖縄都市モノレール株式会社経営健全化検討委員会』を開催

2. 監査の結果
- (1) 外部委託することの妥当性
- 専門的知識・技術が必要な業務であることから当初より委託しており、特段指摘事項はない。

- (2) 業者選定方法の妥当性
- 随意契約により令和 2 年度と同様の相手先と契約を締結しているが、随意契約とする理由は妥当であり、特段指摘すべき事項はない。

- (3) 委託金額の決定方法
- a. 見積書の徴取
- 契約に際して、1 者から見積書を徴取している。
- 契約事務規程第 23 条によると、「契約担当者は、随意契約によるうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として 2 者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、1 件の金額が 10 万円未満の契約をしようとするとき、又は特別の事情により 2 者以上から見積書を取る事が出来ない場合は 1 者から見積書を取るものとする」とある。当該契約は契約者が特定されていることから、1 者から見積書を徴しており、特段指摘すべき事項はない。

- (4) 契約締結、業務の履行確認
- 業務完了通知書、検査調書、業務成果物引渡書を確認した。特段指摘すべき事項はない。

オ. 沖縄都市モノレール技術支援業務委託 R3 その 2

1. 取引の概要

(1) 事業の概要

3 同化事業の効率的な進捗を図るため、沖縄都市モノレール線の体制・能力の補完を目的として専門的技術者を配置し、専門的技術者により関連する工事の監督を補助することを目的とする事業である。

＜工事監督の補助対象業務＞

可動安全柵設置工事、インフラ外設備設置（ホーム監視カメラ設備、放送設備、信号設備工事、標識工事）

(2) 委託契約の概要	
契約名	沖縄都市モノレール技術支援業務委託 R3（その 2）

している。なお、当該委員会は、沖縄都市モノレール㈱及び主要株主である沖縄県、那覇市、浦添市、沖縄振興開発金融公庫で構成されている。

市による沖縄都市モノレール㈱のモニタリングは、主に当該経営健全化検討委員会への参加を通じて実施されているとのことであるため、関連資料の査閲、及び、担当課への質問等により、市のモニタリング状況について監査を実施したところ、以下の事項が発見された。

※市の RP において、経営健全化方針及び毎年の取り組み状況が公表されている。

<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetsuduki/collabo/iosi/seisaku/keiteiken/enka.html>

「第三セクター等の経営健全化方針の策定について（総務省自治財政局公営企業課長通知平成 30 年 2 月 20 日）」1. によれば、経営健全化方針の記載内容として、以下のような事項が挙げられている。

- (1) 法人の概要
- (2) 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与
- 法人の経営状況、財政的なリスク（下記 2 の（1）から（4）までのいずれかのこと
- をいう。以下同じ。）の現状、財政的なリスクが高くなった要因などを分析すること。
- また、これまでの地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与に
- ついても盛り込むこと。
- (3) 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討
- 指針の別紙 2 に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャ
- ート」の手順により検討を行うこと。
- (4) 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応
- 法人自らによる経営健全化のための具体的な対応や地方公共団体による財政的なリス
- クへの対処のための具体的な対応を記載すること。対応の記載に当たっては、財政的なリ
- スクを解消させるまでの具体的なスケジュールを立てること。ただし、今後 5 年間で財政
- 的なリスクを解消できない場合には、その理由と今後 5 年間で財政的なリスクをどのよ
- うに改善していくか明記すること。
- (5) その他必要な事項

次に、沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針の「(3) 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討」及び「(4) 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応」の記載内容は以下の通りである。

4. 抜本的な改革を含む経営健全化の取り組みに係る検討
- 本県においては、沖縄都市モノレールは唯一の鉄軌道事業であることや、都市部の交通
- 渋滞が社会問題化していることから、モノレールが提供する定時・定運の公共交通サービス

スは大きくこの出来ない重要なものとなっている。（事業の意義が認められるとの判断）

また、事業の継続に関しては、これまで一時的に資金不足が懸念されることはあったが、順調な乗客の伸びを支えられ、平成 28 年度決算から単年度収支は黒字に転じており、今後も順調に推移していくことが見込まれる。（採算性が認められるとの判断）

そのため、今後は順調な経営を継続し、資金力を蓄え一時的な経済不況等にも耐えられ

る体力をつけることが肝要である。

しかしながら順調なモノレールの経営においても、今後の課題が 2 点ある。

1 点目は、現在の中長期経営計画では、大型の設備更新の時期を最大限に設定しているが、開業後 15 年が経過し、予想以上に老朽化が目立った箇所が出てきたため、どのような長寿命化を図り、その更新時期をどうするのか。

2 点目は、現在モノレールの混雑が問題視されているため、今後の乗客の伸びに対応した輸送力増強のための大型の設備投資が必要となった場合である。

モノ（株）が平成 21 年度と 29 年度に実施した利用実態調査の結果では、沖縄都市モノレールは日常的な利用者が増加したことから、県民生活に一層定着してきたといえる。本県経済も拡大を続けており、安定的な事業継続が望める環境にある。このためこの 2 点の懸念材料にどう対応するかを見極め、今後の中長期経営計画を定めることが重要である。

5. 抜本的な改革を含む経営健全化のための具体的な対応

県では、これまでの需要予測を上振れする乗客があるため、需要予測の見直しに着手している。新たな需要予測は、今後も好調に推移するとみられる観光客の伸び等も取り込むため、場合によっては大きく上振れすることも考えられる。

輸送力増強に関しては、県とモノ（株）を中心に関係機関を加えた沖縄都市モノレール中長期輸送力検討会議を立ち上げており、新たな需要予測を踏まえた対策や、必要な資金等が示されることとなっている。輸送力増強策がかなりなものとなる場合は、県、那覇市、浦添市は協議してモノ（株）の設備投資への支援が必要となることが予想される。

見直した需要予測や輸送力増強策は新たな中長期経営計画に落とし込むこととなるが、モノ（株）では 31 年度の延長開業年にその策定作業を行うとしている。県、那覇市、浦添市、公庫もその作業に関わり、状況に応じて具体的な支援策を提案し、その準備を行っていく必要がある。また、新たな中長期経営計画では、設備更新の時期と内容も見直すことになるが、最も配慮すべきは安全・安心の確保である。その上で施設の長寿命化や設備更新の時期の平準化、規模の適正化を図り、自立経営を前提に中長期経営計画を策定するものとする。また、債務超過は平成 29 年度決算で約 43 億円あり、当面は解消しないため、新たな中長期経営計画の進捗は今年度設ける沖縄都市モノレール経営健全化検討委員会にてチェックを継続する。

（下線部は監査人が追記）

なお、上記の沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針の記載内容は、沖縄県担当部署との協議を経て、総務省の承認を受けている。

ここで、現状の「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討」には、沖縄都市モノレール側の設備投資時において地方自治体として追加的な財政的支援が必要になる点が中心に記載されているが、沖縄都市モノレール側の財政的リスクである債務超過という状況をどのように解消していくかについては、「当面は解消しないため、新たな中長期経営計画の進捗は今年度設ける沖縄都市モノレール経営健全化検討委員会でチェックを継続する」と記載しているに留まっており、具体的な施策が記載されていない。

既述の通り、沖縄都市モノレール側の経営健全化方針は総務省の承認を受けた内容にはなっているものの、沖縄都市モノレール側は債務超過を原因として経営健全化方針を策定しているものであるから、経営健全化方針作成時において債務超過解消のための具体的施策を記載することが望ましかったと考える。

今後、経営健全化方針を再策定するような場合には、債務超過解消のための具体的施策を記載することを検討されたい。

<意見⑥>経営健全化方針に基づき取組状況の記載が十分でない

市は、沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針の取組状況について、令和元年度から令和３年度までの３事業年度分を作成し、市のＨＰ上で公開している。その記載内容は以下の通りである。

（令和元年度の主な取組状況）

【法人自らによる経営健全化のための具体的な対応】

- ・浦添延長により、利用客の増加に努めている。
- ・広告媒体の取扱い、ＡＴＭ機・自販機・コインロッカーを設置し運輸増収の売上増加に努めている。
- ・沿線でのイベント開催時には臨時ダイヤや特発列車を運行し、利便性を向上させ利用客増加に努めている。
- ・機械化により、人件費削減に努めている。

【地方公共団体による財政的なリスクへの対応のための対応】

- ・経営健全化検討委員会を２回開催し、事業計画と決算状況の比較、課題等の情報共有を図るとともに、経営状況等の把握や経営改善に向けた取組の支援に努めている。

（令和２年度の主な取組状況）

【法人自らによる経営健全化のための具体的な対応】

- ・浦添区間延長開業開始から、運行ダイヤを４種類から２種類へ集約するとともに増便し

た。また、滞在緩和のため声里始発便を実施。

- ・浦添市において「がんじゅう 1 日乗車券」を発売
- ・国内旅行者等の利便性向上のため、「Suica」等の全国共通 IC カード（片利用）システムを導入

- ・やんばる急行バスと連携し、電子チケット限定による新たな乗車券の発売
- ・ 9 車線のラッピング広告実施。駅舎内に新たな売店及びＡＴＭの設置

【地方公共団体による財政的なリスクへの対応のための対応】

- ・経営健全化検討委員会を２回開催、事業計画と決算状況の比較、課題等の情報共有、経営状況等の把握、経営改善に向けた取組の支援に努めた。
- ・公共交通機関を担う同社の経営安定化及びモノレール３両化を推進するため、市の無利子貸付金のうち約 13.6 億円を株式化（ＤＥＳ）した。
- ・駅に直結した「てだこ浦西パーク＆ライド駐車場」を開設、高速道路からの乗り継ぎにより中北部からも利用し易い環境を整備した。

（令和３年度の主な取組状況）

【法人自らによる経営健全化のための具体的な対応】

- ・ダイヤ改正に伴う要員数の削減及び使用電力削減
- ・駅遠隔設置導入による勤務体制の見直しによる削減
- ・役員報酬の自主返納、令和３年度定期昇給の見送りによる削減
- ・車両清掃内製化による削減
- ・乗客数減少による減収について、資金繰り安定のため関係機関への金融支援を要請

【地方公共団体による財政的なリスクへの対応のための対応】

- ・経営健全化検討委員会を２回開催、事業計画と決算状況の比較、課題等の情報共有を図るとともに、経営状況等の把握や経営改善に向けた取組の支援に努めている。
- ・公共交通機関を担う同社の経営安定化を図るため、関係期間と調整のうえ、令和２年度貸付金元金返済を１年間猶予し、最終償還期限を１年延長した。

まず、上記の通り、法人自らによる経営健全化のための具体的な施策については、主に収益増加や費用削減の具体的な施策が記載されており、債務超過解消のための具体的な施策に該当する内容となっていない。しかしながら、具体的な利益改善額が記載されていないため、債務超過解消へ向けた施策の効果を測定することができず、記載内容として改善の余地がある。

【第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について（総務省自治財政局公営企業課長通知 令和元年 7 月 23 日）】の記載例を参考に、具体的な利益改善額を記載することを検討されたい。

また、令和３年度の地方公共団体による財政的なリスクへの対応のための対応のうち、元

金返済期間の額予については、債務超過解消の施策とは言えない。
経営健全化方針に基づく取組状況には、主に債務超過解消のための施策を記載する必要
がある点に留意して、記載内容を検討いただきたい。

(7) 財務諸表の適切性
沖縄都市モノレール㈱は会計監査人設置会社であり、令和 3 年度の財務諸表について会
計監査人から無限定期正意見が付されていることから、財務に関する監査手続は下記を除
き省略した。

① 建設仮勘定
建設仮勘定の令和 3 年度末残高が多額（2,010 百万円）であったため、内容別の明細表を
入手し、資産性のない支出項目の有無を確認した。明細表を確認したところ、いずれも令和
3 年度末時点で未竣工のモノレール 3 両化事業に関する設計料・工事代金の手付金であり、
資産性に問題ないと判断した。

② 前受金
前受金の令和 3 年度末残高が多額（1,723 百万円）であったため、内容を確認したとこ
ろ、前受金残高のうち 1,703 百万円はモノレール 3 両化事業にかかると、市からの補助金で
あった。当該補助金については、補助金受入時は前受金として会計処理しておき、その後 3
両化事業の設備が事業供用開始される事業年度において収益計上した上で、固定資産を圧
縮記帳する予定であり、会計処理に特段問題はないと判断した。

③ 固定資産の減損
固定資産の令和 3 年度末残高が多額（17,240 百万円）である。さらに、令和 3 年度にお
いて 2 期連続して営業損益がマイナスとなっており、固定資産の減損に係る会計基準に照
らせば減損の兆候が認められる。

【「固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会）」二 1. より抜粋】	
1. 減損の兆候	資産又は資産グループ（6.（1）における最小の単位をいう。）に減損が生じている可 能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該資産又は資産グル ープについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。減損の兆候としては、例え ば、次の事象が考えられる。
① 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フ ローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込 みであること	

減損の兆候が認められる場合、固定資産の減損に係る会計基準によれば、固定資産から得 られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、前者が後者を下回る場合 には、減損損失を認識する必要がある。	
【「固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会）」二 2. より抜粋】	
2. 減損損失の認識	(1) 減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうか の判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳 簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キ ャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。

ここで、沖縄都市モノレール㈱が作成した『資産又は資産グループから得られる割引前將
来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した社内資料』を閲覧したが、計算方法に特
段問題は検出されず、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの
総額が帳簿価額を上回っており、減損損失の認識は不要であると判断した。

なお、会計監査人から会社が入手した「監査結果報告書」においても、「減損の兆候に係
る検討について、当期の重点監査項目として実施検討されており、監査結果に問題なかっ
たと記載されていることを合わせて確認した。

(8) 情報公開
P.5 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見⑩＞情報公開が不十分
第三セクター等に関する総務省指針第 2. 2 によれば、「地方公共団体は、議会・住民に
対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セク
ター等の経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）、地方
公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った
理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。
そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し公
表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導すること
等も有効であると考えられる。」とされている。

ここで、現状の沖縄都市モノレール㈱に関する情報公開の状況は、以下の通りである。
・ 沖縄都市モノレール㈱の HP において、事業報告書及び財務諸表が公開されている。
・ 那覇市においては、沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針の取組状況について HP

2. 泊ふ頭開発株式会社

1. 第三セクター等の概要

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

法人名	泊ふ頭開発株式会社
所在地	那覇市前島三丁目 25 番 1 号
HP	https://tomarin.com
設立年月日	平成元年 10 月 5 日
団体の代表者	宮城健三氏（代表取締役社長）
出資の状況	【資本金及び資本剰余金】 1,600,000,000 円 【那覇市からの累積出資額】 600,000,000 円 【那覇市の出資割合】 37.5%
主要株主	那覇市（持株比率 37.5%） 沖縄振興開発金融公庫（持株比率 18.8%） 沖縄県（持株比率 6.3%）
設立目的	運輸省が策定した「ポートネルササンス 21」に基づき実行され た泊ふ頭再開発事業において、旅客ターミナルビルの建設及び 運営を行うための第三セクターとして設立
主な事業内容	※泊ふ頭再開発事業の詳細は表外に記載
組織図	旅客ターミナルビル「とまりん」の賃貸・管理 ※表外に記載
役職員の人数	【役員】 取締役：11 名、監査役：3 名 【従業員】 23 名（パート、アルバイトを含む）
経営健全化方針の策定	無
会計監査人の有無	有

で公開しているが、当該取組状況と併せて沖縄都市モノレール線の財務状況の概要につ
いても HP 上で公開している。

現状、財務諸表等の必要最低限の情報は公開されているものと考えられるが、その他の情
報（経営諸指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況
に至った理由、将来の見通し等）についても積極的に公開することを検討したい。

また、沖縄都市モノレール線は、債務超過により経営健全化方針を策定している第三セク
ターであるため、他の第三セクター等と比較して市によるモニタリングの必要性が相対的
に高い法人であると考えられる。したがって、市は、第三セクター等に関する総務省指針の
趣旨を十分に理解し、沖縄都市モノレール線の経営状況、経営健全化方針の取組状況、債務
超過解消の見通し等について、毎期議会に報告を行い、議会によるモニタリングを受けるべ
きである。



泊ふ頭再開発事業

事業名	那覇港泊り頭ポートネットサッパンス21事業
基本方針	(1) 新たな観光風景地の形成 (2) 那覇市街景観の美観づくり (3) 新たな観光風景地の形成
事業の概要	(1) 全体計画の概要 事業費：約322億円 那覇港泊り頭地区の地域8.7ha 主な施設 ①旅客ターミナルビル(約42,000㎡15階) …約115億円 ②駐車場(約16,500㎡5階) …約22億円 ③人工池(約11,100㎡) …約45億円 ④記念広場(約8,000㎡) …約14億円 ⑤海の防波堤(約11,000㎡15階) …約48億円 ⑥親水公園(約11,000㎡2階) …約16億円 ⑦遊歩橋・ミニマル(約3,500㎡2階) …約46億円 ⑧北岸緑地 ⑨その他(観望台、特設支那施設(上屋)、臨海プロムナード、観光情報センター (2) 第1期事業(①～④)：区域費1,165億円 ①第1期事業に係る公共の負担金：約71億円 イ、物件補償42件 …約14億円(国庫補助率1/3) ロ、用地費 …約33億円(国庫補助率1/3) ハ、記念公園 …約24億円 ニ、記念公園(約8,000㎡) O、人工池(約11,000㎡) O、地下駐車場(60台収容) 市道整備事業 市道整備事業 O、公園道路(10m×420m) 改善事業(国庫補助率9/10) ②第1期事業に係る第三セクター負担金額：約1115億円 イ、旅客ターミナルビル(民営特設特設整備事業) …約95億5千万円 ロ、駐車場ビル(特定民間開発事業) …約19億5千万円 (3) 第2期事業(⑤～⑧)：未着手

泊ふ頭開発株式会社

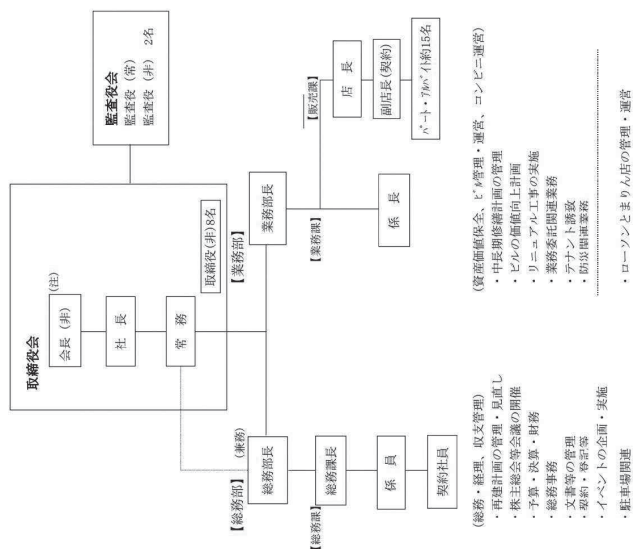
5/6

※泊ふ頭開発HP(<https://tomarin.com/tomarin/pamphlet4.pdf>)より

(組織図)

組織図

令和4年3月現在



2. 市と団体との関係

(令和4年3月31日現在)	
担当部課	都市みらい部 都市計画課
関連する主な計画	第5次那覇市総合計画 施策30、35、48 那覇市都市計画マスタープラン 那覇市交通基本計画 那覇港みなとまちづくりマスタープラン
市から団体への主な財政的援助の概要	【累計出資額】 600,000,000 円
市から団体への業務委託	無し
人的関係	【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】 ・取締役（非常勤）に市長が就任 【団体の役職員のうち、市職員の退職者】 ・常務取締役（常勤）は、市職員出身者（1名）
市の財産の貸与等	無し

3. 財務諸表の推移
(貸借対照表)

(単位：千円)			
科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	286,870	299,280	282,865
固定資産	4,130,200	3,959,926	3,790,260
資産計	4,417,070	4,259,207	4,073,125
流動負債	478,595	257,578	106,421
固定負債	3,179,193	3,224,280	3,182,749
負債計	3,657,788	3,481,858	3,289,171
資本金	1,600,000	1,600,000	1,600,000
資本剰余金	—	—	—
利益剰余金	△840,718	△822,651	△816,045
純資産計	759,281	777,348	783,954
負債・純資産計	4,417,070	4,259,207	4,073,125

【決算概況】

※1：固定資産は、主に「とまりん」及び隣接駐車場等の建物等。
※2：令和3年度末における借入金残高は、合計で2,734,351千円。

事業用固定資産取得資金として多額な借入金がある。

(損益計算書)

(単位：千円)			
科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	1,280,652	1,025,356	920,607 ※1
売上原価	212,881	124,911	114,393
売上総利益	1,067,771	900,445	806,214
販管費	856,737	793,476	748,360
営業利益	211,033	106,968	57,853
営業外収益	2,914	1,613	4,071
営業外費用	56,205	50,256	46,614
経常利益	157,743	58,325	15,310
特別利益	—	—	—
特別損失	4,656	34,118	2,559
税引前当期純利益	153,086	24,207	12,750
法人税等	23,798	6,141	6,144
当期純利益	129,287	18,066	6,606 ※1

【決算概況】

※1：令和4年1月に、メインの賃貸先であった、かりゆしアーバンリゾートが退去したため、令和3年度は前期比で大幅減収減益となった。
(なお、令和5年2月14日付けの沖縄タイムス記事によれば、ホテル区画の後継賃貸先としてPlan・Do・Seeと契約を締結したことであった。)

4. 監査の結果及び意見

(1) 市の出資手続

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見①＞第三セクター等が実施する事業の公益性の有無について再検討が必要

第三セクター等に関する総務省指針の記載内容から勘案すると、第三セクター等が実施する事業内容については、公益性や公共性が高い事業に限定されるべきと考えられ、また、同指針第3.2(1)①及び同指針別紙2によれば、設立当初は公益性や公共性を有していたとしても、その後、公益性や公共性が著しく低下した第三セクター等は抜本的改革を含む経営健全化の対象とした上で、清算又は民営化という方法で抜本的改革を行う必要があると解される。

【開発計画当初の公益性・公共性に関する監査人の私見】

前述の「ポートネッサンス 2」に基づく泊ふ頭再開発事業において想定していた施設のうち、公益性又は公共性が認められる施設も存在すると考えられることから、市の出資時においては泊ふ頭開発側の実施事業に関して一定程度の公益性・公共性が認められると判断した。

施設	第 1 期 or 第 2 期	公益性・公共性	監査人の判断理由
旅客ターミナルビル	第 1 期	十分とはいえない	・主な賃貸先がホテル事業者や一般事業者であり、那覇市の不特定多数の利益に貢献する事業内容であるとはいえない。 ・賃貸先に、近隣離島の船舶事務所があるが、離島の利益にはなっていないものの、那覇市の公益性・公共性に貢献しているとは言えない。
駐車場ビル	第 1 期	十分とはいえない	実施しているのは単なる駐車場運営事業であり、那覇市の不特定多数の利益に貢献する事業内容であるとはいえない。
記念公園	第 1 期	一定程度有り	にぎわい創出や憩いの場創出の観点から、一定程度の公益性・公共性が認められる。
海の博物館	第 2 期	一定程度有り	にぎわい創出や科学教育の観点から、一定程度の公益性・公共性が認められる。
親水公園	第 2 期	一定程度有り	にぎわい創出や憩いの場創出の観点から、一定程度の公益性・公共性が認められる。
観光船ターミナル	第 2 期	一定程度有り	観光船の受入により、市の主要産業である観光業に寄与することが認められる。
北岸緑地	第 2 期	一定程度有り	にぎわい創出や憩いの場創出の観点から、一定程度の公益性・公共性が認められる。

なお、泊ふ頭再開発事業の全体イメージ図は次項の通りである。

ここで、泊ふ頭開発側の実施事業に関する公益性・公共性について、担当課の見解としては、以下のような理由から、開発計画当初及び現状において、いずれも公益性・公共性が認められるとのことであった。

【市が公益性・公共性が認められると考える主な理由】

- ・ 泊ふ頭地区は那覇市交通基本計画で、物流と交流の拠点として位置付けられ、旅客ターミナルビル（とまりん）については、那覇市都市計画マスタープラン（P.78）の那覇新港周辺地域の土地利用の方針の中で、都市型リゾート地区として「泊ふ頭北岸周辺は、海の玄関口である「とまりん」や「船客待合所」などのヒトの流れを引きつける魅力的で多様な機能を持った土地利用を図る」ことが示されている。（那覇港みなとまちづくりマスタープランでも同様な位置付けとなっている。）
- ・ 建物の受称については一般市民からの応募により、「とまりん」に決定し、地域のランドマークにもなっている。
- ・ 駐車場の北は、600 台収容の大駐車場で、那覇市交通基本計画で位置付けのある市内のプリンジバークキングを補充しており、市民・県民に開放し、施設利用者以外の方へも幅広く利用されている。
- ・ 市の役割としては、周辺離島との結節機能を確保する必要がある。それを踏まえ、当該施設は、海の玄関口として周辺離島へのターミナル機能を有し、県内の離島振興及び本市の交流の活性化へ寄与している。

次に、泊ふ頭開発側の公益性・公共性について、監査人の見解を述べる。

【市の見解に対する監査人の私見】

- ・ 現状、とまりんビルは、ホテル機能、オフィス機能及び離島観光案内所機能を有しているに過ぎず、那覇市都市計画マスタープランに記載されているような「魅力的で多様な機能」を備えているかは疑問である。
- ・ 「とまりん」という受称が市民に定着し、ランドマークとなっていることは理解できるが、そのことが、不特定多数の市民の利益にどれだけ貢献しているかは不明である。
- ・ とまりんビル利用者以外の駐車場利用者数は不明である。また、那覇市民が当該駐車場をプリンジバークキングとしてどの程度利用しているかも不明である。（那覇市民であれば、目的地で自家用車を使用する可能性が高く、取立てとまりんの駐車場に自家用車を駐車し、そこからバス等で目的地に移動する人は、ほとんどいないのではないか。）
- ・ 周辺離島へのターミナル機能は、県や離島にとって有益であることは理解できるが、那覇市にとってどれほど有益なのか、那覇市の公益性にどれほど寄与するのか、については不明である。

以上より、泊ふ頭開発側の公益性・公共性に関する市の見解をもって、“公益性・公共性が高い”とまでは言えないと判断した。

【現状の公益性・公共性に関する監査人の私見】

現状、泊ふ頭再開発事業の進捗状況は、平成7年の旅客ターミナルビル完成を含め、第1期事業は完了したものの、第2期事業については、バブル経済の終焉の影響等により長期間に渡り事業休止中という状況である。

そのため、泊ふ頭開発の現状の主な事業内容は、旅客ターミナルビルの賃貸及び駐車場の運営となっているが、以下の通り、単なる不動産賃貸会社としての事業内容でしかない公益性・公共性が高い事業とは言い切れないと考える。

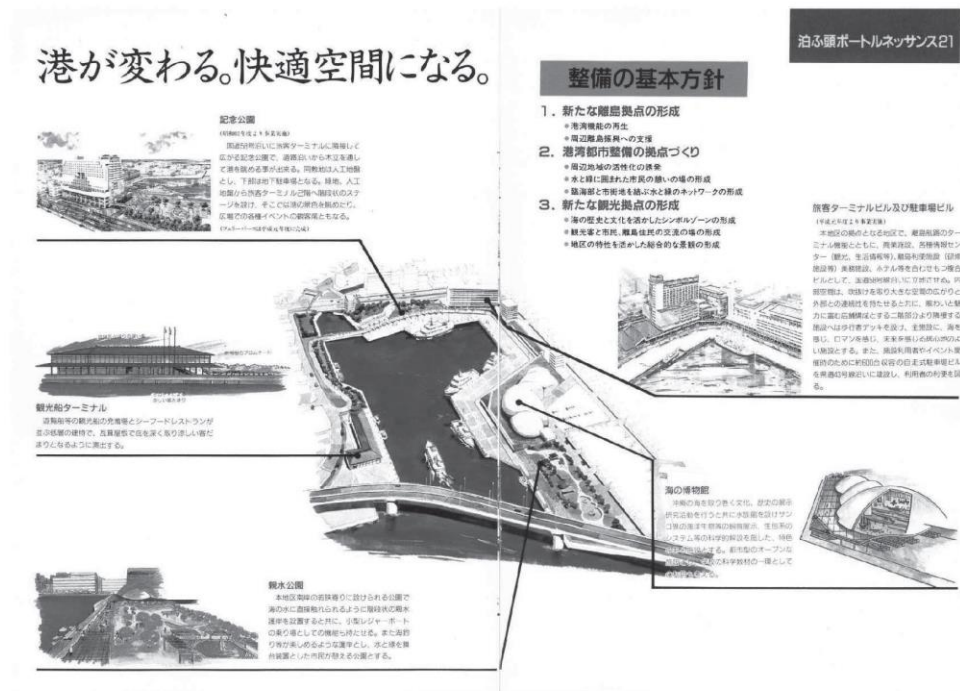
事業	公益性・公共性	判断理由
旅客ターミナルビル管理	十分とは言えない	・主な賃貸先がホテル事業者や一般事業者であり、那覇市の不特定多数の利益に貢献する事業内容とは言い切れない。 ・賃貸先は、近隣離島の船舶事務所があるが、離島の利益にはないもの、那覇市の公益性・公共性に貢献しているとは言い難い。
駐車場ビル管理	十分とは言えない	実施しているのは単なる駐車場運営事業であり、那覇市の不特定多数の利益に貢献する事業内容であるとは言えない。
記念公園管理	—	(記念公園の管理者は、泊ふ頭開発ではなく那覇港管理組合である。)
その他 (イベント開催等のにぎわい創出)	一定程度有り	にぎわいの創出は那覇市の不特定多数の利益に貢献する面があると考えるが、イベント開催は泊ふ頭開発の事業のごく一部を占めているに過ぎない。

このように、開発計画当初は一定の公益性が認められたものの、現状では、泊ふ頭開発が実施する事業が高い公益性・公共性を有しているかどうかについて疑義があると考えられる。にもかかわらず、市は泊ふ頭開発について第三セクター方式での運営を継続しており、第三セクター等に関する総務省指針を適切に適用しているかどうか疑問である。

市は、上記の監査人の見解を踏まえ、現状の泊ふ頭開発の現状の主な事業内容について、公益性・公共性が高いかどうか改めて検証し、その結果を市民や議会に開示し説明責任を果たすべきである。

なお、公益性・公共性の判断については、人により判断が異なると考えられるので、担当課のみで判断するのではなく、外部専門家による意見等を参考にすると、複数の視点から検討することが望ましい。

その上で、仮に公益性・公共性が低いと判断された場合には、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を踏まえ、清算又は民営化等により泊ふ頭開発の抜本的改革を行うことを検討する必要がある。また、公益性・公共性が一定程度認められると判断した場合であっ



※那覇市 都市みらい部都市計画課から入手したパンフレットより

でも、遽然と第三セクター方式を継続するのではなく、＜意見⑧＞で後述している通り、出口戦略を検討すべきである。

（2）第三セクター等のガバナンス

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見②＞第三セクター等による自己評価を実施していない

泊ふ頭開発㈱において、事業評価のための合理的な評価基準が策定されておらず、事業実施後の自己評価も十分に実施されていない。

ここで、第三セクター等に関する総務省指針第2.1（3）に、「地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。」と記載されていることを踏まえ、市は、泊ふ頭開発㈱が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。

なお、泊ふ頭開発㈱の事業内容を踏まえると、評価基準として「売上高、利益額」「入居率」等が考えられる。

事業評価を実施する際は、可能な限り評価基準について定量的な目標値を定め、その達成度をもって事業評価を行うことにより、客観的な事業評価が実行可能となる。また、PDCAサイクル運用の観点からは、目標値と実績値の差異原因を分析し、分析結果を翌年度以降の事業改善に繋げることが望ましい。

＜意見③＞監査役会の在り方を改めて検討すべき

泊ふ頭開発㈱は監査役会設置会社であるため、会社法第390条3項に従い、常勤監査役を1名置いている。ただし、当該常勤監査役は税理士であり税理士業務と兼務していることから、泊ふ頭開発㈱の監査役としての業務量は、週3日ではない半日程度の業務であるとのことであった。

ここで、会社法においては“常勤”の要件は定義されていないが、「江頭憲治郎著『株式会社法第8版』（有斐閣）562頁」によれば、『常勤監査役とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間原則としてその会社の監査役の職務に専念する者である。』と記載されているところ、週3日ではない半日程度の業務状況が常勤監査役としてふさわしいと言えるかどうかは疑問が残る。

したがって、市は、泊ふ頭開発㈱の常勤監査役の勤務実態を詳細に把握し、常勤監査役に相応しいものであるか確認すべきである。

なお、泊ふ頭開発㈱は資本金が5億円以上であるため会社法上の大会社に該当するが、公開会社ではないため、会社法第328条1項に基づき監査役会を設置しているわけではなく、

会社が任意で監査役会を設置しているものと解されるが、常勤監査役に相応しい人材を探すことが困難である場合には、監査役会非設置会社を選択し、全ての監査役を非常勤とするという対応方法も考えられるのではないか。

（3）人事の状況

P.5に記載されている手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見④＞取締役にあふさわしい人材が選任されているか疑問（市長が取締役を兼任）

令和3年度における泊ふ頭開発㈱の取締役会長（非常勤）に、那覇市長就任していた。（非常勤取締役は無報酬である。）

市の担当課に市長が取締役に就任している理由を質問したところ、「経営状況を把握するため」との回答であった。この点、泊ふ頭開発㈱に質問したところ、取締役会の議事内容については、取締役会開催前に市長に説明し、意見があれば徴取しているとのことであるため、泊ふ頭開発㈱の経営状況を把握するという市の目的はある程度達成できているようである。

一方で、市長は令和3年度の取締役会（令和3年9月～令和4年6月）の全5回の全てにおいて欠席という状況であった。

この点、取締役は取締役会の構成員として取締役会に出席した上で、会社法382条第2項に定める職務を遂行し、また、会社法382条第4項に定める重要決議事項の賛否を判断することにより、取締役としての職責を果たす必要があると考えられるが、取締役会を全て欠席している那覇市長がその職責を果たしているとは考え難い。

【会社法382項第1項、第2項及び4項を抜粋】

第三百六十二条

1 取締役会は、すべての取締役で組織する。

2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。

一 取締役会設置会社の業務執行の決定

二 取締役の職務の執行の監督

三 代表取締役の選定及び解職

・・・

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する

見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。」と記載されている点を踏まえると、市は、泊ふ頭開発側に安易に推薦者を提示するのではなく、民間企業出身者を含め、よりふさわしい人材はいないのか、泊ふ頭開発側とともに十分に検討すべきであり、そのような検討を踏まえてもなお、民間企業出身者でふさわしい人材が見当たらなかった場合にはのみ、推薦者を提示すべきである。

市は、第三セクター等に関する総務省指針に従った手続が、十分に実施できていなかったと言わざるを得ない。

また、市の元職員が、市退職後すぐに第三セクター等の役職員に就任することは、通材適所による就任ではなく、いわゆる天下り目的での就任であるとの誤解を市民に与えてしまう可能性があると考えられるため、このような観点からも、市の元職員が第三セクター等の役職員に就任することは慎重に判断すべきである。

（４） 市から第三セクターへの財政的援助等

市は泊ふ頭開発側に対し、出資以外の財政的援助は行っていない。特段の問題は発見されなかった。

（５） 効率的な運営手法

P.5に記載されている観点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき事項は発見されなかった。

（６） 市によるモニタリング

P.5に記載されている観点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見⑥＞効率的施策について市が十分に把握していない

第三セクター等に関する総務省指針第 2. 3（3）に、「地方公共団体は、第三セクター等の役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要不可欠である。」と記載されている。

この点、泊ふ頭開発側の経営効率化に関し、市が把握している点について担当職に質問したところ、泊ふ頭開発側の役職員数を把握しているのみのことであったが、その他の経営効率化及び費用削減のための具体的な施策を把握しておらず、徹底した効率化という観点からは、市の対応状況は十分とは言えない。

市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を踏まえ、泊ふ頭開発側の経営効率化及び費用削減策の具体的な施策を把握し、その施策の十分性を確認する必要がある。

なお、泊ふ頭開発側へ具体的な効率化施策について確認したところ、契約規程に定めが

103

重要な事項として法務省令で定める事項

六 取締役の職務の執行が法令及び定章に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

七 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除

市は、泊ふ頭開発側の株主として、職責を果たすことができる人材を取締役に就任させる責任を有していると考えられることから、市の長を取締役に就任させるやむを得ない事情がある場合であっても、市長にこだわることなく、副市長を含めた複数の候補者の中から、取締役会に出席できる人材を取締役として選任することを泊ふ頭開発側に提案すべきである。

＜指摘①＞取締役にあふさわしい人材が選任されているか疑問（元市職員の取締役就任）

泊ふ頭開発側の常務取締役（常勤）には、少なくとも平成 29 年度以降は“市の退職派遣職員（副部長級）及び市の元職員”が連続して就任している状況である。

そこで、市の担当課に対し、泊ふ頭開発側の常務取締役が市職員の連続して就任している理由を質問したところ、令和元年度までは泊ふ頭開発側からの推薦依頼を受けて、市内部で適任者を選任し、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき退職派遣者として泊ふ頭開発側へ派遣しており、また、令和 2 年度からは市の元職員を泊ふ頭開発側に対して推薦しているとのことであった。

しかしながら、株式会社の常務取締役として要求される知識・経験が以下の通りであるとすると、このような知識・経験は、市役所での勤務経験によって獲得できるとは考え難いため、市職員出身者が泊ふ頭開発側の常務取締役に最適な人材であったかどうかは疑問である。

【株式会社常勤取締役として要求される主な知識・経験（例）】

- ・企業経営の経験
- ・利益増加のための具体的な施策案を出すことのできる経験
- ・会社法、民法、労働基準法等の基礎知識
- ・一般に公正妥当と認められる企業会計基準の基礎知識（管理担当取締役の場合）
- ・税法の基礎知識（管理担当取締役の場合）

第三セクター等に関する総務省指針第 2. 3（2）において、「地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合には、当該第三セクター等が必要とする能力・知

102

あるわけではないが、多額の契約締結時には、入札や相見積もりを行うことで費用削減策を講じているとのことであった。

＜意見⑥＞株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が文書化されていない

市は、泊ふ頭開発㈱の株主であるため、同社の株主総会における議案に対して、その賛否を意思決定する必要がある。

ここで、担当課によれば、議案について市長に説明し、異存が無い旨を確認しているとのことであったが、口頭での確認に留まっており、起案書等が作成されていなかった。

市の業務における意思決定過程を記録・保存することは重要であるから、株主総会の議案に対する賛否について起案書等を作成し、保存すべきである。

＜指摘②＞第三セクターに対するモニタリングを実施していない

第三セクター等に関する総務省指針第 2. 1（3）に、「地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。」と記載されているにもかかわらず、市は泊ふ頭開発㈱の評価を行っていない。

なお、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に年 1 回業績や事業概要を把握するだけでは不十分であり、第三セクター等に関する総務省指針第 2. 1（3）に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。

- ・ 第三セクター等が行う事業の公益性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。
- ・ 第三セクター等以外の事業手法との比較を行う。
- ・ 費用対効果に留意する。

＜意見⑦＞第三セクター等への出資に関する効果測定が実施されていない

市は、泊ふ頭開発㈱に対し 6 億円もの多額な資金を出資しているが、当該出資に関する効果を測定していない。そのため、泊ふ頭開発㈱への出資が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。

事業の PDCA サイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した事業の有効性を測定すべきである。

効果測定基準としては、例えば以下のような項目が挙げられるため、参考にされたい。

- ・ 公益性・公共性の有無
- ・ 泊ふ頭開発㈱への出資による経済効果
（泊ふ頭開発㈱からの法人市民税収増加、泊ふ頭開発㈱の役員からの市民税収増加、泊ふ頭開発㈱からの配当額、等）

＜意見⑧＞第三セクター等への出資に関する出口戦略の検討が不十分

公益性、公共性、採算性等の観点から第三セクター方式で事業を開始した場合であっても、地方公共団体は、第三セクター等の経営において、民間の資金やノウハウを可能な限り活用するよう留意すべきである。そして、このような観点からは、設立当初には収益が上がるだけでなく、将来的には収支が均衡し、継続的に自立した経営を行う見込がある場合には、完全な民営化（地方公共団体からの出資の解消）を視野に入れた経営のあり方についても検討することが望ましい。（第三セクター等に関する総務省指針第 2. 3（4）参照）

この点、担当課に対し、泊ふ頭開発㈱への出資に関する出口戦略をどのように考えているか質問したところ、現時点で出口戦略は検討考えていないとのことであった。

現状の泊ふ頭開発㈱の状況が、「最も賃貸面積の広いホテル区画の賃貸先が令和 3 年度に撤退」「令和 3 年度末時点の 1 株あたり純資産額は 24,499 円であり、市が出資した際の 1 株あたり純資産額 50,000 円の 49% まで下落」となっていることを踏まえると、近い将来において市が保有する株式を売却し完全民営化することは難しいかもしれないが、一方で泊ふ頭開発㈱の事業は不動産賃貸業であり、ホテル区画の賃貸先が決めれば安定した利益を生み出し継続的に自立した経営を行うことも十分に想定されるため、中長期的には完全民営化も視野に入れた出口戦略を検討すべきではないか。

また、民営化以外の出口戦略として、泊ふ頭一帯の港湾地区について魅力ある開発を促す観点から、地区一帯の開発事業をメインテナントであるホテル事業者に PFI 事業として委託することも検討に値すると考えられる。

なお、泊ふ頭港湾地区一帯の総合的な開発を行う場合、とまりんの管理者が泊ふ頭開発㈱であり、隣接する記念公園の管理者が那覇港管理組合となっているという、いわゆる「重複管理」状態となっていることが地区一帯の総合的な開発の足枷となる可能性がある。したがって、短期・中期的な観点からの那覇市の役割として、今後の整備事業における那覇港管理組合との「重複管理」状態の解消、もしくは、整備事業のスムーズな進捗を図るための橋渡しについて具体的に努められたい。

（7）財務諸表の適切性

P.5 に記載されている観点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見⑨＞税効果会計が適用されていない

会社計算規則第 74 条 3 項四に勘定科目名として繰延税金資産の例示があり、また、会社計算規則第 107 条に税効果会計に関する注記を要する旨の規定がある通り、会社計算規則では、税効果会計を適用する必要がある。

ここで、平成 29 年度から令和 3 年度における、泊ふ頭開発㈱の税効果会計適用状況及び関連する財務指標は以下の通りであった。

- ・リース契約の特約第 3 条において、リース契約期間における中途解約の場合、未経過リース料の概ね全額となる解約違約金を支払う必要があると規定されている。したがって、リース取引に関する会計基準の適用指針第 6 項に照らせば、当該リース契約は解約不能のリース取引に準じるリース取引であると判断される。
- ・リース料総額（月額 873,000 円×120 ヶ月）の割引現在価値が、交付予定の補助金額を除いた物件購入金額純額（61,834,000 円）の 90%以上になるため、ファイナンス・リース取引に該当するものと考えられる。（リース取引に関する会計基準の適用指針第 9 項（1）参照）

しかしながら、泊ふ頭開発では、当該リース取引について、売買処理ではなく賃貸借処理により会計処理を行ってしまっており、会社計算規則に照らした適切な会計処理になっていなかった。

泊ふ頭開発は、会社計算規則等の一般的に公正妥当と認められる会計基準に基づき適切に会計処理する必要がある。

なお、泊ふ頭開発では、当該リース取引の会計処理について令和 4 年度に修正する予定のことである。

＜意見⑩＞退職金の算定方法が規程と一致していない

泊ふ頭開発の『退職金規程』第 10 条では「退職金算定の基礎となる勤続年数の計算は入社の日より退職の日まで」となっており、同上 1 号では「臨時に雇入れた期間は算入しない」とされている。

しかし、臨時雇用を経て正規雇用となっている従業員に関して、実際の退職金支給総算定においては、臨時雇用期間を勤続年数に算入しているとのことであり、退職給付引当金算定上も臨時雇用期間を勤続年数に算入していた。

このように、現状の実際の退職金支給額は、『退職金規程』に準拠しておらず、退職金が過大計算されているおそれがある。

『退職金規程』を实態に合わせて改定するか、もしくは、改定しないのであれば退職金及び退職給付引当金の計算方法を修正すべきである。

＜意見⑪＞小口現金の管理方法について改善の余地がある

泊ふ頭開発における小口現金の管理方法は以下の通りである。

- ・入出金は「現金管理簿」及び「小口現金収支書綴り」で管理されている。
- ・「現金管理簿」には、現金使用理由の記載がある。
- ・「小口現金収支書綴り」内の領収書については購入品明細が添付されているものと無いものが混在している。
- ・現金実査は、半月に 1 回の頻度で実施している。実査は出納担当者が実施後に、経理主

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
繰延税金資産計上の有無	無	無	無	無	無
繰延税金資産に関する注記の有無	無	(不明)	無	(不明)	無
税引前当期純利益（千円）※1	122,392	156,939	153,086	24,207	12,750
欠損金控除前課税所得（千円）※2	122,158	161,908	148,220	17,166	17,175
繰越欠損金繰高（千円）※3	320,499	95,038	—	—	—
将来減算一時差異繰高（千円）※4	21,508	26,893	25,211	24,315	25,692

※1：損益計算書より

※2：法人税等確定申告書 別表四より

※3：法人税等確定申告書 別表七（一）より

※4：法人税等確定申告書 別表五（一）より

上記の通り、泊ふ頭開発は繰延税金資産を計上しておらず、また、繰延税金資産に関する注記を行っていないため、税効果会計を適用しておらず会社計算規則に基づいた会計処理及び注記の記載が行われていないと判断せざるを得ない。

そこで、泊ふ頭開発に対し、令和 3 年度において税効果会計を適用していない理由を質問したところ、「令和 3 年度はホテル区画の賃貸契約が終了し、将来の不確実性が増したため、繰延税金資産を計上していない」とのことであった。

しかしながら、令和 3 年度において将来の不確実性を理由に繰延税金資産を計上しなかった場合であっても、繰延税金資産に関する注記は原則として計算書類に記載する必要がある。

また、平成 29 年度から令和 2 年度においては、ホテル区画の賃貸契約が継続しており、令和 3 年度ほどの将来不確実が存在していたとは考えられないが、にもかかわらず、繰延税金資産が計上されていない。

泊ふ頭開発は、会社計算規則に従い、必要に応じて繰延税金資産を計上し、また、計算書類に繰延税金資産に関する注記を記載する必要がある。

＜指針⑬＞ファイナンス・リース取引の会計処理が誤っている

会社計算規則第 74 条 3 項 2 に勘定科目名としてリース資産が例示されている通り、会社計算規則ではファイナンス・リース取引について原則として売買処理することが想定されていると考えられる。

ここで、泊ふ頭開発が令和 3 年 10 月にリース契約を締結している空冷ヒートポンプチラーの賃貸取引については、以下の状況を踏まえ、ファイナンス・リース取引に該当するものと考えられる。

務者が再実査するという2名体制で実施している。

ここで、領収事について購入内容の明細が無い場合、購入品を私用に消費しても周知しないため、不正支出の根拠となるおそれがある。

また、現金実査を毎日実施していないため、実査を実施しない期間において、持ち出しが可能となり不正の混入となるおそれがある。

不正防止の観点から、領収書の購入内容の明細を添付するとともに、現金実査を毎日実施すべきである。

<意見②>固定資産の減損判定方法に改善の余地がある

泊ふ頭開発関係では、このような状況の債権に対して、一般債権として貸倒引当金 17,007

・ 経営判断上、賃貸事業とコンビニエンスストア事業を区別しているが、減損判定において両事業を区別 (グルーピング) して実施しておらず、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第7項に照らして妥当ではない。

なお、コンビニエンスストア事業における固定資産 (建物附属設備のみ) は、以下の通りである。

コンビニエンスストア事業 : 簿価総額 14,561,778 円 (建物附属設備のみ)

・ また、減損判定の対象となる固定資産が不動産のみ (建物、建物附属設備) となっており、工具、器具及び備品・構築物・ソフトウェアが考慮されていないため、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第5項に照らして妥当ではない。

なお、賃貸事業における不動産 (建物、建物附属設備) 以外の固定資産減価償却高は、以下の通りである。

賃 貸 事 業 : 簿価総額 19,104,877 円 (建物・建物附属設備以外)

このように、現状では、①経営判断と減損判定における事業区分が乖離している、また、②対象となる固定資産残高が漏れている、という点において固定資産の減損に係る会計基準が適切に適用されておらず、減損判定が正しく行われていないおそれがある。

減損判定において両事業を区別 (グルーピング) し、また、固定資産は有形・無形とも漏れなく対象とすべきである。なお、当該判定は経営計画と整合させるとともに、経営合理化に活用すべきである。例えば、コンビニエンスストア事業とコンビニエンスストアのエリアを賃貸にした場合の事業計画の比較検討などが考えられる。

<意見③>貸倒引当金の計上方法について改善の余地がある

令和2年1月末に退去したテナントに対する賃料及び光熱費の未収金 1,133,836 円が長期未収金として計上されている。法的手続きを含む回収に取り組んでいるが、退去から2

年以上延滞しており一部も回収できていない。

泊ふ頭開発関係では、このような状況の債権に対して、一般債権として貸倒引当金 17,007 円 (実績率 1.5%) を設定している。

2年以上延滞し、回収の目的が立っていないことから一般債権と同様の回収可能性は見込めないと考えられため、貸倒引当金として 17,007 円を計上するだけでは資産 (長期未収入金) が適切に評価されていないと考えられる。

通常の回収サイトから遅れている未収金については、一般債権と区別した回収可能性の検証に基づいて個別の貸倒引当金を計上すべきである。

なお、当該テナント運営会社は、直近登記簿上は清算しておらず存続会社である。泊ふ頭開発関係は令和4年度決算で個別に貸倒引当金を計上する予定とのことであり、回収見込みを考慮した適切な貸倒引当金を計上された。

(8) 情報公開

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見④>情報公開が不十分

第三セクター等に関する総務省指針第2.2によれば、「地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標 (経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等)、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導すること等も有効であると考えられる。」とされている。

ここで、現状の泊ふ頭開発関係に関する情報公開の状況は、以下の通りであり、最低限の情報公開は行われている。

- ・ 泊ふ頭開発関係の RP で貸借対照表及び損益計算書が公表されている。
- ・ 市は、泊ふ頭開発関係の経営状況、財政的リスク及び将来の見通し等について、議会への報告を行っていない。

しかしながら、市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、泊ふ頭開発関係において財政的なリスクが高まったと判断した場合には、市の RP 等において、経営諸指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について情報公開することを検討すべきである。

また、議会に対しても上記の情報に加えて、泊ふ頭開発関係の公益性・公共性の判断 (意見

①参照）や出資に関する出口戦略（意見⑨参照）等の事項についても通直議会に報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。

3. 公益財団法人那覇市育英会
1. 第三セクター等の概要

法人名	公益財団法人那覇市育英会
所在地	那覇市銘苅二丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 3 階
HP	http://naha-si-ikueikai.com
設立年月日	平成 4 年 4 月 1 日 (法人化は平成 17 年 8 月 26 日)
団体の代表者	城間幹子氏（理事長）
出捐の状況	【令和 4 年 3 月 31 日時点の基本財産残高】 30,000,000 円 【那覇市から出捐累計金額】 122,177,000 円（うち、基本財産充当額は 30,000,000 円） 【那覇市の出捐割合】 100%
設立目的	※出捐割合は、「基本財産のうち、市の出捐割合」として算定。 沖縄県在住の者の子息に対し、奨学金を貸与する事業を実施するため
主な事業内容	貸与型奨学金事業
組織	【機関】 評議員会、理事会、監事 【部署の区分】 特に無し
役員員の人数	【役員】 評議員：8 名、理事：9 名、監事：2 名 【職員】 2 名（非常勤を含む）
経営健全化方針の策定	無
会計監査人の有無	無

2. 市と団体との関係

担当部課	生涯学習部 生涯学習課
関連する主な計画	第 5 次那覇市総合計画…施策 25
市から団体への主な財政	【累計出捐額】

内援助の概要	122,177,000 円 【補助金予算執行額（令和 3 年度）】 補助金：3,370,000 円
市から団体への業務委託	無し
人的関係	【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】 ・理事長に市長が兼任（1 名） 【団体の役職員のうち、市職員の退職者】 ・常務理事は、市職員出身者（1 名）
市の財産の貸与等	なほ市民協働プラザ内の区画を使用（無償）

3. 財務諸表の推移
(貸借対照表)

科 目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
流動資産	511	625	541
固定資産	295,911	296,758	296,478
資産計	296,423	297,384	297,019
流動負債	720	—	24
固定負債	—	—	—
負債計	720	—	24
指定正味財産	112,093	116,678	120,915
一般正味財産	183,609	180,706	176,080
正味財産計	295,703	297,384	296,995
負債・正味財産計	296,423	297,384	297,019

【決算概況】
※1：令和 3 年度末の貸付金残高は 199,478 千円である。

(正味財産増減計算書)

科 目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経常収益	3,692	3,532	3,519
経常費用	6,823	6,436	6,755
当期経常増減額	△3,130	△2,903	△3,235
経常外収益	—	—	—

経常外費用	—	—	1,390
当期経常外増減額	—	—	△1,390
当期一般正味財産増減額	△3,130	△2,903	△4,625 ※1
受取寄付金	3,527	4,585	4,236
当期指定正味財産増減額	3,527	4,585	4,236

【決算概況】
※1：当期一般正味財産増減額が 3 期連続赤字となっているため、赤字補填のために特定資産の貸付積立預金から取り崩している状況。

4. 監査の結果及び意見
(1) 市の出資手続
P.5 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき点は発見されなかった。

(2) 第三セクター等のガバナンス
P.5 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見①＞成果指標について改善の余地がある
那覇市育英会では、令和 3 年度において「寄付金の金額：500 万円」及び「貸付金償還率：90％」を目標値として設定した。そして、実績の数値については、寄付額は 4,236 千円と目標に届かなかったものの、貸付金償還率は繰上償還があったことから 100％を上回る 117％となり目標を達成した。このように、那覇市育英会では、成果目標を設定し、目標の達成度に基づく事業評価を実施している。
このように那覇市育英会が自己評価を実施している点は評価に値するが、一方で、成果指標の内容については、改善の余地があるものと考ええる。
那覇市育英会は貸与奨学金事業を行っていることから、例えば「新規貸与者数」又は「貸与者数」を成果指標に加えれば、より適切な事業評価が実施できるものと考えられるため、検討されたい。

＜指摘①＞利益相反取引について理事会の承認を得ていない
令和 3 年度において、那覇市育英会の理事が代表取締役を務める会社と那覇市育英会との間で取引が生じていた。（複合機のリース取引。取引金額は 592,680 円。）
当該取引は、利益相反取引に該当するが、那覇市育英会では取引開始にあたり、理事会での承認を得ていなかった。

この点、公益財団法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を適用する必要がある

あるところ、同法第 84 条及び第 197 条において利益相反取引をしようとするときは理事会の承認を得る必要があると規定されており、現状では一般社団法人及び一般財団法人に關する法律に違反してしまっている。(なお、今回の外部監査を受け、那覇市育英会では、事後的に当該利益相反取引について理事会の承認を得ることを検討しているとのことであつた。)

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律より抜粋】	
第二章 一般社団法人	
(職業及び利益相反取引の制限)	
第八十四条	
理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	
一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。	
二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。	
三 一般社団法人が理事の職務を保證することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。	
第三章 一般財団法人	
第四款 理事、理事会、監事及び会計監査人	
第九十七条	
前章第三節第四款(第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。)、第五款(第九十二条第一項を除く。)、第六款(第一百四十二条第二項を除く。)、及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について適用する。	
この場合において、これらの規定(第八十三条及び第八十四条第一項を除く。)中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、(中略)読み替えるものとする。	(下線は監査人による。)

那覇市育英会においては、理事が代表を務める法人を予め把握しておき、その法人と取引が生じる場合には、理事会の承認を得るような業務フローを確立し、法令違反の発生を防止する措置を講じる必要がある。

また、市は、那覇市育英会に対し、法令違反の発生を防止する業務フローの確立を指導すべきである。

(3) 人事の状況
令和 3 年度における那覇市育英会の理事長は那覇市長が兼任していた。理事報酬は理事会出席ごとに日額 3,000 円である。

市の担当課に、市長が理事長に就任している理由を質問したところ、「歴代の市長が理事長を兼務することが慣例となっており、市長が理事長となっていることで寄付が集まり易いという効果が期待できるため」との回答であった。

また、市長は令和 3 年度における理事会に全て出席しており、理事としての職務を果たしていると考えられる。

以上を勘案すると、市長が理事長に就任していることに特段の問題は無いと判断した。

また、令和 3 年度における那覇市育英会の事務局長である常務理事には、那覇市の元職員が就任していた。

そこで、市の担当課に対し、那覇市育英会の常務理事に市の元職員が就任している理由を質問したところ、市長の推薦があったためとの回答であった。

この点、第三セクター等に関する総務省指針第 2. 3 (2) において、「地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合には、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。」と記載されているが、公益財団法人の事務局長という業務は、民間企業等における知識や経験が強く求められる業務ではないと考えられるため、市の元職員であっても適正が認められると判断した。

また、常務理事報酬は月額 100,000 円であるが、令和 3 年度常務理事は週 3 日程度出勤し、事務局業務等を行っているとのことであった。週 3 日勤務で月額 100,000 円の報酬は決して高額とは言えないため、単なる天引き目的での退職者派遣が疑われる状況には該当しないと判断した。

＜意見②＞理事にふさわしい人材が選任されていたか疑問（元市職員の常務理事就任）
しかしながら、過去の常務理事の中には、月 1、2 回程度の出勤回数の理事も存在したとのことである。

月 1、2 回の出勤では、事務局長としての職責を果たしていたかどうか疑問であるし、その出勤数で月額 100,000 円の報酬を受け取っていたのであれば、明らかに業務量に対して報酬額が過大であり、いわゆる天引き目的での退職者派遣であることが疑われない外観を有している状況が存在していた可能性がある。

市は、那覇市育英会の事務局長としてふさわしい人材を常務理事に充てるように努め、常務理事就任後も事務局長としての職責を果たしているかどうか及び業務量と報酬金額のバランスが妥当かどうか、について継続的にモニタリングする必要がある。

(4) 市から第三セクターへの財政的援助等
既述の通り、市是那覇市育英会に対し、設立時に出捐を行うとともに、毎期補助金交付という形で運営費の補助を行っている。監査結果は以下の通りである。

① 補助金

「那覇市育英会運営補助金」に関する監査結果の詳細は、P.244 において後述する。

② 市の財産の使用

市は、市が保有している「なは市民協働プラザ」の一面を那覇市育英会に無償で使用させているが、那覇市育英会が実施している事業は、高い公共性が認められるため、無償で使用することに特段問題は無いと判断した。

(5) 効率的な運営手法

那覇市育英会の経常費用は令和 3 年度で 6,755 千円と多額ではなく、既に一定以上の効率化ができていているものと考えられる。また、主な人件費は常務理事 1 名と職員 2 名の 3 名分であり、金額自体も多額ではない。

以上より、第三セクター等に関する総務省指針第 2. 3 (3) に記載されているような、役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化等については、従来通りの施策を実行すれば十分であると判断した。

ただし、＜意見②＞に記載した通り、常務理事の業務量と報酬のバランスについては、市において継続してモニタリングする必要がある。

(6) 市によるモニタリング

P.5 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜指摘②＞公益法人が第三セクター等に該当するかどうかの判定に限りがある

市は、第三セクター等を特定した上で、当該第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である。(第三セクター等に関する総務省指針第 2 参照)

また、総務省が隔年で実施する第三セクター等の調査（※）にあたり、市は第三セクター等の出資や経営状況等の情報を総務省に提出している。

※ 第三セクター等の調査結果については、総務省 IP 参照。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kousei/02zaisei06_030000041.html)

そのため、市は第三セクター等を正確に特定する必要があるが、市が把握している令和 3 年度の第三セクター等の一覧を入手したところ、一般社団法人・一般財団法人（公益社団法

【第三セクター等に関する総務省指針第 1. より抜粋】
各地方公共団体においては、これらの点を踏まえて、出資（原則として 25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人を対象として、効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有益な活用の方立に取り組まれるよう留意されたい。

(下線は監査人による。)

市は、一般社団法人・一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を含む。）のうち、基本金その他これらに準ずるものの 25%以上の出捐を行っている法人について、原則として第三セクター等の範囲に含まれた上で、当該第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である。

＜指摘③＞第三セクターに対するモニタリングを実施していない

第三セクター等に関する総務省指針第 2. 1 (3) に、「地方公共団体は、経営・資産価値の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。」と記載されているものの、市是那覇市育英会を第三セクター等の範囲に含めていなかったことに起因して、那覇市育英会に対する評価を実施していない。

市は、那覇市育英会を第三セクター等に含めた上で、定期的に評価を実施する必要がある。

なお、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に年 1 回業績や事業概要を把握するだけでは不十分であり、第三セクター等に関する総務省指針第 2. 1 (3) に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。

- ・ 第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。
- ・ 第三セクター等以外の事業手法との比較を行う。
- ・ 費用対効果に留意する。

＜意見③＞第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない

市是那覇市育英会に対し、出捐及び補助金交付により財政的援助を行っているが、当該財政的援助がどのような効果を上げているかを測定していない。そのため、那覇市育英会への財政的援助が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。

事業の PDCA サイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した財政的援助の有効性を測定すべきである。

効果測定基準としては、例えば以下のような項目が挙げられるため、参考にされたい。

- ・ 公益性・公共性の有無
- ・ 奨学金の新規貸与者数、新規貸与額

(7) 財務諸表の適切性

P.5 に記載されている規点に基づく監査手続を実施したところ、以下の事項が見えられた。

<意見④>預金管理体制が不十分

那覇市育英会において、預金通帳と銀行届出印は別な金庫等に分けて保管されているが、2つの金庫等の鍵は同一の資金担当者が保有しているため、単独で預金の払出が可能な状態である。

不正な預金払出の防止という内部統制上の観点からは、例えば以下のような体制を構築すべきである。

- ・ 2つの鍵の保有者をそれぞれ別の人にする。
- ・ 上記資金担当者とは別な役職員により、定期的に預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高を照合する。

市の財源により財政的援助を行っている第三セクター等において、不正な預金払出を生じさせるわけにはいかないため、市は、預金管理に関する適切な内部統制の構築を那覇市育英会に指導すべきである。

<意見⑤>貸付金管理台帳と財務諸表上の貸付金残高が一致していない

那覇市育英会において使用している貸付金償還システムから出力した、令和3年度末時点の個別貸付金残高明細の合計額と令和3年度末時点の財務諸表残高を比較した結果、以下の通りであった。

(単位：円)

① 個別貸付金残高明細の合計額	199,444,768
② 財務諸表残高	
貸付金	199,478,768
仮受金	24,000
差引	199,454,768
①と②の差額	10,000

個別貸付金残高明細の合計額と財務諸表残高との差額 10,000 円の発生原因は不明とこのことであったが、那覇市育英会は、差異原因を調査し、適切な貸付金残高を把握した上で、個別貸付金残高明細の合計額と財務諸表残高を適切に貸付金残高に一致させるよう、努力された。

<意見⑥>償還が遅延している貸付金の回収手続に改善の余地がある

既述の通り、令和3年度における那覇市育英会の貸付金償還率は117%と100%を上回っており、当該数値のみを見れば貸付金の償還状況に問題がないとも考えられる。

しかしながら、那覇市育英会の貸付金償還率は「当年度の償還金額÷当年度の償還予定額」で算定されているところ、“当年度の償還予定額”は、前定通りの償還が難しい債務者について償還額を減額している場合の減額後の償還予定額としており、契約上の約定償還予定額としていない。

したがって、現状の貸付金償還率の算定方法では、「契約上本来償還されるべき金額のうち、どれくらい償還できたか」が判明しない。

ここで、監査人が契約上本来償還されるべき金額に対する償還率を算定しようとしたが、那覇市育英会においては、債務者の収入額等を勘案の上、やむを得ない場合には貸付金の償還金額を減額することを許容しているが、減額措置を講じた場合に、貸付金償還システム上の年間償還予定額が減額後償還額に置き換わってしまい、契約上の減額前の償還予定額が不明となってしまっている債務者が散見された。

そのため、契約上本来償還されるべき金額に対する償還率を算定することが難しい状況であった。

そのため、次善の対応として、契約条件に基づき算定された貸付金の完済予定時期が令和3年度以前であるにもかかわらず、実際には令和3年度末時点で貸付金残高が存在する債務者の有無について確認したところ、債務者数合計が 31 名、貸付金残高合計が 19,667 千円となった。

つまり、貸付金残高のうち、19,667 千円は返済額が軽減された債務者への貸付金であり、貸付金の全額償還に懸念が生じている可能性がある貸付金と言い換えることができるが、令和3年度末時点の那覇市育英会全体の貸付金残高は 199,478 千円であるため、貸付金の全額償還に懸念が生じている可能性がある貸付金が全体の 9.9%を占めていた。

このような、「契約条件に基づき算定された貸付金の完済予定時期が令和3年度以前であるにもかかわらず、実際には令和3年度末時点で貸付金残高が存在する債務者」に対する回収方法について那覇市育英会に質問したところ、債務者と継続的に連絡を取り、債務者の収入等に応じて償還可能な額を償還してもらっている、とのことであった。

しかしながら、「契約条件に基づき算定された貸付金の完済予定時期が令和 3 年度以前であるにもかかわらず、実際に令和 3 年度末時点で貸付金残高が存在する債務者」について、令和 3 年度における減額後の償還額で償還を継続した場合の完済までの期間及び完済時の債務者推定年齢を監査人が試算したところ、完済までの期間が長期化する債務者が存在し、完済時の債務者の推定年齢が最長で 80 歳となる債務者が存在するとの結果になった。

【契約条件に基づき算定された貸付金の完済予定時期が令和 3 年度以前であるにもかかわらず、実際に令和 3 年度末時点で貸付金残高が存在する債務者の一覧】

No.	貸付額 (円)	R3年度償還額 (円)	R3年度末 貸付金残高 (円)	卒業年度	A		B		C	
					R3年度 推定年齢 (歳)	R3年度 推定年齢 (年)	推定完済期間 (年)	推定完済期間 (年)	完済時推定年齢 (歳)	完済時推定年齢 (歳)
1	2,400,000	55,000	1,595,000	H9	46	29.0	75.0	75.0		
2	1,800,000	36,000	307,000	H12	43	8.5	51.5	51.5		
3	1,200,000	40,000	582,500	H13	42	14.6	56.6	56.6		
4	3,600,000	240,000	525,000	H14	41	2.2	43.2	43.2		
5	900,000	60,000	473,000	H16	39	7.9	46.9	46.9		
6	1,440,000	195,316	967,684	H17	38	5.0	43.0	43.0		
7	2,400,000	240,000	1,500,000	H17	38	6.3	44.3	44.3		
8	1,800,000	120,000	320,000	H17	38	2.7	40.7	40.7		
9	2,400,000	180,000	854,000	H18	37	4.5	41.5	41.5		
10	1,440,000	72,000	498,000	H18	37	6.9	43.9	43.9		
11	720,000	120,316	346,684	H18	37	2.9	39.9	39.9		
12	600,000	10,000	161,000	H18	37	16.1	53.1	53.1		
13	2,400,000	60,000	1,135,000	H20	35	18.9	53.9	53.9		
14	1,440,000	60,000	730,000	H20	35	12.2	47.2	47.2		
15	1,080,000	52,000	942,000	H20	35	18.1	53.1	53.1		
16	1,200,000	40,000	600,000	H20	35	15.0	50.0	50.0		
17	2,400,000	300,000	95,000	H21	34	0.3	34.3	34.3		
18	1,080,000	21,000	970,000	H21	34	46.2	80.2	80.2		
19	1,080,000	95,000	640,000	H21	34	11.6	45.6	45.6		
20	2,400,000	240,000	1,405,000	H22	33	5.9	38.9	38.9		
21	2,400,000	120,000	1,440,000	H22	33	12.0	45.0	45.0		
22	2,400,000	240,000	480,000	H22	33	2.0	35.0	35.0		
23	1,440,000	60,000	801,000	H22	33	13.4	46.4	46.4		
24	720,000	42,000	210,000	H22	33	5.0	38.0	38.0		
25	600,000	55,000	75,000	H22	33	1.4	34.4	34.4		
26	720,000	96,000	336,000	H23	32	3.5	35.5	35.5		
27	1,080,000	60,000	624,000	H24	31	10.4	41.4	41.4		
28	1,080,000	48,000	661,000	H24	31	13.8	44.8	44.8		
29	1,200,000	150,000	300,000	H24	31	2.0	33.0	33.0		
30	720,000	72,000	132,000	H25	30	1.8	31.8	31.8		
31	600,000	110,000	10,000	H25	30	0.1	30.1	30.1		
		46,740,000	3,248,632	19,667,788						

【脚注】
A：R3年度推定年齢
卒業年度の年齢が22歳と仮定して算定。
B：推定完済期間
R3年度末貸付金総額÷R3年度償還額で算定。
C：完済時推定年齢
R3年度推定年齢＋推定完済期間で算定。

この試算結果を踏まえると、単に債務者の収入水準に応じた金額による償還を許容するという現状の那覇市育英会の対応だけでは十分とは言えず、貸付金が未償還のまま貸倒れとなるリスクが存在すると考えられる。

そのため、那覇市育英会は、完済まで長期間を要しそうな債務者や完済する前に仕事で定年退職を迎えそうな債務者等、全額償還に特段の懸念が生じている債務者については、可能な限り償還額の増額を交渉したり、連帯保証人に相談したりする等、全額償還に向けた措置を講じる必要がある。

また、市は貸付金の全額償還に向けた措置を講じることを那覇市育英会に指導し、那覇市育英会が講じた措置が適切に運用されていることを定期的にモニタリングする必要がある。

貸付金の償還額は、将来の貸付を行う際の原資となる重要な資金である。また、那覇市育英会の貸付金は、市の財源から拠出された公金も含まれる。したがって、貸倒リスクをできる限り低減し、全額償還に向けた措置を講じることが重要である。

＜指摘④＞貸付積立金に複数財源の資金が混在している
那覇市育英会の令和 3 年度貸借対照表における正味財産の部は、以下の通りとなっている。

(単位：円)	
1. 指定正味財産	
指定補助金	2,500,000
寄付金	118,415,257
指定正味財産合計	120,915,257
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(90,915,257)
2. 一般正味財産	
一般指定正味財産	176,080,739
(うち特定資産への充当額)	(175,563,511)

このように、那覇市育英会は、基本財産へ充当している 30,000 千円を除き、育英会の活動により生じた正味財産増加額のほとんどの全ての金額を特定資産に充当している。

次に、令和 3 年度貸借対照表における特定資産の内訳は以下の通りである。

(単位：円)	
特定資産	
貸付積立預金	57,000,000

＜意見⑦＞指定正味財産に計上されている指定補助金の使途が不明確
那覇市育英会の貸借対照表の指定正味財産に、市から受け取った補助金が指定補助金として2,500千円計上されている。市の担当課に確認したところ、当該補助金は、市が企業や個人から受け取った寄付金について、那覇市育英会に補助金という形で交付したものであるとのことであった。（補助金の交付は、平成18年に2,000千円、平成21年に500千円を、それぞれ行っている。）
ただし、市の担当課においても、当該補助金をどのような目的・使途で那覇市育英会に交付したのかについて、記録が残っていないとのことである。
一方、那覇市育英会側においては、新規貸付の財源として貸付積立預金に計上されているはずであるが、指定正味財産に計上されている指定補助金の取り扱いをどのようにすればわからず、そのままになっている、というのが実態であった。

- そこで、市及び那覇市育英会は、以下の対応を取るべきである。
- ・両者協議の上、当該指簡補助金2,500千円について、改めて使途を特定する。（新規貸付の財源に限定するのか、それとも、育英会の運営資金としても使用可能とするのか。）
 - ・補助金の目的たる支出が行われた場合、指定正味財産から一般正味財産へ振り替える会計処理を行う。（公益法人会計基準注解13参照）

【公益法人会計基準注解13より抜粋】

（注13）補助金等について
法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度未だに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができ。

（下線は監査人による。）

（8）情報公開

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見⑧＞情報公開が不十分

第三セクター等に関する総務省指針第2.2によれば、「地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った

篤志奨学基金	10,000,000
貸付金	199,478,768
特定資産合計	266,478,768

特定資産のうち、篤志奨学基金は過去に企業から受け取った大口寄付金10,000千円について計上しているものであり、寄付金受入以降、計上額に変動はない。また、貸付金は、奨学生に対する貸付金のうち未償還分である。

結果として、貸付積立預金には、育英会の活動により生じた預金残高のうち、普通預金、基本財産及び篤志奨学基金を除いた残高が計上されている。

そして、那覇市育英会の活動により生じた預金残高である貸付積立預金の主な内容は以下の通りであると考えられる。

- ・市から受け取った出捐金
- ・市から受け取った指定補助金（2,500千円）
- ・企業や個人からの受取寄付金
- ・貸付金の償還分

ここで、市から受け取った出捐金については、奨学金の貸付資金以外に育英会の運営資金にも充てることが可能であり、令和元年度から令和3年度の当期一般正味財産増減額が赤字であることを踏まえると、実際に一般正味財産増減額の赤字補填に使用されていたものと考えられる。一方、企業や個人からの受取寄付金については、那覇市育英会のHP（※）においても使途は貸付金に限定している旨が明記されている。

（※）<http://nubasi-ikueikai.com/contribution.html>

このように、現状、貸付積立預金の中に、法人の運営資金にも使用可能な市からの出捐金と、使途が貸付金に限定されている寄付金が混在しているにもかかわらず、その内訳金額は不明であった。

このような状況においては、企業や個人からの寄付金を法人の運営資金に使用してしまっても気が付かず、寄付者の意向にそぐわない寄付金の使用を行ってしまう可能性があり、問題である。

したがって、那覇市育英会は過去の入出金履歴等に基づき、貸付金積立預金残高の財源別内訳表を作成し、使途を確認しながら貸付金積立預金の使用を行うべきである。

また、貸付積立預金という勘定科目名からは、その預金使途が貸付金に限定されるような印象を与えるが、実際には貸付金以外に法人の運営資金にも使用可能な市からの出捐金も含まれている。財務諸表の利用者に誤解を与えることを防ぐためには、市からの出捐金部分について別な勘定科目を使用することが望ましいと考えられるため、検討されたい。

理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導すること等も有効であると考えられる。」とされている。

ここで、現状の那覇市育英会に関する情報公開の状況は、以下の通りであり、最低限の情報公開は行われている。

- ・ 那覇市育英会の IP において、財務諸表が公開されている。
- ・ 市は、那覇市育英会に対する運営費補助金の予算承認にあたり、育英会の財務諸表を添付して議会へ提出している。

しかしながら、市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、少なくとも那覇市育英会において財政的なリスクが高まったと判断した場合には、市の IP 等において、経営諸指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について情報公開することを検討すべきである。

また、議会に対しても、財政的リスクの高まりに応じて適宜議会に報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。

(9) その他

<意見⑨>那覇市育英会の将来的な展望について

① 那覇市育英会の貸与者数

那覇市育英会の貸与者数は、平成 24 年度の 62 名をピークに、その後減少傾向が続き(※)、令和 3 年度の貸与者数はピーク時の半数となる 31 名にとどまっている。

この点、那覇市育英会によれば、近年給付型奨学金が増加したことで、育英会が実施する貸与額奨学金の希望者が減少したのではないかと、とのことであった。

※ 平成 4 年度以降の貸与者数推移は、那覇市育英会の IP に公開されている。

(<http://nabasi-ikueikai.com/img/file/160.pdf>)

② 貸与者数の減少に伴う余剰金の増加

近年、那覇市育英会の貸与者数が減少していることにより、奨学金の新規貸付金額及び貸付残高も減少している。一方で、過年度の貸付金の償還が行われるが、貸付金の償還額が新規貸付金額を上回る場合、結果として、貸付に使用されない“余剰金”が生じることになる。なお、令和 3 年度の貸付金償還額は 28,460 千円、新規貸付金額は 16,680 千円となっており、前者が後者を大きく上回っている。

このようにして生じた“余剰金”は、主に貸付積立預金に計上されているものと考えられる。近年、貸付積立預金が増加傾向にあるが、その主な理由は貸与者数の減少に伴う“余剰

金”が積み立てられていることによるものと考えられる。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新規貸与者数 (人)	50	47	39	36	31
貸付金残高 (千円)	223,572	221,733	220,411	211,258	199,478
貸付積立預金残高 (千円)	30,700	33,000	35,500	45,500	57,000

③ 給付型奨学金制度の開始

那覇市では、現在給付型の奨学金制度を開始しており、市が直接運用している。

※ 那覇市 IP より

(<https://www.city.naha.okinawa.jp/child/education/kyouikuusyougaigakus/syougakuseihosyuu.html>)

④ 現状を踏まえた那覇市育英会の将来展望検討の必要性

既述の通り、那覇市育英会では、新規貸与者数の減少に伴い、新規貸付金に使用されない“余剰金”が増加している状況にあると考えられる。

このような“余剰金”の中には、市からの出資金も含まれるものと考えられるが、市の財政状態が厳しい中で、市の公金が本来の事業（奨学金の貸与）に使用されず、育英会の預金口座内に預け入れられたままとなっている状況は好ましくない。

したがって、市は那覇市育英会とともに、那覇市育英会の将来の事業展望及び“余剰金”の活用方法について検討すべきである。

また、那覇市の奨学金事業は、給付型奨学金が市の直営により、貸与型奨学金が那覇市育英会により、それぞれ実施されているが、市の担当課によれば、この 2 つの奨学金制度について単一の事業者（市直営又は那覇市育英会）が実施する方式は検討していないとのことであった。

「那覇市育英会では、企業や個人からの寄付金を受け取っているが、当該寄付金を那覇市に移管することができかねる理由がある」というような理由により、簡単に単一事業者に制度運用をまかせることは難しい可能性があるが、単一事業者とすることにより、事業に係る事務コストが削減される可能性があるため、那覇市育英会の将来の事業展望と合わせて、奨学金制度の単一事業者による運用の可否も検討することが望ましい。

4. 公益社団法人那覇市シルバー人材センター
1. 第三セクター等の概要

(令和 4 年 3 月 31 日現在)	
法人名	公益社団法人那覇市シルバー人材センター
所在地	那覇市銘苅二丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 3 階
HP	https://nahasjc.or.jp/
設立年月日	昭和 57 年 4 月 22 日
団体の代表者	翁長聡氏（理事長）
出捐の状況	【設立時の基本財産残高】 10,000,000 円 【上記のうち、那覇市から出捐額】 10,000,000 円 【那覇市の出捐割合】 100% ※出捐割合は、「設立時の基本財産のうち、市の出捐割合」として算定。
設立目的	【シルバー人材センターの目的】 1. 高齢者の生活の充実 ・ 高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・増進を図る。 ・ 高齢者に働く機会を提供し、高齢者の経済的な生活の安定を図る。 2. 地域社会への貢献 ・ 高齢者が地域社会の担い手として活躍することを通じて、地域社会の維持・発展を図る。 ・ 育児、介護などの現役世代を支える分野で高齢者が働くことを通じて、現役世代の活躍を推進する。 ・ サービス業などの人手不足分野で高齢者が働くことを通じて、企業などの人手不足の解消を図る。 発注者から受注を受けた業務を、会員である高齢者に請負や委任により仕事を提供する。
主な事業内容	※表外に記載
組織	【役員】 社員：全会員、理事：14 名、監事：2 名 【職員】

	13 名（非常勤を含む）
経営健全化方針の策定	無
会計監査人の有無	無

(組織図)

R04/02/31：時点

令和 3 年度
公益社団法人那覇市シルバー人材センター組織図



2. 市と団体との関係

担当部課

福祉部

ちゃーがんじゅう課

関連する主な計画

第5次那覇市総合計画…施策 10
第8次なは高齢者プラン(介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画)

市から団体への主な財政的援助の概要

【累計出捐額】
13,000,000 円
【補助金予算執行額 (令和3年度)】
補助金：12,280,000 円
【委託費予算執行額 (令和3年度)】
委託費：242,958,608 円

市から団体への業務委託

【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】
・理事 (非常勤) に市職員が就任 (1名)
【団体の役職員のうち、市職員の退職者】
・理事長 (非常勤) は、市職員出身者 (1名)
・常務理事 (常勤) は、市職員出身者 (1名)
・監事 (非常勤) は、市職員出身者 (1名)
なは市民協働プラザ内の区画を使用 (無償)

人的関係

市の財産の貸与等

3. 財務諸表の推移

(貸借対照表)

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	59,431	72,165	83,135
固定資産	29,841	34,475	36,910
資産計	89,273	107,124	120,045
流動負債	49,000	49,521	53,561
固定負債	—	—	—
負債計	49,000	49,521	53,561
指定正味財産	—	—	—
一般正味財産	40,272	57,602	66,484
正味財産計	40,272	57,602	66,484
負債・正味財産計	89,273	107,124	120,045

【決算概況】

(正味財産増減計算書)

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	477,318	489,486	482,795
経常費用	468,607	472,156	473,906
当期経常増減額	8,710	17,330	8,888
経常外収益	—	—	—
経常外費用	228	—	7
当期経常外増減額	△228	—	△7
当期一般正味財産増減額	8,481	17,330	8,881

※1

【決算概況】

※1：当期一般正味財産増減額が3期連続黒字となっている。
黒字要因の一つとして、発注者から材料費相当分として受け取っている「受取材料費」と実際の材料費である「支払材料費」の差額から黒字が生じているものと考えられる。
(令和3年度実績)
受取材料費：74,532千円－支払材料費：56,317千円＝18,215千円

4. 監査の結果及び意見

(1) 市の出資手続

P.5に記載されている観点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき点は発見されなかった。

(2) 第三セクター等のガバナンス

P.5に記載されている観点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見①＞第三セクター等による自己評価が十分に実施されていない
シルバー人材センターにおいて、事業評価のための合理的な評価基準が策定されておらず、事業実施後の自己評価も十分に実施されていない。
第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (3) に、「地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。」と記載されていることを踏まえ、市

128

128

が出て、結果として会員資格喪失となる要件を 3 年以上とすることとし、当時の理事会の決定を継続して適用しているとのことである。

この点、現状、過去の理事会決議を理由に定款記載内容とは異なる運用を行っているが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 146 条において定款変更には社員総会の決議が必要と定められている趣旨と照らると、仮に定款記載内容とは異なる運用を行うのであれば、社員総会の決議が必要であると考えられ、過去の理事会の決議のみで定款と異なる運用を行っていることは、同法の趣旨に反しているものと考えられる。

したがって、シルバーク人材センターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨を踏まえ、定款記載通りの運用を行うか、または、会員資格喪失要件を未納期間 3 年以上とする内容で定款変更を行い社員総会の決議を得る、といった対応を検討されたい。

また、市は、シルバーク人材センターが定款や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨に合致した運営を行っているかどうか、継続的にモニタリングすべきである。

(3) 人事の状況

① 理事長について

令和 3 年度におけるシルバーク人材センターの理事長に、那覇市の元職員が就任していた。シルバーク人材センターに、就任の経緯を質問したところ、理事長就任前も理事として法人の役員に就いていたが、前任の理事長から推薦があったため、理事長に就任したとのことであった。

理事長就任前から理事として法人に関与していた人材であることから、理事長に就任することになった問題は無いと考える。

なお、理事長の報酬は月 50,000 円であるが、理事長の勤務時間が週 3 日で 10 時～15 時とのことであり、報酬額が業務量に比して過大にはなっていないと判断した。

② 常務理事について

令和 3 年度におけるシルバーク人材センターの事務局長兼常務理事には、那覇市の元職員が就任していた。

シルバーク人材センターに対し、就任の経緯を質問したところ、市職員時代からの顔見知りであった理事長からの推薦があったため、との回答であった。

この点、第三セクター等に関する総務省指針第 2. 3 (2) において、「地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合には、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。」と記載されているが、公益社団法人の事務局長という業務は、民間企業等における知識や経験が強く求められる業務ではないと考えられるため、市の元職員であっても適正が認められると判断した。

は、シルバーク人材センターが自ら評価を積極的に行うよう指導・監督を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。

事業評価を実施する際は、可能な限り評価基準について定量的な目標値を定め、その達成度をもつて事業評価を行うことにより、客観的な事業評価が実行可能となる。また、PDCA サイクル運用の観点からは、目標値と実績値の差異原因を分析し、分析結果を翌年度以降の事業改善に繋げることが望ましい。

なお、明確に成果指標として設定されている訳ではないが、現状以下の 4 項目について、中期計画目標値を設定した上で、毎期の事業報告書上で実績値を記載している。しかしながら、中期計画上の目標値は、シルバーク人材センターの全国目標から割り出された数値が上部団体から自動的に割り振られる数値であって、那覇市シルバーク人材センターにおける実現可能性が考慮されていないとのことであったため、このような目標値に基づき目標達成度を測定しても意味は無い。成果指標として以下の 4 項目を採用するのであれば、自己評価及び市のモニタリング時における目標値は、中期計画上の目標値ではなく、実現可能な目標値を別途設定すべきである。

	令和 3 年度目標	令和 3 年度実績
会員数	1,035 名	863 名
就業率	71.5%	71.0%
請負・委任就業延べ人数	86,800 人日	78,775 人日
派遣就業延べ人数	1,160 人日	0 人日
ボランティア参加延べ人数	500 人日	319 人日

<指摘①>会員資格の喪失について定款と異なる判断を行っている

シルバーク人材センターの会員は年間 3,000 円の会費を支払う必要があるが、会費の未払いが生じる場合がある。この点、シルバーク人材センターに未払いの理由を質問したところ、「1 回でも業務を請け負った会員については、会員への報酬支払時に会費を控除して支払うため会費の未払いは生じないが、業務の請負が無い会員の中には会費が未納になっている者もいる」とのことであった。

なお、令和 3 年度の正味財産増減計算書に記載されている受取会費の金額が 1,854,000 円であることを踏まえると、会費を支払った会員は 618 名で、会費未納の会員は 245 名になると推定される。(令和 3 年度の全会員数は前述の通り 863 名である。)

次に、このような会費未納者の取扱いについて、シルバーク人材センターの定款においては、1 年以上会費を滞納した場合は会員資格を喪失すると定めているが、実際の運用上は、過去の理事会において未納期間 1 年で会員資格を喪失させるのはあまりにも厳しいという意見

また、常務理事に対する給与は月額 210,000 円（＝理事長報酬 30,000 円＋事務局長としての嘱託職員給与 180,000 円）であるが、週 5 日の勤務量に対する報酬額としては過大とまでは言えない。

（4）市から第三セクターへの財政的援助等

既述の通り、市はシルバー人材センターに対し、社団法人設立時に基本財産の出捐を行々とともに、毎期補助金交付という形で運営費の補助を行っている。
また、財政的援助とは別に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき、市はシルバー人材センターに対して複数の業務を随意契約により委託している。
なお、監査結果は以下の通りである。

① 補助金

「那覇市シルバー人材センター運営補助金」に関する監査結果の詳細は、P. 248 において後述する。

② 委託

市は、令和 3 年度においてシルバー人材センターに対して多数の業務委託を行っており、合計で 242,958,608 円の委託費をシルバー人材センターに支払っている。このように、シルバー人材センターに対して多額な委託費が発生しているのは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号において、シルバー人材センターが実施可能な業務については、随意契約により契約を締結することができると影響しているものと考えられる。

【地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を抜粋】

（随意契約）

第百六十七条の二

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約にすることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（中略）

三（中略）苗年輪者等の雇用の安定等に關する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、（以下、略）

※下線は監査人による。

市からシルバー人材センターに対する業務委託契約のうち、契約額が多額な取月を中心以下の 4 件の委託契約について監査を実施することとした。監査結果の詳細は、「第 3. 財政的援助事業」において後述する。

事業名	予算執行額	監査結果
都市公園維持管理業務	175,410,000 円	P. 276 に記載
「広報なは市民の友」配布業務	26,721,266 円	P. 281 に記載
スプリング入リマットレス等解体業務	6,578,000 円	P. 284 に記載
那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業	3,696,000 円	P. 288 に記載

③ 市の財産の使用

市は、市が保有している「なは市民協働プラザ」の一面をシルバー人材センターに無償で使用させているが、シルバー人材センターが実施している事業は、比較的高い公共性が認められるため、無償で使用させることに特段問題は無いと判断した。

（5）効率的な運営手法

P. 5 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見②＞労働時間管理の適切性に疑義がある

令和 3 年度における常勤職員 5 名の残業時間について、毎月作成されている残業時間記録簿を閲覧したところ、5 名全員がいずれも、毎月の残業時間が 12 ヶ月間を通じて全く同じ時間数となっていた。

シルバー人材センターに理由を質問したところ、「毎月の業務はある程度定型化されており、月の月上旬に市への報告書作成や会員への配分金支払額の集計等の業務が生じて残業が生じる傾向にある」とのことであった。

シルバー人材センター側の主張には一定の合理性が認められるものの、12 ヶ月間に渡って毎月の残業時間数が分単位まで完全に一致するという状況が、常勤職員の 5 名全員に生じることとは、にわかには信じ難く、実際の残業時間数と残業記録簿の時間数が一致していないのではないかという疑念が生じる。

仮に「実際の残業時間数＞残業記録簿の時間数」である場合には職員に対する未払残業代が生じてことになるし、「実際の残業時間数＜残業記録簿の時間数」である場合には、支払う必要のない残業代が支給されてしまっており、非効率な運営が行われているということになり、いずれの場合も大きな問題となる。

シルバー人材センターは、残業時間記録簿だけではなくタイムカードを導入する等、適切な労働時間管理方法を改めて検討すべきである。

また、市は、上記のような問題が生じるリスクを十分に理解し、シルバー人材センターに対して適切な労働時間管理の体制を構築するよう、強く指導すべきである。

(6) 市によるモニタリング

P.5に記載されている規点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜指摘②＞公益法人が第三セクター等に該当するか否かの判定に誤りがある

市は、第三セクター等を特定した上で、当該第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である。(第三セクター等に関する総務省指針第2参照)

また、総務省が隔年で実施する第三セクター等の調査(※)にあたり、市は第三セクター等の出資や経営状況等の情報を総務省に提出している。

※ 第三セクター等の調査結果については、総務省IP参照。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kousei/02zaisei06_030000041.html)

そのため、市は第三セクター等を正確に特定する必要があるが、市が把握している令和3年度の第三セクター等の一覧を入手したところ、一般財団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)が漏れていることが判明した。

第三セクター等に関する総務省指針第1.(注1)には、第三セクター等の範囲に「地方公共団体が出捐している一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)」も含まれることが明記されているため、市の状況は第三セクター等に関する総務省指針に照らして妥当ではない。

【第三セクター等に関する総務省指針第1.(注1)より抜粋】

(注1) 各地方公共団体においては、これらの点を踏まえて、出資(原則として25%以上)を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人を対象として、効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組みるよう留意されたい。

(下欄は監査人による。)

市は、一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を含む。)のうち、基本金その他これらに準ずるものの25%以上の出捐を行っている法人について、原則として第三セクター等の範囲に含めた上で、当該第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である。

＜指摘③＞第三セクターに対するモニタリングを実施していない

第三セクター等に関する総務省指針第2.1(3)に、「地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。」と記載されているものの、市はシルバー人材センターを第三セクター等の範囲に含めていなかったことに起因して、シルバー人材センターに対する評価を実施していない。

市は、シルバー人材センターを第三セクター等に含めた上で、定期的に評価を実施する必要がある。

なお、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に年1回業績や事業概要を把握するだけでは不十分であり、第三セクター等に関する総務省指針第2.1(3)に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。

- ・ 第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。
- ・ 第三セクター等以外の事業手法との比較を行う。
- ・ 費用対効果に留意する。

＜意見③＞第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない

市は、シルバー人材センターに対し、出捐及び補助金交付により財政的援助を行っているが、当該財政的援助がどのような効果を上げているかを測定していない。そのため、シルバー人材センターへの財政的援助が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。

事業のPDCAサイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した財政的援助の有効性を測定すべきである。

効果測定基準としては、例えば以下のような項目が挙げられるため、参考にされたい。

- ・ 公益性・公共性の有無
- ・ 会員数、就業率、就業延べ人数、受託事業収益計上額

(7) 財務諸表の適切性

P.5に記載されている規点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見④＞現金管理体制が不十分

業務委託者からの委託料の支払いについて、シルバー人材センターの窓口において現金で支払われる場合があるが、その際、総務係の財務経理担当者が1名で現金を受け取った上で、会計処理まで実施しているとのことであった。

不正な現金の横領防止という内部統制の観点からは、例えば以下のような体制を構築すべきである。

- ・ 現金を受け取る際は、必ず 2 名で受け取り、金庫への保管まで 2 名で実施する。
- ・ 未収入金の回収管理を適切に実施し、未収が生じている理由を明らかにする。（未収入金の回収管理の詳細は＜意見⑥＞で記載。）

市の財源により財政的援助を行っている第三セクター等において不正な現金の横領を発生させるわけにはいかないため、市は、現金管理に関する適切な内部統制の構築についてシルバー人材センターに指導すべきである。

＜意見⑤＞未収入金管理台帳と決算書上の未収入金残高が一致していない
シルバー人材センターにおいて使用している基幹システムから出力した、令和 3 年度末時点の未収入金管理台帳上の未収入金合計額と、令和 3 年度末時点の貸借対照表残高を比較した結果、以下の通りであった。

(単位：円)		
① 未収入金管理台帳上の合計額	45,784,068	
② 貸借対照表上の未収入金残高	48,923,766	
①と②の差額	3,139,698	

未収入金管理台帳上の未収入金合計額と貸借対照表残高との差額 3,139,698 円の発生原因は不明とのことであったが、シルバー人材センターは、差異原因を調査し、適切な未収入金残高を把握した上で、未収入金管理台帳上の合計額と貸借対照表残高について、適切な未収入金残高に一致させるよう、努力された。

＜意見⑥＞回収が遅延している未収入金の回収手続が十分でない
令和 3 年度末の未収入金管理台帳より、比較的長期間かつ多額の未納状態が継続している債権について、サンプルで 6 件抽出し、当該未収入金の回収遅延理由及び督促状況を質問したところ、状況は以下の通りであった。

取引先	発生年月	未収金額	回収遅延理由、督促状況
A 氏	H31.11	45,225 円	・ 請求書郵送の際、取引先が希望した差封筒ではなく、法人名入りの封筒を使用したところ、取引先が迷惑し、支払も行われず。 ・ 債権発生当時の状況を確認し、督促も実施していない。
B 氏	R2.2	32,420 円	・ 継続発注先だが、左記取引分について請求書を発行することが漏れていた可能性がある。 ・ 督促は行っていない。
B 氏	R2.3	32,420 円	同上
C 氏	R2.11	44,610 円	・ 単発発注者であるが、請求書を発行することが漏れていた可能性

			がある。 ・ 督促は行っていない。
D 法人	R2.11	45,819 円	・ 継続発注先だが、左記取引分について請求書を発行することが漏れていた可能性がある。 ・ 督促は行っていない。
E 法人	R3.3	47,920 円	同上

B 氏、C 氏、D 法人及び E 法人の状況を考慮すると、シルバー人材センターは未収入金の回収管理が不十分であると言わざるを得ない。これらの未収入金回収遅延理由は、請求書発行漏れとのことであるが、未収入金発生の翌月等、適切な時期に未回収の理由を調査し、請求書発行漏れが判明していれば、回収が容易になっていた可能性がある。（1 年以上経過した後請求書発行漏れが判明し請求書発行したとしても、回収できる可能性は低下すると考えられるため、適時に未回収理由の調査を実施することが重要である。）

シルバー人材センターは、通常想定される回収時期を経過しても尚、未回収のままになっている未収入金を適時に抽出し、未回収の原因調査及び督促を行う体制を構築すべきである。

また、A 氏に対する未収入金は、回収可能性が著しく低いと考えられるが、回収可能性が著しく低下した未収入金については、本来、債権償却又は貸倒引当金の計上、といった会計処理を行うべきである。

シルバー人材センターは、現状、発生から 5 年以上経過した未収入金について償却処理を行っているが、発生から 5 年未満の未収入金であっても、個別の状況を勘案し、発生可能性が低下したと考えられる未収入金については、債権償却又は貸倒引当金の計上、といった会計処理を行うことを検討されたい。

＜意見⑦＞財政運営資金信託預金の積立目的が不明瞭
シルバー人材センターの令和 3 年度末貸借対照表において、特定資産として財政運営資金信託預金が 10,000 千円計上されている。

当該特定資産は社団法人設立時に市から出捐を受けたものが使用されずに預金として残っているものであるが、積立目的や使途等は明確に決まっていなかった。

当該出捐金は、市の財源から出捐したものであるため、市の財源が有効に活用されるよう、市は、シルバー人材センターと協議の上、財政運営資金信託預金の積立目的や使途を明確にされた。

また、現状、勘定科目名として財政運営資金信託預金という科目を使用しているが、当該勘定科目名だけでは預金の積立目的が不明瞭である。公益法人会計基準注解（注 4）3 において、「当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産

の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。」と規定されていることから、市及びシルバー人材センターは、改めて明確にした確立目的や使途を表すような勘定科目により特定資産に計上する必要がある点に留意されたい。

＜意見⑧＞賞与引当金の計上が漏れている

シルバー人材センターでは、職員に対し、年 2 回期末手当（≒賞与）を支給している。支給対象期間と支給日は以下の通りである。

支給対象期間	支給日
前年 12 月～5 月（6 ヶ月間）	6/20
6 月～11 月（6 ヶ月間）	12/20

次に、現状の期末手当に関する会計処理であるが、支給時に支給総額を人件費として費用処理しており、賞与引当金は計上されていないかった。

「公益法人会計基準」の運用指針 1 2.（1）に記載されている貸借対照表科目の列示には、賞与引当金が記載されているため、シルバー人材センターにおいても賞与引当金の計上が必要である。具体的には、決算月である 3 月末時点において、当年の 6/20 に支給される期末手当支給予想額のうち、前年 12 月から当年 3 月の 4 ヶ月分については、3 月までに発生済みとして賞与引当金として計上するとともに、賞与引当金に対応する社会保険料相当額についても未払費用に計上することになる。

シルバー人材センターは、公益法人会計基準に従い適切に会計処理する必要がある。また、市はシルバー人材センターに対し、適切な会計処理を行うよう指導する必要がある。

（8） 情報公開

P.5 に記載されている規点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見⑨＞情報公開が不十分

第三セクター等に関する総務省指針第 2. 2 によれば、「地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組みように指導すること等も有効であると考えられる。」とされている。

ここで、現状のシルバー人材センターに関する情報公開の状況は、以下の通りであり、最

低限の情報公開は行われている。

- ・シルバー人材センターの IP において、事業報告書及び財務諸表が公開されている。
- ・市は、シルバー人材センターに対する運営費補助金の予算承認にあたり、シルバー人材センターの財務諸表を添付して議会へ提出している。

しかしながら、市は現状の情報開示に留まらず、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、少なくともシルバー人材センターにおいて財政的なリスクが高まったと判断した場合には、市の IP 等において、経営諸指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について情報公開することを検討すべきである。

また、議会に対しても財政的リスクの高まりに応じて適宜報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。

（9） その他

＜意見⑩＞反社チェック手続の強化について

シルバー人材センターの取引先等に対する反社会的勢力の非除に関するチェック手続について、現状は、以下の通り、一部の取引先等に対してのみ反社チェック手続を行っている状況である。

取引先等	反社チェック手続（現状）
業務受注先（法人）	業務委託契約書において、反社会的勢力を排除する条項を設けるようにしているが、使用する契約書雛形によっては、反社条項が記載されていないものもある。
業務受注先（個人）	特に無し
新規会員申請者	特に無し

しかしながら、シルバー人材センターに業務を発注することは基本的に誰でも可能であるし、また、60 歳以上であれば基本的に誰でもシルバー人材センターの会員となることが可能であるが、見方を変えると反社会的勢力が容易に取引先や会員に入り込み易い状況とも言えるため、できる限りの反社チェックを実施すべきである。

例えば、以下のような反社チェック手続の導入を検討されたい。

取引先等	反社チェック手続（改善案）
業務受注先（法人）	原則として、業務委託契約書において、反社会的勢力を排除する条項を設ける。使用する契約書雛形に反社条項が無い場合には、取引先と相談し、反社条項を追加してもらうようにする。
業務受注先（個人）	・シルバー人材センターの IP のトップページのうち、「お仕事の

5. 那覇市土地開発公社
1. 第三セクター等の概要

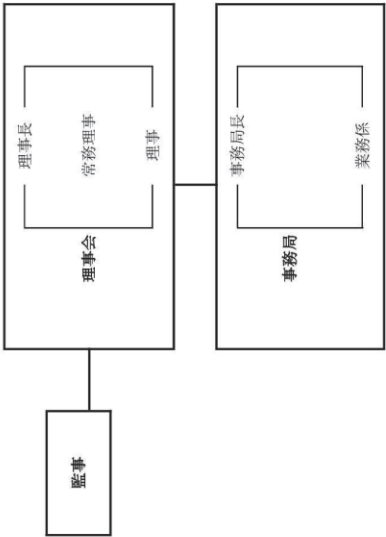
(令和 4 年 3 月 31 日現在)

法人名	那覇市土地開発公社
所在地	那覇市泉崎一丁目 1 番 1 号 那覇市役所内
HP	無し
設立年月日	昭和 48 年 6 月 4 日
団体の代表者	知念寛氏（理事長）
出資の状況	【資本金】 10,000,000 円 【那覇市からの累積出資額】 10,000,000 円 【那覇市の出資割合】 100%
主要な持分保有者	那覇市（持分比率 100%）
設立目的	那覇市内において、公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設置された。
主な事業内容	公共用地・公用地等の取得、管理、処分等
組織図	※表外に記載
役職員の人数	【役員】 理事：7 名、監事：2 名 【職員】 2 名
経営健全化方針の策定	無

	内容」が記載されている箇所、反社会的勢力からの発注は受けられない旨を追加する。 (https://nahaasic.or.jp/)
新規会員登録者	・シルバーク人材センターの定款で定めのある会員要件に、反社会的勢力ではないことを追加する。また、定款に定めのある会員資格喪失要件に、反社会的勢力であることが判明した場合を追加する。 ・新規入会申込時の申請書類に、反社会的勢力ではない旨の宣誓分を追加する。 ・シルバーク人材センターの HP の会員条件が記載されている箇所に、反社会的勢力の場合は会員にならない旨を追加する。

(組織図)

那覇市土地開発公社 組織図 (R4. 3. 31時点)



2. 市と団体との関係

(令和 4 年 3 月 31 日現在)	
担当部課	総務部 管財課
関連する主な計画	該当無し
市から団体への主な財政的援助の概要	【累計出資額】 10, 000, 000 円
市から団体への業務委託	無し
人的関係	【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】 ・ 役職員の全員が市の長又は職員と兼務
市の財産の貸与等	無し

3. 財務諸表の推移

(貸借対照表)

(単位：千円)			
科目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
流動資産	494, 834	495, 083	294, 770 ※1
固定資産	—	—	200, 160 ※2
資産計	494, 834	495, 083	494, 930
流動負債	—	—	—
固定負債	—	—	—
負債計	—	—	—
資本金	10, 000	10, 000	10, 000
準備金	484, 834	485, 083	484, 930
資本計	494, 834	495, 083	494, 930
負債・資本計	494, 834	495, 083	494, 930

【決算概況】

※1：令和元年度以降、事業用土地が流動資産にされておらず、事業は休眠状態である。
流動資産に計上されているのは全て現預金であり、過去の事業利益から生じた余剰金である。

※2：令和 3 年度において、余剰金で有価証券（公社債）を取得した。
（公社債の受取利息により、管理費を賄うための取得。）

- (6) 効率的な運営手法
事業が休眠状態のため、監査手続を省略した。
- (6) 市によるモニタリング
P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見①＞休眠状態となっている土地開発公社の存続の可否について
那覇市土地開発公社によれば、平成 23 年度頃より、那覇市土地開発公社は事業を実施し
ておらず、休眠状態となっていることである。
その後、概ね 3 年に 1 回の頻度で、土地開発公社存続について理事会で検討しているとの
ことであるが、現状、那覇軍港返還時の再開案において公社を活用する可能性がある、等の
理由で 10 年以上休眠状態のまま公社が存続している状況である。
確かに、那覇軍港返還時の再開案において土地開発公社を活用する可能性は十分にある
と考えられるが、一方で、平成 24 年度から令和 3 年度の期間において、那覇軍港返還の具
体的な時期について見極めることができた状況には無かったと考えられることから、いつ
生じるかわからない事象のために、管理費をかけて土地開発公社を存続させるとい判断
を継続していたというのは、検討が不足していると言わざるを得ない。
また、土地開発公社には 490 百万円以上の余剰金を保有しているが、土地開発公社を解散
し市に残余財産として分配していれば、当該余剰金を活用して、他の事業を実施できたはず
であるが、那覇市土地開発公社の理事会では、このような解散時のメリットを踏まえた議論
がなされておらず、結果として、490 百万円以上の余剰金が、何ら活用されず土地開発公社
が保有しているだけの状況となってしまっている。
市及び那覇市土地開発公社は、「那覇軍港返還時期の見極め可能性」、「土地開発公社解散
時のメリット（余剰金の活用、管理費の削減）」等を踏まえ、多角的な観点から、改めて土
地開発公社の存続について検討されたい。
- (7) 財務諸表の適切性
P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき事項は発見さ
れなかった。
- (8) 情報公開
事業が休眠状態で財政的リスクが低いため、監査手続を省略した。

(損益計算書)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業収益	—	—	—
事業原価	—	—	—
事業総利益	—	—	—
販管費	283	98	204
事業損益	△283	△98	△204
事業外収益	371	346	52
事業外費用	—	—	—
経常損益	88	248	△152
特別利益	—	—	—
特別損失	—	—	—
当期純損益	88	248	△152

【決算概況】

近年、事業は休眠状態となっている。

4. 監査の結果及び意見

(1) 市の出資手続
P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき事項は発見さ
れなかった。

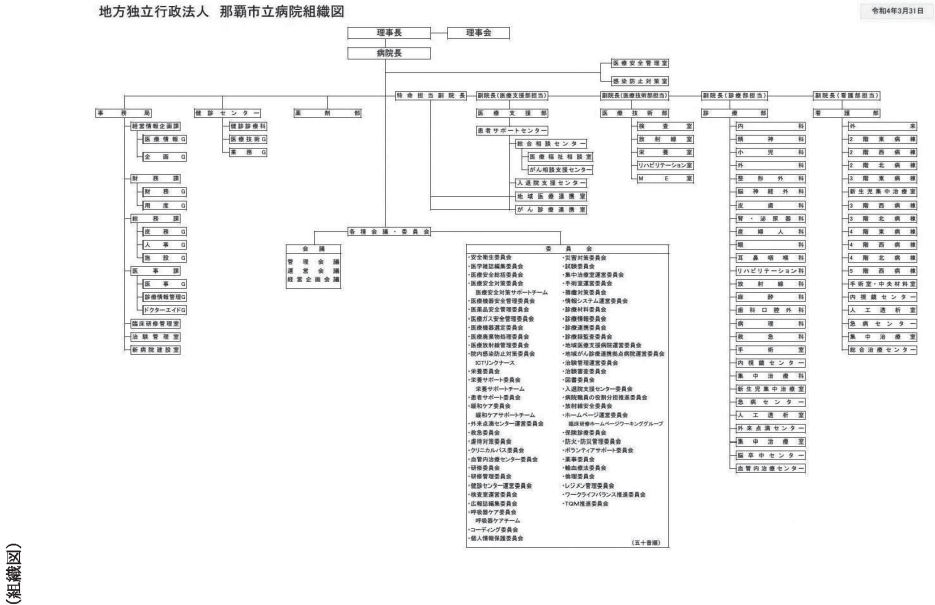
(2) 第三セクター等のガバナンス
P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき事項は発見さ
れなかった。

(3) 人事の状況
那覇市土地開発公社の役員全員が、市の長又は職員との兼務であるが、土地開発公社の
事業が休眠状態であることを踏まえると、特段問題は無いと判断した。

(4) 市から第三セクターへの財政的援助等
市は那覇市土地開発公社に対し、出資以外の財政的援助は行っていない。特段の問題は発
見されなかった。

144

587



(組織図)

6. 地方独立行政法人 那覇市立病院	
1. 病院の概要	
(令和 4 年 3 月 31 日現在)	
法人名	地方独立行政法人 那覇市立病院
所在地	那覇市古島二丁目 31 番 1 号
HP	(病院) https://www.nahacity-hospital.jp/ (市) https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjiyo/kansensyou/soumu/tidoppou.html
設立年月日	平成 20 年 4 月 1 日
団体の代表者	外間浩氏 (理事長)
出資の状況	【資本金】 1, 299, 205, 376 円 【上記のうち、那覇市から出資額】 1, 299, 205, 376 円 【那覇市の出捐割合】 100%
設立目的	昭和 55 年の開院以来、沖縄県の南部医療圏における公的医療を提供してきた那覇市立病院について、行政組織から独立させ、組織としての独自性や運営の効率性を発揮させることを目的に、平成 20 年 4 月に地方独立行政法人 (非公務員型) に移行した。
主な事業内容	総合病院として公的医療を提供する。
組織	※表外に記載
役職員の人数	【役員】 理事：6 名、監事：2 名 【職員】 1, 150 名 (非常勤、パートタイムを含む)
会計監査人の有無	無

2. 市と団体との関係

(令和4年3月31日現在)	
担当部課	健康部 保健所保健総務課
関連する主な計画	第5次那覇市総合計画…施策16 地方独立行政法人那覇市立病院第4期中期目標（令和2年度～令和5年度）
市から団体への主な財政的援助の概要	【累計出資額】 1,299,205,376円 【補助金予算執行額（令和3年度）】 補助金：10,019,000円 【負担金予算執行額（令和3年度）】 運営費負担金：474,620,000円 【交付金予算執行額（令和3年度）】 運営費交付金：100,000,000円 【貸付金残高（令和3年度末）】 3,355,322,894円 【委託費予算執行額（令和3年度）】 委託費：75,898,782円
市から団体への業務委託	【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣者が7名 【団体の役職員のうち、市職員の退職者】 平成20年の地方独立行政法人化に伴い、市から法人へ身分が引き継がれた職員が172名
市の財産の貸与等	該当なし

3. 財務諸表の推移
(貸借対照表)

(単位：千円)			
科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
固定資産	7,292,129	5,656,622	7,517,279 ※1
流動資産	7,574,626	11,263,523	15,572,839 ※2
資産計	14,866,756	16,920,145	23,090,118
固定負債	4,687,451	5,345,534	7,982,229 ※3
流動負債	1,930,423	2,173,650	3,633,284 ※4
負債計	6,617,874	7,519,184	11,615,513

148

資本金	1,299,205	1,299,205	1,299,205
資本剰余金	5,289,267	5,289,267	5,289,267
利益剰余金	1,660,408	2,812,487	4,886,132 ※5
純資産計	8,248,882	9,400,960	11,474,605
負債 純資産計	14,866,756	16,920,145	23,090,118

【決算概況】

- ※1： 令和3年度における固定資産の主な増加理由は、新病院建設に伴う建設仮勘定の増加1,353百万円、高圧医療機器（放射線治療装置）等の更新による工具器具備品の増加513百万円によるものである。
- ※2： 令和3年度における流動資産の主な増加理由は、現金及び預金の増加3,533百万円によるものである。（当期純利益が2,073百万円生じたこと等により、現預金が大幅に増加した。）
- ※3： 令和3年度における固定負債の主な増加理由は、新病院建設等の資金調達として長期借入金金が2,138百万円増加したことによる。
- ※4： 令和3年度における流動負債の主な増加理由は、新病院建設工事等に係る債務として未払金が1,241百万円増加したことによる。
- ※5： 当期利益の発生による増加。

(損益計算書)

(単位：千円)			
科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業収益	14,830,235	15,380,024	16,995,982 ※1
営業費用	14,370,116	14,249,390	15,010,864
営業利益	460,118	1,130,634	1,985,117 ※1
営業外収益	72,288	69,699	68,201
営業外費用	524	309	2,353
経常利益	531,881	1,200,023	2,050,965
臨時利益	16,144	87,943	24,699
臨時損失	13,435	135,888	2,019
当期純利益	534,591	1,152,078	2,073,644
当期純利益	534,591	1,152,078	2,073,644 ※1

【決算概況】

- ※1： 令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスによって営業収益が低減したが、コロナ

149

病床確保補助金等の受取により、多額の営業収益及び利益が発生した。

4. 監査の結果及び意見

(1) 市の出資手続

P.8に記載されている規点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき点は発見されなかった。

(2) 第三セクター等のガバナンス

P.8に記載されている規点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見①>事業に関する自己評価について改善の余地がある

那覇市立病院は、地方独立行政法人法第 28 条第 1 項に従い、毎事業年度の業務等について市長の評価を受ける必要があり、また、市長の評価を受けようとするときは、業績等について自ら評価を行った上で、評価結果を市長に提出する必要がある。(同法第 28 条第 2 項)

そのため、那覇市立病院は「令和 3 年度事業年度業務実績等報告書」を作成し、自己評価を行っていた。

そこで、当該業績等報告書を閲覧したところ、項目別評価は実施されているが、「様式 1-1-2 年度評価 総合評定」の 2. 法人全体に対する評価の記載欄に、令和 3 年度の業務実績が漏列されているだけで、全体評価の結果が記載されていなかった。

この点、「地方独立行政法人那覇市立病院の年度評価実施要領」においても、那覇市立病院における自己評価は項目別評価の実施のみが要求されており、全体評価を実施しない規定内容となっているが、項目別評価のみを実施し全体評価を実施しなければ、木を見て森を見ずの状態となってしまう、地方独立行政法人法第 28 条第 2 項の趣旨に合致した自己評価は実施できないと考える。

したがって、那覇市立病院は、地方独立行政法人法第 28 条第 2 項に基づき、全体評価も実施すべきである。

(3) 人事の状況

P.8に記載されている規点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見②>人事評価を反映した給与等の検討

現状、那覇市立病院において人事評価制度が導入されているが、人事評価の結果が、給与金額に反映されているわけではないとのことであった。

人事評価の結果を、給与や昇進に反映することで、給与や昇進の公平性・客観性が向上する可能性があるし、職員のモチベーション増加にも繋がる可能性がある。

また、総務省によれば、地方独立行政法人制度の基本理念の 1 つとして、「業績主事の人

事管理（職員の業績を反映した職員の給与の仕組み等を確立）」が挙げられているため、人事評価の結果を給与や昇進に反映させることは、地方独立行政法人制度の趣旨にも合致する。

※総務省 IP：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/gyouseihojin.html

したがって、中長期的には、人事評価の結果を職員の給与や昇進に反映させることを検討することが望ましい。

(4) 市から第三セクターへの財政的援助等

既述の通り、市は那覇市立病院に対し、設立時に病院敷地及び建物等について現物出資を行うとともに、運営費負担金、新病院建設や医療機器取得のための貸付金等の財政的援助を行っているが、不採算部門や高度医療を含む公的医療を提供している那覇市立病院に対して、地方独立行政法人法第 85 条第 1 項に基づき運営費負担金を交付すること、また、多額の建設費を要する新病院の建設資金や高額な医療機器の取得資金を那覇市立病院に貸し付けることは、特段問題ないと考えられる。

なお、市の IP に記載されているが、那覇市立病院における運営費負担金の総収益に占める割合は他の地方独立行政法人と比較しても低水準の 3 %程度となっており、那覇市立病院の経営努力が認められる。

(参照：

<https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/kansensyuu/soumu/tidopnou.html>)

また、財政的援助とは別に、市は那覇市立病院に対して複数の業務を委託している。

監査結果は以下の通りである。

① 負担金

病院事業運営費負担金に関する監査結果の詳細は、P.253 において後述する。

② 交付金

病院事業運営費交付金に関する監査結果の詳細は、P.258 において後述する。

③ 補助金

救急診療事業補助金に関する監査結果の詳細は、P.262 において後述する。

④ 貸付金

市は、新病院建設や医療機器取得を那覇市立病院へ融資しており、令和 3 年度末時点で

の貸付金残高は 3,355,322,894 円である。

新病院の総建設予算は約 308 億円程度になることが見込まれているため、貸付金残高が多額に生じていることはやむを得ないと考えられる。

また、新病院建設資金の貸付にあたり、市は病院が作成した新病院建築後の収支シミュレーションに基づき、那覇市立病院の返済能力を確認しており、特段問題は無い。

⑤ 委託

市は、令和 3 年度において那覇市立病院に対して多数の業務委託を行っており、合計で 75,898,782 円の委託費を那覇市立病院に支払っている。

そのうち、契約額が多額な取引を中心に 4 件の委託契約について監査を実施することとした。監査結果の詳細は、「第 3．財政的援助事業」において後述する。

事業名	予算執行額	監査結果
がん検診・肝炎ウイルス健診（個別・集団検診）業務	29,561,680 円	P.294 に記載
新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務	21,293,750 円	P.299 に記載
新型コロナウイルス接種に係る基本型医療機関業務	1,955,130 円	P.304 に記載
那覇市職員定期健康診断業務	3,234,000 円	P.308 に記載

(5) 効率的な運営手法

① 契約手続

【規程等の整備状況】

那覇市立病院では、契約規程を作成しており、契約の方法について一般競争入れ、指名競争入れ又は随意契約とすることとしている。外部事業者と工事請負契約や業務委託契約等を締結するにあたり、競争入れや見積合わせを実施することで、費用の削減に取り組んでいる。契約規程を閲覧したが、特段指摘すべき事項は発見されなかった。

【規程の運用状況】

那覇市立病院が令和 3 年度に外部事業者と締結した外部委託契約のうち、金額の高いものを中心に取引を抽出し、契約事務が規程に従い適切に運用されていることを確認するための監査手続を実施した。

また、新病院の設計及び建設工事に関連する契約についても、同様の監査手続を実施した。監査対象となった契約及び監査結果は以下の通りである。（監査対象となった取引は、合計で 13 件。下記、ア．～ス．参照）

ア．新那覇市立病院 基本設計業務

1. 委託契約の概要

契約名	新那覇市立病院（仮称）基本設計業務
契約内容	新病院建設に係る基本設計業務の委託
契約先	梓設計・ワールド設計・国吉設計 設計共同体
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約日	令和元年 8 月 30 日
業務履行期間	令和元年 9 月 2 日～令和 2 年 3 月 23 日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

随意契約により業者を選定している。公募型プロポーザル方式により契約先を選定しており、特段指摘すべき事項はない。

(3) 契約締結

委託契約書を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

イ．新那覇市立病院 実施設計監理業務

1. 委託契約の概要

契約名	新那覇市立病院（仮称）実施設計監理等業務
契約内容	新病院建設に係る実施設計業務、工事監理業務、建設事業者への設計意図伝達業務の委託
契約先	梓設計・ワールド設計・国吉設計 設計共同体
契約方法	随意契約
契約日	令和 2 年 5 月 28 日
業務履行期間	令和 2 年 5 月 29 日～令和 3 年 12 月 17 日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

＜意見③＞随意契約により事業者を選定する理由が不十分
随意契約により業者を選定しており、基本設計業務の委託先を本業務の委託先としていい。随意契約理由書によれば、基本設計業務委託先を契約先とする理由は以下の通りであっ

- た。
- ・ 基本設計実施時に那覇市立病院職員との協働で作り上げた設計作業について、一貫性を保ちながら実施設計を行う必要があり、そのためには、設計思想を含めた基本設計の内容を熟知し、また、病院職員との信頼関係を築き上げた基本設計業務実施者に本業務を依頼することが必要不可欠であるため。
 - ・ 監理業務の実施は、設計内容を熟知している事業者である必要があるため。

この点、一貫性確保や病院職員との信頼関係といった観点から考えた場合、基本設計業務実施者に実施設計及び工事監理業務を委託するメリットが認められる。

一方、「基本設計者と実施設計者を別にする手法」や「設計者と工事監理者を別にする手法（第三者監理）」が存在するという状況において、これらの手法を勘案することなく、上記のメリットのみを理由として基本設計実施者に実施設計業務及び工事監理業務を随意契約により委託することは、随意契約とする理由を十分に検討されているとは言えない。

本業務を随意契約にしようとするのであれば、「基本設計業務実施者に実施設計及び工事監理業務を委託するメリット」だけではなく、「基本設計者と実施設計者を別にする手法」や「設計者と工事監理者を別にする手法（第三者監理）」を採用した場合のメリット及びデメリットについても随意契約理由書に記載し、これらの手法と比較衡量の上、それでも尚、基本設計業務実施者が唯一の契約締結先であることを説明する必要がある。

また、那覇市立病院契約規程第 22 条において、「随意契約にしようとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならない」と規定し、随意契約の際の見積合わせの実施を求めているが、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるときは、当該相手方 1 者のみから見積書を入手することが許容されているところ、随意契約理由書において、上記のような対応を取ることによることで、本契約の相手方が特定されることの十分な説明となり、1 者のみから見積書を入手することが許容されるものと考ええる。

- (3) 委託金額の決定方法
- 予定価格について建築設計業務等積算基準（沖縄県土木建築部）及び設計業務委託等技術者単価などにより算出しているとともに、決定契約締結予定者 1 者から見積書を入手した上で、契約締結予定者の見積額が妥当であることを確認している。

本契約は随意契約によっているため、1 者から見積りを入手している点に特段問題はな

- (4) 契約締結
- 委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

ウ、新那覇市立病院 監理・設計意図伝達業務

1. 委託契約の概要

契約名	新那覇市立病院（仮称）監理・設計意図伝達等業務
契約内容	新病院建設に係る工事監理業務及び建設事業者への設計意図伝達業務の委託
契約先	梓設計・ワールド設計・国吉設計 設計共同体
契約方法	随意契約
契約日	令和 4 年 3 月 31 日
業務履行期間	令和 4 年 3 月 30 日～令和 7 年 3 月 21 日

2. 監査の結果
- (1) 外部委託することの妥当性
- 専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。
- (2) 業者選定方法
- 随意契約により業者を選定しており、前述の「新那覇市立病院（仮称）実施設計監理等業務」の業務委託先と同じ相手先を選定している。
- 本業務は、「新那覇市立病院（仮称）実施設計監理等業務」の続きの業務であることから、同一の相手先とすることに問題は無いと考えられる。

- (3) 契約締結
- 委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

エ、新那覇市立病院 第 1 立体駐車場建設工事

1. 委託契約の概要

契約名	新那覇市立病院（仮称）第 1 立体駐車場建設工事
契約内容	新病院建設に隣接する立体駐車場の建設工事
契約先	船半ソリューションズ株式会社
契約方法	随意契約
契約日	令和 3 年 1 月 15 日
業務履行期間	令和 3 年 1 月 26 日～令和 3 年 12 月 30 日

2. 監査の結果
- (1) 外部委託することの妥当性
- 専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。

カ、 院内清掃業務

1. 委託契約の概要

契約名	那覇市立病院清掃業務委託契約
契約内容	清掃業務
契約先	株式会社関西総合ビル管理
契約方法	指名競争入札
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
業務履行期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

2. 監査の結果
- (1) 外部委託することの妥当性
- 作業効率を向上して外部の専門業者に委託するものであり、特段指摘事項はない。
- (2) 業者選定方法
- 指名競争入札により業者を選定しており、特段指摘すべき事項はない。
- (3) 委託金額の決定方法
- 指名競争入札により契約額を決定している。
- <意見④>一般管理費の計上根拠が不明確
- 本委託契約における委託料（予定価格）は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費等も含めて概算しており、管理費及び材料費は人件費の 42%相当として算定している。しかし、この「42%」について指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕様、履行の難易、数量の多寡、社会状況等を考慮し定めているとされていることである。
- この管理費及び材料費はいわゆる「一般管理費」と呼ばれ、業務を行うために必要な経費であるが、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接的な経費とされている（参照：『委託事業事務処理マニュアル』経済産業省）。
- 本委託契約における管理費及び材料費についても、要員管理のための事業者本部経費、業務に使用する消耗品等、昨今であればコロナ感染対策のかかり増し費用のほか、事業者の一定程度の利益相当分も含まれていると考えられ、管理費及び材料費相当分として委託費を支払うこと自体に問題は無い。
- 一方で、厳密な積算は困難だからこそ、一定比率を用いて実施する場合は、合理的な指針となる指針を設定すべきである。
- (4) 契約締結
- 委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

(2) 業者選定方法

随意契約により業者を選定している。

随意契約理由書によれば、本工事は、当初制限付一般競争入札にて公告を行ったが、応札者が無く、新病院建設全体のスケジュールを考慮すると、立体駐車場建設工事業者を早急に決める必要があったことから、一般社団法人目走式駐車場工業会会員の 2 者から見積りを徴取し、低い金額を提示した業者と随意契約を締結したものである。

このように、随意契約に相当に理由が存在することから、特段指摘すべき事項はない。

(3) 委託金額の決定方法

2 者から見積書を徴取し、低い方の金額を提示した先と契約を締結しており、特段指摘すべき事項はない。

(4) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

オ、新那覇市立病院 病院棟建設工事

1. 委託契約の概要

契約名	新那覇市立病院（仮称）病院棟建設工事
契約内容	新病院建設の建設工事
契約先	熊谷組・共和産業・佐平建設・大晋建設共同企業体
契約方法	制限付一般競争入札
契約日	令和 4 年 3 月 30 日
業務履行期間	令和 4 年 3 月 30 日～令和 7 年 3 月 21 日

2. 監査の結果
- (1) 外部委託することの妥当性
- 専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。
- (2) 業者選定方法
- 一般競争入札により業者を選定しており、特段指摘すべき事項はない。
- (3) 委託金額の決定方法
- 一般競争入札により契約額を決定しており、特段指摘すべき事項はない。
- (4) 契約締結
- 委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

キ、警備業務

1. 委託契約の概要

契約名	那覇市立病院警備業務委託契約
契約内容	清掃業務
契約先	琉球警備保障株式会社
契約方法	指名競争入札
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
業務履行期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

作業効率を勘案して外部の専門業者に委託するものであり、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

指名競争入札により業者を選定しており、特段指摘すべき事項はない。

(3) 委託金額の決定方法

指名競争入札により契約額を決定している。

＜意見⑤＞一般管理費の計上根拠が不明確

本委託契約における委託料（予定価格）は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費等も含めて見積っており、管理費及び材料費は人件費の 45％相当として算定している。しかし、この「45％」について指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕様、履行の難易、数量の多寡、社会状況等を考慮し定めているとのことである。

この管理費及び材料費はいわゆる「一般管理費」と呼ばれ、業務を行うために必要な経費であるが、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接的な経費とされている（参照：『委託事業事務処理マニュアル』経済産業省）。

本委託契約における管理費及び材料費についても、要員管理のための事業者本部経費、業務に使用する消耗品等、昨今であればコロナ感染対策のかかり増し費用のほか、事業者の一定程度の利益相当分も含まれていると考えられ、管理費及び材料費相当分として委託費を支出すること自体に問題は無い。

一方で、厳密な積算は困難だからこそ、一定比率を用いて実施する場合は、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。

(4) 契約締結

委託契約書を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

158

ク、施設管理業務

1. 委託契約の概要

契約名	那覇市立病院施設管理業務委託契約
契約内容	施設管理業務
契約先	興南施設管理株式会社
契約方法	指名競争入札
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
業務履行期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

作業効率を勘案して外部の専門業者に委託するものであり、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

指名競争入札により業者を選定しており、特段指摘すべき事項はない。

(3) 委託金額の決定方法

指名競争入札により契約額を決定しており、特段指摘すべき事項はない。

(4) 契約締結

委託契約書を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

ケ、外来医事業務

1. 委託契約の概要

契約名	那覇市立病院医事業務委託契約
契約内容	医事業務及び診療科受付業務、診療報酬点検業務、その他 医事業務、会計業務及び収納業務、総合案内
契約先	株式会社ニチイ学館
契約方法	随意契約
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
業務履行期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であり、かつ人員確保が困難な状況下であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。但し、後述する(2)業者選定方法の意見を参照されたい。

159

コ、急病センター区事業務

1. 委託契約の概要

契約名	那覇市立病院急病センター業務委託契約
契約内容	初・再診受付、診療費算定、保険請求業務、入院時手続きの説明等、検体搬送業務及びキッド・容器の取り寄せ、警報及び関係部署への通報、平日の午後 5 時 00 分から翌日午前 8 時 30 分の時間帯及び休日における診療情報管理室入室及び 1 階医事課の入室カードの管理、その他
契約先	株式会社ニチイ学館
契約方法	随意契約
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
業務履行期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であり、かつ人員確保が困難な状況下であることを理由に外部に委託しており、特設指図書事項はない。但し、後述する(2)業者選定方法の意見を参照されたい。

(2) 業者選定方法

＜意見⑨＞随意契約により事業者を選定する理由が不十分

随意契約の理由について、那覇市立病院契約規程第 20 条により競争入札に適さないとするのみであり、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積もりの要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。

外部委託の要否判定については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。

また、同業他社への打診及び相見積もりの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。

そして、契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報（既存職員の給与水準、ハローワークの情報等）に基づき積算、及び人員確保のコスト等を併せた那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。

(3) 委託金額の決定方法

＜意見⑩＞随意契約の際の見積合わせが実施されていない

那覇市立病院契約規程第 22 条において、「随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならぬ」と規定し、随意契約の際の見積合わせの実施を求めている。ただし、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるときは、当該相

(2) 業者選定方法

＜意見⑨＞随意契約により事業者を選定する理由が不十分

随意契約の理由について、那覇市立病院契約規程第 20 条により競争入札に適さないとするのみであり、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積もりの要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。

外部委託の要否判定については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。

また、同業他社への打診及び相見積もりの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。

そして、契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報（既存職員の給与水準、ハローワークの情報等）に基づき積算、及び人員確保のコスト等を併せた那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。

(3) 委託金額の決定方法

＜意見⑩＞随意契約の際の見積合わせが実施されていない

那覇市立病院契約規程第 22 条において、「随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならぬ」と規定し、随意契約の際の見積合わせの実施を求めている。ただし、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるときは、当該相手方 1 者のみから見積書入手することが許容されている。

ここで、本業務の契約締結にあたっては、契約の相手方 1 者のみから見積書入手しているが、(2)業者選定方法で述べた通り、同業他社への打診は実施していることに鑑み指摘とするものではない。但し、見積書の入手が 1 者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。

(4) 契約締結

＜意見⑪＞溯及押印時の承認手続が不十分

那覇市立病院では、契約締結に係る決裁日より前の日付を契約締結日として押印することとを、「溯及押印依頼書」の承認を条件として可能となっている。本委託契約についても委託先からの希望により、那覇市立病院における起案決裁日（令和 3 年 5 月 6 日）以降ではなく、4 月 1 日が契約日付となっているが、委託先の希望の理由について言及が無い。

実際の契約締結日と契約書面上の締結日の間の期間において、責任の所在が不明確となり、不測の事態を被るリスクがある。

溯及押印が認められるケースは極めて限定的と考えられるため、その理由及び承認経緯を明確に記録すべきである。また、契約締結の起案は、書面上の締結日前に決裁される業務フローを構築されたい。本委託契約は随意契約であり、かつ継続契約であることから契約内容を先だって検討することも可能と考えられる。

手方 1 者のみから見積書を入手することが許容されている。

ここで、本業務の契約締結にあたっては、契約の相手方 1 者のみから見積書を入手していることが、(2)業者選定方法で述べた通り、同業他社への打診は実施していることに鑑み指摘とされるものではない。但し、見積書の入手が 1 者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。

(4) 契約締結

＜意見⑩＞選及押印時の承認手続が不十分

那覇市立病院では、契約締結に係る決裁日より前の日付を契約締結日として押印することと、「選及押印依頼書」の承認を条件として可能となっている。本委託契約についても委託先からの希望により、那覇市立病院における起案決裁日（令和 3 年 5 月 6 日）以降ではなく、4 月 1 日が契約日付となっているが、委託先の希望の理由について言及が無い。実際の契約締結日と契約書面上の締結日の間の期間において、責任の所在が不明確となり、不測の事態を醸成するリスクがある。

選及押印が認められるケースは極めて限定的と考えられるため、その理由及び承認経緯を明確に記録すべきである。また、契約締結の起案は、書面上の締結日前に決裁される業務フローを構築されたい。本委託契約は随意契約であり、かつ継続契約であることから契約内容を先だって検討することも可能と考えられる。

ザ、電子カルテシステム保守業務

1. 委託契約の概要	
契約名	電子カルテシステム保守業務委託契約
契約内容	パッケージ保守、サーバー保守、SE サポート、医療制度改訂対応など
契約先	富士通 Japan 株式会社 沖縄支社
契約方法	随意契約
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
業務履行期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。但し、後述する (2)業者選定方法の意見を参照されたい。

(2) 業者選定方法

＜意見⑪＞随意契約により事業者を選定する理由が不十分

那覇市立病院の電子カルテシステムは富士通 Japan 製であることから、その保守業務も同社に委託している。現在の電子カルテシステムは、当初導入時から更新（バージョンアップ）を 2 回実施しており、直近では 2015 年（平成 27 年）更新時にシステムと保守をセットで 3 社見積りを実施している。当時は保守業務委託料について 3 社間で著しい差が無かったことから、現状の金額についても一定の妥当性ありと判断しているとのことであるが、随意契約理由として当該事実と言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。

システムベンダーに保守業務を委託することについては、一定の合理性が認められると考ええる。一方で、直近更新時（平成 27 年）から時間が経過しておりシステム業界の環境も変化している可能性がある。そこで、随意契約及び委託金額の妥当性について例えば以下のように検証方法を工夫されたい。

- ・ 同様のスペックを持つシステムと保守サービスを提供しているベンダーから見積りを徴求し、比較検討する。
- ・ 他病院で同様のスペックのシステム導入事例がないか、その際の保守料金の水準をリサーチし、比較検討する。

(3) 委託金額の決定方法

＜意見⑫＞随意契約の際の見積り合わせが実施されていない

那覇市立病院契約規程第 22 条において、「随意契約によろうとときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならぬ」と規定し、随意契約の際の見積り合わせの実施を求めている。ただし、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるときは、当該相手方 1 者のみから見積書を入手することが許容されている。

ここで、本業務の契約締結にあたっては、契約の相手方 1 者のみから見積書を入手しているが、(2)業者選定方法で述べた通り、直近更新時（平成 27 年）にシステムと保守をセットで 3 社見積りを実施していることに鑑み指摘とするものではない。但し、見積書の入手が 1 者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。

(4) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

シ、臨床検査業務

1. 委託契約の概要	
契約名	臨床検査業務委託料委託契約
契約内容	臨床検査業務
契約先	株式会社エスアール
契約方法	随意契約

契約日	令和 3 年 4 月 1 日
業務履行期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

2. 監査の結果
- (1) 外部委託することの妥当性
- 専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。但し、後述する(2)業者選定方法の意見を参照されたい。
- (2) 業者選定方法
- <意見⑩> 随意契約により事業者を選定する理由が不十分
- 随意契約の理由について、那覇市立病院契約規程第 20 条により競争入札に適さないとするのみであり、同業他社への打診及び相見積もりの要否に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。
- 同業他社への打診及び相見積もりの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。
- (3) 委託金額の決定方法
- <意見⑪> 随意契約の際の見積合わせが実施されていない
- 那覇市立病院契約規程第 22 条において、「随意契約によろうとときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならぬ」と規定し、随意契約の際の見積合わせの実施を求めている。ただし、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるときは、当該相手方 1 者のみから見積書入手することが許容されている。
- ここで、本業務の契約締結にあたっては、契約の相手方 1 者のみから見積書入手しているが、(2)業者選定方法で述べた通り、同業他社への打診は実施していることに鑑み指摘とするものではない。但し、その事実を起案書に記載し、文書として保存されたい。
- (4) 契約締結
- 委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。
- (5) その他
- <意見⑫> 委託料請求額のチェック内容に改善の余地がある
- 検査業務委託料の請求内容のチェックは検査室が担っている。検査室の管理システムからは紙のリストしか出力できないため、膨大な検査項目及び件数について、請求内容と紙のリストを詳細に照合することは非効率であり現実的ではないことから、請求書と管理システムから出力する紙リストとの照合は、現状実施していない。なお、単価が大きい、イレギュラーな検査項目については、別途患者カルデと照合している。(但し、カルデと照合したことの証明は残っていない。)

このように実効性の低いチェック体制では、実際の検査内容と請求書内容が異なっても気が付かない場合があるし、また、検査室と外部業者が共謀し、架空の検査項目を請求することにより不正（キックバック）の余地が生じる。

今後、検査業務委託料の増加が見込まれるならば費用対効果を勘案し、システム対応することも検討されたい。具体的には例えば以下のとおりである。

- ・ 検査依頼リストと電子カルテシステムを連動させる
- ・ 病院の検査依頼リストについて、委託業者の検査結果リストを電子データ（Excel など）で入手して照合する

ス、患者給食業務

1. 委託契約の概要

契約名	患者給食業務委託契約
契約内容	給食業務
契約先	日清医療食品株式会社
契約方法	随意契約
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
業務履行期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であり、かつ人員確保が困難な状況下であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。但し、後述する(2)業者選定方法の意見を参照されたい。

(2) 業者選定方法

<意見⑬> 随意契約により事業者を選定する理由が不十分

随意契約の理由について、那覇市立病院契約規程第 20 条上により競争入札に適さないとするのみであり、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積もりの要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。

外部委託の要否については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。

同業他社への打診及び相見積もりの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。

契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報（既存職員（管理栄養士、栄養士等）の給与水準、ハローワークの情報等）に基づく積算、及び人員確保のコスト等を併せた那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。

要である。このような会計処理を、固定資産の減損と言う。『固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注釋 第 1 章第 3. 1 及び 2 を抜粋』

【固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注釋 第 1 章第 3. 1 及び 2 を抜粋】

第 3 減損の兆候

- 1 固定資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該資産について、減損を認識するかどうかの判定を行わなければならない。
- 2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。
 - (1) 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画若しくは事業計画（申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 87 条の 12 第 1 項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。）又は年度計画（以下「中期計画等又は年度計画」という。）の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。
 - (2) 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。
 - (3) 固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。
 - (4) 固定資産の市場価格が著しく下落したこと。
 - (5) 地方独立行政法人自らが、固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったこと。

この点、那覇市立病院においては、経営環境等を踏まえ令和 3 年度における固定資産の減損の兆候は無いと判断していたが、兆候が無いと判断した過程や理由について文書を作成していなかった。

那覇市立病院は、令和 4 年度以降、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準第 1 章第 3. 2. に記載されている項目を漏れなく検討した上で、固定資産の減損の兆候の有無を確認し、その結果を書類として保存する必要がある。

＜指摘①＞固定資産の現物確認が不十分

地方独立行政法人那覇市立病院固定資産管理規程第 27 条において、「那覇市立病院の固定資産管理責任者は、定期かつ随時に固定資産の現物と固定資産台帳を照合しなければならぬ」、「照合の結果、差異のあるもの又は損耗の著しいものについて、その差異原因を調

(3) 委託金額の決定方法

＜意見③＞随意契約の際の見積合わせが実施されていない

那覇市立病院契約規程第 22 条において、「随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならぬ」と規定し、随意契約の際の見積合わせの実施を求めている。ただし、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるときは、当該相手方 1 者のみから見積書を入手することが許容されている。

ここで、本業務の契約締結にあたっては、契約の相手方 1 者のみから見積書を入手しているが、(2)業者選定方法で述べた通り、同業他社への打診は実施していることに鑑み指値とするものではない。但し、見積書の入手が 1 者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫された。

(4) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指値すべき事項はない。

(6) 市によるモニタリング

P. 8 に記載されている規点に基づき監査手続を実施したが、特段指値すべき点は発見されなかった。

(7) 財務諸表の適切性

P. 8 に記載されている規点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

① 現預金

令和 3 年度末の現預金残高は 116 億円と、営業収益 (169 億円) 及び営業費用 (146 億円) の金額水準と比較すると、現預金残高がやや過剰であると考ええる。

現預金残高の要因は、「新病院建設資金の借入金金として 33 億円調達済みである」、「コロナ関連の補助金受領に伴い、令和 3 年度の当期純利益が 20 億円発生した」、「令和 2 年度からの繰り越された利益積立金が 27 億円である」等の理由によるものであると考えられるが、令和 4 年度以降の新病院の建設期間中においては診療の一部制限により、病院が赤字になるとシミュレーションしているため、当該赤字補填に使用する見込みとのことであった。特段指値すべき事項はない。

② 固定資産

＜意見④＞固定資産の減損兆候を判定していない

地方独立行政法人は、保有する固定資産の“サービス提供能力”が低下し回復が見込めない等の状況にあると判定された場合には、“サービス提供能力”に比して固定資産の帳簿価額が過大になっているため、固定資産の帳簿価額を適正な金額まで減額する会計処理が必

き)一式)
那覇市立病院側に資産管理ラベルが貼付されていない理由を質問したところ、貼り忘れの可能性が高いとのことであった。
地方独立行政法人那覇市立病院固定資産管理規程第 20 条第 5 号には、器械備品には原則として資産管理ラベルを貼付する必要があると規定されているが、当該規定が適切に運用されているとは言い難い。
また、那覇市監査委員による平成 26 年度財政援助団体等監査においても同様の指摘事項が発見されているにもかかわらず、今回の包括外部監査においても同様の指摘事項が発見される結果となった。

那覇市立病院は、固定資産管理規程に従い、固定資産に資産管理ラベルを貼付された。い。な。お、過年度に取得済みの固定資産については、固定資産の定期的な実査の際に資産管理ラベルの有無も確認の上、貼り漏れがあった場合には、適時に貼付するという対応が考えられる。

③ たな卸資産
＜指摘③＞>実地たな卸当日における消費分が適切に処理されていない
菓刺室の実地たな卸において、たな卸当日（3 月 31 日）の消費分をシステム入力前にたな卸を実施していたため、システムで管理される帳簿上の残高と現物の残高に差異（以下、たな卸差異と言ふ。）が生じていた。
実地たな卸の精度に疑義が生じることに加え、たな卸差異の原因究明作業が二度手間となり非効率である。
たな卸当日の入出庫に関する取り扱いを含む実地たな卸手順を明確化したうえで、実地たな卸マニュアルである「那覇市立病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映し、手順を徹底された。い。

＜意見④＞>たな卸差異の改善のためのフィードバックが不十分
実地たな卸により判明したたな卸差異（管理台帳上のたな卸有り高と実地のたな卸有り高との差異）について、原因究明及び改善案等のフィードバック資料は作成されておらず、その結果、たな卸差異への対応が病院内で共有されていない。
たな卸差異は一般的に「帳簿残高>現物残高」として認識され、原因不明の場合、会計上は「たな卸資産減耗費」として費用処理される。令和 3 年度における、たな卸資産減耗費の金額と内訳は以下のとおりである。

薬品	3, 886, 399 円	うち低価基準による減耗分 164, 163 円
診療材料	1, 529, 037 円	うち低価基準による減耗分 69, 149 円
貯蔵品（消耗品その他）	61, 231 円	

査しなければならぬ」と規定されている。
そこで、那覇市立病院に対し、令和 3 年度の固定資産実査状況を質問したところ、固定資産実査を実施したことを明確に示す資料は作成されていなかった。
那覇市立病院は、固定資産管理規程に基づき、定期かつ随時に固定資産実査を行い、実査の結果、除却等の会計処理が必要と判明した場合には、適時に会計処理を行う必要がある。

なお、固定資産の実査を行うにあたっては、以下の点についても参考にされたい。
・ 実査すべき固定資産が多量に存在し、一時点に法人内の全ての固定資産を実査することが実務上困難である場合、部署ごとに実査時期をずらして順々に実施している方法も考えられる。
・ 移動式ベッド等、頻繁に部署間の移動が生じる固定資産のように、1 対 1 で現物と固定資産台帳を照合することが実務上困難である場合、総数が合致しているかを確認する方法が考えられる。
・ 固定資産実査時には、単に資産の有無を確認するだけではなく、損耗状況や実際の使用状況も確認する必要がある。そして、損耗が著しい資産や未使用資産が発見された場合には、固定資産の減損等の適切な会計処理を行う必要がある。

＜意見⑤＞>現物の無い固定資産が管理台帳に記載されていた
那覇市立病院において、監査人が固定資産台帳に記載されている資産をサンプルで抽出し、固定資産の現物確認を行ったところ、現物が見当たらなかった固定資産が 1 件存在した。（平成 20 年取得 ノートパソコン 取得価額 140, 091 円 帳簿価額 1 円）
帳簿価額は 1 円のため、財務諸表に大きな影響を与えるものではないが、固定資産台帳に記載があるにもかかわらず、現物が無いという状況は、資産管理上は問題である。

那覇市立病院は、以下の施策を実行することで適切な固定資産管理を実行し、固定資産管理台帳と固定資産現物の状況を一致させる必要がある。
・ 固定資産の取得、除却、売却、部門間移動が生じた際には、適時に固定資産管理台帳に情報を登録する。
・ 定期的に固定資産の現物実査を行い、固定資産管理台帳と固定資産現物に差異が生じている場合には、差異原因を調査した上で、現物の状況に合わせて固定資産管理台帳の情報を修正する。

＜指摘⑥＞>資産管理ラベルが貼付されていない固定資産があった
那覇市立病院において、監査人が固定資産台帳に記載されている資産をサンプルで抽出し、固定資産の現物確認を行ったところ、資産管理番号が記載された資産管理ラベルが貼付されていない固定資産が 2 件存在した。（レジャー一式 及び 与薬カート 48 床用（スリッパ）兼付

合計	5,476,667 円	うち低価基準による減耗分 233,312 円
----	-------------	------------------------

※低価基準とは、たな卸資産の取得価額と期末における時価を比較し、低い方の価額を貸借対照表価額とするものである。

たな卸資産減耗費の発生は業務改善により防止できる可能性がある。しかし、たな卸差異の原因究明及び改善案等のフリードバック資料が作成されていないため、たな卸資産減耗費の発生を防止できていない。

そこで、以下の対応を検討されたい。

- ・ 実地たな卸は、たな卸の単位となる各部署において前期と後期に各 1 回（年 2 回）実施している。各部署において、たな卸実施後、たな卸差異の原因究明・改善案を作成する。
- ・ 次回のたな卸において、改善状況を年度グループもしくは財務経理グループ等、担当部署とは異なる職員が確認する。
- ・ 上記対応について、「地方独立行政法人那覇市立病院たな卸資産管理規程」及び「那覇市立病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映させ、病院内で周知徹底する。

また、低価基準による減耗分は、未使用期間が長く、滞留した資産について発生すると考えられる。したがって、低価基準による減耗が生じているということは、需要を上回る在庫を取得してしまった（過剰仕入）という兆候を示している可能性がある。現状において低価基準による減耗額は多額ではないが、今後、低価基準による減耗が多額に生じた場合には、需要に応じた適切な仕入量を再検討する等、仕入事務精度の見直しを検討する必要がある。

④ 貸倒引当金

＜指摘④＞貸倒引当金の対象となる未収金が細細的に集計されていない

人間ドックなどの健康診断に係る未収金を別システムで管理していることに起因して、当該未収金残高が貸倒引当金算定上の未収金残高に集計されていないため、貸倒損失及び貸倒引当金が 53,017 円過少計上となっている。

集計漏れ未収金に係る貸倒損失及び貸倒引当金は以下の通りである。

貸倒損失 ： 32,058 円 ＝破産更生債権（※1）32,058 円

貸倒引当金 ： 20,959 円 ＝貸倒懸念債権（※2）20,855 円×貸倒率 98.28%＋貸倒懸念債権（※3）7,169 円×貸倒率 6.44%

合計 ： 53,017 円

- （※1）平成 30 年度以前発生分
- （※2）平成 31 年度発生分
- （※3）令和 3 年度発生分

保険請求分や公費請求分などを除いたすべての未収金残高を貸倒引当金算定上の未収金

残高に集計すべきである。
なお、従前、健康診断に係る未収金を「公費」という名称で管理していたことが誤処理の要因と考えられるため、名称を変更されたい。

（8）情報公開

P.8 に記載されている視点に基づき監査手帳を実施したが、特段指摘すべき点は発見されなかった。

（9）その他

① 原価計算

＜意見②＞原価計算制度の導入検討

現状、那覇市立病院では原価計算（部署別、診療別、患者別等）を行っていない。令和 4 年 3 月まで原価計算システムが導入されていたが、算定された原価計算結果が、現場の医師の直観とは一致しないものになっており、また、システム内の計算過程がブラックボックスとなっており計算過程が不明瞭であったことから、当該原価計算システムによる原価計算結果は活用されていないためである。

原価計算を実施する場合には、メリットとデメリットが生じるが、原価計算のメリットを生かして病院の収支状況向上に繋げ、収支向上により獲得した資金を人材採用費や医療機器取得に充てることができる可能性があるため、原価計算制度の導入を検討されたい。

（原価計算制度のメリット（例））

- ・ 診療科別や診療内容別の利益金額や利益率の実態が明らかになるため、利益率の低い診療科の経営改善や、利益率の高い診療科の拡大といった経営意思決定に活用できる。

（原価計算制度のデメリット（例））

- ・ 原価計算システム導入に費用がかかる。
- ・ 原価計算の元となる原価計算システムへの情報入力にあたり、現場の労力が増える。

② 過年度の監査指摘事項への対応状況

＜意見③＞入札時及び契約時の起案について

平成 26 年度の那覇市監査委員監査において、「入札時と契約時にそれぞれ起案すべきところ、入札時の起案しかなくない」との指摘があった。

現在は、入札時と契約時のそれぞれで起案を実施しており改善されている。
なお、入札結果と契約時を一緒に起案しているが、むしろ効率的と考えられる。現状の取扱いが継続できるよう、那覇市立病院の内規との整合性を確認されたい。

第 2. 出資法人
1. 那覇空港ビルディング
1. 第三セクター等の概要

(令和 4 年 3 月 31 日現在)	
法人名	那覇空港ビルディング株式会社
所在地	那覇市字鏡水 150 番地
HP	https://www.naha-airport.co.jp/
設立年月日	平成 4 年 12 月 1 日
団体の代表者	安里昌利氏（代表取締役社長）
出資の状況	【資本金及び資本剰余金】 3,566,854,000 円 【那覇市からの累積出資額】 114,139,328 円 【那覇市の出資割合】 3.2%
主要株主	沖縄県（持株比率 25.0%） ディーエフエスベンチャーシンガポールリミテッド（持株比率 14.58%） 沖縄振興開発金融公庫（持株比率 7.86%） オリオンビル（株）（7.29%） 離島県である沖縄県の県経済及び県民生活に必要な公益性・公益性を有する空港ビル事業の運営を行うため、第三セクター方式により設立された。
設立目的	航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供 空港ビルにおけるテナント賃貸 駐車場の運営
主な事業内容	【役員】 取締役：11 名、監査役：4 名 【従業員】 68 名
役職員の人数	

2. 市と団体との関係

(令和 4 年 3 月 31 日現在)	
担当部課	企画財務部 企画調整課
関連する主な計画	第 5 次那覇市総合計画…施策 30
市から団体への主な財	【累計出資額】

172

政的援助の概要	114,139,328 円
市から団体への業務委託	該当無し
人的関係	【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】 該当無し 【団体の役職員のうち、市の退職者】 常勤監査役が市職員出身者（1 名）
市の財産の貸与等	該当なし

3. 財務諸表の推移
(貸借対照表)

(単位：千円)			
科目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
流動資産	12,691,307	6,692,427	4,098,884 ※1
固定資産	50,227,780	50,050,934	49,212,464 ※2
資産計	62,919,087	56,743,361	53,311,349
流動負債	6,482,646	5,141,464	5,217,772
固定負債	30,571,194	27,472,246	25,480,966
負債計	37,053,841	32,613,710	30,698,738
資本金	3,566,854	3,566,854	3,566,854
利益剰余金	22,276,771	20,543,576	19,039,880
評価・換算差額等	21,621	19,220	5,876
純資産計	25,865,246	24,129,650	22,612,610
負債・純資産計	62,919,087	56,743,361	53,311,349

【決算概況】

※1：令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナウイルスの影響により 2 期連続大幅赤字となったことに伴い、保有する現預金残高も急減した。
※2：空港ビルや駐車場等の建物が固定資産として多額に計上されている。

(損益計算書)

(単位：千円)			
科目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
売上高	12,304,381	5,536,047	6,109,919 ※1
売上原価	7,488,820	7,210,170	7,438,148

173

売上総損益	4, 815, 560	△1, 674, 122	△1, 328, 228
販管費	738, 977	545, 522	522, 116
営業損益	4, 076, 583	△2, 219, 644	△1, 850, 345
営業外収益	86, 204	294, 356	98, 764
営業外費用	187, 339	185, 027	159, 563
経常損益	3, 975, 448	△2, 110, 316	△1, 911, 144
特別利益	82, 650	61, 199	118, 865
特別損失	212, 039	273, 632	84, 129
税引前当期純損益	3, 846, 058	△2, 322, 748	△1, 876, 408
法人税等	1, 162, 041	2, 290	2, 290
法人税等調整額	2, 114	△687, 844	△560, 582
当期純損益	2, 681, 902	△1, 637, 194	△1, 318, 116

※1

【決算概況】

※1：令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により売上が激減し、2期連続大幅赤字となった。

4. 監査の結果及び意見

(1) 市の出資手続

P.10 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見①＞出資に対する成果を測定していない

市は那覇空港ビルディングに対し 114,139 千円の出資を行っているが、当該出資に関する成果指標を設定しておらず、また、出資の成果を測定していない。

市は公金により多額の出資を行っている以上、出資の効果及び出資を継続する必要性を検証すべきである。

成果指標としては、例えば以下のような項目が考えられる。

項目	成果指標
沖縄県における観光業界への貢献	・那覇空港利用者数 ・沖縄県観光客数
雇用創出への貢献	・那覇空港ビルディング(株)における那覇市 民の雇用者数
市の歳入への直接的な貢献	・那覇空港ビルディング(株)からの各種税収 (固定資産税、法人市民税、事業所税、等)

174

※ 那覇空港ビルディングから市への配当として、令和2年度に6,144千円、令和3年度に3,072千円を受け取っている。

また、那覇空港ビルディングは公共的な役割を担う第三セクターとして設立された会社であるが、コロナ禍前は十分な利益を計上しており、かつ、純資産額も厚いため、財務的な面から言えば、コロナ禍後に業績が回復すれば完全民営化も可能であると考えられる。したがって、完全民営化も選択肢の一つに含めた第三セクターの中長期的な出口戦略についても、県とともに検討すべきである。

(2) 人事の状況

P.10 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見②＞監査役にふさわしい人材が選任されているか疑問（元市職員の監査役就任）
那覇空港ビルディングの常勤監査役には、少なくとも平成29年度以降は、那覇市の元職員（那覇市上下水道事業管理者）が2名連続して就任している状況である。

そこで、市の担当課に対し、那覇空港ビルディングの常勤監査役に市の元職員が連続して就任している経緯を質問したところ、「那覇空港ビルディングからの常勤監査役推薦依頼を受け、上下水道事業管理者として経営に携わった実績があり、財務や会計に関する知見を有している者として推薦したものである。」とのことであった。

民間企業である那覇空港ビルディングが常勤監査役の候補者をどのように選定するかは自由であり、その意味からは、那覇空港ビルディングが那覇市に常勤監査役候補者の推薦依頼を行い、那覇市が推薦者を提示することに問題があるわけではない。

しかしながら、株式会社における監査役の主たる業務が業務監査及び会計監査であり、業務監査及び会計監査を実施するにあたって観るべき基準が会社法、会社法施行規則及び会社計算規則、等であることを踏まえると、上下水道局は会社ではないため、上下水道事業管理者であるからといって市職員がこれらの基準に精通している保証は無い。

また、市職員出身者が那覇空港ビルディングの常勤監査役に連続して就任している状況は、出資団体に對する、いわゆる天下りが生じているとの疑念を市民に抱かせる恐れがある。

株式会社の株主は役員の選任権を有しているが、株主は、企業価値を最大化し、また、企業の業務を適正化させるために、最も適切であると考えられる役員を選任すべきである。そのため、那覇空港ビルディングの株主である那覇市は、那覇空港ビルディングから常勤監査役の推薦依頼を受けた場合であっても、安易に推薦者を提示するのではなく、民間企業出身者を含め、よりふさわしい人材はいないのか、那覇空港ビルディング側に確認した上で、

175

2. 那覇新都心株式会社
1. 第三セクター等の概要

法人名	那覇新都心株式会社
所在地	沖縄県那覇市おもろまち一丁目 3 番 31 号
HP	http://www.nahashinioshin.co.jp/
設立年月日	平成 6 年 9 月 13 日
団体の代表者	村井 一元 氏（代表取締役社長）
出資の状況	【資本金及び資本剰余金】 1,300,000,000 円 【那覇市からの累積出資額】 225,000,000 円 【那覇市の出資割合】 17.3%
主要株主	独立行政法人都市再生機構（持株比率 50.0%） 沖縄県（持株比率 17.3%） 那覇市（持株比率 17.3%）
設立目的	沖縄の将来の発展をリードする高次の都市機能を備えた観光性の高い新都心の形成を図るため、那覇新都心のセンター地区において、センター施設（先導的移施設）の計画的な建設、運営及び管理と土地の共同利用の推進等を行う目的で都市再生機構、沖縄県、那覇市、民間企業により設立された第三セクターの株式会社である。
主な事業内容	那覇新都心メディアビルの賃貸事業
役員員の人数	【役員】 取締役：6 名、監査役：3 名 【従業員】 5 名

2. 市と団体との関係

担当部課	まちなみ共創部 まちなみ整備課
関連する主な計画	該当なし
市から団体への主な財政的援助の概要	【累計出資額】 225,000,000 円
市から団体への業務委託	委託費予算執行額：61,718,800 円

それでもなお市に推薦依頼が行われる場合にのみ推薦者を提示することが望ましい。

(3) 市から第三セクターへの財政的援助等
既述の通り、市是那覇空港ビルディング㈱に対し、出資以外の財政的援助は実施していない。

(4) 市によるモニタリング
P.10 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見③>株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が起案書に記録されていない
市是那覇空港ビルディング㈱の株主であるため、同社の株主総会における議案に対して、その賛否を意思決定する必要がある。担当課によれば、例年、議案内容について、市長伺いを経て、所管部で検討した上で賛否を決定していることだが、株主総会にあたっての市内部の起案書には、例年、「株主総会への参加にあたり、市長に代わって〇〇部長が代理出席してよいか」との起案書が作成されているだけであり、株主総会の議案に対する賛否（賛成してよいか）については記載されていない。

市の行政手続における意思決定過程を記録・保存することは重要であるから、株主総会の議案に対する賛否についても起案書に記録すべきである。

（なお、平成 29 年度から令和 2 年度に関しては上記の状況であったが、令和 3 年度においては、コロナ禍により書面決議となったことから、株主総会の議案に対する賛否について起案書に記録されていた。）

人的関係	【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】 取締役（非常勤）として、副市長 1 名が就任 【団体の役職員のうち、市の退職者】 該当無し
市の財産の貸与等	該当無し

3. 財務諸表の推移
(貸借対照表)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	259,078	333,331	422,570
固定資産	3,580,041	3,524,237	3,445,967
資産計	3,839,120	3,857,568	3,868,537
流動負債	183,228	184,296	183,287
固定負債	1,169,861	1,079,314	985,125
負債計	1,353,089	1,263,611	1,168,412
資本金	1,300,000	1,300,000	1,300,000
資本剰余金	—	—	—
利益剰余金	1,186,030	1,293,957	1,400,124
純資産計	2,486,030	2,593,957	2,700,124
負債・純資産計	3,839,120	3,857,568	3,868,537

【決算概況】
※1：令和3年度の設備投資は総額 4,976 千円であり、主なものは、東西線 1 階エントランスホールLED化工事（1,317 千円）、東西線吸排気ファン更新工事（1,244 千円）である。

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	476,929	468,734	467,187
売上原価	247,961	230,818	223,691
販売費及び一般管理費	56,409	54,927	63,214
営業損益	172,558	182,988	180,280
営業外収益	1,964	1,684	1,403

営業外費用	14,806	12,696	10,971
経常損益	159,716	171,976	170,712
特別利益	960	—	—
特別損失	—	728	131
税引前当期純損益	160,676	171,247	170,580
法人税等	49,011	52,141	51,933
当期純損益	111,665	119,106	118,647

【決算概況】
※1：売上高が前期比 1,574 千円減少した主な要因は、那覇市上下水道局駐車場の運営が令和2年7月をもって終了したことに伴いビル駐車場収入が前期に比べ減少したことによる。
※2：売上原価が前期比 7,127 千円減少した主な要因は、前期にて照明器具のLED取替工事が終了したこと等による修繕費の反動減（14,773 千円）、那覇市上下水道局駐車場賃貸借契約の終了による地代の減額（2,125 千円）等の減額要因があった一方、来期以降予定している外壁修繕工事の調査設計費用等の委託料の増額（4,529 千円）、機器更新等の消耗品費の増額（3,117 千円）等の増額要因による。
※3：以上により、当期純利益金額は 前期比 459 千円減少している。

4. 監査の結果及び意見
(1) 市の出資手続
P.10 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見①＞出資の効果及び出資目的の達成状況について検証が不十分
市が出資した理由について以下の回答を得た。
①新都市地区における開発整備事業の先導的役割が期待できる
②情報通信関連企業の集積が進み、地域振興が期待できる
③雇用の創出が期待できる
④固定資産税の税収が期待できる
⑤事業所税の税収が期待できる
しかし、上記①～⑤について具体的な成果指標は設定されていない。そのため、出資目的の達成状況について検証されておらず、検証結果に基づき株主及び社外取締役（副市長）の立場から会社に対する改善案の提言やフィードバックも実施されていない。
市は、公金である 225 百万円を出資している以上、出資の効果及び出資を継続する必要性を具体的に説明すべきである。

- 第 3．財政的援助事業
- 1．協働によるまちづくり推進事業
- 1．事業の概要
- (1) 担当部課
- 市民文化部 まちづくり協働推進課
- (2) 事業の目的
- 協働によるまちづくりを実践している市民に敬意を表するとともに、その活動の継続を促すため、協働大使として委嘱を行う。また、協働大使を委嘱することで、点から線へ、線から面へと繋げることにより、協働によるまちづくりの推進を図る。
- (3) 事業の内容
- 協働によるまちづくりを推進していくため、地域活動を促進し、協働の輪を広げる。また、「那覇市協働によるまちづくり推進協議会」の活動に対し支援を行い、協働大使の自主的な取組みを推進し、さらなる活性化を促進するために、①補助金交付、②協働大使委嘱、③協働によるまちづくり推進審議会運営を主に行っている。
- 2．第 5 次那覇市総合計画上の位置付け
- 「施策 2 市民が幅広い活動に参加する仕組みを整ったまちをつくる」における事業に位置付けられている。
- 3．関連する那覇市の計画
- 特になし
- 4．事業実施期間
- 平成 20 年度からの継続事業
- 5．事業の実施形態
- 財源は、那覇市協働によるまちづくり推進基金となっている。
- 6．事業費の予算額及び執行額
- (1) 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額	5, 770	6, 143	6, 089

(単位：千円)

- 具体的には、以下のような対応を検討されたい。
- ・ 既述の出資理由のうち①～②については、市による公金（出資）の効果的な活用について機会損失が発生していないか検討の余地がある。出資の効果として、金銭面では平成 27 年度から令和 4 年度までの配当金総額 13, 378, 500 円が挙げられる。一方で、那覇新都心病院は、新都心メディアビルの賃貸事業を行う不動産管理会社であること、出資理由のうち①～②について市として成果指標が設定されていない現状に鑑みると、不動産運用専門の民間業者への譲渡について、第三セクターの継続と比較検討されたい。
 - ・ 既述の出資理由のうち③～⑤については市が管理する情報に基づいて効果を測ることが考えられる。市役所内における部署を跨ぐ情報共有は制度上の制約があるかもしれない。しかし、市税の取入額や雇用状況などについては、他の施策の効果を測る際にも活用可能であり、個人情報保護法等への抵触に留意しつつ共有し、各施策の効果を図るべく活用できる方策を検討されたい。
- (2) 人事の状況
- P. 10 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき点は発見されなかった。
- なお、株主及び社外取締役（副市長）として会社に対する改善案の提言やフィードバックの必要性については、既述の＜意見①＞を参照されたい。
- (3) 市から第三セクターへの財政的援助等
- 既述の通り、市は那覇新都心病院に対し、出資以外の財政的援助は実施していない。
- (4) 市によるモニタリング
- 既述の（1）市の出資手続＜意見①＞を参照されたい。

国支出金		—	—	—
県支出金		—	—	—
一般財源		—	—	—
その他		5,770	6,143	6,089
予算執行額		5,165	5,419	—
予算執行率		89.5%	88.2%	—

(2) 令和3年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
負担金、補助金等	4,987	補助金
報酬	182	非常勤職員報酬
役員費	101	通信運搬費
職員手当等	70	時間外勤務手当等
旅費	52	費用弁償
需用費	27	消耗品費
計	5,419	

7. 事業の活動指標・成果指標
(活動指標)

指標	目標値 ※1	実績値 ※2
協働大使委嘱者数	1,267人	1,151人

※1：第5次那覇市総合計画における中間目標値（令和4年度）である。

※2：令和4年3月末までに委嘱した協働大使の累計人数である。

令和4年3月末現在活動中の協働大使の数は789人である。

(成果指標)

特に設定していない。

8. 監査結果及び意見

(1) 活動指標

コロナウイルス感染拡大防止の観点から、なは市民協働大学・大学院の事業中止、委嘱式の縮小、協働大使による事業運営も縮小したことにより、協働大使に新たに委嘱される人が少なかった。

協働大使委嘱者数を活動指標とすることについて特設指満すべき事項はないが、後述する成果指標に対する意見を参考にされたい。

(2) 成果指標、PDCA サイクル

＜意見①＞成果指標が設定されていない

上記7. に記載の通り、成果指標は設定されていない。

担当部課は、事業評価として「コロナ禍においても工夫しながら大使間で自主的な活動も展開されており、大使の繋がりや年々広がっている。また、その繋がりや、校区まわりの協働会設立や運営強化へのきかけづくりと支援にも波及し、地域の核となって協働によるまちづくりを推進している。」という認識である。

しかし、当該認識については、成果指標が設定されていないことも相まって、本事業による成果であることを客観的に確認できる情報は乏しい。

事業を合理的に評価するには、事業目的に見合う成果指標を設定すべきである。なお、本事業の目的が、すでに協働によるまちづくりを実践している市民の活動の継続を促し、点から線へ、線から面へと繋げることで協働によるまちづくりの推進を図るものであることに鑑みると、必ずしも定量的な成果指標の設定に固執せずとも良いと考えられる。

例えば、第5次那覇市総合計画では、本事業に関連した「現状と課題」として以下の記述があり、成果指標の在り方を検討し、かつ成果を測るためのツールとして示唆に富む。

- なは市民協働大学・大学院の開催及び那覇市協働大使の委嘱をスタートして10年が経過し、多くの卒業生、協働大使がいるが、その実践活動等についての把握ができていない。

➡この課題解決を図る取組みそのものを成果指標として設定されたい。つまり、市民が草の根で展開している実践活動等について把握すること、そして、広く市民に紹介すること、である。その際、市民の積極的な参加を促すような工夫（SNS、スマートフォン申込など）が必要である。なお、紹介するか否かは、当事者の意向を優先する必要がある。少人数での活動を志向するケースも考えられるためである。

- 自治会・小学校区まわりの協議会等の地域コミュニティにおいては、若い新しい人材の発掘が必要とされている。

➡この課題は、事業目的の実現と持続可能性を図るうえで最重要課題と考えられる。

現状の協働大使の年別構成は以下の通り 60代以上が過半数を占めていることから、幅広い年代を繋げる点について改善の余地がある。若年層を取り込むには、まちづくり活動の一部を若年層に任せたい方が良いとも考えられる。例えば、前述の実践活動等の把握と広く紹介する活動については学生に委託することが考えられる。例えば、県内大学のゼミ単位や専門学校を対象に公募し、プレゼンテーションにより選定する方法が考えられる。これから社会に飛び出そうとする学生たちが、対価を得ながら社会を良くす

る活動に携わることは貴重な成功体験として副次的効果も高いと考えられる。

協働大使の人数（令和 4 年 3 月末現在）

20 代	9 人	1.1%
30 代	37 人	4.7%
40 代	96 人	12.2%
50 代	132 人	16.7%
60 代	156 人	19.8%
70 代	191 人	24.2%
80 代	93 人	11.8%
90 代	6 人	0.8%
なし	8 人	1.0%
不明	61 人	7.7%
計	789 人	100.0%

※「なし」は、マスコットキャラクターや動物に協働大使を委嘱しており年齢の概念が無いことによる。

- なは市まちづくりに関するアンケートでは、市民活動、PTA 活動などのまちづくり活動に「関心はあるが参加していない」と 5 割近くの市民が回答しており、条件や状況によっては、まちづくり活動へ参加できる方がいる。
➡「那覇市まちづくりに関するアンケート調査」や「那覇市民意識調査」を、成果を測るツールとして活用されたい。その際、本事業の活動とリンクするような設問の設定を工夫されたい。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和 3 年度の歳出予算内示書を査閲したところ、積算内容について特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

＜意見②＞>コロナ禍に対応した柔軟な予算執行が必要
歳出執行状況表及び関連証憑を査閲したところ、執行状況について特段指摘すべき事項はない。なお、令和 3 度の執行率は 88.2%とやや低調である。これは、コロナウイルス感染症拡大防止の観点と協働大使の高齢化も相まった自粛志向の高まりから、事業運営を縮小したことによる。
感染症拡大防止の事情は弱むべき点であるが、環境変化に応じた迅速な事業変更を実施し、効果的に補助金を活用すべきであるとは言うまでもない。

本事業では、ビデオ会議システムを活用した部会会議の開催や、高齢者のワグチン接種予約をサポートするため、自治会等に予約センターを設置してネット予約サポートを実施するといった好事例となる対応もされている。

このように当初の活動計画に無くとも、環境変化に応じた迅速な事業変更を実施し、効果的な執行率向上に努められたい。

(4) 補助金

① 補助事業者

那覇市協働によるまちづくり推進協議会

② 申請、決定、交付の手続

一件書類を査閲したところ、交付要綱に基づき、適切に事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

③ 補助金の交付時期

一件書類を査閲したところ、交付要綱に基づき、適切に事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

④ 事業実施後の実績報告

提出された実績報告書（事業報告書、収支報告書）の書面審査、ヒアリングを実施し、検査調査を作成している。

＜指摘①＞>事業報告書の内容に不備がある

令和 3 年度事業報告書は、以下の状況であった。

- 実施した活動（事業内容）ごとに「参加人数」、「所要額」の記載欄があるが、すべて空白であった。
 - 実施した活動（事業内容）を時系列で列挙するのみであり、その成果に全く言及がない。いずれも、事業の評価はもとより、次年度以降の予算積算の根拠となる重要な情報である。しかし、現状では、事業評価の妥当性及び予算積算の妥当性に疑義が残ると言わざるを得ない。
- 合理的な成果指標を設定したうえで実施すべき活動を計画し、その活動の成果を適切に評価し、かつ次年度以降の予算積算の根拠となるように事業報告書の改訂と必要情報の記入を徹底されたい。

⑤ 補助金交付先の選定

もとより那覇市協働によるまちづくり推進協議会を対象とした補助金交付事業であることから、交付先の選定方法に特段指摘すべき事項はない。

2. 指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

市民文化部 文化振興課

(2) 事業の目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、事業運営に大きな影響を受けた那覇市パレット市民劇場指定管理者に支援金を交付し、施設の経営について、運営安定化を図る。

(3) 事業の内容

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を勘案の上、指定管理に要する経費及びその財源の所要額を再算定し、利用料金減収見込み額及び同ウイルス感染予防対策費について交付金を支給し、施設運営の安定化を図る。

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け

「施策 29 市民の文化芸術・芸術活動を支援するまちをつくる」における事業に位置付けられている。

3. 関連する那覇市の計画

特になし

4. 事業実施期間

令和 2 年度からの継続事業

5. 事業の実施形態

当初予算における財源は国庫支出金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、臨時交付金と言う。））及び一般財源であったが、臨時交付金を活用する事業は他にもあり、精算時に対象事業へ配分した額に不足分は一般財源にて随うこととなった。

令和 3 年度の本事業においては、結果的に臨時交付金を充当できなかったため、決算時には一般財源のみとなっている。

6. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

		(単位：千円)	
		(参考)	
		令和 2 年度	令和 3 年度
予算額		31,817	17,597
国支出金		28,635	15,837
県支出金		—	—
一般財源		3,182	1,760
その他		—	—
予算執行額		21,843	14,149
予算執行率		68.7%	80.4%

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳

		(単位：千円)	
		金額	主な内容
節（予算科目）			
負担金、補助金及び交付金		14,149	交付金
計		14,149	

7. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

担当課は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る効果検証」シート（以下、効果検証シートと言う。）を作成している。この中で、指定管理事業の利用料金減収見込額である本事業の予算額 17,597 千円を目標値とし、実績額 14,149 千円を成果としている。

(成果指標)

特に設定していない。

8. 監査結果及び意見

(1) 活動指標

上記 7. に記載の通り、予算額を活動指標としている。新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける事業者支援という本事業の目的に鑑みると、予算執行の程度も活動指標の一つとなり得ると考えられることから特段指摘すべき事項はないが、後述する成果指標に対する意見を参考にされたい。

- ② 申請、決定、交付の手続
本事業における支援助金の額は、予算の範囲内において、次に 2 つの区分に応じて定める額を合計した額となっている。
1. 利用料金減収見込対応額
令和 3 年度における指定管理料の額の設定において見込んだ利用料金収納予定額（那覇市の「指定管理者制度に関する運用指針」別図第 1 に基づき算定した額をいう。）から、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までの利用料金収納済額及び市が別途行う利用者減免に対する交付金交付決定額を控除した額
2. 感染予防対策費対応額
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までに納品され衛生用品購入費等、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と認められる経費の合計額から施設が行う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対して国等から指定管理者へ交付される補助金等を控除した額
- 一件書類を査閲したところ、交付要綱に基づき、適切に事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。
- ③ 補助金の交付時期
一件書類を査閲したところ、交付要綱に基づき、適切に事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。
- ④ 事業実施後の実績報告
指定管理者は、「那覇市指定管理者制度導入施設運営安定化支援助金交付申請書」に以下の書類を添付し、市長に申請する。
- ・ 利用料金収納予定額が確認できる事業計画書及び利用料金収納済額等の収入伝票等
 - ・ 感染予防対策費対応額に係る領収証及び納品書等
- 市長は申請要件及び提出資料について審査し、その結果が適当と認められる場合は、支援助金の交付決定及び確定通知を申請者に通知したうえで、支援助金を交付する。
- <意見②>指定管理者に対する支援助金交付事業に係る検査方法の明確化
担当課における提出書類の審査では、領収書の写し (PDF) と勘定科目ごとの残高明細表を入手しているが、補助金事業に係る検査 (検査調書) と同様の履歴として残っていない。担当課は、本事業は「支援助金交付金」であって「補助金」ではないので、補助金で求められる検査調書の作成は不要と判断している。
- 一方で、本事業と同様の支援助金交付事業を実施している他の指定管理事業（那覇市ぶんかテニスパス館指定管理者）の担当課では、「補助金」と同種として判断して検査調書を作成し

189

- (2) 成果指標、PDCA サイクル
<意見①>事業の事後的評価について改善の余地がある
上記 7. に記載の通り、成果指標は設定されていない。本事業の目的と、その緊急性も相まって事前の指標設定が困難であることも理解できる。
- 一方で、非常事態時における事業であっても、事後的な評価・検証によって事業の効果を測る必要性は無くならない。
- この点、効果検証シートでは、「交付額の算定方法、事務手続きの簡素化」が課題として挙げられているが、具体的な改善策までは言及されていないかった。
- 課題の認識がされているので、事後的評価の一環として、その改善策まで検討されたい。
- 改善策の検討により構築されるノウハウは、非常事態時の事業策定はもとより、他の施策に転用できると考えられる。
- また、活動指標として、予算額 17,597 千円を目標値とし、実績額 14,149 千円を成果としていた点については、予算額及び実績額の根拠となる指定管理事業の利用料金減収見込額の妥当性が検証されていることが大前提であることは言うまでもない。つまり、本事業は指定管理者制度とセットであるから、実効性ある指定管理者モニタリングを適切に継続されたい。
- (3) 予算の積算・執行
① 予算の積算
本事業に係る令和 3 年度の歳出予算内示書、及び補正に係る起案書を査閲したところ、積算内容について特段指摘すべき事項はない。
- ② 予算の執行
歳出執行状況表及び関連証憑を査閲したところ、執行状況について特段指摘すべき事項はない。なお、令和 3 年度の執行率は 80.4%と低調であるが、感染症の拡大とその影響を予測して積算することは困難である。対象年度の途中において決算収支見込みに応じた補正を実施しており、特段指摘すべき事項はない。

- (4) 補助金
① 補助事業者
那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者
パレットグループ
代表者：久茂地都市開発㈱ 構成員：㈱リウボウインダストリー、沖縄ビル管理㈱

188

ており、庁内で取り扱いが統一されていない。
現状のルールに必ずしも反するものではない。しかし、支援交付金という名称であっても補助金と同様に使途の適正性を確保すべき必要性に違いはないと考えられる。支援金の金種及び使途の妥当性の根拠を明確にするため補助金事業に係る検査（検査調書）と同様の履歴を残されたい。

また、本事業は指定管理事業とセットであるため、効率化の観点から指定管理事業の収支検査調査書を転用できる様式にすべきである。しかし、那覇市における指定管理事業に関連する規程等では、補助金事業に係る検査結果を記録として残すことは要求されていない。そのため、指定管理者の運営の適正性確保の観点も併せた全庁的なルール改訂も併せて検討されたい。

⑤ 補助金交付先の選定

支援金の交付対象となる者の要件は、交付要綱で以下の通り定めている。

過去 3 年度（平成 29 年度から令和元年度まで）の平均において、 指定管理に要する経費の金額が 50,000 千円以上、かつ 指定管理に要する経費の金額に対する利用料金収納額の割合が 25%以上

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、臨時交付金と言う。）を活用する事業は他にもあるため、那覇市のすべての指定管理者制度導入施設に対する支援金交付事業には活用できない。そこで、利用料金収入があり、指定管理に要する経費が多額な施設については臨時交付金を活用するとし、その他の指定管理者制度導入施設は一般財源で支拂している。国費である臨時交付金の活用にあたっては明確な基準を設ける必要があるため、過去の実績を考慮して当該要件を設定している。

本事業における指定管理事業の過去の取支データを確認したところ交付要綱の要件を充たしており、特段指摘すべき事項はない。

なお、要件を充足しているかどうかも取支データの妥当性が検証されていることが大前提である。＜意見①＞で既述の通り実効性ある指定管理者モニタリングを適切に継続されたい。

3. 那覇市社会福祉協議会補助金事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

福祉部 福祉政策課

(2) 事業の目的

社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に基づき設立された、福祉地域の増進を図ることを目的とする団体であり、住みよい地域づくりの実現のため、地域福祉にかかわる様々な課題を地域住民やボランティア、福祉関係団体、行政機関の参加・協力を得ながら解決をめざす公益性の高い非営利団体である。その社会福祉協議会と市の連携は必要不可欠であり、そのため那覇市社会福祉協議会に補助金を交付し、福祉の活動の支援を図る。

(3) 事業の内容

那覇市社会福祉協議会（以下「那覇市社協」という。）の①法人運営事業、及び②重度心身障害者医療費等貸付事業に対し補助金を交付する。令和 3 年度の補助金交付額は、①法人運営事業に対する補助金が 30,375 千円、②重度心身障害者医療費等貸付事業に対する補助金が 6,893 千円であった。

②は「重度心身障害がい者医療費等助成制度」のための事業であり、詳細は以下のとおりである。

(1) 重度心身障害がい者医療費等助成制度

市の事業であり、重度の心身障害がい者に対して、医療費を助成する。

(2) 重度心身障害者医療費等貸付事業

上記制度において利用者は医療機関で一部医療費を負担し、後に市の窓口で償還手続をすることとなるが、この一部医療費を支払うことができない経済的困難者に対し那覇市社協が一部医療費額の貸付けを行う事業である。精算手続きは那覇市社協と市の間で行うため、利用者は貸付を受けた後、追加で手続をする必要はない。

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け

「施策 9 地域のみんなが、支えあうまちをつくる」における事業に位置付けられている。

3. 関連する那覇市の計画

特になし

4. 事業実施期間

事業開始年度は不明

5. 事業の実施形態

財源は地域福祉基金収入、及び一般財源である。補助金交付につき市が直接実施している。

6. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)			
	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額	37,068	37,268	37,268
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	34,800	35,000	35,000
その他	2,268	2,268	2,268
予算執行額	37,068	37,268	—
予算執行率	100.0%	100.0%	—

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)		
節 (予算科目)	金額	主な内容
負担金、補助金等	37,268	補助金
計	37,268	

7. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

令和 3 年度の主な活動実績は以下の通り。

- ・ 理事会・評議員会の開催
- ・ 社会福祉協議会正会員・賛助会員の加入拡大のため福祉関係機関・住民組織・市内法人企業への呼びかけを実施
- ・ 福祉活動の財源の確保のためのチャリティ事業等の推進
- ・ 重度心身障害者医療費等の貸付実施は 66,504 件

(成果指標)

特に設定していない。

192

8. 監査結果及び意見

(1) 活動指標、成果指標、PDCA サイクル

＜意見①＞成果指標が設定されていない

上記 7. に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

那覇市社協の活動は多岐に渡るため、成果指標を設定することが難しいが、那覇市社協の主な事業内容等を踏まえると、例えば以下のような成果指標を設定することが考えられる。

【法人運営事業に対する補助金】

事業内容	成果指標 (例)
福祉総合相談	・相談実施回数、相談を受けた人数 ・支援件数
地域福祉活動	・活動件数、参加人数
ボランティア活動	・ボランティア実施回数、参加人数
子育て支援	・支援件数、参加人数
障がい児・者相談支援	・支援件数、参加人数
介護サービス	・介護件数

※事業内容の詳細は、那覇市社協 HP を参照のこと。

<http://www.nahasyakyo.org/service/>

【重度心身障害者医療費等貸付事業】

- ・ 貸付人数、貸付金額
- ・ 貸付希望者に対する実際の貸付実割割合（必要としている人に貸付を行うことが必要であるため、最終的に当該割合を 100%にすることが目標になると考えられる。）

さらに、那覇市社協の事業目的は福祉地域の増進であるが、会員の加入が拡大すれば福祉地域の増進に寄与すると考えられることから、上記に加えて会員数も成果指標とすることが考えられる。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

過年度の補助金交付額及び過年度の法人の収支実績をもとに那覇市社協から補助金の要

193

望を行い、要望額についてヒアリングした上で、担当課で協議し予算が決定されている。特段不適切な点はない。

② 予算の執行

下記 (3) ④参照。

(3) 補助金

① 補助事業者

社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会

② 申請、決定、交付の手続

補助金の交付を受けようとする法人(補助事業者)は、補助金の交付を受けようとする年度の5月末日までに、社会福祉法人助成申請を市長に提出し、審査後助成決定通知を受ける。一件書類を閲覧したが、以下の事項が発見された。

<指摘①>補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない

那覇市の補助金に関するガイドライン 3.(2)②において、「補助対象経費と補助対象経費外経費の区分、補助金額の算定基準(算定基準)を明確にし、補助金交付要綱等に明記すること。」とされている。そこで、本事業における那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱を閲覧したところ、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定基準(算定基準)がいずれも規定されていなかった。

現状の補助金交付要綱は、当該ガイドラインが適用されている内容とは言い難く、補助金の算定根拠が不明確になってしまう恐れがある。

したがって、市は、補助金交付要綱に、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠(算定基準)を明記すべきである。

③ 補助金の交付時期

概算払い申請書に基づき7月、9月、11月、2月に概算払いされており、不適切な点はない。

④ 事業実施後の実績報告

補助事業者は、那覇市社会福祉協議会補助事業遂行状況報告書を10月末日までに提出しなければならない。また、実績報告書を3月31日までに市長に提出しなければならない。一件書類を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<指摘②>検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない

市は、本事業の補助金実績報告書及び添付資料として事業報告書及び収支決算報告書等の提出を受け、これらの資料に基づき検査を実施しているが、補助対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)は検査時に確認していなかった。

担当課に理由を質問したところ、「収支決算報告書は監事による監査が行われていることから、適正な会計処理がなされていると考えられるため」とのことであり、検査の一部を法人の監事監査に依頼している状態であった。

しかしながら、社会福祉法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る側の内部的な監査に市の検査の一部を依頼しているという状況は、検査における独立性や客観性が担保できないため適切な方法とは言えず、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。

したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。

(5) 過年度の包括外部監査結果への対応

<意見②>重度心身障害者医療費等貸付事業の事業実施主体の再検討

平成28年度那覇市包括外部監査において本事業が監査対象となっていた。平成28年度の監査においては、「重度心身障害者医療費貸付事業を那覇市社協が行うべき理由に乏しくこれに補助金を交付し続ける理由に乏しいこと」、「那覇市の補助金に関するガイドラインにおいては、補助率は原則として補助対象経費の2分の1を上限とすることが方針として掲げられていることからしても、上記の補助金交付は相当性を欠く」として重度心身障害者医療費等貸付事業について、那覇市社協の事業としては廃止し、那覇市が自ら行うなどの方法によるべきであるとの指摘がされていた。

この点、当該指摘に対する対応について担当課に確認したところ、廃止の予定はないとのことであった。

那覇市社協の業務には高齢者障がい者に対する権利擁護支援がある。那覇市社協は普段から高齢者障がい者からの相談業務を行っている中で、社協に支援を求める障がい者は多い。そのため、社協が重度心身障害者医療費等貸付事業を行うことは不合理であるとはいえないと考ええる。

もっとも平成7年までは那覇市が同事業を行っていたことから、引き続き那覇市が自ら行うことはできないのかの検討は継続すべきである。

4. 事業実施期間
事業開始年度は不明
5. 事業の実施形態
財源はすべて市の一般財源となっている。那覇市民児連へ運営費、人件費を補助しているところ、市は本事業を直接実施している。
6. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (参考)
予算額	31,299	30,926	32,694
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	31,299	30,926	32,694
その他	—	—	—
予算執行額	27,068	27,234	—
予算執行率	86.5%	88.1%	—

- (2) 令和 3 年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金等	27,234	団体の運営費として補助金を交付
計	27,234	

7. 事業の活動指標・成果指標
(活動指標)
- 特に設定していない。
- なお、活動指標としては設定していないが、下記の支援数を集計している。

指標	目標値	実績値
高齢者に関する支援数	—	4,574 件
障がい者に関する支援数	—	545 件

- (成果指標)
- 特に設定していない。

4. 那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業
1. 事業の概要
(1) 担当部署
福祉部 福祉政策課
- (2) 事業の目的
民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員であり、給与は支給されないボランティアの活動として、それぞれの地域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める者である。
また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねるとされており、子育ての不安や妊産婦の子どもの心配ごとなどの相談・支援等を行う。
本事業は、民生委員児童委員の活動を支援する那覇市民生委員児童委員連合会（以下「那覇市民児連」という。）へ補助金を交付することで、民生委員活動の活性化を図り、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
- (3) 事業の内容
本事業は那覇市民児連へ補助金を交付するものである。
那覇市民児連の活動は下記のとおりである。
① 単位民生委員児童委員協議会の指導と連絡調整
② 民生委員児童委員への研修
③ 資料の収集並びに調査研究、情報交換に関すること
④ 関係機関並びに団体との連絡調整に関すること
⑤ その他連合会の目的達成に必要な事項。

- 那覇市の民生委員児童委員の委嘱状況について、令和 4 年 12 月 1 日時点における定数は 18 区域全体で 502 名であるのに対し、委嘱人数は 315 名であり、充足度は 62.7%（欠員数 187 名）である。
2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け
「施策 9 地域のみんなが、支え合うまちをつくる」における事業に位置付けられている。
3. 関連する那覇市の計画
第 4 次那覇市地域福祉計画

8. 監査結果及び意見

(1) 活動指標

事業報告書によると那覇市民児連は、令和 3 年度の事業として民生委員児童委員に対する研修（令和 3 年度は 4 回実施）のほか、会議や大会参加へのとりまとめ事務等を行っている。

＜意見①＞活動指標に改善の余地がある

欠員地区の解消は全国的な課題ではあるが、なかでも沖縄県の民生委員児童委員の充足率は低い。厚生労働省の発表によると、令和 4 年 12 月時点において、沖縄県は都道府県別の充足率で 74.4％と全国最低であり、那覇市も 62.7％と全国の中核市で最低である。そうであれば、那覇市民児連としても民生委員児童委員の勤務活動に注力すべきところ、新任委員勧誘のための説明会の年間開催数なども活動指標に加えるべきである。

また、令和 3 年度における那覇市民生委員児童委員の高齢者に関する支援数は 4,574 件、障がい者に対する支援数は 545 件であったが、市は民生委員児童委員数や住民に対する支援数の集計を行っているが活動指標として掲げているわけではない。

この点、民生委員児童委員の活動がボランティアであり、委員の日常生活に負担のない範囲での活動にならざるをえないことを踏まえ、ボランティアの活動に依拠する“支援数”を活動指標に設定し目標数を掲げることは適切ではないという考え方もできる。一方で、本事業の目的が、「民生委員活動の活性化を図り、地域福祉の向上に寄与すること」であることとを踏まえると、補助金支出の成果を測定するにあたって、民生委員児童委員の活動成果である支援数が本事業の重要な活動指標及び成果指標であると言わざるを得ない。

したがって、ボランティア活動に依拠する数値ではあるものの、民生委員児童委員の充足率向上や研修を通じた民生委員児童委員へのやりがいの促進といった活動を行い、民生委員児童委員 1 人あたりの負担が過重にならないように配慮した上で、“支援数”を活動指標及び成果指標に設定することを検討されたい。

さらに、主任児童委員は児童及び妊産婦に対する支援を行っていることから、児童及び妊産婦に関する支援数も活動指標に加えることを検討されたい。

(2) 成果指標、PDCA サイクル

＜意見②＞成果指標が設定されていない

上記 7. に記載の通り、現時点においては成果指標も設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

ある。

上記（１）の記載内容を踏まえると、成果指標は例えば以下のような内容が考えられる。

- ・ 民生委員児童委員の充足率（委員数）
- ・ 高齢者に関する支援数、障がい者に関する支援数、児童及び妊産婦に関する支援数

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

対象経費の項目については那覇市民生委員児童委員連合会補助金交付要綱に規定されている。各項目の金額については前年度実績をもとに那覇市民児連から市に対し予算要求がなされ、要求内容について市と那覇市民児連で協議した上で予算が決定されており、特段不適切な点はない。

なお、補助金交付要綱において補助金の算定基準（補助率の上限等）が定められていなかったが、那覇市民児連は収益事業を実施しておらず、寄付金や民間団体からの助成金を除き、市からの補助金により事業費を賄う必要があるという収支構造になっていることから、補助率の上限を定めることは本補助事業にはそぐわないため、特段問題は無いと判断した。

② 予算の執行

令和 3 年度の本事業予算が 30,926 千円であったのに対し、予算執行額は 27,234 千円で執行率は 88.1％である。執行残 3,692 千円は新型コロナウイルス関連で事業中止のためであり、同額は那覇市へ返還されている。これらについて特段指摘すべき事項はない。

(4) 補助金

① 補助事業者

那覇市民生委員児童委員連合会

② 申請、決定、交付の手続

那覇市民生委員児童委員連合会補助金交付要綱によると民児連は、補助金の交付を受けようとする年度の 5 月末日までに、補助金交付申請書を提出しなければならない。

一件書類を閲覧したが、交付要綱に従い、適切に事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

③ 補助金の交付時期

令和 3 年度の補助金は、5 月・7 月に各 10,000 千円、10 月・1 月に各 5,463 千円を概算交付し、翌年 3 月に確定した額を 5 月に精算払いしている。

市では、申請資料に限りがないか確認のうえ、精算払いしている。

一件書類を閲覧したが、交付要綱に従い精算事務が執行されており、特段指摘すべき事項

5. 軽費老人ホーム補助金事業	
1. 事業の概要	
(1) 担当部課	福祉部 チャーゲンじゅう課
(2) 事業の目的	軽費老人ホーム入居者のうち、低所得高齢者の施設入所費用の軽減を目的とする。軽費老人ホームとは、身体機能の低下や高齢などのため、独立して生活するには不安が認められるが、独立した生活が送れるよう工夫された施設で、給食、入浴等のサービスを行う施設であり、ケアハウスと呼ばれる場合もある。
(3) 事業の内容	施設において利用者が負担すべき事務費の一部を減免した場合に、当該減免した額について補助金を交付する。 なお、那覇市内の軽費老人ホームは、社会福祉法人陽風会が運営する「ケアハウス常夏島」1ヶ所のみである。
	那覇市軽費老人ホーム補助金交付要綱第5条によれば、補助対象経費は、軽費老人ホームにおける“サービスの提供に要する費用”から、利用者本人から徴収すべき金額を控除した金額とされている。 具体的な補助金交付額の算定方法は、現状、以下の通りとなっている。
	$(A \times B - C) \times D$
	A：1人あたりのサービスの提供に要する月額費用 →那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第17条1号に記載されているものであり、具体的には「軽費老人ホーム利用料等取扱基準（平成20年5月30日厚生労働省老健局長通知）」に記載されている46,100円を採用している。
	B：施設利用者年間延べ人数 C：利用者本人からの利用料徴収額 D：掛目 →市の財政状態等を考慮し、算定額満額の補助金を交付するのではなく、掛目を乗じている。

201

はない。
なお、前記（3）②のとおり、令和4年4月に3,692千円が戻入されている。

④ 事業実施後の実績報告
＜指摘①＞検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない
市は、本事業の補助金実績報告書及び添付資料として事業報告書及び収支決算報告書等の提出を受け、これらの資料に基づき検査を実施しているが、補助対象経費の根拠資料（請求書、領収書等）は検査時に確認していなかった。
担当課に理由を質問したところ、「収支決算報告書は監事による監査が行われていることから、適正な会計処理がなされていると考えられるため」とのことであり、検査の一部を法人の監事監査に依頼している状態であった。
しかしながら、社会福祉法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る側の内部的な監査に市の検査の一部を依頼しているという状況は、検査における独立性や客観性が担保できないため適切な方法とは言えず、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。
したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。

200

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け
「施策 10 小学校区などの身近な地域の中で、高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる」における事業に位置付けられている。

3. 関連する那覇市の計画
特になし

4. 事業実施期間
平成 25 年度からの継続事業

5. 事業の実施形態
財源はすべて市の一般財源となっている。利用者負担額の減免分について補助金を交付する事業で、市が直接実施している。

6. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (参考)
予算額	18,424	18,424	18,424
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	18,424	18,424	18,424
その他	—	—	—
予算執行額	18,424	18,424	—
予算執行率	100.0%	100.0%	—

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金等	18,424	減免額の一部を補助金として交付
計	18,424	

7. 事業の活動指標・成果指標
(活動指標)

指標	目標値	実績値
施設の利用人数（延べ入所者数）	(設定なし)	588 人

(成果指標)
特に設定していない。

8. 監査結果及び意見
(1) 活動指標

入所定員 50 名（年間延べ人数では 600 名）の施設であり、上記 7. に記載の通り利用者数は定員に近い人数で推移しており（稼働率 98%）、特段指摘すべき事項はない。

(2) 成果指標、PDCA サイクル
<意見①>成果指標が設定されていない。

上記 7. に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

本事業の目的が、低所得高齢者の経済的負担を軽減し、安心して施設を利用してもらうことである点を踏まえると、例えば、活動指標に定めている施設利用人数に加え、軽費老人ホームに入居を希望する低所得高齢者が、なるべく全員軽費老人ホームに入居できている状況（待機者ゼロ）を達成することを成果指標として設定することが考えられる。その上で、入居待機者が大きな不利益を受けないように暫定措置を行うことが望まれる。

なお、市の担当課によれば、現状の入居待機者の状況は以下の通りであった。

- ・ 監査報告書作成時点（令和 5 年 1 月）における入居待機者は 5 名。待機者は数名程度で推移している状況。
- ・ 施設に空きが出た場合には、施設側から待機者に声掛けすることになっている。
- ・ 入居待機者については、ケアマネジャーや地域包括支援センター等の支援を継続しながら、在宅生活の継続、または、有料老人ホームへの暫定入居等の対応となっている。

- (=10,000 円×552 人+13,000 円×12+22,000 円×12 人+40,000 円×24 人)
D：掛目
→実際の予算査定時の掛目 83.2%
- ② 予算の執行
令和 3 度の本事業予算が 18,424 千円であったのに対し、予算執行額は 18,424 千円で執行率は 100%であり、特段指摘すべき事項はない。
- (4) 補助金
① 補助事業者
社会福祉法人協風会（ケアハウス常夏の島 運営事業者）
② 補助金交付先の選定
那覇市内には対象となる経費老人ホームは 1 件しかなく、交付先の選定方法に特段指摘すべき事項はない。
③ 申請、決定、交付の手続
補助金の交付を受けようとする法人（補助事業者）は、補助金の交付を受けようとする年度の 4 月 30 日までに、補助金交付申請書を市長に提出し、審査後交付決定通知を受ける。一件書類を閲覧したが、交付要綱に従い、適切に事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。
④ 補助金の交付時期
補助金は、9 月に 1/2、12 月に 1/4 を概算交付し、翌年 5 月に確定した額を精算払いする。市では、申請資料に誤りがないか確認のうえ、精算払いしている。一件書類を閲覧したが、交付要綱に従い、適切に精算事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。
⑤ 事業実施後の実績報告
補助事業者は、8 月 1 日及び 12 月 1 日現在の入居可数等の状況について、市長に報告する（状況報告書）。また、実績報告書を 3 月 31 日までに市長に提出する。提出された実績報告書の書面審査、ヒアリングを実施し、検査調書を作成しており、特段指摘すべき事項はない。

205

- (3) 予算の積算・執行
① 予算の積算
＜意見②＞予算積算方法に改善の余地がある
補助金金額は 1.(3)に記載の方法で算定されているが、令和 3 年度の歳出予算内示書では以下の算定式により予算積算されていた。なお、平成 25 年以降、予算措置額が変わらないという理由で、積算式の構成要素の数値についても平成 25 年度の予算内示書のままだになっていた。
- 【現状の算定式】
 $(A \times B - C) \times D = (46,100 \text{ 円} \times 599 \text{ 名} - 7,142,000 \text{ 円}) \times 90\% \approx 18,424,000 \text{ 円}$
【根拠】
A：1 人あたりのサービスの提供に要する月額費用
→「経費老人ホーム利用料等取扱基準（平成 20 年 5 月 30 日厚生労働省老健局長通知）」に記載されている 46,100 円を採用
B：施設利用者年間延べ人数
→平成 25 年度予算積算時の人数である 599 名
C：利用者本人からの利用料徴収額
→平成 25 年度予算積算時の金額である 7,142,000 円
(=10,000 円×551 人+16,000 円×12 人+40,000 円×36 人)
D：掛目
→平成 25 年度の予算査定時における掛目である 90%を採用
このように、現状の算定方法は平成 25 年度の数値に基づき予算額を算定しており、令和 3 年度予算積算時の実態が反映されておらず、仮に掛目を乗じずに満額の補助金を支給する場合の金額が把握できていない。
市は、以下の通り、直近の施設の実態を踏まえた予算積算方法を採用すべきである。
【あるべき算定式】
 $(A \times B - C) \times D = (48,400 \text{ 円} \times 600 \text{ 名} - 6,900,000 \text{ 円}) \times 83.2\% \approx 18,424,000 \text{ 円}$
【根拠】
A：1 人あたりのサービスの提供に要する月額費用
→消費税増税（5%→10%）の影響を考慮し、46,100 円×1.05≈48,400 円
B：施設利用者年間延べ人数
→予算積算時の予想数 600 名
C：利用者本人からの利用料徴収額
→令和 2 年度の補助金申請時の金額 6,900,000 円

204

少子高齢化の進行により、本補助金を含む市の社会福祉費は今後も増加していくことが予想されるため、社会福祉費の歳出は真に必要なものに限定すべきである。このような、市全体の歳出構成という大局的な観点からも、本補助金の減額又は廃止について検討すべきである。

なお、平成 26 年度の那覇市包括外部監査においても、同様の指摘がなされているが、当該指摘に対して、市は「経費老人ホームは、利用者を無料又は低額な料金で入所させることを目的とした施設であり、市が利用料の一部を補助することを入所者の負担が軽減されるものである。補助金を廃止することは、当該事業の趣旨と相容れない。」という理由で、改善不要と結論付けている。

しかしながら、補助金廃止が経費老人ホームの廃止に直結する訳ではないと考えられる。前述の通り、仮に補助金の交付が無かったとしても施設の収支状況は良好であるため、補助金が交付されなかったとしても施設の運営が継続され、低所得高齢者による無料又は低額での利用も継続される可能性がある。このように、本補助金の存在と経費老人ホームの運営継続の因果関係は明確ではない。

したがって、平成 26 年度の指摘事項に対する市の回答は合理的とは言えないと考ええる。

⑥ 補助金交付の必要性
＜指摘①＞資金的に余裕のある団体に対する補助金交付の妥当性検討が不十分
那覇市の補助金に関するガイドライン 3.（2）1③において、「本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基礎が安定しており資金的に余裕のある団体等への補助については廃止を検討すること。」とされている。

ここで、本事業の補助対象事業者である「社会福祉法人陽明会 ケアハウス常夏の島」の令和 3 年度資金収支計算書を閲覧したところ、本施設では介護保険収入等により収入が安定しており、事業活動資金収支差額は 66,783 千円のプラスとなっており、かつ、当期末資金残高は 338,660 千円で、資金的に余裕がある状況に見受けられた。

この点、資金的に余裕のある施設であるにもかかわらず補助金を交付している理由について、市の担当課に質問したところ、「老人福祉法第 20 条の 6 に規定する経費老人ホームの趣旨である『低額な料金で老人を入所させること』を推進するため、事業運営する法人に対し補助金事業を実施している」とのことであった。

確かに、本事業の補助金の存在が施設側にとっては経費老人ホームの運営を継続するメリットとなり、結果として低所得高齢者が安心して老人ホームを利用できるという状況に寄与していると考えられる。

一方で、仮に本事業の補助金交付額がゼロであったとしても、本施設の事業活動収支差額は 48,359 千円のプラスとなり、期末資金残高も 320,236 千円で、資金的に余裕がある状況には変わりがない。したがって、経済合理性の観点からは、仮に補助金の交付が無かったとしても、施設の運営は継続されるものと考えられる。

また、本事業の補助金交付は老人福祉法第 24 条 2 項に基づくものであるが、同条ではあくまで社会福祉法人に対し補助することが“できる”とされているため、本事業の補助金は法令等で補助金の交付が必須となるような義務的補助金には該当しないものと考えられる。

義務的補助金に該当しないことは、「経費老人ホーム利用料等取扱基準（平成 20 年 5 月 30 日厚生労働省老健局長通知）」や補助金交付要綱に定める算定方法により算出された補助額を満額交付するのではなく、市の財政状況を考慮し掛目を乗じた額を交付していることから明かである。（義務的補助金なのであれば、満額交付しているはずである。）

以上より、現状の市の取扱いが、那覇市の補助金に関するガイドラインに照らして妥当とは言えない。

市は、本事業の補助金について、那覇市の補助金に関するガイドライン 3.（2）1③の趣旨を十分に考慮の上で、減額又は廃止について検討されたい。既述の通り、現状においても補助金算定額の満額を交付している訳ではなく、掛目を乗じて減額しているため、少なくとも減額を検討することは可能はずである。

国支出金	12,278	200,655	—
県支出金	—	—	—
地方債		42,000	
一般財源	8,420	10,947	—
その他	—	—	—
予算執行額	20,698	194,080	—
予算執行率	100%	75.6%	—

(2) 令和3年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金等	194,040	補助金
職員手当等	40	
計	194,080	

7. 事業の活動指標・成果指標
(目標)
安謝こども園舎の建設工事を実施する。
(実績)
工事を実施したが、隣接する安謝小学校敷地内における工事車両の進入ルートの調整に不測の時間を要したため、令和3年度中に工事が竣工しなかった。
8. 監査結果及び意見
(1) 活動指標・成果指標、事業の評価、PDCA サイクル
本事業の目的は、老朽化した園舎を改築し施設を利用する園児の安全確並びに教育・保育の質の向上を図ることであるため、7. で記載した内容を成果指標にすることは合理的である。
また、令和3年度中に改築工事が竣工しなかったが、やむを得ない事情によるものである。特段指摘すべき事項は発見されなかった。

- (2) 予算の概算・執行
① 予算の概算
本事業に係る令和3年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の積算額については「那覇市認定こども園(幼稚園機能部分)施設整備事業補助金交付要綱」及び「那覇市保育所等整備事業補助金交付要綱」に基づき適切に算定されていた。

6. 安謝こども園園舎建設補助事業
1. 事業の概要
(1) 担当部課
こどもみらい部 こども政策課
- (2) 事業の目的
老朽化していた公私連携幼児保健型認定こども園「安謝こども園」の園舎を改築し、施設を利用する園児の安全確並びに教育・保育の質の向上を図る。
- (3) 事業の内容
老朽化している安謝こども園の園舎建替え工事を行う事業者（社会福祉法人郷住協福祉会）に対し、建築に係る経費について補助金を交付する。
2. 那覇市総合計画上の位置付け
「施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる」における事業に位置付けられている。
3. 関連する主な事業計画
那覇市子ども・子育て支援事業計画
4. 事業実施期間
令和2年度からの継続事業
5. 事業の実施形態
本事業は、園舎の改築を行う事業者に対し、建設費等を補助するための補助金を交付する事業である。
財源は、国庫支出金（保育所等整備交付金、認定こども施設整備交付金）、地方債（社会福祉施設整備事業債、一般補助施設整備等事業債）及び市の一般財源である。

(単位：千円)			
	令和2年度	令和3年度	(参考) 令和4年度
予算額	20,698	253,602	—

② 予算の執行 詳細は 8.（3）を参照。	7. 漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金事業
（3）補助金 ① 補助金交付事業者 社会福祉法人 那住協福社会（安謝こども園運営者）	1. 事業の概要 （1）担当部課 環境部 環境保全課
② 交付目的 1.（2）に記載の通り。	（2）事業の目的 漫湖水鳥・湿地センター（以下「センター」という。）は、漫湖がラムサール条約登録湿地であることから、漫湖の野生生物の保護と湿地の保全、賢明な利用について理解を深めるための普及啓発及び調査研究等を行う拠点施設として環境省が設置した施設である。
③ 申請、決定、交付の手続 補助金交付要綱、補助金申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書を閲覧したが、特段指摘すべき点は発見されなかった。	センター内には展示設備（大型ディスプレイで漫湖の歴史と自然を紹介した映像を放映、漫湖の生態系に関するジオラマ、パネル解説、観察展望室、図書コーナー、レクチャールームなど）があるほか、センター1階のテラスからは、マングローブ林の中を抜ける木道が続いている。
④ 事業実施後の実績報告 補助事業実績報告書及び検査調査等を閲覧したが、特段指摘すべき点は発見されなかった。 なお、那住協福社会が実施設計業務及び建設工事請負業務の実施者を選定する際には、指名競争入札により、適切に選定手続が行われていた。	センターの役割は、施設来館者に自然学習を行わせることだけでなく、「漫湖の歴史や自然環境、湿地の保全、ラムサール条約についての既存文献や書籍を収集するとともに、研究者や地域住民等と共同した調査を実施すること」、「ラムサール条約湿地に関する情報をインターネット、広報、マスコミ等を通じ発信する拠点となること」、「センター以外の場所での企画展やイベントを開催すること」等、多岐にわたる。 本事業は、センターの円滑な管理運営及び利用促進によって漫湖の保全に寄与するため、環境省、沖縄県、那覇市、豊見城市で協議会を構成し、その各団体が運営費を負担するものである。
（3）事業の内容	（3）事業の内容 センター管理運営協議会の運営費のうち那覇市が 5,000 千円を負担する。
2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け 「施策 44 自然や水辺環境をみんなで青むまちをつくる」における事業に位置付けられている。	2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け 「施策 44 自然や水辺環境をみんなで青むまちをつくる」における事業に位置付けられている。
3. 関連する那覇市の計画 特になし	3. 関連する那覇市の計画 特になし
4. 事業実施期間 平成 15 年度からの継続事業	4. 事業実施期間 平成 15 年度からの継続事業

5. 事業の実施形態
財源はすべて市の一般財源となっている。センター管理運営協議会の運営費を負担する事業で、市が直接実施している。

6. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)			
	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額			5,000
国支出金	5,000	5,000	—
県支出金	—	—	—
一般財源	5,000	5,000	5,000
その他	—	—	—
予算執行額	5,000	5,000	—
予算執行率	100.0%	100.0%	—

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)		
節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金等	5,000	センター管理運営協議会の運営費を負担金として支出
計	5,000	

7. 事業の活動指標・成果指標
(活動指標)

指標	目標値	実績値
年間来館者数	33,000 人	10,756 人
協力金収入額	45,000 円	39,500 円

※ 協力金収入額とは、センターの自己収入であり、具体的には、ポスター、ポストカード、塗り絵などの販売収入である。

(成果指標)
特に設定していない。

8. 監査結果及び意見
(1) 活動指標
平成 20 年に瀧湖水鳥・湿地センター中長期活動計画を策定し、来館者数年間 30,000 人（開館日を 25 日/月として、平日 50 人、土日 200 人の来館者があった時の概算値）以上を目標に掲げ、平成 30 年にも引き続き第二次中長期活動目標として同様の数値を目標に掲げた。平成 26 年度から平成 30 年度の年間来館者数は 30,000 人以上となっているが、令和元年度の年間来館者数は 28,721 人であり、コロナ禍である令和 2 年度の来館者数は 9,077 人であった。今年度の目標は年間来館者数 33,000 人であったが、やはりコロナ禍の影響を受け、臨時休館期間が長引いたことで、令和 3 年度来館者数は 10,756 人となり目標を大きく下回った。
もともと、事業報告書によると、コロナ禍であればこそ、下半期からは計画を切り替え、オンラインでのイベント開催や動画配信、木道バーチャルツアーサイトへの開発に注力し、センターの情報発信機能の十分な強化を図ったこととされており、コロナ禍における事業環境の変化に対し、柔軟に事業計画を修正しようとした努力が伺える。

＜意見①＞市民に向けた事業内容の周知活動の実施
センターは来館者に対する自然学習を行うにとどまらず、センターが情報収集や学術調査を行っている上、センターを拠点とし自然に関する情報発信も行っている。情報発信ツールとしては、テレビ、ラジオ、新聞等のメディアだけでなく、SNS（YouTube、Twitter、Instagram、ブログ、Facebook）も利用している。センターHP 内では、調査・研究者向けの情報発信ページも開設している。
センターのコンテンツは充実しているが、センターの役割、機能についてはまだまだ市民に浸透していない状況である。自然に関する知見の情報発信とあわせてセンターの機能についてもメディアや SNS で発信し、センターの存在意識を市民に知らしめるべきである。

(2) 成果指標、PDCA サイクル
＜意見②＞成果指標が設定されていない
上記 7. に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。
本事業の目的はセンターの円滑な管理運営及び利用促進によって漫湖の保全に寄与することであるところ、センターの有する知見の利用者が多ければ利用促進が図られているといえる。したがって、成果指標としては、例えば、活動指標と同様に年間来館者数を設定する他、センター外での講演等の活動数、SNS や HP の閲覧数、等を成果目標として設定し、

実績と比較することが考えられる。

さらに、適切な利用促進を行うには展示内容、講義内容の満足度を把握する必要があるの
で、来館者や講演受講者に対しアンケートを行い内容に対する満足度の調査を行い、満足し
ている者の割合を成果指標とすることも考えられる。

また、令和 3 年度においては、既述の通り、コロナ禍の影響に伴い、当初事業計画を修正
しセンターの情報発信機能の強化に注力したが、このように事業内容について当初計画か
ら修正した場合には、変更後の事業内容に合わせて、成果指標も修正することが望ましい。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

環境省と協議会の間で平成 22 年に協定が交わされており、環境省が施設の修繕費、光
熱費、広報に関する経費、清掃及び警備に関する経費を負担し、協議会が施設の管理運営
に係る人件費、通信費、事務用品、消耗品、普及啓発に係る経費等を負担する取り決めが
なされている。そして、令和 3 年度においては、協議会構成員である那覇市が 5,000 千
円、豊見城市が 5,500 千円、沖縄県が 1,350 千円の金額を負担金として拠出しているが、
負担金額の算定根拠についての文書が作成されておらず、なぜ、那覇市の負担する金額が
5,000 千円なのか根拠が不明である。

なお、当該負担金について、沖縄県は近年金額を減少させているが、湿地帯の管理につ
いて一次的に責任を負うのは県ではなく市であるとの考えの下、那覇市及び豊見城市は
当初の約定どおりの金額を支払い続けている状況である。

<意見③>予算の積算根拠が不明

上記の通り、負担金を 5,000 千円とする根拠が不明である。那覇市予算決算規則第 6 条の
趣旨を踏まえると、予算積算額は適切かつ合理的な金額である必要があると考えられるが、
現状は、予算積算額の根拠は不明である。

予算積算額の算定根拠として、例えば、負担金の使途はセンターの運営費に充てられるた
め、センター運営費の収支予算をセンター側に積算してもらい、それを算定根拠とする方法
が考えられる。また、負担金決定金額について、沖縄県、那覇市及び豊見城市の 3 者間で、
費書等の文書を作成することが望ましい。

② 予算の執行

令和 3 度の本事業予算が 5,000 千円であったのに対し、予算執行額は 5,000 千円で執行
率は 100%であるが、上記<意見③>のとおり、そもそも予算の積算根拠が不明である。

214

(4) 負担金

① 交付先の事業者

漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会

② 申請、決定、交付の手続

<意見④>負担金交付に係る協議書及び交付決定書の文書が作成されていない
企画調整課によると、一般的に負担金とは、「一定の事業の施行に必要な経費に充てる
ために、その事業に利害関係のある者が、金銭負担するものであり、団体等が特定の事業
を実施することによって、市が特定の利益を受ける場合、または市に一定の義務・責任が
ある場合に、市が応分の金額を支出するもの、市が団体等の構成員となっているとき、そ
の必要経費に充てるため市が支出するもの等がある。」とのことである。負担金を支出す
る一般的な流れは、市町村間等で協議→交付額決定→市へ請求→支払い、である。

ここで、本事業においては、漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会会長名義で前期
2,500 千円、後期 2,500 千円の請求がされ支払われているが、その前提となる協議及び交
付決定について文書が作成されていない。

手続の明確性の観点から、協議内容、及び交付額決定についても文書を作成すべきであ
る。

③ 負担金の交付時期

4 月に 2,500 千円、10 月に 2,500 千円が支払われているところ、上記<意見④>のお
り、そもそも前提となる協議内容及び交付決定について文書を作成すべきである。

④ 事業実施後の実績報告

漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会規約第 12 条に、「協議会は毎年度の事業終了
後、事業報告書を作成する。」との規定がある。同規定に基づき事業報告書は作成されて
いる。また、同協議会により決算報告書が作成されているところ、那覇市も協議会の構
員であることから那覇市会計管理者による会計監査がなされている。

⑤ 交付先の選定

事業の性質上、負担金を交付すべきはセンターであり、交付先の選定方法に特段指摘すべ
き事項はない。

215

8. 離島漁業再生支援事業
1. 事業の概要
- (1) 担当部署
- 経済観光部 商工農水課
- (2) 事業の目的
- 漁場の生産力向上や漁業の再生に関する取り組みを支援し、漁業収益向上を図ることを目的とする。
- (3) 事業の内容
- 国及び県と協働し、漁業集落が行う以下の活動等に対し、その費用の一部を補助する。
- 【漁場の生産力向上】
- ウニ等の種苗放流、サメ駆除による漁場の管理改善、産卵床や浮漁礁（ハヤオ）等の設置
- 【漁業の再生】
- 販路拡大、ヒトエグサ養殖
2. 那覇市総合計画上の位置付け
- 「施策 34 農水産業が生き活きとしたまちをつくる」事業に位置付けられている。
3. 関連する主な事業計画
- 該当なし
4. 事業実施期間
- 令和 2 年度から令和 6 年度までの事業
5. 事業の実施形態
- 国の離島漁業再生支援交付金及び県の漁業再生支援事業による交付金の活用を前提としており、当該交付金は県が一括して市へ交付している。（負担割合：国 50%、県 25%、市 25%）

6. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額	8,960	8,960	8,960
国庫支出金	—	—	—
県支出金	6,760	6,760	6,760
一般財源	2,200	2,200	2,200
その他	—	—	—
予算執行額	8,960	8,490	—
予算執行率	100.0%	94.8%	—

(注) 国からの補助金は国から県に交付され、県支出金を通じて市に交付されている。

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	8,352	補助金
委託料	137	現場確認業務委託
計	8,490	

7. 事業の活動指標・成果指標
- (活動指標)
- ・浮漁礁 1 基設置
- ・ヒトエグサ養殖の可能性を図るため、瀬長島沖に栄養分を含んだマット設置
- (成果指標)
- 特に設定していない。
8. 監査結果及び意見
- (1) 活動・成果指標、PDCA サイクル
- <意見①>成果指標が設定されていない
- 上記 7. に記載の通り、現状、成果指標が設定されていないため、適切な成果指標を設定されたい。

活動を年間 30 日以上行っていること、⑦市地先に共同漁業権を有していること、の要件を満たすこと

- ・目的、構成員、役員及び経費等について定めた規約を有すること
- ・漁業経営体が 3 経営体以上存在すること
- ・漁業世帯が 4 戸以上存在すること
- ・活動の中核となりうる 65 歳未満の漁業世帯を含むこと
- ・担い手、高齢者、兼業者、水産関係者、サポーター等の役割分担が定着し、補助金がなくとも対象漁業集落として漁業再生活動の継続が可能となると判断される場合に該当するものでないこと
- ・漁業就業者の一人当たりの平均漁業所得が、沖縄県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合に該当するものでないこと
- ・漁業再生活動により、対象漁業集落の漁業就業者人口について、一時的ではなく、継続的に一定程度の増加がみられるようになった場合に該当するものでないこと

交付先として選定された那覇市漁業集落が上記要件を満たしているか一件書類を閲覧したが、特段指摘すべき事項はなかった。また漁業就業者の要件確認は、漁協からの名簿を手としており、補助金交付先の選定に関し、特段指摘すべき事項はない。

③ 申請、決定、交付の手続

補助金を受けようとする漁業集落の代表者は、市が定める那覇市離島漁業集落活動促進計画に基づき、集落協定を策定し、市長の認定を受けなければならない。

また、市長の認定を受けようとするときは、代表者は「集落協定の認定申請書」を市長に提出しなければならない。

市長は、その内容を審査し、適当と判断した場合には「認定書」により代表者に通知する。一件書類を閲覧したが、交付要綱に従い、適切に事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

④ 状況報告、実績報告

遂行状況については、四半期ごとに「遂行状況報告書」を作成し、市長に提出しなければならない。

補助事業が完了したときは、「実績報告書」を作成し、補助事業が完了したときから起算して 30 日を経過した日又は補助金交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

遂行状況報告書、実績報告書は期限通りに提出されており、市担当者も当該報告書に基づき検収作業していた。浮流礁 1 基設置、瀬長島沖の栄養分を含んだマット設置については検査員が現地確認をしていることも確認した（現場写真あり）。

219

令和 3 年度の本事業に係る成果指標としては、「（浮流礁設置による）漁獲量の増加」や「ヒトエダサ養殖の成功による漁業所得増加額」が考えられる。

また、令和 2 年度から令和 6 年度までの総合的な成果指標としては、那覇市が策定している「那覇市離島漁業集落活動促進計画」や「那覇市漁業集落協定」によれば、計画満了時（令和 6 年度）において、漁業就業者の平均漁業所得 10% 向上、漁業就業者数 10% 増加を目標と掲げていることから、これらを成果指標にすることが考えられる。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

予算額は、「水産関係地方公共団体交付金等実施要綱（水産庁）」、「水産関係地方公共団体交付金等実施要綱の運用について（水産庁）」、「沖縄県漁業再生支援事業補助金交付要綱（沖縄県）」に規定されている、補助金交付限度額に基づき積算している。

補助金交付限度額の算定式は次の通り。

交付限度額＝対象漁業集落の海岸線延長×交付単価×漁業世帯密度係数

<指標①>補助金予算積算額の算定方法に誤りがある

海岸線延長は漁業集落からの提出資料、交付単価は「水産関係地方公共団体交付金等実施要綱の運用について」と一致していたが、漁業世帯密度係数に計算誤りがあった。結果的に交付限度額計算に影響はなかったが、適切に算定すべきである。

② 予算の執行

令和 3 年度の予算執行額は予算 8,960 千円に対し執行額は 8,490 千円で執行率は 94.8% である。特段指摘すべき事項はない。

(3) 補助金

① 交付目的

漁場の生産力向上等に関する漁業活動を支援することで、漁業の再生を図り、漁業及び漁村の有する多面的機能の維持増進を図るため、水産関係地方公共団体交付金実施要綱に基づき事業に要する経費に対し、予算の範囲内において漁業集落協定の代表者に那覇市離島漁業再生支援事業補助金を交付することを目的とする。

② 補助金交付先の選定

補助金の交付対象となる漁業集落は、集落協定に基づき、集落協定の計画期間を通じて漁業再生活動を行う集落であって、以下の要件を全て満たす集落である。

- ・漁業集落が市内に存在し、集落内の漁業就業者が、⑦市内に居住していること、⑧漁業

218

漁業集落から提出された実績報告書の本年度精算額を領収証と照合した結果、一致しており特段指摘すべき事項はない。

⑤ 補助金の確定通知
実績報告を受けたときには、検査調書を作成し、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金確定通知書」により代表者に通知する。
一件書類を閲覧したが、交付要綱に従い、適切に精算事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

⑥ 補助金に係る消費税等の仕入税額控除
相手方が消費税の免税事業者のため、補助金の二重交付の問題はなく、特段指摘すべき事項はない。

⑦ 補助金適正化チェックシート
補助金適正化チェックシート（No. 1）は補助金の適正化を検証するため、所管課が事業の実施計画策定時に毎年度作成することになっている。当該チェックリストを閲覧したが、補助事業の必要性、公益性、有効性、公平性について検証されており、特段指摘すべき事項はない。

9. 水産物の新たな販売手法構築事業(新型コロナ関連)

1. 事業の概要

(1) 担当部課
経済観光部 商工農水課

(2) 事業の目的
新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、市民県民の外出自粛や観光客の減少及び観光関連産業や飲食店等の消費需要の低迷により、仲卸業者のセリ控えや魚価の下落、生産者の出漁控えなど水産業界は大きな影響を受けている。今後、需要回復に即対応できる新たな供給体制づくり及び昨今の消費者ニーズに対応した新たな販売手法の構築について取り組む市内漁業協同組合を支援することを目的とする。

(3) 事業の内容
新たな販売手法として水産物を加工するため、鮮度を保ったまま冷凍保存が可能となる急速冷凍機や干物加工が可能となる干物機の導入費用の補助を行う。

2. 那覇市総合計画上の位置付け
「施策 34 農水産業が活き活きとしたまちをつくる」事業に位置付けられている。

3. 関連する主な事業計画
該当なし

4. 事業実施期間
令和 3 年度の县年度事業

5. 事業の実施形態
財源は、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）が90%、市の一般財源が10%となっており、これらの財源により補助金を交付する事業である。

6. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (参考)
予算額	—	11,200	—

国庫支出金		10,080
県支出金	－	－
一般財源		1,120
その他	－	－
予算執行額	－	10,315
予算執行率	－	92.1%

(2) 令和3年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び 交付金	10,315	急速冷凍機、干物機の購入補助
計	10,315	

7. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

急速冷凍機、干物機の購入補助

(成果指標)

特に設定していない。

8. 監査結果及び意見

(6) 活動・成果指標、PDCA サイクル

<意見①>適切な成果指標が設定されていない

上記7. に記載の通り、成果指標は設定されおらず、適切な成果指標を設定されたい。
交付申請書によると、事業者は当該設備により干物の開発を計画していることから、例えば干物の販売枚数や干物の売上高を成果指標にすることが考えられる。干物の販売が開始されるのは、令和4年度以降になるが、令和4年度以降に事業者から情報を入力し、事後的にでも良いので効果を測定すべきである。

なお、市では干物販売に必要な保健所への営業許可申請を支援し、令和4年9月に営業許可がおりている。また事業者から試作品の提供を受けるなど、事業自体は順調に推移しているようである。

(6) 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和3年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の

222

積算額については補助金申請予定事業者からの意向調査を実施し、当該事業者から事業に必要な経費の見積書等を入力しこれをもとに予算額を積算しており、特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

令和3年度の予算執行額は予算11,200千円に対し執行額は10,316千円で執行率は92.1%である。特段指摘すべき事項はない。

(7) 補助金

① 交付目的

新型コロナウイルス感染症の影響により消費需要の低迷等大きな影響を受けている水産業の生産団体が、新たな販売手法を用いて水産物の流通の安定及び普及促進を図り、もって本市の水産業の発展に寄与することを目的とする。

② 補助金交付先の選定

上述のとおり、当該事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）を財源としており、臨時交付金の趣旨に則した事業を策定している。経済観光部商工農水課では、農林水産業従事者に対する補助事業を策定したが、那覇市は都市化が進んでいるため市内に農業従事者が少なく、漁業従事者向けの補助事業を策定した。また、漁業従事者の関連団体である漁業協同組合は市内に3社あり、当該事業者に意向調査を行い、事業の内容を決定している。以上より、補助金交付先の選定に関し、特段指摘すべき事項はない。

③ 申請、決定、交付の手続

補助金を申請しようとする者は、「水産物の新たな販売手法構築事業補助金交付要綱交付申請書」を市長に提出する。

市長は、交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適正であると認めたとときは、交付すべき補助金の額を予算の範囲内で決定し、「水産物の新たな販売手法構築事業補助金交付決定通知書」により通知する。

市長は、事業者からの報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「水産物の新たな販売手法構築事業補助金確定通知書」により通知する。

一件書類を閲覧したが、交付要綱に従い、適切に事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

なお、那覇市の補助金に関するガイドライン3.（2）3②において補助率上限は原則として1/2以内とすることと規定されているにもかかわらず、本補助事業の補助率は80%と

223

10. 那覇商工会議所事業費助成事業
1. 事業の概要
- (1) 担当部課
経済観光部 商工農水課
- (2) 事業の目的
市内事業者の総合的な改善発展と産業振興に大きく寄与している那覇商工会議所事業の支援のため、補助金を交付する。
- (3) 事業の内容
- (ア) 本市の商工業の調和のある発展と振興を図る那覇商工会議所の取り組みを支援する必要があることから、その事業費の一部を補助する。(令和 3 年度予算額 3,000 千円、
実際交付額 1,469 千円)
- なお、補助対象となる事業費の具体的な内容は以下の通りである。
- ① 商店街の振興促進及び中小規模企業等の支援
② 経済産業視察
③ 資金実態調査
④ 経済講演会事業
⑤ 販売促進事業
⑥ その他事業
- (イ) また、令和 3 年度に、那覇市において「全国商工会議所観光振興大会」が開催されることに伴い開催費用の一部を助成する。(令和 3 年度予算額 3,000 千円、実際交付額 3,000 千円)
2. 那覇市総合計画上の位置付け
「施策 33 商工業が発展するまちをつくる」における事業に位置付けられている。
3. 関連する主な事業計画
該当無し
4. 事業実施期間
昭和 50 年度からの継続事業

225

なっている。これは、5. に記載の通り、本補助事業の財源の 90%が国庫支出金であることに起因している。本事業が新型コロナウイルスで打撃を受けた事業者に対する救済という令和 3 年度のみの限定的な事業であることと合わせて考えれば、補助率上限が 1/2 を超えていてもやむを得ないと考えられる。

- ④ 事業実施後の実績報告
補助事業者は、補助事業が完了後、速やかに「水産物の新たな販売手法構築事業補助金実績報告書」を市長に提出しなければならない。実績報告書を閲覧したが、購入した設備等を設置した写真、業者からの領収証が報告書に添付されており、市担当者も当該報告書に基づき検取作業しており、特段指摘すべき事項はない。
- ⑤ 補助金の確定通知
市長は、確定した額の補助金を補助事業の終了後に交付する。
市では、申請資料に誤りがないか確認のうえ、補助金確定通知書により事業者に通知する。一件書類を閲覧したが、交付要綱に従い、適切に精算事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。
- ⑥ 補助金に係る消費税等の仕入税額控除
「水産物の新たな販売手法構築事業補助金交付要綱」によると、当該補助金の消費税等仕入控除税額に関し、同金額を減額して交付申請することになっており、いわゆる補助金の二重交付の問題はなく、特段指摘すべき事項はない。
- ⑦ 補助金適正化チェックリスト
＜意見②＞補助金適正化チェックシート作成の運用ルールについて改善の余地がある
「那覇市の補助金に関するガイドライン」において作成が求められている補助金適正化チェックシート (No. 1) が作成されていないかった。
作成されていない理由について市に確認したところ、現行の運用ルールでは、補助金適正化チェックシート (No. 1) は当初予算作成時において各事業に係る実施計画策定の額に作成する運用としているが、本事業は補正予算により臨時的に決定したために、補助金適正化チェックシート (No. 1) が作成されていないかったとのことである。
しかしながら、補助金適正化チェックシート (No. 1) の作成目的は、実施しようとする補助事業が那覇市の補助金に関するガイドラインに照らして妥当かどうかを判定することにあることから、補正予算により設定された補助事業においても作成すべきである。
したがって、同ガイドラインの運用担当責任部署である企画調整課は、補正予算により補助事業が設定された場合でも補助金適正化チェックシート (No. 1) を作成する運用に変更することを検討すべきである。

224

8. 監査結果及び意見

(1) 活動指標・成果指標、事業の評価、PDCA サイクル

<意見①>成果指標が設定されていない

市は、本事業の成果指標を設定していない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

本事業が、那覇商工会議所事業を支援し、那覇市商工会議所の取り組みを支援することを目的としていることを踏まえると、例えば、以下の項目を成果指標とすることが考えられる。

(那覇商工会議所全体の成果指標)

会員数

事業	成果指標
商店街の振興促進及び中小規模企業等の支援	・経営相談数 ・講習会における参加数 ・講習会参加者の満足度（アンケートにより調査）
資金実施調査	・資金実施調査結果冊子の配布数 ・資金実施調査結果を公表している IP のアクセス数
経済講演会事業	・講習会における参加数 ・講習会参加者の満足度（アンケートにより調査）
販売促進事業	・物産展における売上高

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

那覇商工会議所より補助対象事業の事業費予算及び補助金希望額（事業費の 1/2）の見積書を徴取した上で、那覇市の予算状況に応じて補助金交付予算額を決定しており、予算積算方法については合理的である。

しかしながら、<指摘①>で後述する通り、補助対象経費の考え方について妥当でないと考えられる点があるため、予算積算にあたっては、補助対象経費の考え方を整理した上で積算されたい。

5. 事業の実施形態

本事業は、那覇商工会議所に対して事業費等の一部を補助する事業であり、財源は一般財源を充てている。

6. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額	3, 000	6, 000	3, 000
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	3, 000	6, 000	3, 000
その他	—	—	—
予算執行額	1, 756	4, 469	—
予算執行率	58. 5%	74. 5%	—

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金等	4, 469	補助金
計	4, 469	

7. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

令和 3 年度の活動実績は以下の通りである。

- ・ コロナ経営相談（2 日間、参加人数 22 人）
- ・ 講習会等の開催（オンラインセミナー600 講義、講習会 2 回、参加人数 1, 021 人）
- ・ 資金実施調査の実施（那覇、浦添、沖縄市の商工会議所法人会員 3, 603 社対象、うち 785 件回収）
- ・ 全国商工会議所観光振興大会開催（オンライン開催、701 人参加）

(成果指標)

設定していない。

える。そこで、市担当課に永年勤続表彰費用が補助対象経費に含まれる理由を質問したところ、「補助対象経費であるが補助金の充当額はゼロのため問題ない」との回答を得た。

しかしながら、既述の通り、那覇市補助金等交付規則第 3 条において補助対象経費は公益上必要のある支出に限定されていると解されるため、永年勤続表彰にかかる費用は補助金を充当するか否かに関わらず補助対象経費とすべきではない。

また、令和 3 年度は経済産業視察旅行を実施しなかったが、上記の表にある通り、経済産業視察旅行にかかる費用も例年補助対象経費に含めている。このような一部の人間のみが参加する視察旅行にかかる費用について、公益性が認められるかどうか及び補助対象経費に含めるべきかどうかについても合わせて検証すべきである。

＜指摘②＞補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない

那覇市の補助金に関するガイドライン 3. (2) 2①において、「補助対象経費と補助対象経費外経費の区分、補助金額の積算根拠（算定基準）を明確にし、補助金交付要綱等に明記すること。」とされている。また、同ガイドライン 3. (2) 3②において、「補助率は原則として補助対象経費の 1/2 を上限とすること。」「補助率を定めない一定額の補助（予算の範囲など）は行わない。」とされている。

そこで、本事業における那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱を閲覧したところ、補助対象経費の範囲は記載されているものの、補助金の算定基準については「予算の範囲内において商工団体に補助金を交付する。」と記載されているのみで、明確な算定基準が規定されておらず、那覇市の補助金に関するガイドラインが適切に適用されていないかった。

市は、補助金交付要綱の作成にあたり、那覇市の補助金に関するガイドラインを適切に適用し、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱において、補助金の算定基準となる「補助率上限」を記載するよう要綱を改定されたい。

なお、本事業のうち、全国商工会議所観光振興大会以外の事業に係る補助について、事業計画時の補助率は 36.1% となっており、補助率上限が原則として 1/2 とする那覇市の補助金に関するガイドラインの内容を踏まえた補助率となっていたが、実績値による補助率は 52.0% と 1/2 を超えてしまっていた。また、＜指摘①＞に記載の通り、永年勤続表彰にかかる費用を補助対象経費から除いた場合、補助率は 96.0% と非常に高くなる。

市は、このような状況を踏まえ、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱に補助率上限を記載しようとする際、1/2 を超える補助率上限を設定するのであれば、その妥当性を十分に説明できるようにしておく必要がある。

＜指摘③＞事業内容変更時に計画変更申請書類を入手していない

那覇市補助金等交付規則第 6 条 1 項によれば、「補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべ

② 予算の執行
詳細は 8. (3) を参照。

(3) 補助金

① 交付目的

1. (2) に記載の通り。

② 申請、決定、交付の手続

補助金交付要綱、補助金申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付決定通知書を閲覧したところ、以下の点が発見された。

＜指摘①＞補助対象経費の考え方が妥当でない

那覇市補助金等交付規則第 3 条において、「補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。」とされていることから明らかであるが、補助対象経費は公益上必要があると認められる内容の支出に限定されるものと解される。

ここで、令和 3 年度における、全国商工会議所観光振興大会以外の補助対象経費及び補助対象経費に対する補助金充当状況は以下の通りであった。

※令和 3 年度収支決算書より

事業詳細	補助対象経費 実績値 (円)	補助金充当額 (円)
商店街の振興促進及び中小規模企業等の支援	621,744	621,744
経済産業視察	0	0
賃金実態調査	847,353	847,353
経済講演会事業	54,670	0
販売促進事業	0	0
その他事業（永年勤続表彰等）	1,296,686	0
合計	2,827,513	1,469,097
(補助率実績)		(52.0%)
※補助金が当額 1,469 千円 ÷		
補助対象経費 2,827 千円 = 52.0%		

上記補助対象経費のうち、その他事業の事業費は、那覇商工会議所会員企業における永年勤続従業員に対する記念品贈呈費用等であり、会員企業の従業員という特定の者の利益に寄与する支出であることから、公益性は認められず、補助対象経費には該当しないものと考

きこと。」とされており、これを受け、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱第5条では、計画の変更時には事業者が変更等承認申請書を提出すること、と規定されている。

この点、令和3年度における本事業については、以下の通り、事業計画と実際の実施内容が大きく異なる結果となった。

事業	事業計画上の 事業費（千円）	実際の事業費 （千円）	当初事業計画が変更された理由
全国商工会議所観光振興大会	45,836	23,199	コロナウィルスの流行により、オフライン開催からオンライン開催へ変更となり、当初予定していた交流会等の費用が不要となった。
全国商工会議所観光振興大会以外の事業	8,600	2,827	コロナウィルスの流行等の理由により、柳屋の開催、経済産業会の開催、商店街活性化支援、等の事業が実施されなかった。

上記の通り、コロナウィルスの流行等の理由により、当初事業計画と実際の事業実施内容が大きくこととなったことが、市は、那覇商工会議所より変更等承認申請書入手することを失念していた。

市は、コロナウィルスの流行等、当初事業計画に大きな変更が生じる可能性のある事象が生じている場合には、変更等承認申請書を適時に提出するよう、事業者を指導する必要がある。また、変更後の事業計画内容が、補助金交付要綱の趣旨に合致する内容になっているか、改めて検証する必要がある。

③ 事業実施後の実績報告

補助事業実績報告書及び検査調書等を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

＜指摘①＞補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する取扱いの定めがない

那覇商工会議所は消費税課税事業者であるが、消費税課税事業者に対する補助金交付時には、補助金交付要綱等において、「事業完了後に消費税等の申告により、補助金に係る消費税等仕入税額控除額が確定した場合、事業者は市長に報告しなければならない」と規定し、仕入税額控除分だけ補助金の返還を求めているケースが多い。

これは、事業者にとつての補助金収入が消費税算定上不課税取引になる一方、補助対象経費の中に課税取引があり、当該経費を仕入税額控除とした場合、事業者には仕入税額控除分だけ消費税等が還付されることにより、補助金の過大交付となることを防ぐ措置である。

しかしながら、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱には、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定がなく、既述のような補助金過大交付にリスクを防止する措置が講

じられていない。

したがって、市は、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱を改定し、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定を追加すべきである。

11. 指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業

1. 事業の概要

(1) 担当部署

経済観光部 商工農水課

(2) 事業の目的

那覇市ぶんかテンプス館において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、施設利用のキャンセル等による利用料収入の減少及び衛生用品購入等の感染予防対策費が新たに発生している。そのため、指定管理事業者（株式会社社福コングレ・株式会社 P8 コミュニケーションズ共同企業体）に対し支援金を交付することにより、施設の運営を安定化させることを目的とする。

(3) 事業の内容

指定管理事業者に対し、利用料金減収見込み額及び感染予防対策費対応額を交付する。

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け

「施策 33 商工業が発展するまちをつくる」における事業に位置付けられている。

3. 関連する那覇市の計画

特になし

4. 事業実施期間

令和 2 年度からの継続事業

5. 事業の実施形態

当初予算における財源は国庫支出金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、臨時交付金と言う。））及び一般財源であったが、臨時交付金を活用する事業は他にもあり、精算時に対象事業へ配分した額に不足分は一般財源にて賄うこととなった。

令和 3 年度の本事業においては、結果的に臨時交付金を充当できなかったため、決算時には一般財源のみとなっている。

6. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

		(単位：千円)	
		(参考)	
		令和 2 年度	令和 3 年度 令和 4 年度
予算額		32,100	14,400
国支出金		28,890	12,960
県支出金		—	—
一般財源		3,210	1,440
その他		—	—
予算執行額		6,159	6,854
予算執行率		19.2%	47.6%

※令和 4 年度は廃止予定である。

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	6,854	交付金
計	6,854	

7. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

特に設定していない。

なお、他の指定管理事業（那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者）に対しても、本事業と同様の支援金交付事業を実施している。当該他の指定管理事業の担当課では「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る効果検証」シート（以下、効果検証シートと言う。）を作成しており、指定管理事業の利用料金減収見込額である事業の予算額 17,597 千円を目標値とし、実績額 14,149 千円を成果としている。

一方、本事業は監査時点（令和 4 年 10 月下旬）においては検証中であったため効果検証シートは確認できなかった。

(成果指標)

特に設定していない。

8. 監査結果及び意見

(1) 活動指標

上記 7. に記載の通り、活動指標は設定されていない。他の指定管理事業では、予算額を活動指標としており、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける事業者支援という本事業の目的に鑑みると、予算執行の程度も活動指標の一つとなり得ると考えられる。後述する (2) 成果指標に対する意見を参考にされたい。

(2) 成果指標、PDCA サイクル

＜意見①＞事業の事後的评价について改善の余地がある

上記 7. に記載の通り、成果指標は設定されていない。本事業の目的と、その緊急性も相まって事前の指標設定が困難であることも理解できる。

一方で、非常事態時における事業であっても、事後的な評価・検証によって事業の効果を測る必要性は無くならない。

効果検証シートなどを活用し、課題の認識、及びその改善策まで検討されたい。改善策の検討により構築されるノウハウは、非常事態時の事業策定はもとより、他の施策に転用できると考えられる。

また、他の指定管理事業が、活動指標として予算額を目標値とし、実績額を成果としている点については参考になるが、予算額及び実績額の根拠となる指定管理事業の利用料金減収見込額の妥当性が検証されていることが大前提であることは言うまでもない。つまり、本事業は指定管理者制度とセットであるから、実効性ある指定管理者モニタリングを適切に継続されたい。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和 3 年度の歳出予算内示書、及び補正に係る起案書を査閲したところ、積算内容について特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

歳出執行状況表及び関連証憑を査閲したところ、執行状況について特段指摘すべき事項はない。なお、執行率は令和 2 年度 19.2%、令和 3 年度 47.6%と非常に低調であるが、感染症の拡大とその影響を予測して積算することは困難であると考えられ、特段指摘とすべきものではない。

(4) 補助金

① 補助事業者

那覇市ぶんかテンデンプス館指定管理者
株式会社沖縄コングレ・株式会社 PB コミュニケーションズ共同企業体

② 申請、決定、交付の手続

本事業における支援金の額は、予算の範囲内において、次に 2 つの区分に応じて定める額を合計した額となっている。

1. 利用料金減収見込対応額

令和 3 年度における指定管理料の額の設定において見込んだ利用料金収納予定額（那覇市の「指定管理者制度に関する運用方針」別図第 1 に基づき算定した額をいう。）から、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までの利用料金収納済額及び市が別途行う利用者減免に対する交付金交付決定額を控除した額

2. 感染予防対策費対応額

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までに納品され衛生用品購入費等、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と認められる経費の合計額

一件書類を査閲したところ、交付要綱に基づき、適切に事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

③ 補助金の交付時期

一件書類を査閲したところ、交付要綱に基づき、適切に事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

④ 事業実施後の実績報告

指定管理者は、「那覇市指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付申請書」に以下の書類を添付し、市長に申請する。

- ・ 利用料金収納予定額が確認できる事業計画書及び利用料金収納済額の収入伝票等
 - ・ 感染予防対策費対応額に係る領収証及び納品書等
- 市長は申請要件及び提出資料について審査し、その結果が適当と認められる場合は、支援金の交付決定及び確定通知を申請者に通知したうえで、支援金を交付する。

＜意見②＞支指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化

担当課においては、本事業は「支援金」と同種として判断して検査調書を作成している。但し、検査内容は収入と感染予防対策費のみのチェックとなっており、それだけを求める調書様式になっている。

本事業は指定管理事業とセットであるため、効率化の観点から指定管理事業の収支検査調書を転用できる様式にすべきである。しかし、那覇市における指定管理事業に関連する規程等では、補助金事業に係る検査調書のようには検査結果を記録として残すことは要求されていない。そのため、指定管理者の運営の適正性確保の観点も併せた全庁的なルール改訂も併せて検討されたい。

⑤ 補助金交付先の選定

支援金の交付対象となる者の要件は、交付要綱で以下の通り定めている。

過去 3 年度（平成 29 年度から令和元年度まで）の平均において、 指定管理に要する経費の金額が 50,000 千円以上、かつ 指定管理に要する経費の金額に対する利用料金収納額の割合が 25%以上

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、臨時交付金と言う。）を活用する事業は他にもあるため、那覇市のすべての指定管理者制度導入施設に対する支援金交付事業には活用できない。そこで、利用料金収入があり、指定管理に要する経費が多額な施設について臨時交付金を活用するとし、その他の指定管理者制度導入施設は一般財源で支拂している。国費である臨時交付金の活用にあたっては明確な基準を設ける必要があるため、過去の実績を考慮して当該要件を設定している。

本事業における指定管理事業の過去の収支データを確認したところ交付要綱の要件を充たしており、特段指摘すべき事項はない。

なお、要件を充足しているかどうかも収支データの妥当性が検証されていることが大前提である。＜意見①＞で既述の通り実効性ある指定管理者モニタリングを適切に継続されたい。

235

12. NAHA マラソンコロナ対策支援事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

経済観光部 観光課

(2) 事業の目的

新型コロナウイルスの影響で2年連続 NAHA マラソンが中止となり、大会運営主体である NAHA マラソン協会において事業収入が激減し、協会の体制を維持することが厳しい状況となったことから、代替イベントとしてオンラインマラソンを実施し参加費を徴収することで、自己収入を確保することとした。

そこで、市は、オンラインマラソン開催費用の一部に対し補助金を交付することで、協会を支援し、NAHA マラソン大会を継続開催する体制を維持することとした。

(3) 事業の内容

NAHA マラソン協会ではオンラインイベントの参加賞（お菓子セット）を市内事業者から購入するが、当該参加賞購入費に対し補助金を交付することで NAHA マラソン協会並びに市内の菓子販売事業者を支援する。

また、オンラインマラソンを実施することで、毎年参加を楽しみにしているジョギガーのモチベーションを維持させる効果も期待できる。

2. 那覇市総合計画上の位置付け

「施策 31 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる」における事業に位置付けられている。

3. 関連する主な事業計画

那覇市観光基本計画

4. 事業実施期間

令和 3 年度のみ

5. 事業の実施形態

本事業は、NAHA マラソン協会が実施するオンラインマラソン開催費用の一部を補助する事業であり、財源は国庫支出金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）及び一般財源を充てている。

237

6. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)			
	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額			23,108
国支出金	—	5,000	
県支出金	—	4,500	20,797
一般財源	—	—	—
その他	—	500	2,311
予算執行額	—	4,821	—
予算執行率	—	96.4%	—

※ 令和 4 年度は Naha マラソン実施時のコロナウイルス感染対策費用への補助。

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

筋 (予算科目)	金額	主な内容
負担金、補助金等	12,280	補助金
計	12,280	

7. 事業の活動指標・成果指標
(成果指標)

指標	目標値	実績値
オンラインマラソン参加人数	5,000 人	4,368 人

8. 監査結果及び意見

(1) 活動指標・成果指標、事業の評価、PDCA サイクル

＜意見①＞成果指標に改善の余地がある

本事業の目的は、「オンラインマラソンの参加料収入により、Naha マラソン協会の自己収
入を確保し、もって次年度以降に Naha マラソンが再開できるよう協会の体制を維持するこ
と」及び「オンラインマラソンの実施によって、ジョーガーのモチベーションを維持させるこ
と」にあると考えられるが、この目的を踏まえると、オンラインマラソン参加人数を成果指
標とすることは一定の合理性が認められる。

しかしながら、Naha マラソンの経済効果という観点から言えば、大会再開時には県外か
らの参加者が多い方が望ましい。そのため、オンラインマラソンも、県外居住者に参加して
もらい、県外居住者に Naha マラソンの存在をアピールしておくことが重要であると考ええる。

したがって、成果指標として、単にオンラインマラソンの参加人数とするだけではなく、
参加人数のうち、県外居住者についても成果指標に加えるべきであった。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

Naha マラソン協会からの、参加目標人数：5,000 人、参加賞購入費：1 人あたり 1,000 円、
という情報に基づき 5,000 千円と積算しており、特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

詳細は 8.(3) を参照。

(3) 補助金

① 交付目的

1.(2) に記載の通り。

② 申請、決定、交付の手続

補助金交付要綱、補助金申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交
付確定通知書を閲覧したが、指摘すべき事項は発見されなかった。

③ 事業実施後の実績報告

補助事業実績報告書及び検査調書等を閲覧したが、指摘すべき事項は発見されなかった。

13. 沖縄都市モノレールインフラ外整備事業建設補助金

1. 事業の概要

(1) 担当部署

都市みらい部 都市計画課

(2) 事業の目的

モノレールの一部車両を2両編成から3両編成に移行させ、モノレールの混雑緩和による利用客の利便性向上を図る。

(3) 事業の内容

沖縄都市モノレール㈱は、軌道経営者として、3両化導入加速化事業に係るモノレールインフラ外部の整備を行い、沖縄県、那覇市、浦添市と協調して3両化導入加速化事業に取り組むものである。

沖縄都市モノレール事業を促進するため、沖縄都市モノレール㈱が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する事業である。

モノレール事業は、大きく分けてインフラ事業とインフラ外事業に区分される。

インフラ事業とは、モノレールの線路敷設、駅舎等を建設する事業で、県が実施する。

インフラ外事業とは、車両に関する事業で、軌道経営者である沖縄都市モノレール㈱が実施する。

計画では、令和5年度下期から3両化車両を一部供用開始する予定である。

2. 那覇市総合計画上の位置付け

「施策 48 誰もが移動しやすいまちをつくる」における事業に位置付けられている。

3. 関連する主な事業計画

那覇市交通基本計画

4. 事業実施期間

令和2年度から7年度までの継続事業（6年間）

5. 事業の実施形態

インフラ外事業の総事業費 267 億円から消費税相当額を除いた9割を補助金（負担割合は、県 50%、那覇市 43%、浦添市 7%）、残り約1割は事業者である沖縄都市モノレール㈱が負担（事業者負担額は全て借入で調達予定。調達額は、沖縄振興開発金融公庫から38億

円、県・那覇市・浦添市からが9.7億円となっている）。

インフラ外整備事業の主な内訳は、次の通りである。

新車両購入費用：約110億円

新車両基地整備費用：約95億円

安全確保の増設費用、駅舎の改修工事：約61億円

6. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和2年度	令和3年度	(参考) 令和4年度
予算額	1,001,299	1,407,148	1,756,628
国支出金	—	—	—
県支出金	670,039	1,125,718	1,405,302
一般財源	—	—	—
基金繰入	245,360	28,230	35,226
地方債	85,900	253,200	316,100
予算執行額	637,286	254,626	—
予算執行率	63.6%	18.1%	—

(2) 令和3年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金等	254,626	補助金
計	254,626	

7. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

3両化車両の整備

(成果指標)

3両化による利用客数の増加及び混雑緩和

8. 監査結果及び意見

(1) 活動指標

事業計画に対する進捗度については、下記 (3) ②参照。

(2) 成果指標

<意見①>事業完了後における成果指標の達成度測定が必要

本事業の完了予定は令和 7 年度のため、現時点においては成果指標の達成状況は検討できない。事業が完了し 3 両化が実現した後に、成果指標である「3 両化による利用客数の増加及び混雑緩和」の達成状況についてモニタリングすることで、本事業の効果を適切に測定されたい。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

県が沖縄都市モノレール㈱と協議の上、予算を積算しており、特段の問題は無い。

② 予算の執行

令和 3 度の予算執行率は 18%であり、明許繰越された。執行率が低かった理由は、発注仕様及び施工方法の検討に時間を要したため契約時期に遅れが生じたためであり、やむを得ないと判断した。なお、令和 4 年度において繰越事業は全て執行されていた。

(4) 補助金

① 補助事業者
沖縄都市モノレール㈱

② 交付目的

沖縄都市モノレール㈱は、軌道経営者として、3 両化導入加速化事業に係るモノレールインフラ外部の整備を行い、沖縄県、那覇市、浦添市と協調して 3 両化導入加速化事業に取り組むもの。

③ 申請、決定、交付の手続

補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び補助金交付申請総括表を市長に提出しなければならない。

市長は、審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、会社へ通知する。

令和 3 年 4 月 1 日に補助金交付申請書が提出され、同年 7 月 27 日に副市長決裁を受け、同日交付決定通知書を交付している。一件書類を閲覧したが、交付要綱に従い、適切に事務

が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

④ 補助金の概算払申請

補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書を市長に提出しなければならない。

市では、申請資料に誤りがないか確認のうえ、概算払している。(なお、概算払の際は、進捗率等の確認はしていないが、実績報告書入手時に進捗率の確認を実施している。)

令和 3 年 12 月 20 日に 1 回目の概算払申請書が提出され、審査を経て令和 4 年 1 月 28 日に概算払されていた。

サンプルベースで一件書類を閲覧したが、交付要綱に従い、適切に概算払の事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

⑤ 事業実施後の実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は当該事業の完了の日の属する会計年度末（3 月 31 日）のいずれか早い日までに、補助事業完了実績報告書を市長に提出しなければならない。

また、補助金の交付決定のあった年度において補助事業が完了しないときは、3 月 31 日までに補助事業年度実績報告書を市長に提出しなければならない。

当該事業は令和 7 年度までの複数年にわたる事業であり、当期に事業が完了しておらず、令和 4 年 3 月 18 日付で、「令和 3 年度那覇市都市モノレール補助事業年度終了実績報告書」が提出されていた。

実績報告書については、検査員が現場確認、成果品の確認作業により内容を確認しており、特段指摘すべき事項はない。

⑥ 補助金に係る消費税等の仕入税額控除

「沖縄都市モノレール 3 両化導入加速化事業に関する協定書」によると、当該補助金の消費税等仕入控除税額に関し、同金額を減額して交付申請することになっており、いわゆる補助金の二重交付の問題はなく、特段指摘すべき事項はない。

その他	—	—	—
予算執行額	3,370	3,370	—
予算執行率	100%	100%	—

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
賃租金、補助金等	3,370	補助金
計	3,370	

7. 事業の活動指標・成果指標
(活動指標)

指標	目標値 (設定なし)	実績値
貸与人数		31 人

(成果指標)
設定していない。

8. 監査結果及び意見

(1) 活動指標・成果指標、事業の評価、PDCA サイクル
＜意見①＞成果指標が設定されておらず、事業の評価が不十分
市は、活動指標として貸与人数を設定しているが、成果指標は設定していない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

貸与人数は活動指標のみならず、那覇市青英会における事業の成果を表す指標でもあると考えられる。したがって、貸与人数又は新規貸与人数を成果指標に設定することを検討すべきである。

その上で、P.124 に記載した通り、平成 24 年度をピークに貸与人数が減少している事実を踏まえて本事業を適切に評価し、評価結果を、次年度以降の補助金予算額を決定や那覇市青英会の将来的な展望（P.124 参照）の検討の際に活用されたい。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

予算時点入手可能な過去 3 カ年の収支決算書より、管理費の概ね 1/2 を補助金予算と

14. 那覇市青英会運営補助金

1. 事業の概要

(1) 担当部課
生涯学習部 生涯学習課

(2) 事業の目的
経済的理由で修学が困難な学生（大学生、大学院生等）への学資貸与事業を行う那覇市青英会の活動を支援する。

(3) 事業の内容
公益財団法人那覇市青英会に運営費補助金を交付する。

2. 那覇市総合計画上の位置付け
「施策 25 どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる」における事業に位置付けられている。

3. 関連する主な事業計画
該当無し

4. 事業実施期間
平成 17 年度からの継続事業

5. 事業の実施形態
本事業は、那覇市青英会に対し運営費の一部を補助する事業であり、財源は市の一般財源から充てている。

6. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (参考)
予算額	3,370	3,370	3,347
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	3,370	3,370	3,347

して精算している。（令和 3 年度の子算額は、平成 29 年度から令和元年度の 3 カ年の収支決算書を使用。）

なお、係数である 1/2 は、那覇市の補助金に関するガイドラインにおいて補助率の上限を原則として 1/2 とするとの規定に従ったものである。

特設指図書すべき事項はない。

② 予算の執行

詳細は 8.（3）を参照。

（3）補助金

① 交付目的

1.（2）に記載の通り。

② 申請、決定、交付の手続

補助金交付要綱、補助金申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<意見②>補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない

那覇市の補助金に関するガイドライン 3.（2）2①において、「補助対象経費と補助対象経費外経費の区分、補助金額の積算根拠（算定基準）を明確にし、補助金交付要綱等に明記すること。」とされている。また、同ガイドライン 3.（2）3②において、「補助率は原則として補助対象経費の 1/2 を上限とすること。」「補助率を定めない一定額の補助（予算の範囲など）は行わない。」とされている。

そこで、本事業における那覇市育英会補助金交付要綱を閲覧したところ、補助対象経費の範囲は記載されているものの、補助金の算定基準については「毎年度の予算の範囲内で定める額とする。」と記載されているのみで、明確な算定基準が規定されていないかった。

本事業においては、既述の通り、補助率の上限を概ね 1/2 に設定した上で補助金額を決定する運用としているため、現時点では実務上大きな問題は生じていないものの、那覇市の補助金に関するガイドラインを遵守するためには、補助金交付要綱において補助率の上限を所記する措置を検討されたい。

③ 事業実施後の実績報告

補助事業実績報告書及び検査調書等を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<指摘①>検査において補助対象経費の確認漏れが生じている

市は、本事業の補助金実績報告書及び添付資料として収支決算書や補助対象経費の計上

根拠資料等の提出を受け、これらの資料に基づき検査を実施している。

ここで、補助対象経費の計上根拠資料を確認したところ、人件費の根拠資料である「令和 3 年度 給与等月別支給一覧表」が実績報告書に添付されているのみで、その他の補助対象経費に係る計上根拠資料は入手していなかった。

那覇市補助金等交付規則第 13 条によれば、「市長は、前条の報告を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査」する必要があると規定されているが、補助対象経費の一部について根拠資料との照合を実施していない市の現状の検査方法は、那覇市補助金等交付規則を遵守しているとは言えない。

したがって、市は、書類の審査又は現地調査により、人件費以外の補助対象経費についても、請求書や領収書等の根拠資料を確認する必要がある。

15. 那覇市シルバー人材センター運営補助金

1. 事業の概要

- (1) 担当部署
福祉部 ちやーがんじゅう課

(2) 事業の目的

シルバー人材センターへの運営補助金の交付を通じて、高齢者が就業を通して生きがいの発見や社会参加を図る。

(3) 事業の内容

那覇市シルバー人材センターに運営費補助金を交付する。

2. 那覇市総合計画上の位置付け

「施策 10 小学校区などの身近な地域の中で、高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる」における事業に位置付けられている。

3. 関連する主な事業計画

第 8 次は高齢者プラン(介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画)

4. 事業実施期間

昭和 57 年度からの継続事業

5. 事業の実施形態

本事業は、那覇市シルバー人材センターに対し運営費の一部を補助する事業であり、財源は市の一般財源を充てている。

6. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (参考)
予算額	12,280	12,280	12,280
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	12,280	12,280	12,280

248

その他	—	—	—
予算執行額	12,280	12,280	—
予算執行率	100%	100%	—

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金等	12,280	補助金
計	12,280	

7. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

設定していない

(成果指標)

設定していない

8. 監査結果及び意見

(1) 活動指標・成果指標、事業の評価、PDCA サイクル

＜意見①＞成果指標が設定されておらず、事業の評価が不十分

市は、本事業の成果指標を設定していない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

例えば、シルバー人材センター側において目標値を定めている「会員数」、「就業延べ人数」等を成果指標に設定することが考えられる。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

＜意見②＞補助金予算積算時における団体の資金的余裕の有無の検証

那覇市シルバー人材センターは、例年、那覇市からの運営補助金及び国（厚生労働省）からの運営補助金を受け取っているが、市は、那覇市シルバー人材センター運営補助金予算を積算するにあたり、過年度の国からの補助金内示額を参考に決定していることであつた。

国からの補助金については、シルバー人材センターの会員数及び就業延べ日数の多寡に応じて 3 つに区分され、それぞれの区分毎に補助上限額が決定されるルールとなっており

249

一定の合理性が認められる。したがって、そのような国による合理的な算定方法に準じて、那覇市の補助金額を計算することには一定の合理性が認められると考えられる。

一方で、那覇市シルバー人材センターにおいては、以下の通り、5期連続で一般正味財産増減額がプラスとなっており、特に令和2年度においては当期一般正味財産増減額が17,330千円と多額に生じている。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当期一般正味財産増減額（千円）	2,590	1,710	8,481	17,330	8,881

その結果、普通預金残高及び特定資産（全て預金で保有）は年々増加している状況である。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
普通預金残高（千円）	5,776	9,169	6,947	18,436	23,119
特定資産残高（千円）	28,130	27,465	29,182	34,475	32,854
預金計（千円）	33,906	36,624	36,130	52,912	55,973

ここで、那覇市の補助金に関するガイドライン 3.（2）1 ③において、「真に支援を必要とする団体に対する補助であること」及び「本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基礎が安定しており資金的に余裕のある団体等への補助については廃止を検討すること」とされていることを踏まえると、市は、補助金交付額の予算積算にあたり、国からの補助金内示額のみならず、那覇市シルバー人材センターの過年度の収支状況や補助金交付対象年度の収支見込み額、また、余裕資金額の有無等についても考慮した上で、真に必要な補助金額を予算として積算すべきであり、運営補助金の過剰な交付を防ぐ必要がある。

② 予算の執行

詳細は8.（3）を参照。

（3）補助金

① 交付目的

1.（2）に記載の通り。

② 申請、決定、交付の手続

補助金交付要綱、補助金申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<意見③>補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない

那覇市の補助金に関するガイドライン 3.（2）2 ①において、「補助対象経費と補助対

象経費外経費の区分、補助金額の積算根拠（算定基準）を明確にし、補助金交付要綱等に明記すること」とされている。また、同ガイドライン3.（2）3 ②において、「補助率は原則として補助対象経費の1/2を上限とすること。」「補助率を定めない一定額の補助（予算の範囲など）は行わない。」とされている。

そこで、本事業における那覇市高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱を閲覧したところ、補助対象経費の範囲は記載されているものの、補助金の算定基準については「毎会計年度の予算の範囲内において定めるものとする。」と記載されているのみで、明確な算定基準が規定されていなかった。

令和3年度の補助金実績報告書によれば、補助対象経費の実績額は運営費（人件費）が37,592千円、管理費が7,298千円の合計44,891千円であるのに対し、補助金交付額は12,280千円と、補助率実績は27.4%となり、那覇市の補助金に関するガイドラインにおいて基準として定める補助率である「1/2以下」を大きく下回っていたことを考慮すると、現時点では実務上大きな問題は生じていないと考えられるものの、那覇市の補助金に関するガイドラインを遵守するためには、補助金交付要綱において補助率上限を明記する措置を検討されたい。

③ 事業実施後の実績報告

補助事業実績報告書及び検査調書等を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<指摘①>検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない

市は、本事業の補助金実績報告書及び添付資料として決算書や補助対象経費明細等の提出を受け、これらの資料に基づき検査を実施しているが、補助対象経費の根拠資料（請求書、領収書等）は検査時に確認していなかった。

担当課に理由を質問したところ、「決算書等は監事による監査及び理事会にて承認がされていることから、適正な会計処理がなされていると考えられるため」とのことであり、検査の一部を法人の監事監査に依拠している状態であった。

しかしながら、公益社団法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る側の内部的な監査に市の検査の一部を依拠しているという状況は、検査における独立性や客観性が担保できず、適切な方法とは言えず、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。

したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。

<意見④>収支に余裕が生じた場合の補助金交付額の検討

<意見②>に記載した通り、令和元年度以降の3年間、那覇市シルバー人材センターの収支状況には比較的余裕があるように推察されるが、このような場合には、単に予算措置しているからという理由だけで予算措置額＝交付確定額とするのではなく、補助金の検査時に

法人の収支実績を確認の上、収支に余裕が生じたのであれば、予算措置額から減額して補助金を交付することを検討すべきである。

そのため、補助金検査時においては、法人の収支実績を確認した上で補助金交付額を算定されたい。

少子高齢化の進行により、本補助金を含む市の社会福祉費は今後も増加していくことが予想されるため、社会福祉費の歳出は真に必要なものに限定すべきである。このような、市全体の歳出構成という大局的な観点からも、補助金の交付は真に必要な金額とすべきである。

252

16. 病院事業運営費負担金
1. 事業の概要
- (1) 担当部課
健康部 保健所保健総務課
- (2) 事業の目的
地方独立行政法人法第 85 条第 1 項の規定に基づき、「性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」について、設立団体である市が那覇市立病院の事業経費の一部を負担する。
- (3) 事業の内容
那覇市立病院における「性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」として、以下の経費について運営費負担金を交付している。概要は以下の通りである。
- (対象経費)
- ・ 病院の建設改良に要する経費
 - ・ リハビリテーション医療に要する経費
 - ・ 周産期医療に要する経費
 - ・ 小児医療に要する経費
 - ・ 救急医療の確保に要する経費
 - ・ 高度医療に要する経費（放射線治療・循環器 X 線診断・ICU・病理）
 - ・ 院内検査所の運営に要する経費
 - ・ 医師確保対策に要する経費（医師の勤務環境の改善に要する経費）
- (算定方法)
総務省が毎年度発出する「地方公営企業繰出金について（通知）」に準じて、算定する。なお、負担金の過不足額（予算措置額と実績額との差額）については翌事業年度に精算している。
2. 那覇市総合計画上の位置付け
「施策 16 地域医療の充実したまちをつくる」における事業に位置付けられている。

253

3. 関連する主な事業計画
- 地方独立行政法人那覇市立病院第 4 期中期目標（令和 2 年度～令和 5 年度）
- 第 3 財務内容の改善に関する事項
- 5 病院事業運営費負担金に関する事項

4. 事業実施期間
- 平成 20 年度からの継続事業

5. 事業の実施形態

本事業は、那覇市立病院の「性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」に対して運営費負担金を交付する事業であり、財源は市の一般財源である。

6. 事業費の予算額及び執行額
- (1) 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額			443,601
国支出金	559,969	474,620	—
県支出金	—	—	—
一般財源	559,969	474,620	443,601
その他	—	—	—
予算執行額	559,969	474,620	—
予算執行率	100%	100%	—

- (2) 令和 3 年度予算執行額の内訳
- (単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金等	474,620	負担金
計	474,620	

7. 事業の活動指標・成果指標
- (活動指標)
- 特に無し。

- (成果指標)
- 特に無し。
8. 監査結果及び意見
- (1) 活動指標・成果指標、事業の評価、PDCA サイクル
- 那覇市立病院は公的な病院として、民間の病院に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある診療等も行っているが、そのような診療等から生じる赤字を補填することが、本事業における運営費負担金の性質である。そのため、成果指標の設定にはそぐわない事業であると考えられる。
- また、法人全体の事業評価は、那覇市立病院の自己評価、那覇市長及び市長の附属機関である地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会による評価により実施されているところである。
- 以上より、特段指摘すべき事項はない。

- (2) 予算の積算・執行
- ① 予算の積算

<意見①>運営費負担金の交付対象となる経費の範囲について改善の余地がある

運営費負担金の対象経費のうち、「小児医療に要する経費」及び「高度医療に要する経費」の中に、建物減価償却費として、それぞれ 308,026 円及び 92,924 円が含まれていた。これらの減価償却費の算定方法は、病院全体の建物減価償却費にそれぞれの診療科の専有面積割合を乗じて算出している。

ここで、これらの減価償却が生じている建物の取得財源を確認したところ、運営費負担金が 1/2、自己収入が 1/2 となっている資産が散見された。

この点、仮に、全額運営費負担金を財源として固定資産を取得した場合、取得代金の支払い時に運営費負担金が財源措置されるということであるから、減価償却費計上時に更に財源措置する必要は無く、減価償却費計上時に財源措置してしまうと、二重に財源措置されてしまうことになってしまう。したがって、小児医療に要する減価償却費（308,026 円）及び高度医療に要する減価償却費（92,924 円）のうち、運営費負担金を財源とした減価償却費である、154,013 円（小児医療）及び 46,462 円（高度医療）については、減価償却費計上時には運営費負担金算定上の経費から除くべきである。

なお、令和 3 年度においては建物減価償却費の金額が少額であったが、今後は、新病院建設に伴い多額の建物減価償却費が発生することが予想されるため、市は、上記記載内容を踏まえ、より合理的な運営費負担金算定方法を確立されたい。

- ② 予算の執行
- 詳細は 8.（3）を参照。

- ③ 事業実施後の精算書
運営費負担金精算書等を閲覧したが、＜意見⑩＞に記載した事項を除き、特段指摘すべき
事項は発見されなかった。

- (3) 負担金
- ① 交付目的
1. (2) に記載の通り。
- ② 申請、決定、交付の手続
- ＜意見⑫＞運営費負担金の交付要綱が作成されていない
- 市は、那覇市立病院に対する運営費負担金の交付要綱を作成していない。これは、平成 26 年度の那覇市監査委員による財政援助団体等監査においても指摘されているところであり、7 年間にわたる対応のままである。
- この点、市の担当課に運営費負担金の交付要綱が作成されていない理由を質問したところ、「監査委員による財政援助団体等に関する監査による要綱制定を求める指摘事項については、理念等にとどまらず、明確な算定方法の規定を求められているところであるが、要綱制定には企画財務部との合議が必要であり、明確な算定方法に係る課題解決に時間を要しているため。」とのことであった。
- 運営費負担金の交付要綱には、例えば以下のような事項が記載されるものと考えられるが、交付要綱が作成されていない現状は、以下の事項に関して掘るべき根拠が存在しないという点であり、市の行政手続上問題である。
- (運営費負担金交付要綱の記載項目例)
- ・ 交付目的
 - ・ 交付対象経費及び交付金算定基準
 - ・ 精算手続方法
 - ・ 申請手続方法、申請書類の様式
 - ・ 事業計画変更時の手続方法
 - ・ 交付時の手続方法
 - ・ 実績報告書の提出方法、実績報告書の様式

したがって、市は運営費負担金の交付要綱を早急に作成すべきである。

なお、運営費負担金の算定方法であるが、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について（通知）」に基づき算定されているのであれば、交付要綱においても、具体的な算定方法を詳細に記載するのではなく、「地方公営企業繰出金について（通知）」に基づき算定する旨を記載する方法も考えられる。（地方独立行政法人埼玉県立病院機構運営費負担金交付要綱参照。）

※ 地方独立行政法人埼玉県立病院機構運営費負担金交付要綱
： <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/212053/19.pdf>

17. 病院事業運営費交付金（新型コロナ関連）

1. 事業の概要

(1) 担当部署

健康部 保健所保健総務課

(2) 事業の目的

那覇市立病院は、沖縄県より重点医療機関に指定され、コロナ患者を受け入れられているが、コロナ病棟開設に伴う一般診療制限や院内クラスター発生による急病センター及び ICU の停止等により、医療収支が厳しい状況が続いている。

那覇市立病院には医療法上の感染症病床は無いため、地方独立行政法人法第 85 条第 1 項に基づく病院事業運営費負担金は交付できないことから、感染症医療に要する経費をはじめ、病院経営の安定化に資する取組みを推進するため、地方独立行政法人法第 42 条に基づく交付金を令和 3 年度に限って交付する。

(3) 事業の内容

那覇市立病院に運営費交付金を交付する事業である。なお、運営費交付金の留意点は以下の通りである。

- ・ 令和 3 年度のみ交付である。
- ・ 市による促進制限や年度毎の精算義務は無い。
- ・ 第 4 期中期計画期間（令和 5 年度まで）の間、繰越が可能。ただし、第 4 期中期計画期間終了時に剰余金が生じた場合は、市に返還する。

2. 那覇市総合計画上の位置付け

「施策 16 地域医療の充実したまちをつくる」における事業に位置付けられている。

3. 関連する主な事業計画

地方独立行政法人那覇市立病院第 4 期中期目標（令和 2 年度～令和 5 年度）

第 1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院としての役割の発揮

(4) 保健所との連携

4. 事業実施期間

令和 3 年度のみ

5. 事業の実施形態

本事業は、地方独立行政法人法第 42 条に基づき、コロナ患者受入により医療収支が厳しい那覇市立病院に対して、運営費交付金を交付する事業であり、財源は市の一般財源である。

6. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額	—	100,000	—
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	—	100,000	—
その他	—	—	—
予算執行額	—	100,000	—
予算執行率	—	100%	—

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金等	100,000	交付金
計	100,000	

7. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

(令和 3 年度政策説明資料)

第 4 期中期目標にて「市保健所との連携による感染症対策への協力」を指示しているが、法人がその務めを果たしていくためには、設立団体としての積極的な支援が必要

(成果指標)

特に無し

8. 監査結果及び意見

(1) 活動指標・成果指標、事業の評価、PDCA サイクル

<意見①>運営費交付金交付の必要性検討が不十分

既述の通り、運営費交付金を交付する目的は、コロナ患者受入により医療収支が厳しい那

那覇市立病院を支援し、感染症医療に要する経費をはじめ、病院経営の安定化に資する取組みを推進することである。

この点、確かに令和 2 年度及び令和 3 年度における那覇市立病院の医療収益及び医療収支比率はコロナ禍前の平成 30 年度よりも悪化していたが、コロナ病床確保補助金等の受取により当期純利益及び経常収支比率は平成 30 年度と比較して大幅に向上している。

その結果、那覇市立病院の令和 2 年度末現預金残高は 8,094 百万円と潤沢であり、また、令和 3 年度の毎月末の預金残高推移を見ても、令和 3 年度の期中において資金繰りに窮している兆候は発見されなかった。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
医療収益（百万円）	14,070	14,369	12,937	13,344
補助金等収益（百万円）	41	42	1,958	3,088
当期純利益（百万円）	617	534	1,152	2,073
期末現預金残高（百万円）	4,016	5,170	8,094	11,627
医療収支比率	103.3%	102.8%	93.4%	91.3%
経常収支比率	104.4%	103.7%	108.4%	113.7%

そして、結果的に那覇市立病院において令和 3 年度に使用された運営費交付金は、市から交付を受けた 100,000 千円のうち僅か 653 千円のみで、残りの 99,347 千円については未使用のまま次年度に繰り越されている。

以上を踏まえると、那覇市立病院においてコロナ患者受入による一般診療制限等により本業の医療収支は厳しくなったという状況にあったものの、資金繰りまで厳しくなったという状況にあったとは言えない。

医療収支の厳しい那覇市立病院を支援するという本事業の趣旨自体は理解できるものの、コロナ禍前よりも現預金残高が潤沢になっている状況において、当該運営費交付金の交付が本当に必要であったかどうかについては、コロナ禍という流動的な状況下にあることを踏まえてもなお疑問が残る。

（なお、市担当課の判断としては、医療収支の厳しい那覇市立病院に対する交付金事業は必要性が認められるものであり、交付金の未使用残が多額に生じたことは、あくまで結果論に過ぎない、との主張であった点を申し添える。）

市は、医療収支が厳しい那覇市立病院を支援するために緊急性が高いとして本事業を立案したが、このような緊急性の高い事業であったとしても、那覇市立病院の資金繰りの状況等、必要最低限の事項を考慮した上で事業の必要性を検討すべきであった。

（2）予算の積算・執行
① 予算の積算
＜指第①＞運営費交付金の予算積算根拠が無い
本事業の運営費交付金予算は 100,000 千円と見積もられているが、当該予算額の根拠や積算資料は一切存在していない。また、担当課に予算額の根拠が無い理由について質問したが、明確な回答は得られなかった。

本事業のように、緊急で予算措置を行うこと自体を否定するものではないが、実際に予算措置するのであれば、那覇市予算決算規則第 6 条において、予算の見積額の算定基礎及び方法を明らかにする必要があることが規定されていることから、緊急の予算措置であったとしても、予算額の根拠を明らかにしておく必要があった。

【那覇市予算決算規則第 6 条を抜粋】	
第 2 章 予算の編成	
第 6 条 予算の見積りは、次の各号に定める額によって行い、その算定の基礎及び方法を明記しなければならない。	
（1）法令又は契約等によって定まったものは、それに基づく額	
（2）種別又は員数の確定したものは、それに基づく額	
（3）物品については、管財課長が作成する最近の物品単価表による単価（物品単価表にないものは、最近の購入単価）	
（4）前各号により難いものは、前年度実績又は適正な額	

② 予算の執行
詳細は 8.（3）を参照。
（3）交付金
① 交付目的
1.（2）に記載の通り。
② 申請、決定、交付の手続
運営費交付金交付要領、交付申請書、交付決定通知等を閲覧したが、特段指摘すべき事項は見えなかった。

18. 救急診療事業補助金

1. 事業の概要

(1) 担当部署

健康部 保健所保健総務課

(2) 事業の目的

休日又は夜間における小児の医療を確保するため、小児救急医療を提供する医療機関に対し補助を行う。

(3) 事業の内容

南部救急医療圏（那覇・浦添地区）病院群輪番制診療割当表で割り当てられた日に実施する小児救急診療に要する経費に対し、次の基準で算定した金額を補助する。

・休日・祝日診療（夜間含む）

52,620 円×診療日数

・平日夜間診療

26,310 円×診療日数

・夜間加算診療

19,782 円×診療日数

なお、補助対象病院は地方独立行政法人那覇市立病院である。

2. 那覇市総合計画上の位置付け

「施策 16 地域医療の充実したまちをつくる」における事業に位置付けられている。

3. 関連する主な事業計画

地方独立行政法人那覇市立病院第 4 期中期目標（令和 2 年度～令和 5 年度）

第 1 市民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項

1 市立病院としての役割の発揮

(2) 充実した小児・周産期医療の確保

4. 事業実施期間

平成 20 年度からの継続事業

5. 事業の実施形態

本事業は、那覇市立病院に対し小児救急医療に係る人件費等の一部を補助する事業であ

り、財源の負担割合は県が 2/3、市が 1/3 となっている。

6. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)			
	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額	9, 671	10, 019	10, 066
国支出金	—	—	—
県支出金	6, 447	6, 679	6, 710
一般財源	3, 224	3, 340	3, 356
その他	—	—	—
予算執行額	8, 966	10, 019	—
予算執行率	92. 7%	100%	—

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金等	10,019	補助金
計	10,019	

7. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

指標	目標値	実績値
輪番による小児救急診療日数	182 日	182 日
うち、休日・祝日診療実施日数	62 日	62 日
うち、平日夜間診療実施日数	120 日	120 日

(成果指標)

本事業のみの成果指標は設定していないが、小児・周産期医療の確保について以下の通りとしている。

① 目標

※地方独立行政法人那覇市立病院第 4 期中期目標より

【充実した小児・周産期医療の確保】

市民が安心して子どもを産み、育てられるよう、地域医療機関との連携に基づき、充実した小児・周産期医療を引き続き確保すること

② 実績

※地方独立行政法人那覇市立病院令和 3 年事業年度業務実績評価書より市長評価：コロナの影響により年度目標は未達成と自己評価しているが、前年度以上にコロナの影響を受け、診療停止が相次いだ中、小児科の 365 日 24 時間の診療体制を維持したことを評価する。

評価委員会評価：地域医療機関と適切に連携し、市立病院に求められている小児・周産期医療を提供していることを評価する。

8. 監査結果及び意見

(1) 活動指標・成果指標、事業の評価、PDCA サイクル

本事業の目的は、休日又は夜間における小児の医療を確保するために、南部救急医療圏（那覇・浦添地区）病院群輪番制診療割当表で割り当てられた日に、適切に小児救急医療を提供することである。

この点、活動指標として輪番による小児救急診療日数を測定し、那覇市立病院が割当通りに小児救急診療を実施していることを確認することにより、本事業の評価が実施されたいと考えられる。特段指摘すべき事項はない。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

南部救急医療圏（那覇・浦添地区）病院群輪番制診療割当表に基づき、那覇市立病院の診療予定日数を把握した上で、那覇市救急医療事業補助金交付要綱に定められている 1 日当たり補助金交付基準額を乗じて、補助金交付予算額を積算している。特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

詳細は 8. (3) を参照。

(3) 補助金

① 交付目的

1. (2) に記載の通り。

② 申請、決定、交付の手続

補助金交付要綱、補助金申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付決定通知書を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

＜意見①＞医療提供体制の十分性について市が確認していない

那覇市立病院においては、小児救急診療の実施体制について、病院側の判断に基づき、医師 2 名＋看護師 5 名＋放射線技師 1 名＋検査技師 1 名＋薬剤師 1 名の合計 10 名体制を確保している。

ここで、市の担当課に対し、当該 10 名の体制は医療提供体制として十分であるかどうか、どのように確認しているかについて質問したところ、「地方独立行政法人法第 3 条第 3 項の規定に基づき、市立病院の業務運営における自主性に対し、本市は最大限、配慮していることから、具体的にどのような診療体制を設けるかは、医療ニーズの把握やマンパワーの状況を踏まえ、市立病院の自主的な判断に委ねている」とのことであった。

確かに、病院職員の人事権は市長ではなく理事長にあり、地方独立行政法人法第 3 条第 3 項に基づき那覇市立病院の業務運営における自主性に配慮する必要性が認められるものの、一方で、那覇市補助金等交付規則第 5 条において、市は補助金交付にあたって「補助事業の内容が適正であるかどうか」を確認する必要があると規定されているため、本補助事業の対象となる「休日又は夜間における小児救急診療」を実施する上で、既述の 10 名体制は医療提供体制として十分であるかについて、市においても確認することがより望ましいと考えられる。

③ 事業実施後の実績報告

補助事業実績報告書及び検査調書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項は発見されなかった。

19. 沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託
1. 事業の概要
- (1) 担当部署
- 都市みらい部 道路管理課
- (2) 事業の目的
- 市が管理する道路及び道路施設等を常に良好な状態に維持し、一般交通及び歩行利用者の利便性と安全性の確保を図る。
- (3) 事業の内容
- 市が管理する道路及び道路施設等の維持補修、修繕、清掃等を行う。
適切な維持管理を行うことにより、一般交通及び歩行利用者の利便性と安全性の確保が図られる。
- ・ 機械設備運転監視及び日常点検
2. 第5次那覇市総合計画上の位置付け
- 「施策 51 安全安心で快適な都市空間の確保されたまちをつくる」における事業に位置付けられている。
3. 関連する那覇市の計画
- 那覇市交通基本計画、那覇市総合交通戦略
4. 事業実施期間
- 平成 15 年 8 月 4 日に締結した「沖縄都市モノレール自由通路の維持管理に関する覚書」に基づき、以降、業務委託を継続している。
5. 事業の実施形態
- 本事業は、沖縄都市モノレール側に業務委託することにより実施している。財源は、一般財源である。
6. 事業費の予算額及び執行額
- (1) 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考)
予算額	43,203	50,127	54,670	
国支出金	—	—	—	—
県支出金	—	—	—	—
一般財源	43,203	50,127	54,670	
その他	—	—	—	—
予算執行額	43,203	50,127	—	—
予算執行率	100%	100%	—	—

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)		
節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	50,127	委託費
計	50,127	

【委託契約の概要】	
契約名	令和 3 年度 沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務
契約先	沖縄都市モノレール株式会社
契約方法	随意契約
契約期間	令和 3 年 4 月 14 日～令和 4 年 3 月 31 日
契約額（税込）	50,127,000 円
予定価格	50,127,000 円
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴収して算定
委託理由	自由通路はモノレール駅舎へのアプローチ施設でありモノレールの運行と一連の維持管理が必要であるため。
随意契約とした理由	自由通路はモノレール駅舎へのアプローチ施設でありモノレールの運行と一連の維持管理が必要であることから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」に該当するため。

なお、本委託業務契約の内訳は以下の通りである。

- ・ 清掃（床、壁、天井、照明器具、ガラス）
- ・ 設備保守点検（エレベーター、エスカレーター、電気設備、排水設備）
- ・ 修繕（施設、エレベーター、エスカレーター）
- ・ 施工管理（エレベーター、エスカレーターの現場技術管理）

7. 事業の成果指標 設定していない。

8. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標、PDCA サイクル

＜意見①＞成果指標が設定されていない

市は、本事業の成果指標を設定していない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

本業務の内容が施設設備の維持管理業務であると、成果が高いと判断できる客観的な指標を設定するのは困難であると考えられるが、そうであれば、『仕様書に定める作業実施回数・作業頻度で、実際に業務が実施されたか。』『昇降機等の設備の故障はなかったか。故障があった場合でも速時に修繕し、利用者への影響を最小限に止められたか。』『設備の利用に関して、利用者からのクレームはなかったか。』等の指標により、成果を測定することが考えられる。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

予算積算にあたっては、沖縄都市モノレール側からの見積り額に基づき積算しており、特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

下記（3）⑤参照のこと。

(3) 委託

① 外部委託することの妥当性

清掃や保守の対象資産（駅舎の床、壁、天井、ガラス、照明、電気設備、エスカレーター、エレベーター、排水設備）は市の保有財産であるが、設置場所がモノレール駅舎に隣接している自由通路であるため、駅舎の管理者である沖縄都市モノレール側に業務委託することは合理的である。

② 委託先選定方法

モノレール駅舎に隣接する自由通路の維持管理業務については、駅舎の維持管理業務と一体で実施することが合理的であるため、モノレール駅舎の維持管理を行う沖縄都市モノレール側を相手先として随意契約を締結することに合理性が認められる。

なお、1.（3）に記載した本委託業務内訳のうち、機械設備運転監視及び日常点検を除く業務は、沖縄都市モノレール側が実施するのではなく、再委託により業務を実施している。この点、市が沖縄都市モノレール側の再委託先の再委託先と直接委託契約を締結する方法も考えられるが、「沖縄都市モノレール側は本委託契約の対象となる 4 駅以外の駅舎自由通路についても一括して業務を外注しているため、那覇市が 4 駅分だけ外注するよりも安価になることが期待されること」、「市が再委託先と直接委託契約を締結した場合、適時に業務実施内容をチェックすることは難しいが、沖縄都市モノレール側であれば駅舎に同社の職員が常駐しているため、再委託先の業務実施内容をチェックすることが可能となる」との事情を踏まえると、市が沖縄都市モノレール側の再委託先と直接委託契約を締結するのではなく、沖縄都市モノレール側に業務を委託することは妥当であると判断した。

③ 委託金額の決定方法

＜意見②＞委託金額決定時に入手する見積書の内容に改善の余地がある

委託金額の決定にあたり、市は契約先である沖縄都市モノレール側から入手した見積書を参考としている。

ここで、沖縄都市モノレール側から入手した見積書を閲覧したところ、委託業務の見積額総額が記載されているだけで、委託業務を構成する個々の業務ごとの見積額内訳は記載されていないかった。

本業務は、1.（3）に記載した通り、複数の業務により構成されているため、見積額の妥当性を検証するためには、個々の業務ごとの見積額内訳を入手する必要があると考えられる。

したがって、見積書入手にあたっては、見積額内訳も合わせて入手することを検討されたい。また、個々の業務ごとの見積額の根拠資料として、個々の業務に関する再委託先からの見積書も入手することが望ましい。

④ 契約締結

＜指摘①＞委託契約書に再委託制限事項が記載されているにもかかわらず、再委託を行っている

本委託業務に係る契約書（沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託契約書）第 5 条 2 項によれば、契約の主たる業務を再委託してはならない旨が規定されている。

しかしながら、以下の通り、委託費総額に占める再委託費割合が 92.1%と、本委託業務の大半が再委託されており、委託契約書の記載内容と実態が乖離している。

沖縄都市モノレール側における経営資源には上限があるし、また、再委託している業務の中には専門的知識や経験が要求される業務もあるということを踏まえると、再委託すること自体は特段問題がないと考えられるため、今後も再委託により業務を実施するのであれば、契約書の内容を修正し、主たる業務であっても再委託を可能との契約内容にすべきであ

る。

一方、本業務の精算報告書は令和 4 年 3 月 31 日付けで市に提出されていることから、委託業務完了から精算報告書作成までの期間が非常にタイトになっている状況が伺える。

委託事業者である沖縄都市モノレール側における精算報告書作成時間を確保するために、精算報告書の提出期限を 4 月上旬にする必要性がないか検討されたい。

⑥ その他

＜意見⑤＞仕様書に記載されていない業務が委託されている

本委託業務の仕様書を閲覧したところ、業務委託契約を構成する業務のうち、施工管理業務（エレベーター、エスカレーターの現場技術管理業務）が記載されていなかった。担当課に質問したところ、記載が漏れていたとのことである。

仕様書は、市が委託したい業務の概要を委託候補者に示すために作成する書類であるから、委託候補者に委託業務内容を正しく理解してもらうためにも、施工管理業務についても仕様書に記載すべきである。

※再委託の状況

個々の業務	金額（円）	再委託対象
清掃（床、壁、天井、照明器具、ガラス）	1,337,705	○
設備保守点検（エレベーター、エスカレーター、電気設備、排水設備）	17,893,667	○
修繕（施設、エレベーター、エスカレーター）	17,853,530	○
施工管理（エレベーター、エスカレーターの現場技術管理）	9,333,333	○
機械設備運転監視及び日常点検	981,229	－
事務費	2,997,236	－
合計	50,127,000	
	(再委託比率)	92.1%

⑤ 事業実施結果の検査

＜意見②＞委託費に係る根拠資料の入手が不十分

市は、事業実施後に沖縄都市モノレール側から精算報告書及び作業日報、点検報告書、作業実施後写真、等の添付資料の提出を受け、当該資料に基づき、業務が適切に実施されたかどうかの検査を行っている。また、沖縄都市モノレール側において本委託業務を実施する際に生じた費用については、再委託先との業務委託契約書等と照合することで、費用額の妥当性を検証している。

ここで、費用額の妥当性検証において、市は再委託先との業務委託契約書等と照合しているとのことであったが、監査人が精算報告書の添付資料ファイルを開覧したところ、一冊の再委託業務について、再委託先との契約書や請求書は保存されておらず、再委託先から沖縄都市モノレール側に提出された見積書が保存されているだけであった。

この点、再委託からの見積書のみでは、実際に沖縄都市モノレール側が業務を再委託したことを証明できず、検査資料として不十分である。したがって、全ての再委託契約書のコピーを入手し、ファイルに保存すべきである。

また、現状、市は費用額の妥当性検証において再委託先との業務委託契約書等と照合しているが、契約書だけでは、実際に再委託先に対する委託費用が発生したかどうかを証明できない。したがって、市は、契約書のみでなく、再委託先からの請求書についても精算報告書に添付させ、その内容を検査することが望ましい。

＜意見④＞精算報告書の提出時期について再検討の余地がある

令和 3 年度の本業務の委託期間は、令和 3 年 4 月 14 日から令和 4 年 3 月 31 日までとなっており、清掃業務や設備保守業務等については、年度末（3 月 31 日）の直前まで実施されていたと考えられる。

20. 那覇市市制 100 周年記念沖縄都市モノレール(ゆいレール)ラッピング車両運行等業務

1. 事業の概要

(1) 担当部署

企画財務部 企画調整課

(2) 事業の目的

沖縄都市モノレール株式会社の所有する車両に、本市市制 100 周年を記念したデザインを施し、市内を運行することで、市制 100 周年のさらなる周知を図るとともに、その機運を高めることを目的とする事業である。

(3) 事業の内容

沖縄都市モノレール株式会社に市制 100 周年を記念した車両の運行を委託する事業である。

【委託契約の概要】

契約名	那覇市市制 100 周年記念沖縄都市モノレール (ゆいレール)ラッピング車両運行等業務
契約先	沖縄都市モノレール株式会社
契約方法	随意契約
契約期間	令和 3 年 4 月 14 日～令和 4 年 3 月 31 日
契約額 (税込)	11,591,800 円
予定価格	11,591,800 円
落札率	100.0%
参加事業者数	1 者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴収して算定
委託理由	車両を運行することは車両運行会社でしか対応できないため
随意契約とした理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け

「施策 58 市民満足度の高いサービスの提供をすすめる」における事業に位置付けられている。

272

3. 関連する那覇市の計画

該当なし

4. 事業実施期間

令和 3 年度

5. 事業の実施形態

本事業は、沖縄都市モノレール(株)に業務委託することにより実施している。財源は、一般財源である。

6. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)			
	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額	—	11,591	—
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	—	11,591	—
その他	—	—	—
予算執行額	—	11,591	—
予算執行率	—	100%	—

(注) 令和 3 年度のみ実施する事業のため、令和 4 年度は該当なし

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

施 (予算科目)	金額	主な内容
委託料	11,591	委託費
計	11,591	

7. 事業の成果指標

指標		
車両の運行	目標値	実績値
	1 日平均 7 往復	同左

273

8. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標、POA サイクル

令和 3 年 5 月 20 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、ラッピングした 1 車両を那覇空港駅へてだこ浦西駅間を毎日平均 7 往復（年間約 2,100 往復）させることにより、市制 100 周年の周知を図るとともに、その機運を高めることが成果指標となる。

実際の広告効果を測定することは非常に難しいものであるが、少なくとも当該車両に乗車した乗客はラッピングした車両を目にすることになるため、ラッピング車両の運行数を成果指標とすることに一定の合理性が認められる。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

委託先からの見積書をもとに予定価格を決定している。車両にラッピングすることは専門的な業務であり自治体で詳細な積算は出来ないため、参考見積をもとに予定価格を決定することに特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

下記 (3) ⑤ 参照のこと。

(3) 委託

① 外部委託することの妥当性

ラッピング車両を運行することは車両運行会社でしか対応できないため外部委託しており、特段指摘事項はない。

② 委託先選定方法

随意契約により業者を選定している。ラッピング車両を運行業務は車両運行会社でしか対応できないため、1 者随意契約によることは特段問題ない。

③ 委託金額の決定方法

令和 3 年 3 月 31 日に 1 者と見積合わせを実施している。那覇市契約規則第 23 条において、「随意契約によるときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1 人の者から見積書を徴することができる」と定められており、第 1 号に「契約の性質又は目的により契約者が特定されるとき」となっている。上記②に記載のとおり、1 者随意契約締結先であり、1 者のみと見積合わせしていることに関し、特段指摘すべき事項はない。

④ 契約締結

委託事業仕様書、委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

⑤ 事業実施結果の検査

＜意見①＞履行状況に関する検査方法に改善の余地がある

委託先から提出された「令和 3 年度那覇市市制 100 周年記念沖縄都市モノレール（めいれーる）ラッピング車両運行等業務完了報告書」の入手をもって履行確認とし、「検査調書」を作成している。

しかし、実際に仕様書に基づき毎日ラッピング車両が運行されていたことを確認していないため、履行確認の方法に改善の余地があった。例えば、ラッピング車両の運行時刻表を入手し、年に数回の頻度で市の担当者が実際に駅舎等に行き、運行状況を確認する方法が考えられる。

委託理由	那覇市内の公園は約 170 箇所あり、市単独で維持管理できないため
随意契約とした理由	下記の条件をすべて満たすことが必要であるところ、条件を満たしているものが当該団体のみであるから。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4 本市と契約実績があり当該履行状況が良好であること

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け
- 「施策 45 魅力ある公園を整備し、みどりを守り・育て・活かすまちをつくる」における事業に位置付けられている。
3. 関連する那覇市の計画
- 那覇市緑の基本計画
4. 事業実施期間
- 平成 16 年度からの継続事業
5. 事業の実施形態
- 本事業は、公益社団法人那覇市シルバー人材センターに業務委託することにより実施している。財源は、那覇市の単独費である。

6. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (参考)
予算額	173,484	175,413	183,818
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	173,484	175,413	183,818

21. 都市公園維持管理業務委託
1. 事業の概要
- (1) 担当部署
- 都市みらい部 公園管理課
- (2) 事業の目的
- 公園維持管理業務の一環として、公園の清掃、除草、トイレ清掃、施設等の点検、修繕、花壇の植栽、ちようちようガーデンの維持管理等を行い、年間を通して公園等の快適な環境の向上を図る。

- (3) 事業の内容
- 公益社団法人那覇市シルバー人材センターに下記の公園維持管理業務を委託する事業である。

- ① 除草、清掃等の維持管理業務
- ② トイレ清掃業務
- ③ 施設等の点検業務
- ④ 施設修繕業務
- ⑤ 施設等の塗装業務
- ⑥ 花壇の植栽業務
- ⑦ ちようちようガーデンの維持管理業務
- ⑧ 草木の処理業務
- ⑨ グランド均し業務
- ⑩ 公園利用者及び那覇市本庁の守衛から、施設の不具合等について通報があった場合の対応と処理

【委託契約の概要】

契約名	令和 3 年度都市公園維持管理業務委託
契約先	公益社団法人那覇市シルバー人材センター
契約方法	随意契約
契約期間	令和 3 年 4 月 14 日～令和 4 年 3 月 31 日
契約額（税込）	175,410,000 円
予定価格	175,410,000 円
落札率	100.0%
参加事業者数	1 者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴収して算定

その他		—	—
予算執行額	173,478	175,410	—
予算執行率	99.99%	99.99%	—

(2) 令和3年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節 (予算科目)	金額	主な内容
委託料	175,410	委託費
計	175,410	

7. 事業の成果指標
成果指標はない。

8. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標、PDCA サイクル

<意見①>成果指標が設定されていない

上記7.に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

本事業の目的は、公園等の快適な環境の向上を図ることであることを踏まえると、例えば、以下のような項目を成果指標とすることが考えられる。

- ・ 数年に1度の頻度で、市内の公園等の施設が快適な環境にあると回答した率（＝市民の満足度）
- ・ 市民からの公園管理の不備に関する苦情件数

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

シルバー人材センターから見積書の提出を受けており、当該見積書の数字は「R3公園維持管理業務委託料算出基礎」という表をもとに算出しており、特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

執行率99.99%であり、適切に執行されている。

278

(3) 委託

① 外部委託することの妥当性
那覇市内の公園は約170箇所と多数存在し、市単独では維持管理できないため外部委託しており、特段指摘事項はない。

② 委託先選定方法

随意契約により業者を選定している。地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、シルバー人材センターが実施可能な業務については、随意契約により契約を締結することができると定められており、特段問題は無い。

③ 委託金額の決定方法

令和3年3月30日に見積合わせを実施しており、特段指摘すべき事項はない。

④ 契約締結

<指摘①>業務仕様書に定める書類の徴取に不備がある

業務委託契約書及び仕様書を閲覧したところ、仕様書11.において、受注者は「暴力団密接関係者を市発注工事から排除するため、別紙暫約書兼同意書を公園管理課へ提出しなければならぬ」、また、受注者は「その旨、全ての当該工事関連者に周知させなければならない。」との規定がある。

そこで、市に提出された別紙暫約書兼同意書を確認したところ、暫約書と同意書が裏表の紙になっており（表側の暫約書にシルバー人材センターの記名押印あり）、同意書には「受注者は直接発注する下請負契約者及び日雇労働者から暫約書兼同意書を徴取するものとし、暫約書等を提出しない者と下請負契約又は日々雇用契約等を締結してはならないこと。」との記載があった。

しかしながら、業務受託者であるシルバー人材センターは、業務に従事させる会員から暫約書兼同意書を徴取しておらず、仕様書通りの運用がなされていない。

本業務において、シルバー人材センターから会員への業務依頼は委任により行われるものと考えられる。（シルバー人材センターから会員への再委託）

したがって、シルバー人材センターは同意書に記載されている暫約書兼同意書を業務に従事させる会員から徴収すべきである。

279

- ⑤ 事業実施結果の検査
委託先から、「清掃等管理日誌」「公園施設点検報告書」を毎月、「公園状況写真」を 2 か月に 1 回、「公園施設点検・修繕報告」を必要時に、それぞれ提出を受け検査している。また、業務完了時に予算の会計報告を受けている。特段問題となる事項は発見されなかった。
22. 「広報なは市民の友」配布業務委託
1. 事業の概要
- (1) 担当部署
- 総務部 秘書広報課
- (2) 事業の目的
- 市民へ広報紙を配布することにより、市民に対する行政情報の普及、啓発及び宣伝を行うことを目的とする。
- (3) 事業の内容
- 市が毎月 1 回発行する「広報なは市民の友」を市指定地域に配布することを委託する事業である。

【委託契約の概要】

契約名	令和 3 年度「広報なは市民の友」配布業務委託
契約先	公益社団法人那覇市シルバー人材センター
契約方法	随意契約
契約期間	令和 3 年 4 月 14 日～令和 4 年 3 月 31 日
契約額（税込）	1 部につき 12.0 円（12 頁）、14.0 円（16 頁）、または 16.0 円（20 頁）に消費税相当額を加算した金額
予定価格	26,720,826 円
落札率	100.0%
参加事業者数	1 者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴収して算定
委託理由	那覇市全域にわたり広報誌を配布する業務であり、市が直接実施することは困難であるから
随意契約とした理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の条件を満たし見積書を提出したのが上記団体だけであるため

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け
- 「施策 57 行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる」における事業に位置付けられている。
3. 関連する那覇市の計画
- 第 4 次那覇市地域福祉計画、なは障がい者プラン、なは男女平等推進プラン

ある。

本事業の目的は、市民へ広報紙を配布することにより、市民に対する行政情報の普及、啓発及び宣伝を行うことであることを踏まえ、「配布部数」や「配布漏れ戸数の減少」を成果指標とすることが考えられる。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

契約条件である「1部につき12.0円(12頁)、14.0円(16頁)、または16.0円(20頁)」を基礎としてシルバー人材センターから見積書の提出を受けており、不適切な点はない。

② 予算の執行

特段問題となる点はない。

なお、新型コロナウイルスの影響により、折り込み紙「那覇市市制100周年特集号」の発刊が10月号から11月号に変更された。これに伴い協議書が作成され、金額変更がされている。

(3) 委託

① 外部委託することの妥当性

約15万部額の広報紙を市民に配布する事業である。大規模な人員を確保する必要があるが、市が直接実施することに向かないため外部委託している。特段指図書事項はない。

② 委託先選定方法

随意契約により業者を選定している。地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、シルバー人材センターが実施可能な業務については、随意契約により契約を締結することができると定められており、特段問題は無い。

③ 委託金額の決定方法

特段指図書すべき事項はない。

④ 契約締結

委託事業仕様書、委託契約書等を閲覧したが、特段指図書すべき事項はない。

⑤ 事業実施結果の検査

委託先から、「配布完了実績報告書」の提出を受け審査した後、委託先からの請求を受け委託料の支払いをしている。特段問題となる事項は発見されなかった。

4. 事業実施期間

昭和58年度からの継続事業

5. 事業の実施形態

本事業は、公益社団法人那覇市シルバー人材センターに業務委託することにより実施している。財源は、一般財源である。

6. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)			
	令和2年度	令和3年度	(参考) 令和4年度
予算額	27,578	26,721	27,213
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	27,578	26,721	27,213
その他	—	—	—
予算執行額	25,643	26,721	—
予算執行率	92.9%	100%	—

(2) 令和3年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
委託料	26,721	委託費
計	26,721	

7. 事業の成果指標

成果指標はない。

8. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標、PDCAサイクル

＜意見①＞成果指標が設定されていない

上記7.に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

23. スプリング入りマットレス等解体業務委託
1. 事業の概要

(1) 担当部署

環境部 クリーン推進課
- (2) 事業の目的
- 適正処理困難な一般廃棄物のため、那覇・南風原クリーンセンターではそのまま受け入れることのできないスプリング入り製品を解体処理することで、廃棄物の適正な処理を図り環境に寄与する。
- (3) 事業の内容
- スプリング入り製品の解体処理業務を委託する事業である。

【委託契約の概要】	
契約名	令和 3 年度スプリング入りマットレス等解体業務委託
契約先	公益社団法人那覇市シルバー人材センター
契約方法	随意契約
契約期間	令和 3 年 4 月 14 日～令和 4 年 3 月 31 日
契約額（税込）	6,578,000 円
予定価格	6,578,000 円
落札率	100.0%
参加事業者数	1 者
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴収して算定
委託理由	マットレス等の解体業務であり、市が直接実施することに適さないから
随意契約とした理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 4 1 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約」に該当するから

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け
- 「施策 42 ごみを減らし、資源として再利用、再生利用するまちをつくる」における事業に位置付けられている。

3. 関連する那覇市の計画
- 第 2 次那覇市環境基本計画
4. 事業実施期間
- 平成 28 年度からの継続事業
5. 事業の実施形態
- 本事業は、公益社団法人那覇市シルバー人材センターに業務委託することにより実施している。財源は、使用料手数料である。
6. 事業費の予算額及び執行額
- (1) 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (参考)
予算額	6,328	6,579	6,585
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	—	—	—
その他	6,328	6,579	6,585
予算執行額	6,325	6,578	—
予算執行率	99%	99%	—

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳 (単位：千円)		
節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	6,578	委託費
計	6,578	

7. 事業の成果指標
- 成果指標はない。
8. 監査の結果及び意見
- (1) 活動指標、成果指標、PDCA サイクル
- 上記 7. に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。もともと、本事業の目的は、ごみとして搬入されたマットレスを解体する体制を構築しておくことである

- (3) 委託
- ① 外部委託することの妥当性
- マットレス等の解体業務であり、市が直接実施することに適さないことから委託しており、不適切ではない。
- ② 委託先選定方法
- 随意契約により業者を選定している。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号において、シルバーク人材センターが実施可能な業務については、随意契約により契約を締結することができると定められており、特段問題は無い。
- ＜意見③＞随意契約の契約内容が公開されていない
- しかしながら、那覇市契約規則第 21 条 1 項 3 号において、随意契約による契約については、「契約を締結した後において、契約者の名称、契約者とした理由等契約の締結状況について公表すること。」と記載されているにもかかわらず、市の HP 上で本契約の契約後の情報（契約者の名称、契約理由、等）が記載されていなかった。
- この点、担当課によれば、「契約時においては、メールにて秘書広報課に HP 掲載依頼を行い、HP 上で正しく掲載されていることを確認した」とのことであるため、その後、どこかのタイミングでウェブサイトに不具合が生じ記載が消えてしまった可能性があると考えられる。
- 市は、那覇市契約規則第 21 条に従い、随意契約に関する情報を漏れなく HP 上で公表する必要があるため、随意契約情報の記載が消えてしまった理由を調査の上、再発防止に努めるべきである。
- ③ 委託金額の決定方法
- 上記 8.（2）参照
- ④ 契約締結
- 業務委託契約書、仕様書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。
- ⑤ 事業実施結果の検査
- 委託先から、毎月「業務報告書」とともに請求書の提出を受け検査している。特段問題となる事項は発見されなかった。

287

- から、成果指標が設定されていないことも特段不適切とはいえない。
- ＜意見①＞活動指標が設定されていない
- ただし、本業務の必要性及び本業務の従事人数の妥当性等を継続的に検証するために、活動指標として、解体したマットレスの台数の把握し、業務の規模感を把握しておくことは有用であると考えられるため、検討されたい。
- (2) 予算の積算・執行
- ① 予算の積算
- シルバーク人材センターは、解体業務の年間見込み稼働日数及び見込み稼働人数（1 年のうち 257 日稼働する者が 3 名で、年末の 3 日間稼働する者が 1 名）を基礎に日当 7,024 円（稼働見込み時間が午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）として見積書を提出している。市は見積書の提出を受けた上で査定し減額調整をしており、このような市の対応は不適切とはいえない。
- もっとも、予算の積算について、今後、下記の点を検討すべきである。
- ＜意見②＞より合理的な委託料積算方法の検討
- 現状の委託料見積り方法は、「（実際に解体作業が発生したか否かに関わらず）解体作業が可能な体制を 257 日間構築する」ことを前提とした場合には、一定の合理性が認められる。
- 一方、「実際の解体作業台数に応じた委託料を支払う」ことを前提とした場合には、「マットレス 1 個解体あたりの作業単価」×「見込み年間解体数」により委託料を見積もる方法が考えられる。
- この 2 つの見積り方法には、どちらも一定の合理性が認められるが、両者の見積額が乖離している場合、見積額算定の前提が合理的ではないことを示唆している可能性がある。例えば、前者の見積額が後者の見積額と比較して、非常に高額になっている場合、年間見込み解体数（＝需要）に対して、257 日×3 名という役務提供量（＝供給）が過大になっている可能性があるため、役務提供量の見直し及び委託料の引き下げに繋げられる場合がある。
- 以上の通り、シルバーク人材センター以外の事業者から見積書を入力する等して、「マットレス 1 個解体あたりの作業単価」×「見込み年間解体数」による委託費見積額を算定の上、現状の委託料見積額の妥当性を検証すべきである。
- ② 予算の執行
- 約定通り執行されており特段問題はない。
- そもそもの予算積算についての問題は上記のとおりである。

288

24. 那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業

1. 事業の概要

(1) 担当部署

福祉部 ちゃーがんじゅう課

(2) 事業の目的

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく誰でも一緒に参加することの
できる、住民主体の自発的な介護予防活動を高齢者が中心となって実施し、介護予防に向け
た取り組みが継続的に拡大していくような地域づくりに資することを目的とする。

(3) 事業の内容

- 公益社団法人那覇市シルバー人材センターに下記業務を委託する事業である。
- ① 那覇市津波避難ビルにある介護予防ホールの管理に関する業務
 - ② 介護予防ホールの利用者への対応に関すること
 - ③ 介護予防ホール事業実施許可申請受付及び予定表の管理に関すること
 - ④ 介護予防の普及・啓発に関すること
 - ⑤ 介護予防実践講座の開催

	活動を推進し、介護予防の普及啓発や地域介護予防活動を行 うことで、健康づくりを図ることを目的としている。 また、「第8次なは高齢者プラン」の基本目標の一つ「いき いきと自立した生活のために」の実現に向け、高齢者雇用の 確保及び社会参加による生きがい、就労支援にも積極的に 取り組む必要がある。 当該事業を円滑に運営できること、上記プランの推進に資 する団体であること等の条件を満たす団体はシルバー人材 センターが適しているため、地方自治法施行令第167条の 2第1項第3号に基づき随意契約をする。
--	---

2. 第5次那覇市総合計画上の位置付け

「施策 10 小学校区などの身近な地域の中で、高齢者がいきいきと暮らせるまちをつく
る」における事業に位置付けられている。

3. 関連する那覇市の計画

第8次 なは高齢者プラン

4. 事業実施期間

平成28年度からの継続事業

5. 事業の実施形態

本事業は、公益社団法人那覇市シルバー人材センターに業務委託することにより実施し
ている。財源は、特別会計である。

6. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和2年度	令和3年度	(参考) 令和4年度
予算額	3,630	3,696	3,828
国支出金	909	924	957
県支出金	454	462	478
一般財源	454	462	478
その他	1,818	1,848	1,914
予算執行額	3,630	3,696	—

【委託契約の概要】

契約名	那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および 地域介護予防活動支援事業
契約先	公益社団法人那覇市シルバー人材センター
契約方法	随意契約
契約期間	令和3年4月14日～令和4年3月31日
契約額（税込）	3,696,000 円
予定価格	3,696,000 円
落札率	100.0%
参加事業者数	1 者
予定価格積算方法	参考見積書を1者から徴収して算定
委託理由	市が本事業を直接実施するよりも、事業を遂行する主体（運 営側）も高齢者であることが、地域全体の介護予防を普及啓 発のために有効であるから
随意契約とした理由	当該業務は、ちゃーがんじゅう体塊及びフィットネスダン ス等の活動を通じ、高齢者自らがリーダーとなりこれらの

予算執行率	100%	100%	100%	—
-------	------	------	------	---

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	3,696	委託費
計	3,696	

7. 事業の成果指標
成果指標はない。

8. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標、PDCA サイクル

<意見①>成果指標が設定されていない

上記 7. に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

本事業の目的は、介護予防に向けた取り組みの拡大であるから、例えば、介護予防実践講座の受講生数を成果指標とすることが考えられる。また、講座を充実したものにするために講座受講生に対し講座の満足度アンケートを行い、満足したものの割合を成果指標にすることも検討されたい。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

<意見②>事務費算定ルールが不明確

シルバー人材センターから提出を受けた見積書をもとに予算を積算しており、見積書は、以下の内訳により算定されている。

項目	見積り方法
1. 会員分配金	単価（時給）×見込み稼働時間 ※ 見込み稼働時間は、介護予防ホールの管理時間＋介護予防実践講座の講師担当時間で算定。
2. 材料費	過年度実績を参考に見積り
3. 事務費（一般管理費）	（会員分配金＋材料費）×15%

290

ここで、市の担当課に、事務費（一般管理費）算定にあたり 15% を乗じた理由を質問したところ、「シルバー人材センターの内規において、一般管理費算定の係数を 10%～20%とされているため」とのことであり、市における一般管理費算定ルールは存在しないとのことであった。

この点、委託料の増算にあたっては、市の要求水準を満たすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力排除することが求められる。
そのため、一般管理費については、単に業務委託先の内規に従うのではなく、市内において客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール（積算指針）を明確化されたい。

具体的には、経済産業省の「委託事務処理マニュアル」（以下、経産省マニュアルと言う。）が参考になると考えられる。経産省マニュアルでは以下の説明がなされている。

事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいいます。
具体的には、事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品等に要する経費のうち当該事業に要した経費として抽出・特定が困難なもの（抽出可能なものは「その他諸経費」に計上。ただし当該事業において計上可能な場合に限る。）が考えられます（※下線は監査人による。）

また、一般管理費の算定ルールについても明確化する必要がある。経産省マニュアルにおいては一般管理費率の目安として 10%を用いているが、単に 10%と定めるだけでなく、「10%もしくは委託先法人の一般管理費率のいずれか低い率とする」と定めており、委託先法人の形態に応じた実績に基づく一般管理費率の算定式を例示している。かかる算定式は実績に基づく数値であり、一定の客観性・合理性があることから、那覇市においても検討に値する。

なお、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、部課又は全庁的に統一されるべきである。したがって、部課毎又は全庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。

② 予算の執行

<指摘①>業務の一部が履行されていないにもかかわらず、委託料が全額支払われている
シルバー人材センターは毎月「実績報告書」を添付した上で 319 千円（委託料 3,696 千円を 12 分割した）を市に請求している。市は請求書及び実績報告書を確認した上で毎月支払いを行っており、執行率 100%となっている。

291

ここで、本監査において実績報告書を提出したところ、令和 3 年度は新型コロナウイルスの感染防止の観点から、市の指示により介護予防実践講座を 5 ヶ月程度休講する措置を講じていたにもかかわらず、講座の講師謝金相当の委託費がシルバー人材センターに支払われていた。講座を開催していないことは委託業務の一部を履行していないということであるが、にもかかわらず、市は漫然と講師謝金分の金額をシルバー人材センターに支払っており不適切である。

また、シルバー人材センターにおいては休講分の謝金は講師に分配していないため、市がシルバー人材センターに休講中の講師謝金相当分の委託費を支払う理由は存在しないものと考えられる。

市は、このような場合、シルバー人材センターと協議し、委託契約の内容を変更し、講座休講期間においては介護予防ホールの管理業務のみを委託する等の措置を講じるべきであった。

また、合わせて、＜意見①＞に記載の通り、「講座の受講生数」を成果指標に設定し、成果指標の目標達成度によって、本委託事業の実施状況をモニタリングしたり、事業の評価を行うという業務フローを導入すれば、成果指標がゼロであるにもかかわらず委託料を支払うことに市として疑問が生じるはずなので、本事業の成果指標を設定されたい。

(3) 委託

① 外部委託することの妥当性

本事業は平日に毎日介護予防ホールの管理や講座講師を行うものであり、多くの業務時間を要するため、市の職員が直接実施するのではなく、外部委託することは妥当である。

② 委託先選定方法

随意契約により業者を選定している。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号において、シルバー人材センターが実施可能な業務については、随意契約により契約を締結することができると定められており、委託先選定方法については特段問題が無い。

＜指摘②＞随意契約の契約内容が公開されていない

しかしながら、那覇市契約規則第 21 条 1 項 3 号において、随意契約による契約については、「契約を締結した後において、契約者の名称、契約者としての理由等契約の締結状況について公表すること。」と記載されているにもかかわらず、市の HP 上で本契約の契約後の情報（契約者の名称、契約理由、等）が記載されていなかった。

市は、那覇市契約規則第 21 条に従い、随意契約に関する情報を漏れなく HP 上で公表する必要がある。

③ 委託金額の決定方法 特に不適切な点はない。

④ 契約締結

業務委託契約書、仕様書を閲覧したところ、適切に契約締結がされていた。もともと、業務委託契約書の下記記載については修正をすべきである。

＜意見③＞再委託禁止条項が委託先の業務実施形態と齟齬がある
委託契約書第 13 条に、「乙は委託事業を自ら実施するものとし、他のものに再委託することができない。」との規定がある。（再委託禁止規定）

しかしながら、シルバー人材センターは会員に委託（請負）した上で事業を実施しており、形態上はシルバー人材センターから会員への再委託に該当するものと考えられることから、委託契約書第 13 条の規定内容と実態に齟齬が生じている状況である。

再委託を原則禁止するにしても、委託契約書第 13 条の文言に「ただし、市が認めたものは除く。」等の規定修正をすべきである。

⑤ 事業実施結果の検査

委託先から、「実績報告書」「事業決算書」の提出を受け確認している。上記 8.（2）に記載したとおり、未開設講座の講師謝相当金額を支払っている他は、問題となる事項はなかった。

25. がん検診・肝炎ウイルス健診（個別・集団検診）業務
3. 関連する那覇市の計画
那覇市健康増進計画「健康なは 21（第 2 次）」
4. 事業実施期間
令和 3 年度
5. 事業の実施形態
各医療機関で個別に受診する個別検診と、本庁舎等で休日に実施する集団検診がある。財源は主に一般財源である。
6. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額	290,314	288,780	271,471
国支出金	3,742	5,281	3,716
県支出金	12,257	12,049	11,798
一般財源	274,315	271,450	255,957
その他	—	—	—
予算執行額	294,757	241,461	—
予算執行率	77.42%	83.61%	—

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
報酬	2,219	会計年度任用職員基本報酬
職員手当等	657	時間外手当、会計年度任用職員期末手当
需用費	3,418	がん検診受診券等の印刷製本費
役務費	9,546	がん検診受診券等の発送料
委託料	224,970	がん検診等委託料、生保健診、歯周病検診、システム保守料
償還金、利子及び割引料	651	国庫支出金の償還金
計	241,461	

25. がん検診・肝炎ウイルス健診（個別・集団検診）業務
1. 事業の概要
(1) 担当部署
健康部 保健所 健康増進課
- (2) 事業の目的
健康増進法第 19 条の 2 に基づき、がん・結核・肝炎の予防、早期発見の推進を図り、がん・結核・肝炎の死亡率を減少させることを目的とする。
- (3) 事業の内容
那覇市に居住する者に対して以下の健診業務等を実施する。なお、職場等で健診の機会がある者は本事業の対象としない。
 - ・ 健診業務：胃がん、大腸がん、肺がん・結核、乳がん、子宮がん、肝炎ウイルス
 - ・ 健診後の結果通知事務
 - ・ 精密検査関連事務：受診勧奨、結果確認等

【委託契約の概要】

契約名	がん検診・肝炎ウイルス健診（個別・集団検診）業務委託契約
契約先	地方独立行政法人那覇市立病院 他、県内 39 医療機関
契約方法	随意契約
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
契約額（税込）	215,544 千円（うち那覇市立病院分 29,562 千円）
予定価格	同上
落札率	100.0%
参加事業者数	39 者
予定価格積算方法	8.（2）①を参照
委託理由	専門的な業務（医療行為）であるため
随意契約とした理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け
- 「施策 13 市民一人ひとりが健康づくりを実践するまちをつくる」における事業に位置付けられている。

- に取り扱う
- イ. $A \geq B$ の医療機関は見積り単価を採用
 - ロ. $A < B$ の医療機関が 2 者以上ある場合、2 者のうち低い方の見積り単価を採用
 - ハ. $A < B$ の医療機関が 1 者だけの場合で、他 2 者が据え置きの場合は、3 者間の価格差が拡大することになるため、価格は据え置きとしている
- ・ 結果的に 3 医療機関で検査項目ごとに異なる単価で契約している。
 - ・ 以上の検討を 1 つの起案書で実施している。

那覇市としては、随意契約の理由（下記（3）②参照）である本健診を実施可能な医療機関に限られる中で同一単価を設定することが困難であることから、健診サービスに見合う単価の落としどころの対応と考えられ、特段指摘すべきものでない。

しかし、このような予定価格決定の経緯が記録（起案書等）として残っていないため、予定価格の妥当性に疑義が生ずる。

予定価格決定の経緯は記録として残されたい。予定価格の妥当性の根拠になることはもとより、本件の予定価格決定の方法は、担当者のノウハウとして蓄積し参考にされるべきものと考えられる。

- ② 予算の執行
- 実績報告書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。
- なお、上記（1）の意見を参照されたい。
- （3）委託
- ① 外部委託することの妥当性
- 専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘すべき事項はない。
- なお、以下の②委託先選定方法を参照されたい。

- ② 委託先選定方法
- 以下の理由から競争入札による事業者選定は適さないと判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約により業者を選定している。特段指摘すべき事項はない。
- ・ 集団検診の健診車両を保有する医療機関は限られていること
 - ・ 健診の質を担保するために、受託実施機関が受け入れ可能な人数及び健診結果の精度において標準的な水準を満たしている必要があること
 - ・ 受診率の向上を図るべく、受診者の利便性を考慮し受診者が複数の医療機関で受診できる体制が望ましいこと

7. 事業の成果指標
- 特に設定していない。
8. 監査の結果及び意見
- （1）成果指標、PDCA サイクル
- 上記 7. 事業の成果指標の通り、特に設定していない。
- なお、予定価格積算上の健診対象者予定数に対する実際受診者数は以下のとおりである。

検査項目	予定	実績
胃がん	13,085 人	8,707 人
大腸がん	19,559 人	15,217 人
肺がん・結核	20,200 人	14,131 人
乳がん	7,779 人	5,277 人
子宮がん	8,118 人	6,740 人
肝炎ウイルス	1,410 人	1,295 人

<意見①>受診状況の分析及びフィードバックについて

上記 1.（2）の本健診業務の目的に照らし、受診者数、受診率について、予定（対象職員数）と実績（受診者数）の差異を分析し、未受診者についてはその理由と改善策についてフィードバックすることを検討されたい。

- （2）予算の積算・執行
- ① 予算の積算
- 予定価格の設定にあたり、那覇市立病院を含む県内 3 医療機関から見積書を徴して積算している。この 3 医療機関以外の 36 医療機関の予定価格及び契約価格については、基本的には 3 医療機関の見積りの中で最も低い単価を採用し契約しているが、最安値単価を採用すると現行単価より安価になる医療機関については、商慣習上あるいは現在の社会情勢を鑑みると、委託料を減額することは医療機関の理解を得るのは難しいことから、第 2 位の単価を採用している。

- <意見②>予定価格決定の経緯に関する記録がない
- 予定価格については 3 医療機関から見積書を徴取して算定している。なお、検査項目ごとの見積り単価については 3 医療機関の間で差異がある等の理由により契約金額を一律で設定することは困難であるものの、同一の検査項目で価格差が生じることを可能な限り抑制するため、以下のように取り扱っている。ただし、この取扱いについて内規等はなく、運用上の取扱いである。
- ・ 前年度の実績価格（A）と 3 医療機関それぞれの見積り単価（B）を比較し、以下のよう

- ③ 委託金額の決定方法
上記（2）①を参照されたい。

④ 契約締結
委託契約書を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

⑤ 事業実施結果の検査
検査調書（実績報告書等）を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。
26. 新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務
1. 事業の概要
(1) 担当部署
健康部 保健所 健康増進課

(2) 事業の目的
那覇市に居住する者に対する新型コロナウイルスワクチン接種の推進を図ることを目的として、新型コロナウイルスワクチン集団接種における医師の実施すべき業務を委託するものである。

(3) 事業の内容
① 問診及びワクチン接種の可否の判断
② 被接種者の体調に異変が起こった際の対応
③ その他接種会場において必要とされる医師業務

【委託契約の概要】

契約名	那覇市新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務委託契約
契約先	地方独立行政法人那覇市立病院
契約方法	随意契約
契約期間	令和 3 年 7 月 1 日～令和 4 年 2 月 28 日
契約額（税込）	医師業務 1 人 1 時間の配置につき 12,500 円
予定価格	同上
落札率	100.0%
参加事業者数	1 者
予定価格積算方法	8.（2）①を参照
委託理由	医師以外の者ではできないこと、また、複数の医師の確保が必要であることから、安定して一定数の医師を派遣することができ体制を整えられる者を相手方とする必要があるため。
随意契約とした理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け
- 「施策 14 市民一人ひとりがこころの健康を維持することができるまちをつくる」にお

8. 監査の結果及び意見
- (1) 成果指標、PDCA サイクル
- <意見①>事業の事後的評価について改善の余地がある
上記7. の通り、特に設定していない。本事業の目的と、その緊急性も相まって事前の指標設定が困難であることも理解できる。
一方で、非常事態における事業であっても、事後的な評価・検証によって事業の効果を測る必要性は無くならない。
具体的な評価方法としては、例えばワクチン接種回数や接種割合に基づく評価が考えられる。
また、他の事業で利用する効果検証シート等を活用し、課題の認識、その改善策まで検討されたい。改善策の検討により構築されるノウハウは、非常事態時の事業策定はもとより、他の施策に応用できると考えられる。
- (2) 予算の概算・執行
- ① 予算の概算
- 本委託の契約金額の基礎となる医師に対する時給 12,500 円を決定した経緯は以下の通りである。
新型コロナウイルスワクチンの集団接種業務については、基本的に、那覇市において医師及び看護師を募集し、各集団接種会場への割振りを行い、実額に応じて報償費の支払う方式で実施する。そして、時給 12,500 円については、当該集団接種を始めるにあたり、那覇市医師会との調整を経て決定された。
そして、接種については安定した医師確保体制の構築が必要であるため、那覇市立病院と調整した結果、集団接種会場 11 か所のうち、1 か所（なほ市民協働プラザ）について本件業務を委託することとし、時給単価についても同様の金額を設定している。
- <意見②>予定価格（医師時給）決定の経緯に関する記録がない
ここで、那覇市医師会との調整に基づき決定された時給 12,500 円という金額は、「那覇市新型コロナウイルスワクチン集団接種に従事する医師等の報償費に関する要綱」において記載されているものの、本件予定価格（医師時給）を決定した経緯を確認できる資料（起案書など）がないため、予定価格の妥当性に疑義が生ずる。
緊急を要する状況であったことは十分理解できる。一方で公金を財源とする以上、那覇市医師会から時給算定の根拠等を徴求し、妥当と判断した経緯を記録として残されたい。
- ② 予算の執行
- 実績報告書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。
なお、上記（1）の意見を参照されたい。

301

- ける事業に位置付けられている。
3. 関連する那覇市の計画
該当なし
4. 事業実施期間
令和 3 年度
5. 事業の実施形態
本事業は、集団接種会場 11 か所（なほ市民協働プラザ）について、地方独立行政法人那覇市立病院に業務委託することにより実施している。財源は国庫負担金（新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金）である。
6. 事業費の予算額及び執行額
- (1) 予算額及び執行額
- (単位：千円)
- | | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度
(参考) |
|-------|---------|---------|-----------------|
| 予算額 | — | 25,266 | 22,500 |
| 国支出金 | — | 25,266 | 22,500 |
| 県支出金 | — | 0 | 0 |
| 一般財源 | — | 0 | 0 |
| その他 | — | — | — |
| 予算執行額 | — | 21,294 | — |
| 予算執行率 | — | 84.28% | — |
- (2) 令和 3 年度予算執行額の内訳
- (単位：千円)
- | 節（予算科目） | 金額 | 主な内容 |
|---------|--------|------|
| 委託料 | 21,294 | 委託費 |
| 計 | 21,294 | |
7. 事業の成果指標
特に設定していない。

300

（3）委託

- ① 外部委託することの妥当性
専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘すべき事項はない。
なお、以下の②委託先選定方法を参照されたい。
- ② 委託先選定方法
以下の理由から競争入札による事業者選定は適さないと判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約により業者を選定している。
- ・ 集団接種会場における医師業務の委託であり、医師以外の者ではできないこと
 - ・ 複数の医師の確保が必要であることから、安定して一定数の医師を派遣することができ
る体制を整えられる者を選定する必要があること
- 随意契約の理由について特段指摘すべき事項はない。但し、判断経緯について下記③の＜意見④＞を参照されたい。

③ 委託金額の決定方法

- 委託先である那覇市立病院からの見積書をもとに委託金額を決定している。
- ＜意見③＞随意契約における見積合わせ不要とした根拠が不明確
「那覇市契約規則」第 23 条において「随意契約によろうとときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならぬ」とし、例外的に 1 人の者から見積書を徴することができ
る場合を列挙している。
- 本委託契約においても、同条第 2 項第 4 号「市長が見積書を徴する必要があると認めると
き」に該当するとの判断により、那覇市立病院からのみ見積書を徴求している。同条第 2 項
第 4 号に該当するとの判断した根拠は、「県内の他の 6 つの医療機関とも調整したが、合意
には至らなかった」ことである。しかし、各医療機関との調整は電話等の口頭によるもので
あり、調整の事実及び経緯を確認できる記録がないため、1 者からのみ見積書を徴すること
の根拠、及び随意契約の妥当性に疑義が生ずる。
- 同条第 2 項第 4 号に該当することの根拠として、かつ、随意契約の妥当性を確保するため、
各医療機関との調整の経緯を記録として残されたい。特に何がネックで合意に至らなかった
のかという点を記録として残しておくことは以下の点で有意義であると考える。
- ・ 委託金額がネックであれば、集団接種業務というサービスに見合う対価なのか、委託金
額の妥当性の根拠となる。
 - ・ 人員配置がネックであれば、今後、同様の事態が発生した際、那覇市立病院以外の医療
機関に受託してもらいたくてもできないリスクを回避する手立てを打てる。

＜意見④＞見積書の様式について改善の余地がある
那覇市の仕様である見積書は「発行日付」、「見積有効期限」を記載する箇所が無い様式と

なっており、徴求した見積書にはいずれも「発行日付」、「見積有効期限」の記載が無い。
見積書に「発行日付」、「見積有効期限」の記載が無い場合、見積書の実際発行日から契約
締結までの期間が乖離すると以下のような不利益が生ずると考えられる。

- ・ 委託先については、経済環境が変化しても当初の見積額に拘束され、取引関係上、不利
に扱われるおそれがあること。
 - ・ 那覇市については、起案決裁日が見積書の実際発行日から乖離した場合に、委託先が当
初見積額で受託できないおそれがあり、非効率となること。
- このような不利益を防止するため、見積書は「発行日付」、「見積有効期限」を記載する様
式にし、かつ記載を必須とされたい。なお、見積有効期限については、過度に委託候補先を
拘束することなく、社会通念上合理性の認められる契約締結期間に設定されたい。

④ 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

⑤ 事業実施結果の検査

検査調書（実績報告書等）を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

27. 新型コロナウイルスワクチン接種に係る基本型医療機関業務

2. 第5次那覇市総合計画上の位置付け
「施策 14 市民一人ひとりがこころの健康を維持することができるまををつくる」における事業に位置付けられている。

3. 関連する那覇市の計画
該当なし

4. 事業実施期間
令和3年度

5. 事業の実施形態
本事業は、地方独立行政法人那覇市立病院の他、市内20の医療機関に業務委託することにより実施している。財源は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金である。

6. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (参考) (12月補正後)
予算額	—	27,630	25,500
国支出金	—	27,630	25,500
県支出金	—	0	—
一般財源	—	0	0
その他	—	—	—
予算執行額	—	27,630	—
予算執行率	—	100%	—

(2) 令和3年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	27,630	委託費
計	27,630	

27. 新型コロナウイルスワクチン接種に係る基本型医療機関業務

1. 事業の概要
(1) 担当部署
健康部 保健所 健康増進課

(2) 事業の目的
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するため、ワクチンの管理等に関する業務を委託するものである。

(3) 事業の内容
委託事業の主な内容は、「コロナワクチン専用ディープフリーザー（DF）の設置」、「国が分配するワクチンを「-60℃～-90℃」で保管管理」、「市内医療機関へのワクチン払い出し」などである。

【委託契約の概要】	
契約名	那覇市新型コロナウイルスワクチン接種にかかる基本型医療機関業務委託契約
契約先	地方独立行政法人那覇市立病院 他、市内20の医療機関
契約方法	随意契約
契約期間	令和3年6月1日～令和4年3月31日
契約額（税込）	①ディープフリーザーの設置に係る費用の実費 ②電気代：月額7,833円 ③人件費 ワクチン払い出しにかかる時間：1日あたり2時間 時給：薬剤師・看護師2,760円 事務職1,560円 ・各時給×2時間×払い出し日数 ※1日あたりの上限人数を2人とする。 ・ディープフリーザーの点検：2,760円×実施日
予定価格	同上
割引率	100.0%
参加事業者数	21者
予定価格積算方法	8.（2）①を参照
委託理由	医薬品を扱う専門的な業務であるため
随意契約とした理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」

7. 事業の成果指標

特に設定していない。

8. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標、PDCA サイクル

＜意見①＞事業の事後の評価について改善の余地がある

上記 7. 事業の成果指標の通り、特に設定していない。本事業の目的と、その緊急性も相まって事前の指標設定が困難であることも理解できる。

一方で、非常事態時における事業であっても、事後的な評価・検証によって事業の効果を測る必要性は無くならない。

他の事業で利用する効果検証シート等を活用し、課題の認識、その改善策まで検討された。改善策の検討により構築されるノウハウは、非常事態時の事業策定はもとより、他の施策に転用できると考えられる。

なお、評価・検証にあたっては、例えば、「保管数や払出数が十分であったか」、「市内医療機関へのワクチン払い出しに滞りは無かったか」、「ワクチンの廃棄数はどの程度生じていたか」等の観点から実施することになると考えられる。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

人件費（時給）については、令和 3 年 2 月から開始された沖縄県実施の医療従事者先行接種において、ワクチン保管業務を重点医療機関へ業務委託した時給単価と同額にしており、財政課合議を経ている。

また、作業に係る所要時間の根拠については、『新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き』（厚生労働省）を参照して設定している。

特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

実績報告書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

なお、上記（1）の意見を参照されたい。

(3) 委託

① 外部委託することの妥当性

専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘すべき事項はない。

なお、以下の②委託先選定方法を参照されたい。

② 委託先選定方法

以下の理由から競争入札による事業者選定は適さないと判断し、随意契約により業者を選定している。具体的には、引き受け可能な施設として「市内の病院様機」とし、施設ごとに業務の説明を行い、ディープフリーザー（DF）の設置スペース、非常用電源設備、ワクチン管理にかかわる人員等、施設側の検討を経て決定している。

特段指摘すべき事項はない。

③ 委託金額の決定方法

上記（2）①を参照されたい。

④ 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

⑤ 事業実施結果の検査

検査調査（実績報告書等）を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

28. 那覇市職員定期健康診断業務
1. 事業の概要
- (1) 担当部署
- 総務部 人事課
3. 関連する那覇市の計画
- 該当なし
4. 事業実施期間
- 令和 3 年度
5. 事業の実施形態
- 本事業は、地方独立行政法人那覇市立病院健康センター他、県内 5 医療機関に業務委託することにより実施している。財源は一般財源である。

6. 事業費の予算額及び執行額
- (1) 予算額及び執行額

(単位：千円)			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額	14,717	14,712	16,175
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	14,717	14,712	16,175
その他	—	—	—
予算執行額	13,459	14,139	—
予算執行率	91.5%	96.1%	—

- (2) 令和 3 年度予算執行額の内訳
- (単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	14,139	委託費
計	14,139	

7. 事業の成果指標
- 特に設定していない。
8. 監査の結果及び意見
- (1) 成果指標、PDCA サイクル
- 上記 7. 事業の成果指標の通り、特に設定していない。
- なお、予定価格積算上の健診対象者数に対し、実際受診者数は以下のとおりである。

28. 那覇市職員定期健康診断業務
1. 事業の概要
- (1) 担当部署
- 総務部 人事課
- (2) 事業の目的
- 職員の健康に配慮し、労働安全衛生法 66 条の健診実施義務を履行するため、定期健康診断業務を委託するものである。
- (3) 事業の内容
- ① 那覇市職員に対する個別受診方式による健康診断の実施
- ② こども園職員のうち 40 歳以上の正職員に対する胃部 X 線検査の実施
- ③ 健診受診者の結果報告書の作成及び納品

【委託契約の概要】	
契約名	那覇市職員定期健康診断業務委託契約
契約先	地方独立行政法人那覇市立病院健康センター 他、県内 5 医療機関
契約方法	随意契約
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日
契約額（税込）	（単価）基本検査 7,700 円×1,885 人 胃部 X 線検査 9,020 円×22 人
予定価格	同上
落札率	100.0%
参加事業者数	6 者
予定価格積算方法	参考見積書を 6 者から徴収して算定
委託理由	専門的な業務（医療行為）であるため
随意契約とした理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け
- 「施策 56 社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる」における事業に位置付けられている。

検査項目	予定	実績	差異
基本検査	1,885 人	1,834 人	51 人
胃部 X 線検査	22 人	2 人	20 人

＜意見①＞定期健康診断の受診状況の分析及びフィードバック
那覇市では、未受診者に対し、電話やメール等で受診を促す個別のアプローチを続けており、その中で未受診理由を把握するとともに、職員自らの健康意識を高め、受診につながるよう助言等を行っている。定期健診は、健診受診期間（4 月～12 月）の間に、職員自ら受診する日を選んで予約する方法となっており、業務を調整して受診ができるため利便性が高くと考えている。また、共済組合が実施する人間ドックを受診する職員も多く、定期健診もしくは人間ドックのどちらかの受診を促し、それらの結果を健康管理に活用している。

このような現状の取組みに加えて、定期健診の目的（職員の健康配慮、労働安全衛生法 66 条健診実施義務）に照らし、受診者数、受診率について、予定（対象職員数）と実績（受診者数）の差異を分析し、未受診理由とその改善についてフィードバックすることを検討されたい。例えば、未受診理由が業務繁忙であれば、対象部署に対する業務方法の改善を促すことなどが考えられる。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

委託先からの見積書をもとに予定価格を決定している。専門的な業務であることに鑑み、参考見積をもとに予定価格を決定することに特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

実績報告書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

なお、上記（1）の意見を参照されたい。

(3) 委託

① 外部委託することの妥当性

専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘すべき事項はない。

なお、以下の②委託先選定方法を参照されたい。

② 委託先選定方法

以下の理由から競争入札による事業者選定は適さないと判断し、随意契約により業者を選定している。特段指摘すべき事項はない。

・ 那覇市職員定期健康診断は、本庁舎における施設制約及び職員のプライバシー確保等

の観点から、集団受診ではなく、個別受診方式にて職員健康診断を実施する必要があること。

- ・ 競争入札で委託先を 1 医療機関とした場合、本市職員規模（対象者約 1,900 人）から、受託医療機関における一般の外来受診等へ影響が生じること。また、本市職員の健康診断終了までに長期間を要することとなり、健診結果の受け取りと当該職員に対する年度内での健診後の健康指導が困難となること。

- ・ 以上の点に鑑み、個別受診に対応可能な複数の医療機関（6 医療機関）と同一条件（健診項目、実施方法、契約単価等）で随意契約を締結し、個別受診による定期健康診断を実施していること。なお、那覇市近郊の医療機関のうち、本市職員が人間ドックを受診した件数が多い医療機関に対し、本市が示す条件（個別受診、健診項目、契約単価等）による委託契約の受託可否を照会したところ、受託可能である旨回答を得たのが本件委託先の 6 医療機関である。

③ 委託金額の決定方法

委託先である医療機関（6 件）からの見積書をもとに予定価格を決定している。

＜意見②＞見積書の様式について改善の余地がある

那覇市の仕様である見積書は「発行日付」、「見積有効期限」を記載する箇所が無い様式となっており、徴求した見積書にはいずれも「発行日付」、「見積有効期限」の記載が無い。

見積書に「発行日付」、「見積有効期限」の記載が無い場合、見積書の実際発行日から契約締結までの期間が乖離すると以下のような不利益が生ずると考えられる。

- ・ 委託先については、経済環境が変化しても当初の見積額に拘束され、取引関係上、不利に扱われるおそれがあること。

- ・ 那覇市については、起案決裁日が見積書の実際発行日から乖離した場合に、委託先が当初見積額で受託できないおそれがあり、非効率となること。

このような不利益を防止するため、見積書は「発行日付」、「見積有効期限」を記載する様式にし、かつ記載を必須とされたい。なお、見積有効期限については、過度に委託候補先を拘束することなく、社会通念上合理性の認められる契約検討期間に設定されたい。

④ 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

⑤ 事業実施結果の検査

検査調書（実績報告書等）を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

29. 那覇市ぶんかテンプス館管理運営事業

1. 事業の概要

(1) 担当部署
経済観光部 商工農水課

(2) 事業の目的

沖縄の文化及び芸能の産業化並びに人材の育成を図り、もって市民文化の向上及び地域の活性化に資することを目的とする那覇市ぶんかテンプス館の管理運営について、指定管理者制度を導入することで、公の施設の管理に民間の能力を活用し、市民サービスの向上、経費の削減等を図る。

(3) 事業の内容

事業の内容は、①常設芸能公演、自主企画公演や体験教室等の実施 ②多目的ホール、レッスナルーム、音楽スタジオ、会議室、メディアルームなどの貸し施設運営 ③SOHO 室等の入居用施設の管理・運営である。

事業の効果として、①広く沖縄に根差した芸能・文化の発信 ②中心市街地への集客効果による地域活性化 ③芸能・文化に携わる人材や団体等の育成支援 ④民間のノウハウ活用による効果的・効率的運営を図るものである。

【施設の概要】

管理対象施設	那覇市ぶんかテンプス館
所在地	那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号
HP	https://tenbusukan.jp/
施設設置の根拠条例	那覇市ぶんかテンプス館条例 ※「てんぷす那覇条例」(条例第 22 号) が令和 4 年 7 月 5 日付けで準備行為に係る規定が施行。旧条例「那覇市ぶんかテンプス館条例」は別途規則で定める日から施行(令和 6 年 4 月 1 日付けを予定)となる。
設置年月日	平成 16 年 3 月 29 日
主な事業内容	1. 沖縄に根ざす文化及び芸能活動の支援 2. 起業活動の支援 3. 地域情報の発信 4. その他設置目的を達成するために必要な事業

312

【指定管理者の概要】

団体名	株式会社沖縄コングレ・株式会社 PD コミュニケーションズ共同企業体
所在地	那覇市久茂地 3 丁目 1 番 1 号 (代表者株式会社沖縄コングレの所在地)
指定管理期間	平成 31 年 4 月～令和 4 年 3 月(3 ヶ年)
指定管理候補者の選定方法	公募

【施設の利用人数】

	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
目標値	なし	なし	なし
実績値	16,508	23,218	—

【指定管理料及びその精算額】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
指定管理料(精算前)・・・A		41,469 千円	41,469 千円
余剰額・・・B		▲3,952 千円	0 千円
市への返納額・・・B×1/2		0 千円	0 千円
指定管理料(精算後)・・・A-B×1/2		41,469 千円	41,469 千円

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け

「施策 33 商工業が発展するまちをつくる」における事業に位置付けられている。

3. 関連する那覇市の計画

伝統工芸館及びぶんかテンプス館の一体的活用に関する基本方針
(経済観光部 商工農水課 令和 4 年 5 月策定)

4. 事業実施期間

平成 31 年 4 月～令和 4 年 3 月(3 ヶ年)

313

5. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)				(参考)
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
予算額	43,535	42,524	42,414	
国支出金	—	—	—	
県支出金	—	—	—	
一般財源	43,535	42,509	16,149	
その他	—	—	26,265	
予算執行額	43,397	42,509	—	
予算執行率	99.7%	99.96%	—	

(2) 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)			主な内容
節（予算科目）	金額		
委託料	42,296	うち、指定管理料	41,469 千円
報酬	129	非常勤職員報酬	
旅費	44	費用弁償	
職員手当等	39	時間外勤務手当等	
需用費	—		
計	42,509		

6. 事業の成果指標

特に設定していない。

なお、指定管理者の実績報告書による指定管理収支予算と実績は以下の通りである。

	予算	実績
収入	75,871 千円 (内訳) 指定管理料 41,469 千円 指定管理料 41,469 千円 その他事業収入 34,402 千円	73,286 千円 (内訳) 指定管理料 41,469 千円 指定管理料 41,469 千円 その他事業収入 31,817 千円
支出	75,271 千円	73,286 千円
収支計	600 千円	0 千円

7. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標、POCA サイクル

上記 6. に記載の通り、成果指標は特に設定していないため、POCA サイクルも不十分である。この点、下記 (3) ④を参照されたい。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

委託料（指定管理料）が予算のほぼ 100% を占める。平成 31 年度～令和 3 年度の指定管理料は、那覇市の「指定管理者制度に関する運用指針」Ⅲ. 7 (2) 指定管理料の額の設定（別図第 1 参照）に基づき、平成 26～28 年度の収支実績に基づき算定されている。

指針へ準拠している点について特段指摘すべき事項はないが、指定管理料の詳細な決定方法について下記 (3) ③を参照されたい。

② 予算の執行

＜意見①＞指定管理事業に係る検査方法について明確化が必要

本指定管理事業に係る支出内容について、市は、年度終了後に領収書等と照合し金額及び内容を精査するなど、補助金事業に係る検査と同様のチェックを実施している。機密だが、履歴として残っていない。この点、那覇市における指定管理事業に関連する規程等では、補助金事業に係る検査調書のように検査結果を記録として残すことは要求されていない。

現状のルールに反するものではないが、検査履歴がないため、指定管理者の運営が適切に行われているかどうか不明である。また、施設における利用料収入等の金額については、レジレシート・領収書・売上日報といった根拠資料は確認しておらず、指定管理者からの月次収入明細書と決算書上の収入額が一致していることを確認しているだけであるため、チェック内容の十分性には疑問が残る。

検査履歴は、指定管理者の運営の適正性確保に資するだけでなく、指定管理事業の管理ノウハウとなり得ることから蓄積すべきである。具体的には、検査手続の内容、発見事項と対応内容等を簡潔に文書化しておくことが望ましい。全庁的なルール改訂も併せて検討されたい。

例えば、本事業では、予算外の修繕費の増額について、「見積書（概算業者から入手）」、「請求書、完成報告（業者）」、「完了報告（指定管理者）」、「検査通知（市担当者）」という一連の書類が整備・保管されていた。また、イベント開催に関する支出として演者こととの謝金の違いの根拠について確認し、説明責任を果たせるレベルでの根拠を要求するなどのチェックを実施していた。

このように、本事業においても、チェック手続の好事例が発見されているため、このようなチェック手続をマニュアル化しノウハウとして引き継がれたい。

(3) 指定管理

① 指定管理先選定方法

平成 30 年度において、公募によるプロポーザル方式による選定している。
「指定管理者制度に関する運用指針」に基づき、選定委員会にあたる那覇市ぶんかテンブス館運営審議会を設置し、事業計画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査により、指定管理者の予定候補者を選定しており、特段指摘すべき事項はない。

② 指定管理予定候補者の情報開示

予定候補者の選定結果は那覇市のホームページで開示されている。特段指摘すべき事項はない。

③ 指定管理料の決定方法

＜意見②＞一般管理費の計上根拠が不明確

本指定管理事業の過年度を含む収支決算書では以下の費目で計上されているものがある。

令和元年度	本部人件費 4,361 千円、事務所経費 436 千円（本部人件費の 10%） ※当初、本部人件費は 17,633 千円であったが、本指定管理事業に従事したと認められる範囲の人件費を再算定した結果、4,361 千円に修正している。
令和 2 年度	本部人件費 2,121 千円、一般管理費 212 千円（本部人件費の 10%）、 本部経費 788 千円
令和 3 年度	本部経費の費目のみがあるがゼロ計上

令和元年度の費目は当初事業計画（収支計画）には無かった経費である。にもかかわらず、指定管理者が「那覇市ぶんかテンブス館の管理に関する基本協定書」（平成 31 年 3 月 29 日締結）（以下、基本協定書と言う。）第 16 条 3 項で要求される事業計画の変更に係る那覇市との事前協議を経ずに収支決算書に計上したものであった。

那覇市は、収支決算書の確認時にこの事実を把握し、指定管理者から本部職員の業務内容詳細を徴求したところ自社の業務に従事する時間も含めて人件費を算定していることが判明した。そこで那覇市は、「繁忙期や専門知識を要する業務等のため、指定管理者の本社からの応援に係る人件費であり、指定管理業務の継続に必要な限度で認める」との判断をした結果、最終的に上記記載の金額（4,361 千円）を経費として認めるに至った。

しかし、那覇市が「指定管理業務の継続に必要な限度で認める」判断の根拠規定等はない。令和元年度の取扱い、基本協定書第 29 条の規定に基づき、指定管理者からの相談、報告等を基に内部協議を経て決定したという形を取っている。また、令和元年度の判断に至った経緯については議事録が残っているが、令和 2 年度については判断の経緯を確認できる記録はない。

ここで、自治体等が民間事業者に業務委託する際の委託料積算においては、業務を行うた

めに必要な経費であるが、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接的な経費を計上している場合がある。いわゆる「一般管理費」と呼ばれるものである（参照：『委託事業事務処理マニュアル』（経済産業省））。

上記の本部人件費は、本部職員が指定管理事業と兼務している場合に厳密に勤務時間を区別するのは困難であるし、また、事務所経費（一般管理費）は本部人件費に一定比率（10%）を乗じて算定していることから、いずれも、いわゆる「一般管理費」に該当すると考える。

翻って、本指定管理事業においても、那覇市の判断基準である「繁忙期や専門知識を要する業務等のため、指定管理者の本社からの応援に係る人件費であり、指定管理業務の継続に必要な限度で認める」経費の必要性は必ずしも否定されるものではなく、計上は可能と考える。

一方で、曖昧な計上を容認することは指定管理事業に係る市への返納額（収支余剰額の 1/2）を不当に減額するおそれがあるため、厳密な積算が困難だからこそ、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。

対応として例えば、前述の『委託事業事務処理マニュアル』（経済産業省）を参考にされたい。当該マニュアルでは、一般管理費率は 10%もしくは、受託者が企業の場合は以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率としている。

【企業における計算式】

$$\text{一般管理費率} = \frac{\text{『販売費及び一般管理費』} - \text{『売上原価』}}{\text{『売上原価』}} \times 100$$

なお、令和 2 年度の一般管理費として本部人件費の 10%としているのは、当該マニュアルを参考にしたこととであるが、本部人件費及び本部経費も自社の業務と区別することは困難であるため、いわゆる「一般管理費」として一括計上されたい。

④ モニタリング

＜意見③＞モニタリングの内容について改善の余地がある

指定管理者によるセルフモニタリング及び那覇市によるモニタリングは実施されており、モニタリング結果が市の HP で公表されている。令和 3 年度の評価結果は、セルフモニタリング、市によるモニタリングのいずれも「良好」とされていた。

（https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/kaikaku/sitekanri/monitoring_files/R3naha_monitoring.pdf）

しかし、本事業に係る成果指標を設定していないことと相俟って、評価結果を「良好」とした根拠が曖昧であり、目標値と実績値の比較による評価が不十分で、PDCA が機能しているとは言えない。

また、事業計画時の収支予算と、上記 6. で記載した実績報告書における収支予算は一致しておらず、指定管理者が那覇市に事前協議なく修正していたものであるが、那覇市はこれ

を見察としていた。モニタリングにおいて予算達成度を重視している場合、前提となる収支予算が事業計画時の内容と同一のものであるかどうかについて当然に確認するはずであるから、両者に差異があることを見落としているということは、那覇市がモニタリングにおいて予算達成状況を重視していないことの記左である。

	実績報告時の収支予算	事業計画時の収支予算
	(内訳)	(内訳)
収入	75,871 千円 指定管理料 41,469 千円 その他事業収入 34,402 千円	70,477 千円 指定管理料 41,469 千円 その他事業収入 29,008 千円
支出	75,271 千円	82,286 千円
収支計	600 千円	▲11,809 千円

効果的な PDCA を実施するには、那覇市と指定管理者が連携して策定した収支計画を成果指標（KPI）として設定すべきである。そのうえで、運営環境の変化と必要に応じて計画を修正すること、そして、収支実績との差額を分析し、改善案を策定し、次年度以降の事業に活かしていくというサイクルを基本動作として構築すべきである。

<意見④>指定管理施設における備品の管理状況に改善の余地がある
備品については台帳が整備されているが、状態が「不明」とされているものが 21 件、総額 1,036 千円あった。

施設における備品については、令和 3 年の前期監査として同年 10 月に那覇市監査事務局及び担当職員が現物検査を実施していたが、現物検査の対象資産は、台帳のうち状態が「不明」となっているものを除いた備品から抜粋していたため、状態が「不明」となっている備品が実際に存在しているかどうかは、監査事務局による監査においても検証できていない。

所在不明の備品については、「那覇市物品会計規則」第 21 条において、商工農水課長から物品出納員又は物品分任出納員に通知する必要がある、とされている。また、基本協定書第 10 条 3 号において、「故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、甲（那覇市※監査人追記）との協議により、甲に対して弁償又は自己（指定管理者※監査人追記）の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。」と定めている。今後の現物検査等においては上記の関連規定に基づき適切に対処されたい。

また、現状の現物検査方法では、台帳に計上された備品の実在性の検証になるが、網羅性の検証にはならない。そこで、検査対象を事前に通知するだけでなく、施設内でランダムに指定した備品が台帳に計上されているかどうかという方法も実施されたい。

30. 那覇市総合福祉センター管理運営事業
1. 事業の概要
- (1) 担当部署
- 福祉部 福祉政策課
- (2) 事業の目的
- 社会福祉の向上と各種福祉団体の活動拠点として設置された那覇市総合福祉センターを管理運営することを目的とする。

- (3) 事業の内容
- 那覇市総合福祉センターには、那覇市社会福祉センター、那覇市母子・父子福祉センター、那覇市金城児童館、那覇市金城老人憩の家、那覇市金城ボランティアセンター、那覇市金城老人デイサービスセンターの各施設が入居している。このうち、本事業は、那覇市社会福祉センター、那覇市金城ボランティアセンター、那覇市金城老人デイサービスセンターの 3 施設についての管理運営業務を指定管理者制度により行うものである。

- 3 施設の業務内容は下記のとおりである。
- 那覇市社会福祉センター
- 各福祉団体（※）の事務所が入居し、各団体が会議や研修を行うための会議室等を提供する施設。また、市民の福祉を向上させることを目的に各種相談も当該施設で実施している。

- ※総合福祉センターに入居している団体
- 那覇市社会福祉協議会
- 那覇市民生委員児童委員連合会
- 那覇市母子寡婦福祉会
- 那覇地区老人クラブ連合会
- 那覇保健区保護司会
- 那覇市手をつなぐ育成会
- 金城ボランティアセンター
- ボランティアの研修育成を含めた活動の拠点となす施設である。

- 老人デイサービスセンター
- 介護保険業務の通所介護を行う事業の場を提供するとともに、老人福祉法の第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の規定により措置を受けた者を通わせ、入浴、食事の場を提供する施設である。

【施設の概要】

(令和4年3月31日現在)

管理対象施設	那覇市総合福祉センター
所在地	那覇市金城3丁目5番地4
HP	http://www.nahasyakyo.org/service/facility/145761803/
施設設置の根拠条例	那覇市総合福祉センター条例
設置年月日	平成7年4月1日
主な事業内容	地域福祉活動推進の中心的役割を担う那覇市社会福祉協議会をはじめ、市内に散在していた福祉団体の事務所を集め、当団体の機能の充実強化を図るとともに、社会福祉センター、母子・父子福祉センター、児童館、老人憩の家、ボランティアセンターを融合し、すべての市民が利用し、交流を行う地域福祉活動の拠点とすること

【指定管理者の概要】

(令和4年3月31日現在)

団体名	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会
所在地	那覇市総合福祉センター2階
指定管理期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日（5年間）
指定管理候補者の選定方法	公募

【施設の利用人数】

	令和2年度	令和3年度	(参考) 令和4年度
目標値	—	—	—
実績値	58,256人	55,691人	—

【指定管理料及びその精算額】

	令和2年度	令和3年度
指定管理料（精算前）・・・A	39,350千円	39,350千円
余剰額・・・B	1,861千円	8千円
市への返納額・・・B×1/2	1,197千円	4千円
※令和2年度の返納額は新型コロナウィルス感染		

	染症拡大による 利用料減額を考 慮した金額とな っている。	
指定管理料（精算後）・・・A-B×1/2		38,153 千円
		39,346 千円

2. 第5次那覇市総合計画上の位置付け

3. 関連する那覇市の計画
特になし

4. 事業実施期間
平成31年度～令和5年度

5. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	(参考) 令和4年度
予算額	41,117	41,944	43,096
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	41,117	41,944	43,096
その他	—	—	—
予算執行額	39,292	40,975	—
予算執行率	95.6%	97.7%	—

(2) 令和3年度予算執行額の内訳

(単位：千円)		
節(予算科目)	金額	主な内容
委託料	40,975	うち、指定管理料 39,346 千円
計	40,975	

6. 事業の成果指標
成果指標はない。

7. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標、PDCA サイクル

＜意見①＞成果指標が設定されていない

上記 6. に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

本事業の目的は、社会福祉の向上と各施設が各種福祉団体の活動拠点となることである。そして、施設の「年間利用人数」が多ければ上記の活動拠点として地域に浸透しているといえることから、各施設の「年間利用人数」を成果指標とすべきである。また、各施設ともに利用者アンケートを実施しているところ、このアンケート結果を利用し、「利用者満足度」を成果指標とすることも考えられる。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

下記 (3) ③参照

② 予算の執行

予算執行率は 97.7%と高く、特段問題は無い。

(3) 指定管理

指定管理者の募集としては、「社会福祉センター」「金城児童館」「金城老人憩の家」「金城プランティアデデンター」「金城老人デイサービスセンター」の 5 施設をまとめて行っている。

① 指定管理先選定方法

公募により選定されている。また、1 社のみの応募ではあるが、選定にあたっては選定委員会が開催されており、選定手続は妥当である。

② 指定管理予定候補者の情報開示

市の HP で開示されている。特段指摘すべき事項はない。

③ 指定管理料の決定方法

指定管理料は指定管理先が算定した指定管理期間 5 年分の指定管理委託料見積料を基礎に『必要とされる経費の総額（修繕費及び備品購入費を除く。）から指定管理に係る利用料金等の指定管理者の収入額を減じた額』の式で算定されており適切である。

また、修繕費については、指定管理料とは別に算定・支払いを行っている。

④ モニタリング

モニタリングの手法は、モニタリングシートを団体に記入させ市に提出させた後、市の方で団体に対しヒアリングを行いながらモニタリングシートの加筆修正を行う。

そして、市は完成させたモニタリングシートをもとにモニタリング実施報告書、及び総合評価票を作成し、市の HP で公開している。総合評価票は指定管理者による自己評価と市による評価が記載されている。

モニタリング実施報告書

(<http://www.nahasyakyo.org/userfiles/files/R3monita.jissshi%281%29.pdf>)

総合評価票

(https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/kaikaku/sitekanri/monitoring_files/R3naha_monitoring.pdf)

次頁よりモニタリングシートの項目を添付する。

[illegible]

項目	評価項目	評価内容	評価結果
1. 経営理念・経営方針	① 経営理念・経営方針の明確化	経営理念・経営方針が明確に示されている。	○
	② 経営理念・経営方針の浸透	経営理念・経営方針が全従業員に浸透している。	○
	③ 経営理念・経営方針の実践	経営理念・経営方針が実践されている。	○
	④ 経営理念・経営方針の向上	経営理念・経営方針が向上している。	○
2. 経営体制	① 経営体制の構築	経営体制が構築されている。	○
	② 経営体制の強化	経営体制が強化されている。	○
	③ 経営体制の改善	経営体制が改善されている。	○
	④ 経営体制の向上	経営体制が向上している。	○
3. 経営戦略	① 経営戦略の策定	経営戦略が策定されている。	○
	② 経営戦略の実施	経営戦略が実施されている。	○
	③ 経営戦略の評価	経営戦略が評価されている。	○
	④ 経営戦略の向上	経営戦略が向上している。	○
4. 経営成果	① 経営成果の達成	経営成果が達成されている。	○
	② 経営成果の向上	経営成果が向上している。	○
	③ 経営成果の改善	経営成果が改善されている。	○
	④ 経営成果の向上	経営成果が向上している。	○

[illegible][illegible]

31. 老人福祉センター管理運営事業

1. 事業の概要

(1) 担当部署
福祉部 チャーゲンじゅう課

(2) 事業の目的

老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に供与するとともに、市民の福祉の向上、健康の保持増進及び地域住民の交流の場として提供することを目的とする。

(3) 事業の内容

老人憩の家、老人福祉センターの管理運営を指定管理者に委託することである。

【施設の概要】

管理対象施設	金城老人憩の家（那覇市総合福祉センター内）	(令和 4 年 3 月 31 日 現在)
所在地	那覇市金城 3 丁目 5 番地 4	
HP	http://www.nahasyakyo.org/sp/service/facility/1457618688/	
施設設置の根拠条例	那覇市老人憩の家の条例、那覇市老人憩の家条例施行規則	
設置年月日	平成 7 年 4 月 1 日	
主な事業内容	施設管理運営に関する業務、施設利用の許可と地域活性化に関する業務	

管理対象施設	小禄老人福祉センター	(令和 4 年 3 月 31 日 現在)
所在地	那覇市小禄 5 丁目 4 番地 2	
HP	http://www.nahasyakyo.org/service/facility/1457618779/	
施設設置の根拠条例	那覇市老人福祉センター条例	
設置年月日	昭和 59 年 4 月 2 日	
主な事業内容	施設管理運営に関する業務、施設利用の許可と地域活性化に関する業務	

管理対象施設	職名老人福祉センター	(令和 4 年 3 月 31 日 現在)
所在地	那覇市職名 2 丁目 5 番地 5	
HP	http://www.nahasyakyo.org/service/facility/1457618726/	
施設設置の根拠条例	那覇市老人福祉センター条例	
設置年月日	昭和 60 年 2 月 1 日	

＜意見②＞成果指標に基づいたモニタリングを行っていない

本事業においてモニタリングが行われているが、そもそも本事業には成果指標が設定されていないので、モニタリングも成果指標（KPI）に基づいたものとはなっていない。モニタリングは KPI に基づき実施すべきであるからモニタリングのチェックポイントも KPI を意識したものにすべきである。

本事業における成果指標は、例えば、前記（1）記載のとおり、「年間利用人数」「利用者満足度」が考えられるところ、既存のチェックポイント項目のうち、「(2)住民サービスの質に関すること」は、「年間利用人数」「利用者満足度」と連動する項目である。したがって、チェックポイントの大項目として「年間利用者数」や「利用者満足度」について目標を達成したか、を設定し、その小項目として現在のチェックポイント（職員の体制が適切か、受付対応はどうか、広報は適正か、平等利用ができているか……等）を設定することが考えられる。そして、大項目の数値目標が達成できていないのに、小項目が全て 5 になるようなモニタリングでは意味をなさないもので、小項目のチェックポイントは大項目の結果の原因分析につながるような内容にすべきである。

＜意見③＞モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分

モニタリングシートの各チェックポイントの評価は「適・不適」もしくは「概ね 4 段階（「5」「3」「1」「0」の 4 段階で、5 の評価が最も良い。）に分かれているところ、4 段階の場合の評価は概ね 5 であって、希に 3 があるが、3 の場合に何故 5 でなく 3 なのかコメント欄の記載から判断できない。例えば、モニタリングシート「(1)業務履行に関すること」の「1 基本事項・実施体制」の「(4)事件・事項等の対応」及び「(5)損害への対応」は評価が 3 となっているが、コメント欄には「事故報告書を作成し、随時対応している。法人として第三者委員会を明確し、委員の助言もいただいている。全社協の利用者に対する保険加入」と記載されており、ネガティブな内容は記載されておらず、5 と評価しなかった理由が不明である。

モニタリングを行う際には結論のみならず、結論（評価）に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に記載すべきである。

(4) 過年度監査の対応状況

平成 25 年度包括外監査においては、当時、総合福祉センターの指定管理者事業の予算において、本事業における指定管理対象外施設である児童館（金城児童館のみならず、小禄、職名の児童館も含む）・老人憩の家に含まれていたところ、これを切り離すべきという意見がされていた。当該監査結果を受け、現在は総合福祉センターの事業から、児童館・老人憩の家の予算が切り離されており対応済みであった。

主な事業内容	施設管理運営に関する業務、施設利用の許可と地域活性化に関する業務
--------	----------------------------------

(令和 4 年 3 月 31 日現在)	
管理対象施設	末吉老人福祉センター
所在地	那覇市首里末吉町 2 丁目 1 4
HP	https://www.youfukai.jp/facility/sueyoshi.html
施設設置の根拠条例	那覇市老人福祉センター条例、那覇市老人福祉センター条例施行規則、老人福祉法
設置年月日	昭和 50 年 9 月 1 日
主な事業内容	施設管理運営に関する業務、施設利用の許可と地域活性化に関する業務

(令和 4 年 3 月 31 日現在)	
管理対象施設	壺川老人福祉センター
所在地	那覇市壺川 2 丁目 3 番地 1 1
HP	https://www.youfukai.jp/facility/tsubogawa.html
施設設置の根拠条例	那覇市老人福祉センター条例、那覇市老人福祉センター条例施行規則、老人福祉法
設置年月日	昭和 56 年 5 月 25 日
主な事業内容	施設管理運営に関する業務、施設利用の許可と地域活性化に関する業務

(令和 4 年 3 月 31 日現在)	
管理対象施設	辻老人憩の家
所在地	那覇市辻 2 丁目 1 4 番地 1（辻市営住宅内）
HP	https://www.youfukai.jp/facility/ikoi.html
施設設置の根拠条例	那覇市老人憩の家の条例、那覇市老人憩の家の条例施行規則
設置年月日	平成 3 年 10 月 1 日
主な事業内容	施設管理運営に関する業務、施設利用の許可と地域活性化に関する業務

【指定管理者の概要】

・金城老人憩の家、小緑老人福祉センター、識名老人福祉センター、 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
団体名	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会
所在地	那覇市総合福祉センター 2 階
指定管理期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日（5 年間）
指定管理候補者の選定方法	公募

・末吉老人福祉センター、壺川老人福祉センター、辻老人憩の家 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
--	--

団体名	社会福祉法人陽風会
所在地	那覇市牧志 3 丁目 8 番 10 号
指定管理期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日（5 年間）
指定管理候補者の選定方法	公募

【施設の利用人数】

		令和 2 年度		令和 3 年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
金城老人憩の家		—	—	—	—
			10,206 人	11,057 人	—
小緑老人福祉センター		—	—	—	—
			316 人	7,493 人	—
識名老人福祉センター		—	—	—	—
			6,056 人	5,003 人	—
末吉老人福祉センター		—	—	—	—
			8,293 人	5,976 人	—
壺川老人福祉センター		—	—	—	—
			16,536 人	10,220 人	—
辻老人憩の家		—	—	—	—
			7,083 人	5,826 人	—

※ 目標値は設定されていない。

【指定管理料及びその精算額】

金城老人憩の家

(千円)	
指定管理料（精算前）・・・A	令和 2 年度 7,369
余剰額（収支報告上）・・・B	令和 3 年度 7,369
市への返納額	726
指定管理料（精算後）	528
	922
	6,841
	6,447

小緑老人福祉センター

(千円)	
指定管理料（精算前）・・・A	令和 2 年度 11,272
余剰額（収支報告上）・・・B	令和 3 年度 11,272
市への返納額	1,445
指定管理料（精算後）	1,091
	1,054
	10,181
	10,218

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け
「施策 10 小学校区などの身近な地域の中で、高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる」
における事業に位置付けられている。

3. 関連する那覇市の計画
第 8 次なは高齢者プラン

4. 事業実施期間
平成 31 年度から令和 5 年度（5 年間）

5. 事業費の予算額及び執行額
(1) 金城老人憩の家
ア 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (参考)
予算額	7,369	7,369	7,369
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	7,369	7,369	7,369
その他	—	—	—
予算執行額	6,840	6,447	—
予算執行率	92.8%	87.5%	—

イ 令和 3 年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	6,447	指定管理運営の業務委託料
修繕費	0	
計	6,447	

(2) 小禄老人福祉センター
ア 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (参考)
予算額	11,406	11,379	11,394
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	11,406	11,379	11,394
その他	—	—	—

職名老人福祉センター

	令和 2 年度	令和 3 年度
指定管理料（精算前）・・・ A	12,578	12,578
余剰額（収支報告上）・・・ B	2,682	2,644
市への返納額	1,866	1,917
指定管理料（精算後）	10,712	10,661

末吉老人福祉センター

	令和 2 年度	令和 3 年度
指定管理料（精算前）・・・ A	11,552	11,552
余剰額（収支報告上）・・・ B	573	1,060
市への返納額	468	1,060
指定管理料（精算後）	11,084	10,492

壺川老人福祉センター

	令和 2 年度	令和 3 年度
指定管理料（精算前）・・・ A	12,191	12,191
余剰額（収支報告上）・・・ B	1,072	52
市への返納額	1,041	52
指定管理料（精算後）	11,150	12,139

辻老人憩の家

	令和 2 年度	令和 3 年度
指定管理料（精算前）・・・ A	11,123	11,123
余剰額（収支報告上）・・・ B	1,550	288
市への返納額	1,060	288
指定管理料（精算後）	10,063	10,835

※ 那覇市の「指定管理者制度に関する運用指針」Ⅲ、7.（3）によれば、余剰金が生じた場合、原則として余剰額の 1/2 を市に返納することになる。
しかしながら、令和 2 年度、令和 3 年度ともに、コロナが影響し、施設閉館が長くあつたことから、指定管理料の余剰額について調整を行ったため、「市への返納額＝余剰額×1/2」とはならない。具体的には、水道光熱費及び講師謝礼については、閉館による事業実施ができないことによる支出減であることから、当該支出減額に伴う余剰金については全額返納とし、それ以外の余剰部分については 1/2 を市へ返納することとした。

予算執行額	10,314	10,325	—
予算執行率	90.4%	90.7%	—

イ 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	10,218	指定管理運営の業務委託料
修繕費	107	
計	10,325	

(3) 鎌名老人福祉センター

ア 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額	12,807	12,578	12,614
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	12,807	12,578	12,614
その他	—	—	—
予算執行額	10,941	10,661	—
予算執行率	85.4%	84.7%	—

イ 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
指定管理料	10,661	指定管理運営の業務委託料
修繕費	0	
計	10,661	

(3) 末吉老人福祉センター

ア 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額	11,552	12,190	11,552
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	11,552	12,190	11,552
その他	—	—	—
予算執行額	11,084	11,130	—
予算執行率	95.9%	91.5%	—

334

イ 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	10,492	指定管理運営の業務委託料
修繕費	638	
計	11,130	

(4) 竜川老人福祉センター

ア 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額	12,432	12,191	12,253
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	12,432	12,191	12,253
その他	—	—	—
予算執行額	11,391	12,139	—
予算執行率	91.6%	99.5%	—

イ 令和 3 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	12,139	指定管理運営の業務委託料
修繕費	0	
計	12,139	

(5) 辻老人聴の家

ア 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考) 令和 4 年度
予算額	11,123	11,123	11,123
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	11,123	11,123	11,123
その他	—	—	—
予算執行額	10,062	10,835	—
予算執行率	90.4%	97.4%	—

イ 令和 3 年度予算執行額の内訳

335

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
指定管理料	10,835	指定管理運営の業務委託料
修繕費	0	
計	10,835	

6. 事業の成果指標
成果指標はない。

7. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標、PDCA サイクル

<意見①>成果指標が設定されていない

上記 6. に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

本事業の目的は、市民の福祉の向上、健康の保持増進及び地域住民の交流の場として本施設を提供することである。そして、施設の「年間利用人数」が多ければ地域住民の交流の場として地域に浸透していることから施設の「年間利用人数」を成果指標とすべきである。また、施設ごとに実施しなければならない利用者アンケートの結果を利用し、「利用者満足度」を成果指標とすべきである。

<意見②>仕様書の内容が一部履行されていない

担当課によると、令和 3 年度はコロナのため、6 施設とも、令和 3 年 4 月 13 日～10 月 6 日（177 日）、令和 4 年 1 月 8 日～2 月 20 日（44 日）の合計 221 日間閉鎖していたとのことである。協定書、仕様書には、指定管理者が行う業務として「センター利用許可と地域活性化に関する業務」があるところ、上記のとおり 221 日間も閉鎖していたのでは上記業務、特に地域活性化に関する業務が履行できていないといわざるをえない。この点、担当課によると、閉鎖中も各施設は利用者に対しハガキを出したり電話をかけたたりしてコミュニケーションをとっていたとのことであるが、通常の開館時と比較した場合、利用者との関係が希薄になることは否めない。

例えば、閉鎖期間においても地域活性化に関する業務に十分取り組めるようオンラインを活用するなど工夫を行うべきであり、市も指定管理者に対して、閉鎖期間中の人件費の有効活用について助言を行うべきであった。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

下記 (3) ③参照

② 予算の執行
執行残は修繕実績による執行残、及び余剰額返還のためである。

(3) 指定管理
指定管理者の募集としては、金城老人館の家は、那覇市総合福祉センター内の他施設とともに公募が行われている（「30. 那覇市総合福祉センター管理運営事業（P. 319）」参照）。また、小樽老人福祉センターは小樽児童館とともに公募が行われており、鶴名老人福祉センターは鶴名児童館とともに公募が行われている。（小樽児童館及び職名老人児童館については、「32. 児童館管理運営事業（P. 342）」参照）

① 指定管理先選定方法

6 施設とも公募により選定されている。いずれも 1 社のみの応募ではあるが、選定にあたっては選定委員会が開催されており、選定手続は妥当である。

② 指定管理予定候補者の情報開示

特段問題となる事項は発見されなかった。

③ 指定管理料の決定方法

指定管理料は過去 3 年間の平均収入額、支出額により算出しているところ（指定管理者制度に関する運用指針、別図第 1（2））、それ自体は不適切ではないが、下記の問題がある。

<意見③>指定管理料に積算時に利用料金を考慮していない

各施設とも利用料金制を採用しているにもかかわらず、指定管理料の積算において利用料金が考慮されておらず、見込み利用料金が減額されていない。利用料金は微々たる金額であるが（しかも令和 3 年度は閉鎖期間が長かったこともありほとんど利用料収入がない。）、適正な指定管理料を算定するためには予想される収入は減額すべきである。

④ モニタリング

モニタリングの手法は、モニタリングシートに基づき市が団体にヒアリングを行い、モニタリングシートを作成する。市は完成させたモニタリングシートをもとにモニタリング実施報告書、及び総合評価票を作成している。

次頁よりモニタリングシートの項目を添付する。

＜意見④＞成果指標に基づいたモニタリングを行っているが、そもそも本事業には成果指標が設定され、モニタリングも成果指標（KPI）に基づいたものではない。モニタリングは KPI に基づき実施すべきであるからモニタリングのチェックポイントも KPI を意識したものにするべきである。

本事業における成果指標は、例えば、前記（１）記載のとおり、「年間利用人数」「利用者満足度」が考えられるところ、既述のチェックポイント項目のうち、「（２）住民サービスの質に関すること」は、「年間利用人数」「利用者満足度」と連動する項目である。したがって、チェックポイントの大項目として「年間利用者数」や「利用者満足度」について目標を達成したか、を設定し、その小項目として現在のチェックポイント（職員の体制が適切か、受付対応はどうか、広報は適正か、平等利用ができているか・・・等）を設定することが考えられる。そして、大項目の数値目標が達成できないのに、小項目が全て 5 になるようなモニタリングでは意味をなさないので、小項目のチェックポイントは大項目の結果の原因分析につながるような内容にすべきである。

＜意見⑤＞モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分

モニタリングシートの各チェックポイントの評価は「適・不適」、もしくは概ね 4 段階（5・3・1・0 で、5 の評価が最も良い。）に分かれているところ、4 段階の場合の評価は概ね 5 であって、希に 3 があるが、3 の場合に何故 5 でなく 3 なのか理由不明の部分が多くコメント欄の記載から判断できない。

例えば、職名老人福祉センターのモニタリングシート「（２）住民サービスの質に関すること」の「２ 通常業務・自主事業」の「（２）施設利用状況」は評価が 3 となっているが、コメント欄には「入館時の検温・健康観察カードの提出、更に各講座・同好会の出欠確認がなされて、利用人数の把握がスムーズにできている。」とネガティブな内容は記載されておらず、どうして 5 と評価しなかったのか不明である。

モニタリングを行う際には結論のみならず、結論（評価）に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に記載すべきである。

モニタリングシート（注）結果サマリの詳細は別添に添付します		評価、評価の理由	
(1) 施設利用状況	利用者の利用状況が把握できているか	適・不適	利用者の利用状況が把握できているか
	利用者の利用状況が把握できているか	適・不適	利用者の利用状況が把握できているか
(2) 住民サービスの質	利用者満足度が把握できているか	適・不適	利用者満足度が把握できているか
	利用者満足度が把握できているか	適・不適	利用者満足度が把握できているか
(3) 事業の進捗状況	事業の進捗状況が把握できているか	適・不適	事業の進捗状況が把握できているか
	事業の進捗状況が把握できているか	適・不適	事業の進捗状況が把握できているか
(4) 財政状況	財政状況が把握できているか	適・不適	財政状況が把握できているか
	財政状況が把握できているか	適・不適	財政状況が把握できているか

モニタリングシート（注）結果サマリの詳細は別添に添付します		評価、評価の理由	
(1) 施設利用状況	利用者の利用状況が把握できているか	適・不適	利用者の利用状況が把握できているか
	利用者の利用状況が把握できているか	適・不適	利用者の利用状況が把握できているか
(2) 住民サービスの質	利用者満足度が把握できているか	適・不適	利用者満足度が把握できているか
	利用者満足度が把握できているか	適・不適	利用者満足度が把握できているか
(3) 事業の進捗状況	事業の進捗状況が把握できているか	適・不適	事業の進捗状況が把握できているか
	事業の進捗状況が把握できているか	適・不適	事業の進捗状況が把握できているか
(4) 財政状況	財政状況が把握できているか	適・不適	財政状況が把握できているか
	財政状況が把握できているか	適・不適	財政状況が把握できているか

32. 児童館管理運営事業

1. 事業の概要

- (1) 担当部署
こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的

児童福祉法第 36 条第 3 項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、市民の福祉の向上及び地域住民の交流の活動拠点として提供するため、児童館を設置することである。

(3) 事業の内容

金城児童館、小椋児童館、識名児童館の管理運営を指定管理者に委託することである。

【施設概要】

管理対象施設		金城児童館（那覇市総合福祉センター内）	(令和 4 年 3 月 31 日現在)
所在地		那覇市金城 3 丁目 5 番地 4	
HP		http://www.nahasyakyo.org/service/facility/1457618211/	
施設設置の根拠条例		那覇市児童館及び児童遊園条例	
開館年月		平成 7 年 4 月	
主な事業内容		施設管理運営に関する業務、施設利用の許可と地域活性化に関する業務	

管理対象施設		小椋児童館	(令和 4 年 3 月 31 日現在)
所在地		那覇市小椋 5 丁目 4 番地 2	
HP		http://www.nahasyakyo.org/sp/service/facility/1457618561/	
施設設置の根拠条例		那覇市児童館及び児童遊園条例	
開館年月		昭和 59 年 5 月	
主な事業内容		施設管理運営に関する業務、施設利用の許可と地域活性化に関する業務	

管理対象施設		識名児童館	(令和 4 年 3 月 31 日現在)
所在地		那覇市識名 2 丁目 5 番地 5	
HP		http://www.nahasyakyo.org/sp/service/facility/1457618405/	
施設設置の根拠条例		那覇市児童館及び児童遊園条例	
開館年月		昭和 60 年 1 月	
主な事業内容		施設管理運営に関する業務、施設利用の許可と地域活性化に関する業務	

【指定管理者の概要】

団体名	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会	(令和 4 年 3 月 31 日現在)
所在地	那覇市総合福祉センター 2 階	
指定管理期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日（5 年間）	
指定管理候補者の選定方法	公募	

【施設の利用人数】

	令和 2 年度	令和 3 年度
金城児童館	目標値	—
	実績値	24,610 人
小椋児童館	目標値	—
	実績値	12,551 人
識名児童館	目標値	—
	実績値	13,211 人

※目標値は設定されていない。

【指定管理料及びその精算額】

金城児童館	令和 2 年度	令和 3 年度
指定管理料（精算前）・・・A	10,588	10,588
余剰額・・・B	530	1,766
市への返納額・・・B×1/2	265	883
指定管理料（精算後）・・・A－B×1/2	10,323	9,705

小椋児童館

	令和 2 年度	令和 3 年度
指定管理料（精算前）・・・A	12,039	12,039
余剰額・・・B	810	122
市への返納額・・・B×1/2	405	61
指定管理料（精算後）・・・A－B×1/2	11,634	11,978

識名児童館

	令和 2 年度	令和 3 年度
指定管理料（精算前）・・・A	11,844	11,844
余剰額・・・B	541	371
市への返納額・・・B×1/2	270	185
指定管理料（精算後）・・・A－B×1/2	11,574	11,659

2. 第 5 次那覇市総合計画上の位置付け
「施策 21 すべてのことばの子どもそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる」にお
ける事業に位置付けられている。

3. 関連する那覇市の計画
那覇市子ども・子育て支援事業計画

4. 事業実施期間
平成 31 年度から令和 5 年度（5 年間）

5. 事業費の予算額及び執行額
(1) 金城児童館
ア 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (参考)
予算額	10,929	10,588	10,588
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	10,929	10,588	10,588
その他	—	—	—
予算執行額	10,664	9,705	—
予算執行率	97.6%	91.7%	—

イ 令和 3 年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	9,705	業務委託料
計	9,705	

(2) 小祿児童館
ア 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (参考)
予算額	12,885	12,339	12,339
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	12,885	12,339	12,339
その他	—	—	—
予算執行額	12,326	12,249	—

344

予算執行率	95.7%	99.9%	—
-------	-------	-------	---

イ 令和 3 年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	12,249	うち、指定管理運営の業務委託料は 11,978 千円
計	12,249	

(3) 識名児童館
ア 予算額及び執行額

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (参考)
予算額	13,249	12,144	12,144
国支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
一般財源	13,249	12,144	12,144
その他	—	—	—
予算執行額	12,900	11,959	—
予算執行率	97.3%	98.5%	—

イ 令和 3 年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	11,959	うち、指定管理運営の業務委託料は 11,659 千円
計	11,959	

6. 事業の成果指標
成果指標はない。

7. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標、PDCA サイクル

＜意見①＞成果指標が設定されていない

上記 6. に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定
されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』とい
った、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に
実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要が
ある。

本事業の目的は、児童館を市民の福祉の向上及び地域住民の交流の活動拠点として提供

345

することである。そして、施設の「年間利用人数」が多ければ上記の活動拠点として地域に浸透しているといえることから施設の「年間利用人数」を成果指標とすべきである。また、施設ごとに利用者アンケートを実施しているところ、このアンケート結果を利用し、「利用者満足度」を成果指標とすることも考えられる。

(2) 予算の積算・執行

① 予算の積算

下記 (3) ③参照

② 予算の執行

3 児童館とも予算をほぼ消化しており、予算執行率に問題は無い。

(3) 指定管理

指定管理者は公募によって募集・選定されている。

なお、金城児童館は、那覇市総合福祉センター内の他施設とともに公募が行われている（「30. 那覇市総合福祉センター管理運営事業(P. 319)」参照）。

また、小椋児童館は小椋老人福祉センターとともに公募が行われており、識名児童館は識名老人福祉センターとともに公募が行われている（「31. 老人福祉センター管理運営事業(P. 329)」参照）。

① 指定管理先選定方法

金城児童館、小椋児童館、識名児童館の 3 施設とも公募により選定されている。いずれも 1 社のみの応募ではあるが、選定にあたっては選定委員会が開催されており、選定手続は妥当である。

② 指定管理予定候補者の情報開示

特段指摘すべき事項はない。

③ 指定管理料の決定方法

指定管理料は『必要とされる経費の総額（修繕費及び備品購入費を除く。）』で算定されており、特段指摘すべき事項はない。

＜意見②＞諸経費の算定ルールが不明確

各児童館とも指定管理料の見積りに諸経費（5%）として、全体の 5% の金額が加算されている。担当課に確認したところ、積算科目に含まれない支出を見込んで各児童館、一律 5% としているとのことであったが、算定ルールは存在しないとのことであった。

ここで、自治体等が民間事業者に業務委託する際の委託料積算においては、業務を行うために必要な経費であるが、当該業務に要した経費としての抽付・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接的な経費を計上している場合がある。いわゆる「一般管理費」と呼ばれるものである（参照：『委託事業事務処理マニュアル』（経済産業省））。

上記の諸経費は、いわゆる「一般管理費」に該当する経費であると考えられるが、本指定管理事業においても、抽付・特定が困難な経費が発生する可能性が認められるため、諸経費の必要性は必ずしも否定されるものではなく、計上は可能と考える。

一方で、曖昧な計上を容認することは指定管理事業に係る市への返納額（収支余剰額の 1/2）を不当に減額するおそれがあるため、厳密な積算が困難だからこそ、合理的な根拠となる指標を設定すべきである。

対応として例えば、前述の『委託事業事務処理マニュアル』（経済産業省）を参考にされたい。当該マニュアルでは、一般管理費率は 10% もしくは、受託者が企業の場合は以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率としている。

【企業における計算式】

$$\text{一般管理費率} = \frac{\text{『販売費及び一般管理費』} - \text{『販売費』}}{\text{『売上原価』}} \times 100$$

④ モニタリング

モニタリングの手法は、モニタリングシートに基づき市が団体にヒアリングを行い、モニタリングシートを作成する。

市は完成させたモニタリングシートをもとにモニタリング実施報告書、及び総合評価票を作成している。

次頁よりモニタリングシートの項目を添付する。

[illegible][illegible]

＜意見③＞成果指標に基づいたモニタリングを行っていない
本事業においてモニタリングが行われているが、そもそも本事業には成果指標が設定されていないので、モニタリングも成果指標（KPI）に基づいたものとはならない。モニタリングは KPI に基づき実施すべきであるからモニタリングのチェックポイントも KPI を意識したものにするべきである。
本事業における成果指標は、例えば、前記（１）記載のとおり、「年間利用人数」「利用者満足度」が考えられるところ、既存のチェックポイント項目のうち、「②住民サービスの質に関すること」は、「年間利用人数」「利用者満足度」と連動する項目である。したがって、チェックポイントの大項目として「年間利用者数」や「利用者満足度」について目標を設定したか、を設定し、その小項目として現在のチェックポイント（職員の体制が適切か、受付対応はどうか、広報は適正か、平等利用ができているか…等）を設定することが考えられる。そして、大項目の数値目標が達成できていないのに、小項目が全て 5 になるようなモニタリングでは意味をなさないので、小項目のチェックポイントは大項目の結果の要因分析につながるような内容にすべきである。

＜意見④＞モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分
モニタリングシート上の各チェックポイントの評価は「適・不適」、もしくは概ね 4 段階（5・3・1・0 で、5 の評価が最も良い。）に分かれているところ、4 段階の場合の評価は概ね 5 であって、希に 3 があるが、3 の場合に何故 5 でなく 3 なのか理由不明の部分が多い。各項目にはコメント欄があるが、そもそもコメント欄が空欄となっている部分も多く、評価に至った理由の記載が不十分である。コメント欄に評価に至った理由を記載しておくべきである。

モニタリングを行う際には結論のみならず、結論（評価）に至った理由も、第三者から見て分かりやすい内容でコメント欄に記載すべきである。

モニタリングシート（①） 当該事業の概要を記載した上で、モニタリングを実施する事業の概要を記載する		評価結果	
① 事業の概要		① 事業の概要	
1 事業の概要	① 事業の概要	① 事業の概要	① 事業の概要
	② 事業の目的	② 事業の目的	② 事業の目的
	③ 事業の目標	③ 事業の目標	③ 事業の目標
	④ 事業の成果	④ 事業の成果	④ 事業の成果
	⑤ 事業の予算	⑤ 事業の予算	⑤ 事業の予算
	⑥ 事業の経費	⑥ 事業の経費	⑥ 事業の経費
	⑦ 事業の収入	⑦ 事業の収入	⑦ 事業の収入
	⑧ 事業の利益	⑧ 事業の利益	⑧ 事業の利益
	⑨ 事業の負債	⑨ 事業の負債	⑨ 事業の負債
	⑩ 事業の純資産	⑩ 事業の純資産	⑩ 事業の純資産
② 事業の概要		② 事業の概要	
③ 事業の目的		③ 事業の目的	
④ 事業の目標		④ 事業の目標	
⑤ 事業の成果		⑤ 事業の成果	
⑥ 事業の予算		⑥ 事業の予算	
⑦ 事業の経費		⑦ 事業の経費	
⑧ 事業の収入		⑧ 事業の収入	
⑨ 事業の利益		⑨ 事業の利益	
⑩ 事業の負債		⑩ 事業の負債	
⑪ 事業の純資産		⑪ 事業の純資産	
⑫ 事業の概要		⑫ 事業の概要	
⑬ 事業の目的		⑬ 事業の目的	
⑭ 事業の目標		⑭ 事業の目標	
⑮ 事業の成果		⑮ 事業の成果	
⑯ 事業の予算		⑯ 事業の予算	
⑰ 事業の経費		⑰ 事業の経費	
⑱ 事業の収入		⑱ 事業の収入	
⑲ 事業の利益		⑲ 事業の利益	
⑳ 事業の負債		⑳ 事業の負債	
㉑ 事業の純資産		㉑ 事業の純資産	
㉒ 事業の概要		㉒ 事業の概要	
㉓ 事業の目的		㉓ 事業の目的	
㉔ 事業の目標		㉔ 事業の目標	
㉕ 事業の成果		㉕ 事業の成果	
㉖ 事業の予算		㉖ 事業の予算	
㉗ 事業の経費		㉗ 事業の経費	
㉘ 事業の収入		㉘ 事業の収入	
㉙ 事業の利益		㉙ 事業の利益	
㉚ 事業の負債		㉚ 事業の負債	
㉛ 事業の純資産		㉛ 事業の純資産	
㉜ 事業の概要		㉜ 事業の概要	
㉝ 事業の目的		㉝ 事業の目的	
㉞ 事業の目標		㉞ 事業の目標	
㉟ 事業の成果		㉟ 事業の成果	
㊱ 事業の予算		㊱ 事業の予算	
㊲ 事業の経費		㊲ 事業の経費	
㊳ 事業の収入		㊳ 事業の収入	
㊴ 事業の利益		㊴ 事業の利益	
㊵ 事業の負債		㊵ 事業の負債	
㊶ 事業の純資産		㊶ 事業の純資産	
㊷ 事業の概要		㊷ 事業の概要	
㊸ 事業の目的		㊸ 事業の目的	
㊹ 事業の目標		㊹ 事業の目標	
㊺ 事業の成果		㊺ 事業の成果	
㊻ 事業の予算		㊻ 事業の予算	
㊼ 事業の経費		㊼ 事業の経費	
㊽ 事業の収入		㊽ 事業の収入	
㊾ 事業の利益		㊾ 事業の利益	
㊿ 事業の負債		㊿ 事業の負債	
㋀ 事業の純資産		㋀ 事業の純資産	
㋁ 事業の概要		㋁ 事業の概要	
㋂ 事業の目的		㋂ 事業の目的	
㋃ 事業の目標		㋃ 事業の目標	
㋄ 事業の成果		㋄ 事業の成果	
㋅ 事業の予算		㋅ 事業の予算	
㋆ 事業の経費		㋆ 事業の経費	
㋇ 事業の収入		㋇ 事業の収入	
㋈ 事業の利益		㋈ 事業の利益	
㋉ 事業の負債		㋉ 事業の負債	
㋊ 事業の純資産		㋊ 事業の純資産	
㋋ 事業の概要		㋋ 事業の概要	
㋌ 事業の目的		㋌ 事業の目的	
㋍ 事業の目標		㋍ 事業の目標	
㋎ 事業の成果		㋎ 事業の成果	
㋏ 事業の予算		㋏ 事業の予算	
㋐ 事業の経費		㋐ 事業の経費	
㋑ 事業の収入		㋑ 事業の収入	
㋒ 事業の利益		㋒ 事業の利益	
㋓ 事業の負債		㋓ 事業の負債	
㋔ 事業の純資産		㋔ 事業の純資産	
㋕ 事業の概要		㋕ 事業の概要	
㋖ 事業の目的		㋖ 事業の目的	
㋗ 事業の目標		㋗ 事業の目標	
㋘ 事業の成果		㋘ 事業の成果	
㋙ 事業の予算		㋙ 事業の予算	
㋚ 事業の経費		㋚ 事業の経費	
㋛ 事業の収入		㋛ 事業の収入	
㋜ 事業の利益		㋜ 事業の利益	
㋝ 事業の負債		㋝ 事業の負債	
㋞ 事業の純資産		㋞ 事業の純資産	
㋟ 事業の概要		㋟ 事業の概要	
㋠ 事業の目的		㋠ 事業の目的	
㋡ 事業の目標		㋡ 事業の目標	
㋢ 事業の成果		㋢ 事業の成果	
㋣ 事業の予算		㋣ 事業の予算	
㋤ 事業の経費		㋤ 事業の経費	
㋥ 事業の収入		㋥ 事業の収入	
㋦ 事業の利益		㋦ 事業の利益	
㋧ 事業の負債		㋧ 事業の負債	
㋨ 事業の純資産		㋨ 事業の純資産	
㋩ 事業の概要		㋩ 事業の概要	
㋪ 事業の目的		㋪ 事業の目的	
㋫ 事業の目標		㋫ 事業の目標	
㋬ 事業の成果		㋬ 事業の成果	
㋭ 事業の予算		㋭ 事業の予算	
㋮ 事業の経費		㋮ 事業の経費	
㋯ 事業の収入		㋯ 事業の収入	
㋰ 事業の利益		㋰ 事業の利益	
㋱ 事業の負債		㋱ 事業の負債	
㋲ 事業の純資産		㋲ 事業の純資産	
㋳ 事業の概要		㋳ 事業の概要	
㋴ 事業の目的		㋴ 事業の目的	
㋵ 事業の目標		㋵ 事業の目標	
㋶ 事業の成果		㋶ 事業の成果	
㋷ 事業の予算		㋷ 事業の予算	
㋸ 事業の経費		㋸ 事業の経費	
㋹ 事業の収入		㋹ 事業の収入	
㋺ 事業の利益		㋺ 事業の利益	
㋻ 事業の負債		㋻ 事業の負債	
㋼ 事業の純資産		㋼ 事業の純資産	
㋽ 事業の概要		㋽ 事業の概要	
㋾ 事業の目的		㋾ 事業の目的	
㋿ 事業の目標		㋿ 事業の目標	
㌀ 事業の成果		㌀ 事業の成果	
㌁ 事業の予算		㌁ 事業の予算	
㌂ 事業の経費		㌂ 事業の経費	
㌃ 事業の収入		㌃ 事業の収入	
㌄ 事業の利益		㌄ 事業の利益	
㌅ 事業の負債		㌅ 事業の負債	
㌆ 事業の純資産		㌆ 事業の純資産	
㌇ 事業の概要		㌇ 事業の概要	
㌈ 事業の目的		㌈ 事業の目的	
㌉ 事業の目標		㌉ 事業の目標	
㌊ 事業の成果		㌊ 事業の成果	
㌋ 事業の予算		㌋ 事業の予算	
㌌ 事業の経費		㌌ 事業の経費	
㌍ 事業の収入		㌍ 事業の収入	
㌎ 事業の利益		㌎ 事業の利益	
㌏ 事業の負債		㌏ 事業の負債	
㌐ 事業の純資産		㌐ 事業の純資産	
㌑ 事業の概要		㌑ 事業の概要	
㌒ 事業の目的		㌒ 事業の目的	
㌓ 事業の目標		㌓ 事業の目標	
㌔ 事業の成果		㌔ 事業の成果	
㌕ 事業の予算		㌕ 事業の予算	
㌖ 事業の経費		㌖ 事業の経費	
㌗ 事業の収入		㌗ 事業の収入	
㌘ 事業の利益		㌘ 事業の利益	
㌙ 事業の負債		㌙ 事業の負債	
㌚ 事業の純資産		㌚ 事業の純資産	
㌛ 事業の概要		㌛ 事業の概要	
㌜ 事業の目的		㌜ 事業の目的	
㌝ 事業の目標		㌝ 事業の目標	
㌞ 事業の成果		㌞ 事業の成果	
㌟ 事業の予算		㌟ 事業の予算	
㌠ 事業の経費		㌠ 事業の経費	
㌡ 事業の収入		㌡ 事業の収入	
㌢ 事業の利益		㌢ 事業の利益	
㌣ 事業の負債		㌣ 事業の負債	
㌤ 事業の純資産		㌤ 事業の純資産	
㌥ 事業の概要		㌥ 事業の概要	
㌦ 事業の目的		㌦ 事業の目的	
㌧ 事業の目標		㌧ 事業の目標	
㌨ 事業の成果		㌨ 事業の成果	
㌩ 事業の予算		㌩ 事業の予算	
㌪ 事業の経費		㌪ 事業の経費	
㌫ 事業の収入		㌫ 事業の収入	
㌬ 事業の利益		㌬ 事業の利益	
㌭ 事業の負債		㌭ 事業の負債	
㌮ 事業の純資産		㌮ 事業の純資産	
㌯ 事業の概要		㌯ 事業の概要	
㌰ 事業の目的		㌰ 事業の目的	
㌱ 事業の目標		㌱ 事業の目標	
㌲ 事業の成果		㌲ 事業の成果	
㌳ 事業の予算		㌳ 事業の予算	
㌴ 事業の経費		㌴ 事業の経費	
㌵ 事業の収入		㌵ 事業の収入	
㌶ 事業の利益		㌶ 事業の利益	
㌷ 事業の負債		㌷ 事業の負債	
㌸ 事業の純資産		㌸ 事業の純資産	
㌹ 事業の概要		㌹ 事業の概要	
㌺ 事業の目的		㌺ 事業の目的	

④ 労働者の就業状況

⑤ 労働者の就業状況

⑥ 労働者の就業状況

⑦ 労働者の就業状況

⑧ 労働者の就業状況

⑨ 労働者の就業状況

⑩ 労働者の就業状況

⑪ 労働者の就業状況

⑫ 労働者の就業状況

⑬ 労働者の就業状況

⑭ 労働者の就業状況

⑮ 労働者の就業状況

⑯ 労働者の就業状況

⑰ 労働者の就業状況

⑱ 労働者の就業状況

⑲ 労働者の就業状況

⑳ 労働者の就業状況

㉑ 労働者の就業状況

㉒ 労働者の就業状況

㉓ 労働者の就業状況

㉔ 労働者の就業状況

㉕ 労働者の就業状況

㉖ 労働者の就業状況

㉗ 労働者の就業状況

㉘ 労働者の就業状況

㉙ 労働者の就業状況

㉚ 労働者の就業状況

㉛ 労働者の就業状況

㉜ 労働者の就業状況

㉝ 労働者の就業状況

㉞ 労働者の就業状況

㉟ 労働者の就業状況

㊱ 労働者の就業状況

㊲ 労働者の就業状況

㊳ 労働者の就業状況

㊴ 労働者の就業状況

㊵ 労働者の就業状況

㊶ 労働者の就業状況

㊷ 労働者の就業状況

㊸ 労働者の就業状況

㊹ 労働者の就業状況

㊺ 労働者の就業状況

㊻ 労働者の就業状況

㊼ 労働者の就業状況

㊽ 労働者の就業状況

㊾ 労働者の就業状況

㊿ 労働者の就業状況

㋀ 労働者の就業状況

㋁ 労働者の就業状況

㋂ 労働者の就業状況

㋃ 労働者の就業状況

㋄ 労働者の就業状況

㋅ 労働者の就業状況

㋆ 労働者の就業状況

㋇ 労働者の就業状況

㋈ 労働者の就業状況

㋉ 労働者の就業状況

㋊ 労働者の就業状況

㋋ 労働者の就業状況

㋌ 労働者の就業状況

㋍ 労働者の就業状況

㋎ 労働者の就業状況

㋏ 労働者の就業状況

㋐ 労働者の就業状況

㋑ 労働者の就業状況

㋒ 労働者の就業状況

㋓ 労働者の就業状況

㋔ 労働者の就業状況

㋕ 労働者の就業状況

㋖ 労働者の就業状況

㋗ 労働者の就業状況

㋘ 労働者の就業状況

㋙ 労働者の就業状況

㋚ 労働者の就業状況

㋛ 労働者の就業状況

㋜ 労働者の就業状況

㋝ 労働者の就業状況

㋞ 労働者の就業状況

㋟ 労働者の就業状況

㋠ 労働者の就業状況

㋡ 労働者の就業状況

㋢ 労働者の就業状況

㋣ 労働者の就業状況

㋤ 労働者の就業状況

㋥ 労働者の就業状況

㋦ 労働者の就業状況

㋧ 労働者の就業状況

㋨ 労働者の就業状況

㋩ 労働者の就業状況

㋪ 労働者の就業状況

㋫ 労働者の就業状況

㋬ 労働者の就業状況

㋭ 労働者の就業状況

㋮ 労働者の就業状況

㋯ 労働者の就業状況

㋰ 労働者の就業状況

㋱ 労働者の就業状況

㋲ 労働者の就業状況

㋳ 労働者の就業状況

㋴ 労働者の就業状況

㋵ 労働者の就業状況

㋶ 労働者の就業状況

㋷ 労働者の就業状況

㋸ 労働者の就業状況

㋹ 労働者の就業状況

㋺ 労働者の就業状況

㋻ 労働者の就業状況

㋼ 労働者の就業状況

㋽ 労働者の就業状況

㋾ 労働者の就業状況

㋿ 労働者の就業状況

㌀ 労働者の就業状況

㌁ 労働者の就業状況

㌂ 労働者の就業状況

㌃ 労働者の就業状況

㌄ 労働者の就業状況

㌅ 労働者の就業状況

㌆ 労働者の就業状況

㌇ 労働者の就業状況

㌈ 労働者の就業状況

㌉ 労働者の就業状況

㌊ 労働者の就業状況

㌋ 労働者の就業状況

㌌ 労働者の就業状況

㌍ 労働者の就業状況

㌎ 労働者の就業状況

㌏ 労働者の就業状況

㌐ 労働者の就業状況

㌑ 労働者の就業状況

㌒ 労働者の就業状況

㌓ 労働者の就業状況

㌔ 労働者の就業状況

㌕ 労働者の就業状況

㌖ 労働者の就業状況

㌗ 労働者の就業状況

㌘ 労働者の就業状況

㌙ 労働者の就業状況

㌚ 労働者の就業状況

㌛ 労働者の就業状況

㌜ 労働者の就業状況

㌝ 労働者の就業状況

㌞ 労働者の就業状況

㌟ 労働者の就業状況

㌠ 労働者の就業状況

㌡ 労働者の就業状況

㌢ 労働者の就業状況

㌣ 労働者の就業状況

㌤ 労働者の就業状況

㌥ 労働者の就業状況

㌦ 労働者の就業状況

㌧ 労働者の就業状況

㌨ 労働者の就業状況

㌩ 労働者の就業状況

㌪ 労働者の就業状況

㌫ 労働者の就業状況

㌬ 労働者の就業状況

㌭ 労働者の就業状況

㌮ 労働者の就業状況

㌯ 労働者の就業状況

㌰ 労働者の就業状況

㌱ 労働者の就業状況

㌲ 労働者の就業状況

㌳ 労働者の就業状況

㌴ 労働者の就業状況

㌵ 労働者の就業状況

㌶ 労働者の就業状況

㌷ 労働者の就業状況

㌸ 労働者の就業状況

㌹ 労働者の就業状況

㌺ 労働者の就業状況

監査委員訓令

那 覇 市 監 査 委 員 訓 令 第 1 号
令 和 5 年 3 月 3 1 日
掲 示 済

那覇市監査委員個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

那覇市監査委員	宮 城	哲
同	城 間	貞
同	奥 間	亮

那覇市監査委員個人情報の保護に関する法律施行規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年那覇市条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（法の施行）

第2条 法の施行については、次条その他別に定めるもののほか、那覇市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年那覇市規則第10号）の規定の例による。

（事務の委任）

第3条 那覇市監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。

- （1） 法第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項の規定による請求の受付及び受理に関する事務 総務部法制契約課の個人情報保護担当職員
- （2） 法第82条第1項及び第2項、第93条第1項及び第2項並びに第101条第1項及び第2項の規定による決定についての審査請求の受付及び受理に関する事務 総務部法制契約課の審査請求担当職員
- （3） 法第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項の規定による請求に係る不作為についての審査請求の受付及び受理に関する事務 総務部法制契約課の審査請求担当職員

付 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（那覇市個人情報保護条例施行規程の廃止）

- 2 那覇市個人情報保護条例施行規程（平成3年那覇市監査委員訓令第2号）は、廃止する。

監査委員告示

那覇市監査委員告示第 1 号

令 和 5 年 3 月 2 7 日

掲 示 済

那覇市監査委員監査基準の一部を改正する基準を次のように定める。

那覇市監査委員 宮 城 哲
同 城 間 貞
同 奥 間 亮

那覇市監査委員監査基準の一部を改正する基準

那覇市監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)を次のように改正する。

改正前	改正後
(情報管理) 第10条 [略] 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、 <u>那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)等</u> に基づき適切に取り扱うものとする。	(情報管理) 第10条 [略] 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等</u> に基づき適切に取り扱うものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

農業委員会告示

那覇市農業委員会告示第 1 号

令 和 5 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市農業委員会

会長 新垣 次夫

那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程の一部を改正する告示

那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程（昭和48年那覇市農業委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第8条 次に掲げる事項は、事務局長において専決処理することができる。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 法第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号の届出の受理又は不受理の決定。 ただし、次に掲げる場合を除く。 ア～ウ 〔略〕 (6)～(7) 〔略〕 2 〔略〕	第8条 〔略〕 (1)～(4) 〔略〕 (5) 法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の届出の受理又は不受理の決定。 ただし、次に掲げる場合を除く。 ア～ウ 〔略〕 (6)～(7) 〔略〕 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、改正部分を改正後部分に改める。	

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市農業委員会告示第 2 号
令 和 5 年 3 月 3 1 日
掲 示 済

那覇市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

那覇市農業委員会
会長 新垣 次夫

那覇市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年那覇市条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（法の施行）

第2条 法の施行については、次条その他別に定めるもののほか、那覇市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年那覇市規則第10号）の規定の例による。

（事務の委任）

第3条 那覇市農業委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。

- （1） 法第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項の規定による請求の受付及び受理に関する事務 総務部法制契約課の個人情報保護担当職員
- （2） 法第82条第1項及び第2項、第93条第1項及び第2項並びに第101条第1項及び第2項の規定による決定についての審査請求の受付及び受理に関する事務 総務部法制契約課の審査請求担当職員
- （3） 法第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項の規定による請求に係る不作為についての審査請求の受付及び受理に関する事務 総務部法制契約課の審査請求担当職員

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（那覇市個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 2 那覇市個人情報保護条例施行規程（平成25年農業委員会告示第1号）は、廃止する。

